

下田市歷史的風致  
維持向上計畫畫



## ごあいさつ

下田市は、開国の歴史に彩られ、美しい海岸線と天城山系から続く急峻な山々に囲まれた、出で湯のまちであります。近年は、伊豆半島ジオパークの世界認定や、伊豆縦貫自動車道周辺のまちづくりを軸として、豊かな自然、歴史・文化を活かした、やすらぎと活力のある都市づくりに取り組んでおります。

しかしながら、急加速で進んでいる人口減少や社会環境の変化により、趣ある歴史的建造物は年々減少、各地域の祭礼行事におきましても参加者の確保が難しく、歴史上価値の高い建造物・その周辺のまちなみと、歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動が一体となった歴史的風致が失われつつあります。

このような状況を踏まえ、本市では、歴史的風致を維持・向上させ、未来へと継承する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「下田市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

計画では、本市が維持向上すべき歴史的風致として5つに整理しており、今後はこの計画に基づき、これまで守り育んできた歴史文化資源を維持向上させて、地域に対する誇りの醸成と地域の活性化に繋げてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御助言を頂きました「下田市歴史的風致維持向上計画策定協議会」の皆様、御意見や御提案、資料の御提供を頂きました皆様に深く感謝申し上げます。

平成30年11月

下田市長

福井祐輔



# 下田市歴史的風致維持向上計画 目次

序章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	計画期間	3
3	計画策定の体制	3
4	計画策定の経緯	7
第1章	下田市の歴史的風致形成の背景	9
1	自然的環境	9
2	社会的環境	20
3	歴史的環境	32
4	文化財等の分布状況	52
第2章	下田市の維持向上すべき歴史的風致	67
1	湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致	69
2	黒船祭にみる歴史的風致	93
3	稲梓地域の祭礼にみる歴史的風致	104
4	天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致	116
5	蓮台寺温泉にみる歴史的風致	124
第3章	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	132
1	歴史的風致の維持及び向上に関する課題	132
2	歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性	136
3	歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	143
4	歴史的風致維持向上計画の実施体制	146
第4章	重点区域の位置及び区域	147
1	重点区域設定の考え方	147
2	重点区域の位置及び区域	151
3	重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果	153
4	良好な景観の形成に関する施策との連携	154
第5章	文化財の保存及び活用に関する事項	165
1	全市に関する基本方針	165
2	重点区域に関する事項	169

<b>第6章</b>	<b>歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</b> .....	<b>172</b>
1	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方.....	172
2	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業.....	176
<b>第7章</b>	<b>歴史的風致形成建造物の指定の方針</b> .....	<b>190</b>
1	歴史的風致形成建造物の指定の考え方.....	190
2	歴史的風致形成建造物の指定要件.....	190
3	歴史的風致形成建造物の指定候補.....	191
<b>第8章</b>	<b>歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</b> .....	<b>194</b>
1	歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方.....	194
2	個別の事項 .....	194
3	届出が不要な行為 .....	195
4	改修に伴う建築基準法の適用除外.....	195

## 序章 はじめに

### 1 計画策定の背景と目的

我が国には、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まった、歴史的なまちなみを有する地域が数多く存在する。このような地域では、祭礼行事を始めとする地域の歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史的なまちなみとが一体となった、情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境を見ることができる。

下田市は、天城山系から連なる豊かな緑と、約 47 km に及ぶ起伏に富んだ海岸線を有し、下田市を特徴づける美しい景観を形成している。古来よりこの入江を生かして、港町が形成され、幕末の時代には日米和親条約により下田が開港場となり、その歴史や文化は今日まで引き継がれている。また、3 件の国の指定を受けた史跡を有し、神輿が練り歩く祭り等の祭礼行事や、地場産品を生かした伝統産業が営まれ、伊豆半島の拠点として、数多くの歴史文化資産が存在する。

しかし、全国的な傾向と同様、少子高齢化や過疎化が進行する中、歴史的建造物の喪失、あるいは伝統行事や祭礼、伝統産業の担い手不足等による後世への継承等が懸念されており、本市固有の歴史文化や伝統の保全、継承、向上が課題となっている。

このような状況を踏まえ、平成 20 年(2008)、我が国及び地域にとって貴重な資産である「歴史的風致」について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」という。)が施行された。

本市においては、これまで文化財の保護や歴史的景観の整備などの施策を進めてきたが、固有の歴史文化資産が織り成す「歴史的風致」を守り育て、未来へ引き継ぐべく、下田の個性を磨き、魅力を高め、市民に根付いていなかった下田の歴史文化を再認識して一層の誇りと愛着を持って継承し、また、美しく風格ある都市を創生し、訪れる人々に感動を与えられるようなまちづくりを行い、地域の活性化や観光振興につなげていくことが重要である。

そこで本市では、これまで育んできた多くの歴史文化資産が、現在の下田の宝となっていることを改めて認識するとともに、文化財保護行政とまちづくり行政の一層の緊密な連携を図りながら、歴史まちづくり法に基づく歴史

的風致維持向上計画を策定することにより、本市が有する歴史文化資産を活かしたまちづくりの積極的な推進を図ることとした。

## 歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び  
伝統を反映した人々の活動

その活動が行われる歴史上価値の  
高い建造物及びその周辺の市街地

一体となって形成された良好な市街地の環境



柳橋に下田太鼓祭りの神輿  
が差し掛かり、歴史的風致  
が完成する

歴史的風致の概念図

## 2 計画期間

この計画の期間は、平成 30 年度（2018）から平成 39 年度（2027）までの 10 年間とする。

## 3 計画策定の体制

### （1）計画策定の体制

本計画は、本市の庁内組織である「下田市歴史的風致維持向上計画庁内策定作業部会」における課題整理、計画の骨子案の立案及び歴史まちづくり法第 11 条に基づく「下田市歴史的風致維持向上計画策定協議会」における計画案の協議並びにパブリックコメントによる市民意見の募集等を経て策定した。

#### ア 下田市歴史的風致維持向上計画庁内策定作業部会

本計画の策定に向けて、課題の整理及び歴史的風致、施策・事業案等の検討を行うため、平成 29 年（2017）6 月 5 日に「下田市歴史的風致維持向上計画庁内策定作業部会」を設置し、計画の骨子案を作成した。

下田市歴史的風致維持向上計画庁内策定作業部会 委員

区分	所属・役職
会長	建設課 課長
副会長	生涯学習課 課長
委員	統合政策課 参事
	統合政策課 課長補佐 兼 庁舎建設係 係長
	観光交流課 シティプロモーションアドバイザー
	観光交流課観光戦略係 係長
	産業振興課産業振興係 係長
事務局	市民保健課市民係 係長
	建設課都市住宅係
	生涯学習課社会教育係

## イ 下田市歴史的風致維持向上計画策定協議会

下田市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第 11 条に基づく「下田市歴史的風致維持向上計画策定協議会」を平成 29 年（2017）8 月 17 日に設置し、下田市歴史的風致維持向上計画庁内策定作業部会において作成された計画の骨子案をベースに、3 回の会議を経て寄せられた種々の意見や助言などを踏まえ、計画案を作成した。

### 下田市歴史的風致維持向上計画策定協議会 委員

（平成 29 年度）

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	◎伊藤 光造	下田市都市計画審議会 会長	都市計画
	○高橋 廣明	下田市文化財保護審議会 副会長	文化財
	安藤 泰	下田市都市計画審議会 副会長	都市計画・景観
	田中 豊	下田市景観まちづくり審議会 会長	景観まちづくり
所有者	松井 大英	了仙寺 住職	国指定文化財 （史跡）
行政機関	松木 正一郎	静岡県景観まちづくり課 課長	景観まちづくり
	赤石 達彦	静岡県文化財保護課 課長	文化財行政
	佐々木 文夫	下田市教育委員会 教育長	文化財行政
	土屋 徳幸	下田市副市長	
	黒田 幸雄	下田市統合政策課 課長	
	佐々木 雅昭	下田市観光交流課 課長	
	長谷川 忠幸	下田市産業振興課 課長	
オブザーバー	菅原 賢	国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市調整官	
事務局	建設課都市住宅係		
	生涯学習課社会教育係		

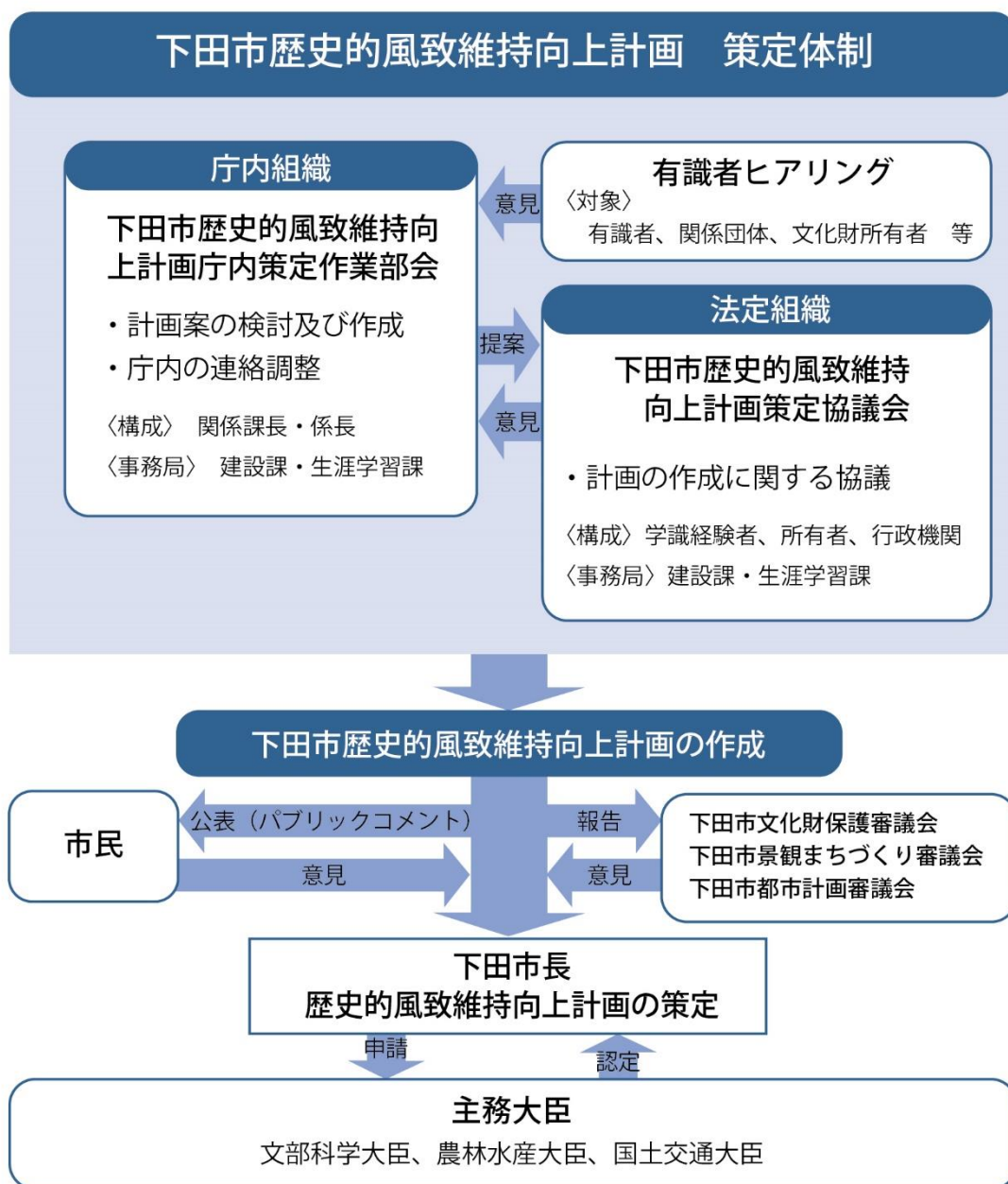
◎会長、○副会長



(平成 30 年度)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	◎伊藤 光造	下田市都市計画審議会 会長	都市計画
	○高橋 廣明	下田市文化財保護審議会 副会長	文化財
	安藤 泰	下田市都市計画審議会 副会長	都市計画・景観
	田中 豊	下田市景観まちづくり審議会 会長	景観まちづくり
所有者	松井 大英	了仙寺 住職	国指定文化財 (史跡)
行政機関	尾崎 元久	静岡県景観まちづくり課 課長	景観まちづくり
	中川 好広	静岡県文化財保護課 課長	文化財行政
	佐々木 文夫	下田市教育委員会 教育長	文化財行政
	土屋 徳幸	下田市副市長	
	黒田 幸雄	下田市統合政策課 課長	
	永井 達彦	下田市観光交流課 課長	
	樋口 有二	下田市産業振興課 課長	
オブザーバー	地下 調	国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市調整官	
事務局	建設課都市住宅係		
	生涯学習課社会教育係		

◎会長、○副会長



下田市歴史的風致維持向上計画策定 体制図

## 4 計画策定の経緯

### ア 下田市歴史的風致維持向上計画庁内策定作業部会

開催日	主な検討内容
第1回作業部会 平成29年(2017) 6月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致維持向上計画についての説明</li> <li>・スケジュールと策定体制</li> <li>・下田市において想定される歴史的風致</li> <li>・想定される事業の掘り起こし</li> </ul>
第2回作業部会 平成29年(2017) 8月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下田市の歴史的風致の考え方について</li> <li>・想定している事業について</li> </ul>
第3回作業部会 平成30年(2018) 5月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下田市における歴史的風致について</li> <li>・実施予定事業について</li> </ul>

### イ 下田市歴史的風致維持向上計画策定協議会

開催日	主な検討内容
第1回協議会 平成29年(2017) 8月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致維持向上計画についての説明</li> <li>・スケジュールと策定体制</li> <li>・下田市において想定される歴史的風致</li> <li>・想定される事業の掘り起こし</li> </ul>
第2回協議会 平成30年(2018) 1月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下田市における歴史的風致(案)について</li> <li>・課題・方針・事業(案)について</li> <li>・重点区域(案)について</li> </ul>
第3回協議会 平成30年(2018) 5月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下田市における歴史的風致について</li> <li>・実施予定事業について</li> </ul>

### ウ 文化財保護審議会

実施期間	主な検討内容
平成30年(2018) 6月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下田市における歴史的風致について</li> <li>・実施予定事業について</li> </ul>

**エ 市民意見募集（パブリック・コメント）**

実施期間	意見提出者・意見数
平成 30 年(2018) 8 月 6 日(月)～9 月 7 日(金)	意見提出は 13 件。

**オ 歴史的風致維持向上計画の認定申請**

認定申請日・認定日	内容
平成 30 年(2018) 10 月 9 日(火)	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣に対し、下田市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成 30 年(2018) 11 月 13 日(火)	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣から、下田市歴史的風致維持向上計画の認定

## 第1章 下田市の歴史的風致形成の背景

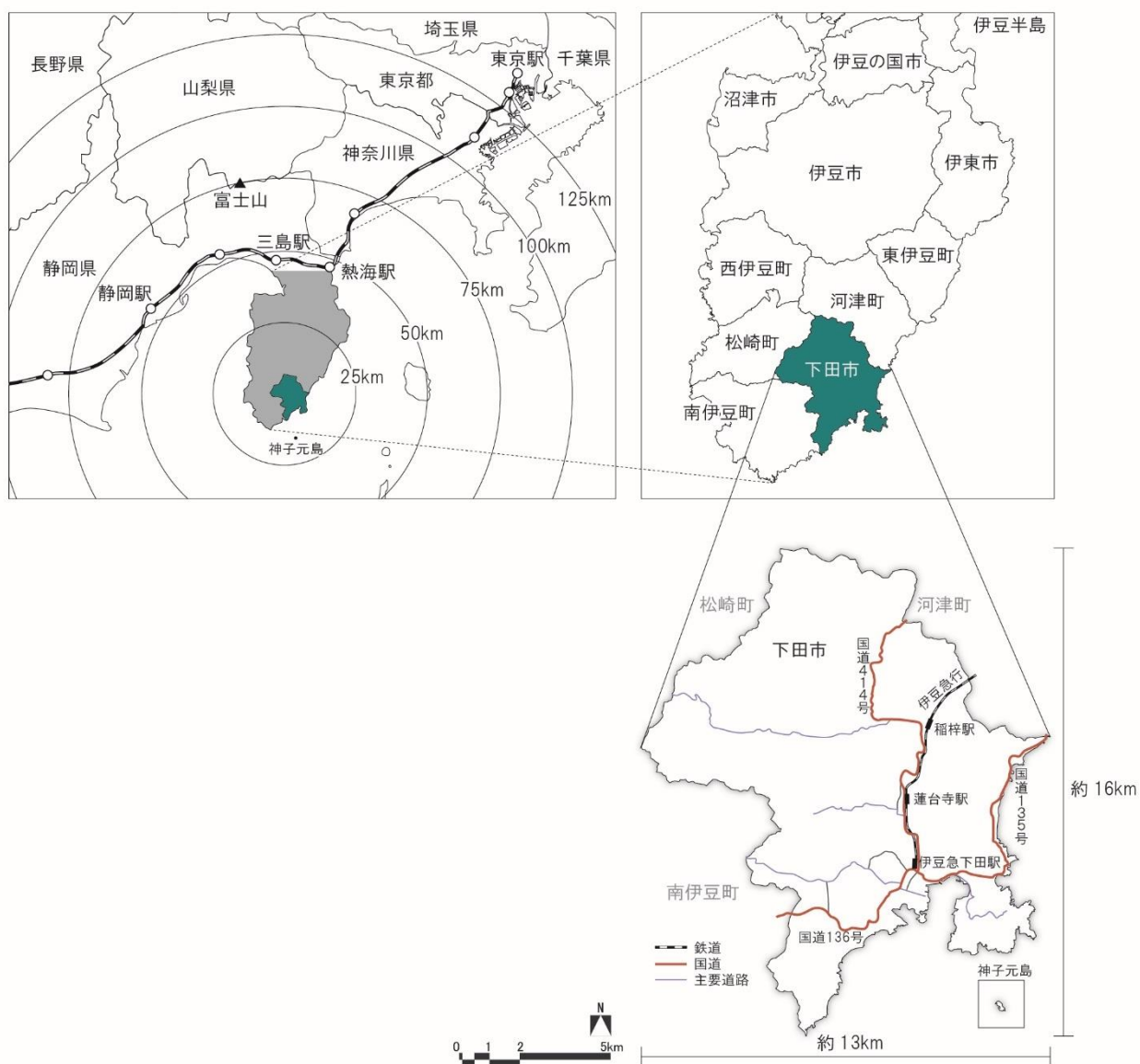
### 1 自然的環境

#### (1) 位置

下田市は、静岡県<sup>1</sup>の東南部、伊豆半島の南部東側に位置しており、直線で東京都心からは約140km、熱海・三島からは約50kmのところにある。

市域は東西約13km、南北約16km、面積は104.38km<sup>2</sup>の規模を有し、北は河津町、西は松崎町と南伊豆町に接している。

また、下田港から南へ約11km離れた太平洋上に<sup>みこもとじま</sup>神子元島があり、面積は、約0.1km<sup>2</sup>である。



下田市位置図

## (2) 地勢

下田市は、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然環境に恵まれ、天城山系から続く急峻な山々と約 47 km に及ぶ海岸線は、下田を特徴付ける美しい景観をかたちづくっている。特に海上からは、緑豊かな起伏に富んだ地形や海に突き出した岬、岩の小島などに演出される下田固有の風景を見ることができる。

伊豆半島は、今から 2,000 万年ほど前に本州から南へ 1,500 km くらい離れた今の<sup>いおうじま</sup>硫黄島あたりで海底の噴火によってでき始めたと考えられている。1,000 万年ほど前になると、海底火山は海面まで盛り上がるほど大きくなり、100 万年前ごろに本州に衝突し、50 万年ほど前に現在のような半島になったと考えられている。このような活動が、変化に富む美しい伊豆の山々や海岸線、温泉などの独特な自然環境を生み出した。

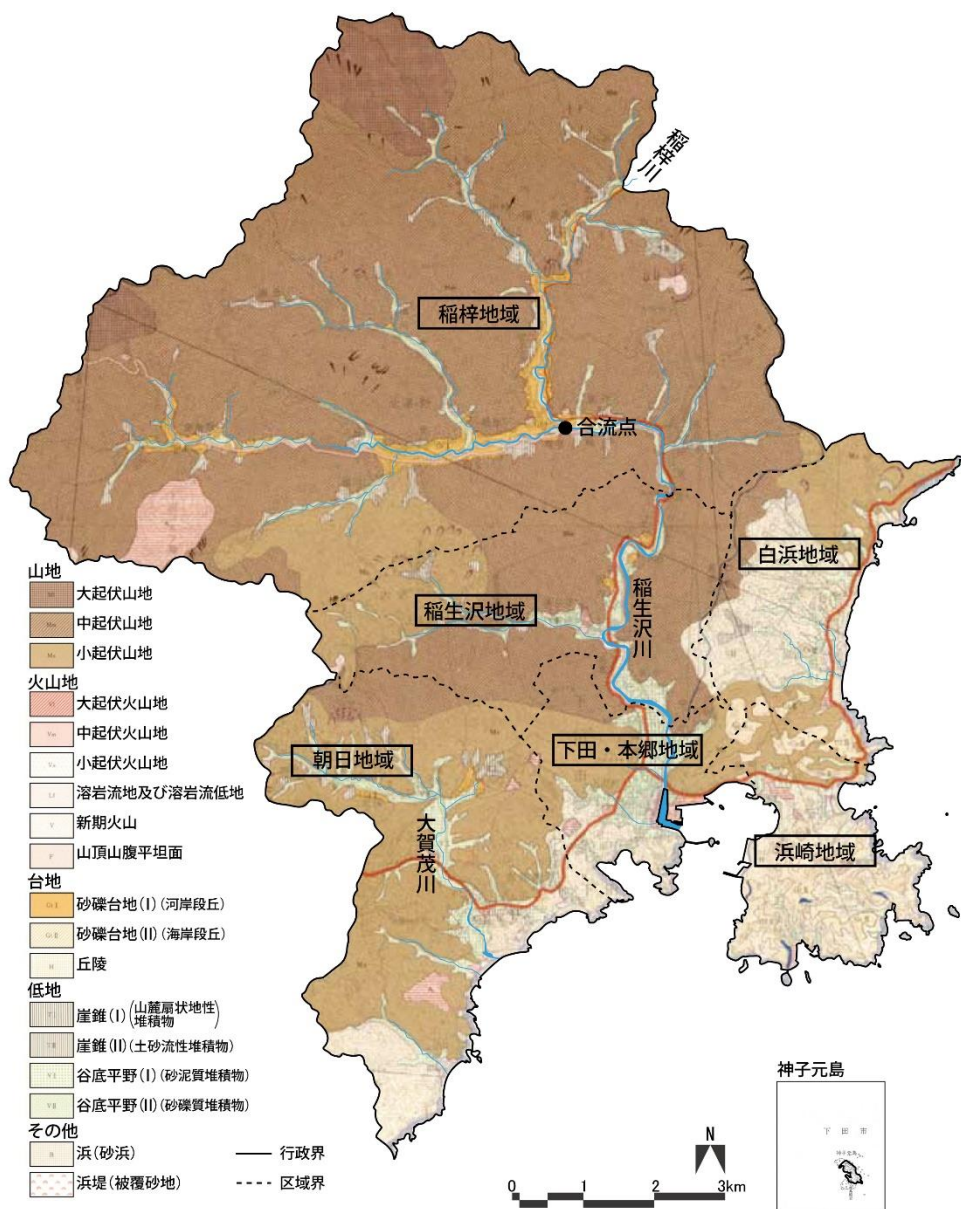
下田市を特徴付ける地形に下田湾があるが、海底が盛り上がり陸地になった<sup>すざき</sup>須崎半島が、<sup>あかねじま</sup>赤根島との間に深く入り込んだ谷をつくって生まれたと考えられ、この地形を生かし、古来より東西海上交通の要衝として港町が形成された。ペリー提督（<sup>マシュー カルブレイス ペリー</sup> Matthew Calbraith Perry）が来航した幕末期は、下田が日本初の開港場となり注目を浴びることとなったが、『ペリー艦隊日本遠征記（安政3年（1856））』によれば、下田湾が外洋と接し、安全かつ容易に船の出入りができる点が、ペリー提督を満足させたようである。



下田湾周辺

①地形

地形は、大部分が起伏に富んだ山地である。稲生沢川と稲梓川合流点付近より上流部の稲梓地域には、砂礫で構成される河岸段丘<sup>※1</sup>が形成され、稲生沢地域や下田・本郷地域といった下流部には、砂礫や砂泥で覆われる谷底平野<sup>※2</sup>、浜崎地域や白浜地域では台地及び丘陵地が形成されている。



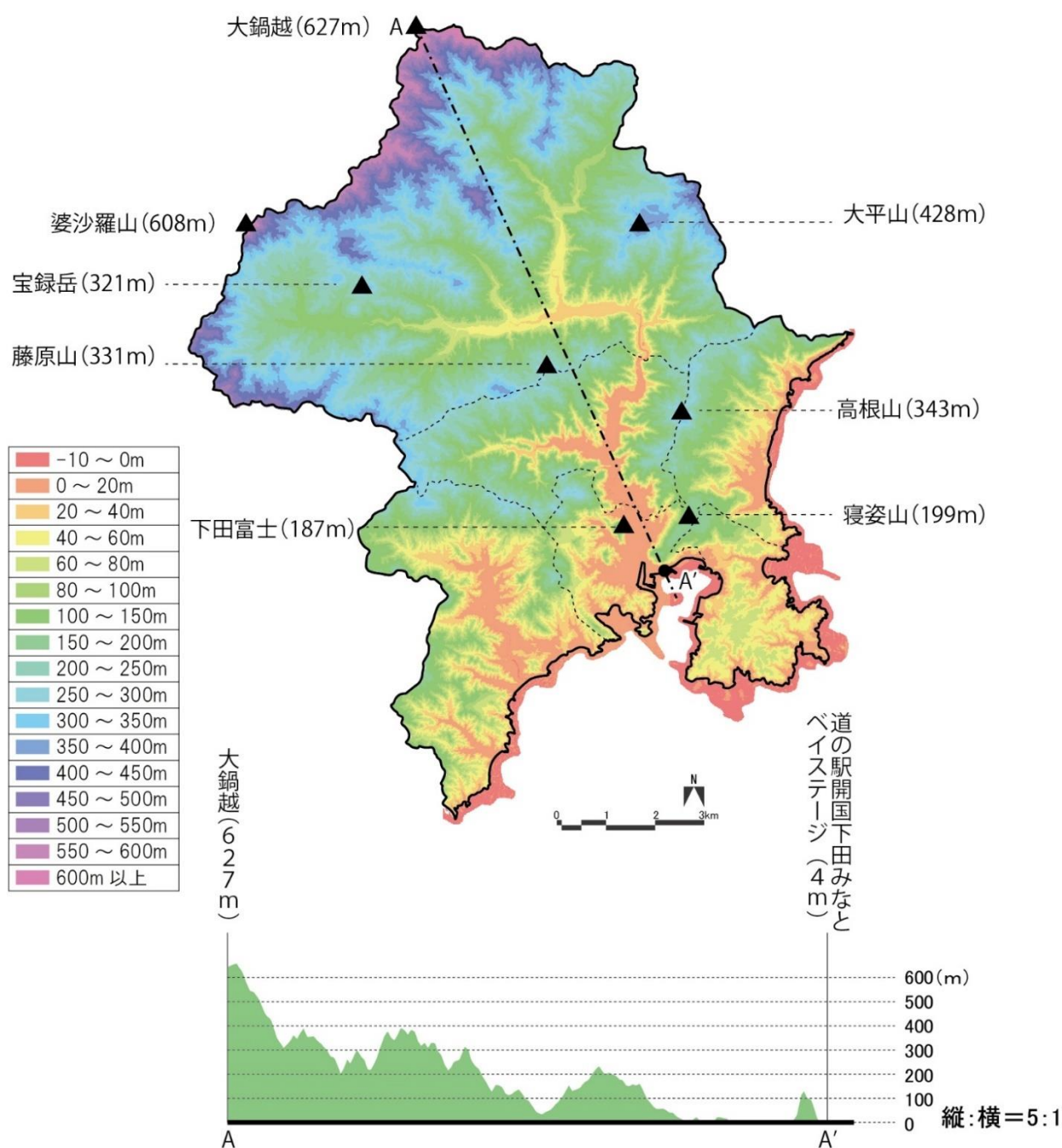
地形分類図

※1 川より高く平らな形で残った平坦面（段丘面）と削られてできた崖（段丘崖）からなる階段状の地形。

※2 上流部から運ばれた土砂が堆積し、山地の間を埋めた比較的幅の広い平坦な土地。

標高は、北西部の市境が最も高く、600m以上あり、南部の下田湾周辺に広がる市街地は3 m程である。市域の標高差は600m以上に及ぶ。

下田港の背後にそびえたつ下田富士(187m)と寝姿山(199m)は、はるか昔に活動を終えた海底火山が伊豆と本州の衝突とともに隆起・浸食され、火山の中心にあったマグマの通り道が姿を現したもの(火山の根)で、特異な地形を有している。



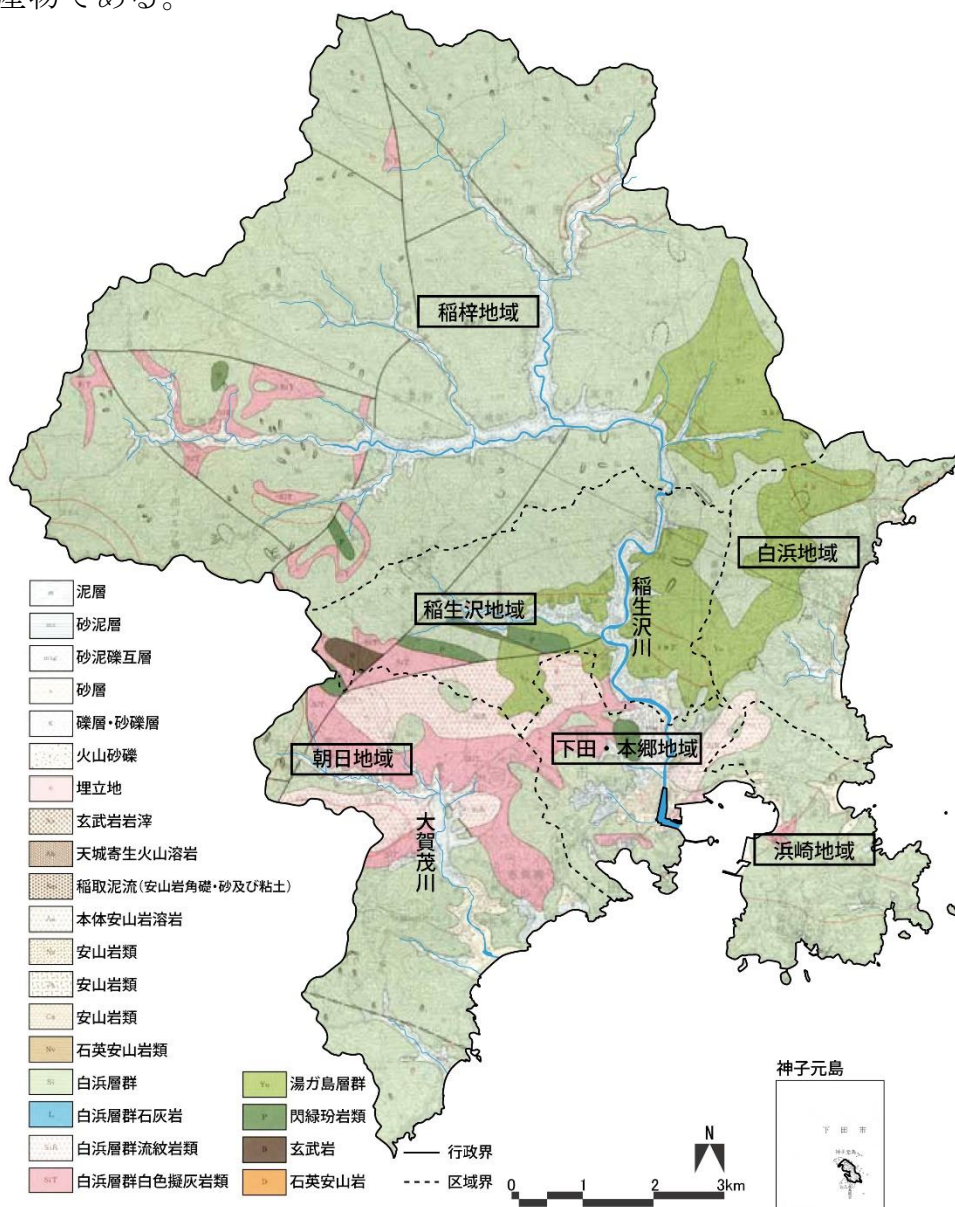
標高図と標高断面図



## ②地質

地質は、伊豆半島が海底火山であった時代の火山性堆積物から成る白浜層群や湯ガ島層群が大部分を占めており、稲生沢川や大賀茂川等の河川沿岸流域には、泥層から礫層・砂礫層までの未固結堆積物が分布し、沖積平野<sup>※3</sup>を形成している。

伊豆半島南部で採掘される「伊豆石」は、火山灰や軽石が降り積もった火山性堆積物が長い年月をかけて凝灰岩へと変化したものであり、この特異な地質の産物である。



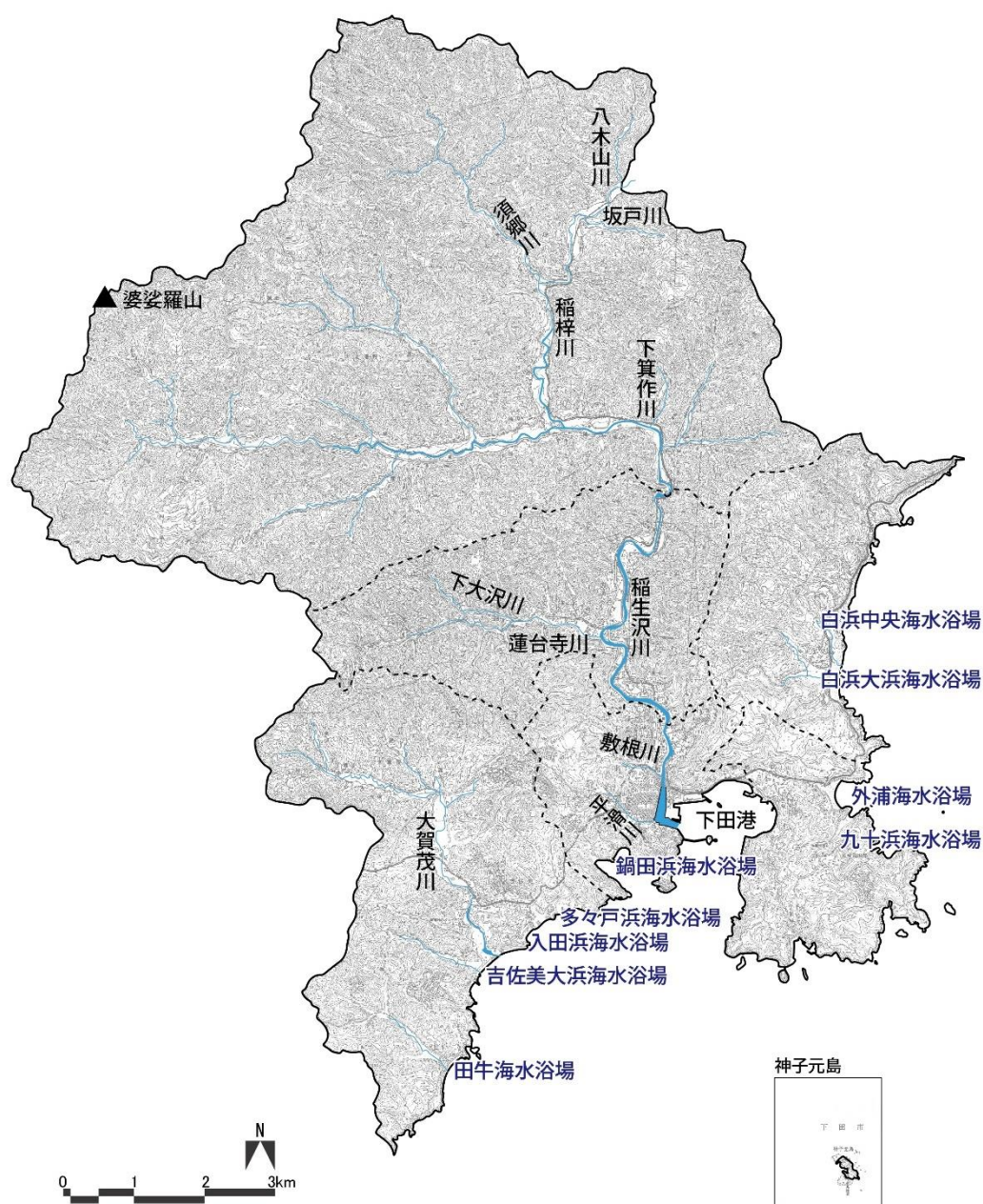
表層地質図

※3 河川による侵食や土砂の運搬・堆積などの作用によって形成される平野の一種。

### ③水質

市域を流れる代表的な河川は、稲生沢川である。稲生沢川は、下田市加増野の<sup>かぞうの</sup>婆娑羅山（標高 608m）に源を発し、支川と合流しながら市域をほぼ真東に貫き、稲梓川と合流した後に進路をほぼ真南に変え、<sup>れんだいじ</sup>蓮台寺川等と合流して下田港へ注いでいる。

また、9つの海水浴場があり、環境省が定める水質基準において最高ランクの水質を誇っている。



河川等位置図

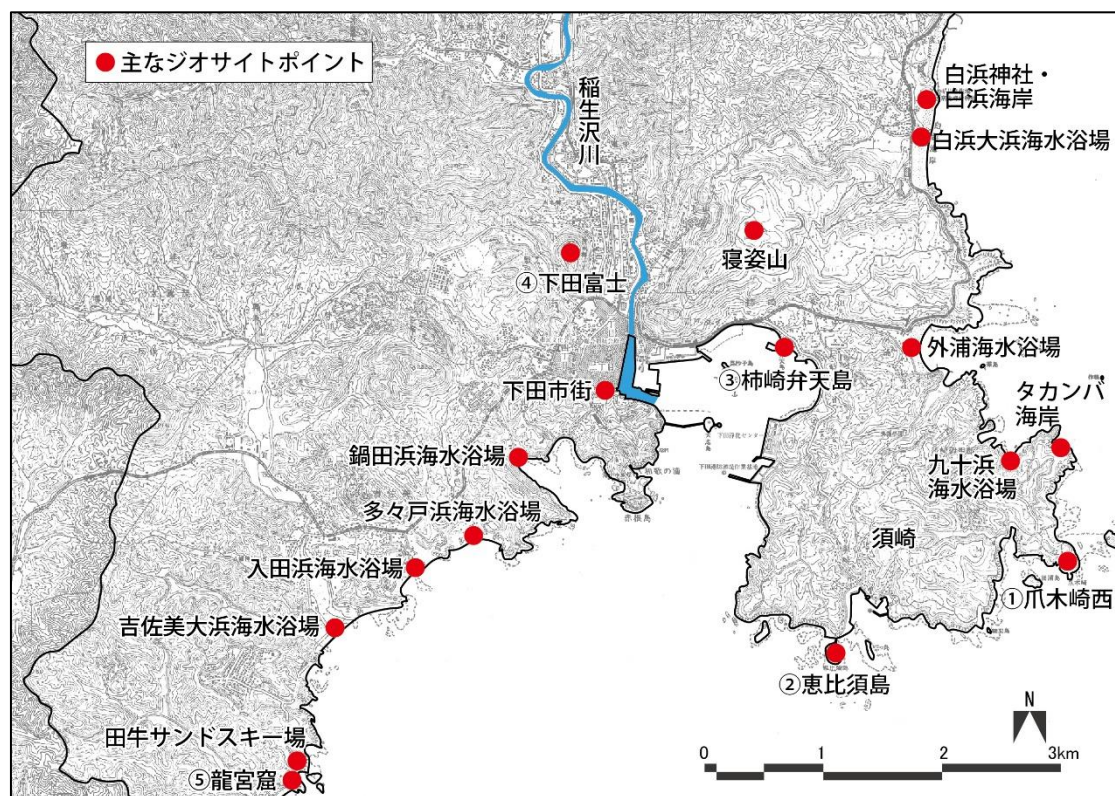
### <コラム1 下田市のジオサイト※4>

伊豆半島は、約2,000万年前、南洋の海底火山群であったものが、やがて本州に衝突し、現在のような半島の形になった。

その後もプレートによる地殻変動、火山活動が続き、二重三重の地質学的特異性は、美しい景観や温泉、深い海など、独特の自然環境を生み出した。

伊豆半島は、その特異な成り立ちと地学的な現状から、「伊豆半島ジオパーク」として、平成24年(2012)に日本ジオパーク※5に認定され、平成30年(2018)にユネスコの世界ジオパークに認定された。

下田市では、つめき ぎきたわらいそ 爪木崎俵磯の柱状節理やちかくへんどう 柿崎弁天島の斜交層理、りゅうぐうくつ えびすじま 田牛の龍宮窟、恵比須島などを始めとするジオパークのダイナミックな景観を見ることができる。



主なジオサイトポイント

※4 地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける見学場所や拠点。(例：地形の景観、岩石や化石が見られる崖、歴史建造物、植物の群生地など)

※5 「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいう。日本ジオパークは43地域あり、その内9地域がユネスコ世界ジオパークに認定されている。

(出典：日本ジオパークネットワーク 平成30年(2018)4月時点)



### ① 爪木崎西

爪木崎西側の海岸には、「倭磯」と呼ばれる珍しい岩石が見られる。岩石は「柱状節理」といわれる六角形の柱が整然と積み重ねられてできている。マグマや溶岩が冷え固まる時に体積が縮むため、このような形が生まれる。水を抜いた田んぼや、泥の中にできた水たまりが乾燥したときにできる亀裂とよく似ている。



### ② 恵比須島

恵比須島を一周する遊歩道から、軽石や火山灰が作る美しい縞模様など、太古の海底火山の名残が見られる。地殻変動によって少し傾いた地層は、遊歩道に沿って次々と姿を変える。島のまわりにある「千畳敷」(岩盤からなる広い台地状の地形)は、現在も続いている地殻変動の証拠でもある。



### ③ 柿崎弁天島

柿崎弁天島では斜めに交差する美しい縞模様の地層が見られ、「斜交層理」と呼ばれる。海底火山から噴出した火山灰や軽石が、波や海流に運ばれて地層ができ、その後地殻変動によって隆起し、さらに波に削られてできたのが弁天島である。



### ④ 下田富士

下田富士は、はるか昔に活動を終えた海底火山が伊豆と本州の衝突とともに隆起、浸食され、火山の中心にあったマグマの通り道が姿を現したものである。登山道には女人禁制と書かれた石碑があるなど、信仰の面影が残る。



### ⑤ 龍宮窟

田牛の龍宮窟は、大きな洞窟の天井が一部崩れて、直径50mほどの天窓が開いたもので、伊豆の各地にあるものの中でも最大級である。洞窟の壁には、海底火山から噴出した黄色がかった茶色い火山れきが美しく層をなし、天窓の底を満たす青い海水とのコントラストが神秘的な場所である。

## ＜コラム2 伊豆石と石丁場跡＞

下田市のまちなみの中には、地元産石材の伊豆石を用いた建造物が多く残っており、伊豆石は、建造物の基礎や石蔵、石塀だけでなく、石灯籠や記念碑など様々な所で伊豆石が利用されている。

伊豆石には2種類あり、火山から流れ出した溶岩の「堅石」と、火山が噴出した火山灰や軽石からなる凝灰岩と呼ばれる「軟石」に大別され、特に軟石は加工がしやすいのが特徴である。

下田を含む伊豆半島南部は、海底火山の火山灰や軽石からなる地質が多くを占めるため、伊豆軟石の採掘が盛んに行われ、広く利用された。

近世後期から明治にかけて、下田における石材生産は、住民の多くが関わった花形産業であった。

伊豆石は扱いやすく、加工しやすい建築材料として重宝され、現在でも、ペリーロード周辺では、こうした軟石を使った建物が趣ある店舗などに活用されている。



草画房（店舗）



伊豆石の蔵

下田市域内には、石丁場跡（石を山などから切り出した跡）が多数残されている。採掘形状は様々で、トンネル状のもの、複数の部屋状の空間がつくられているもの、また、かなり大規模で広大な空間がつくられているものなどがある。

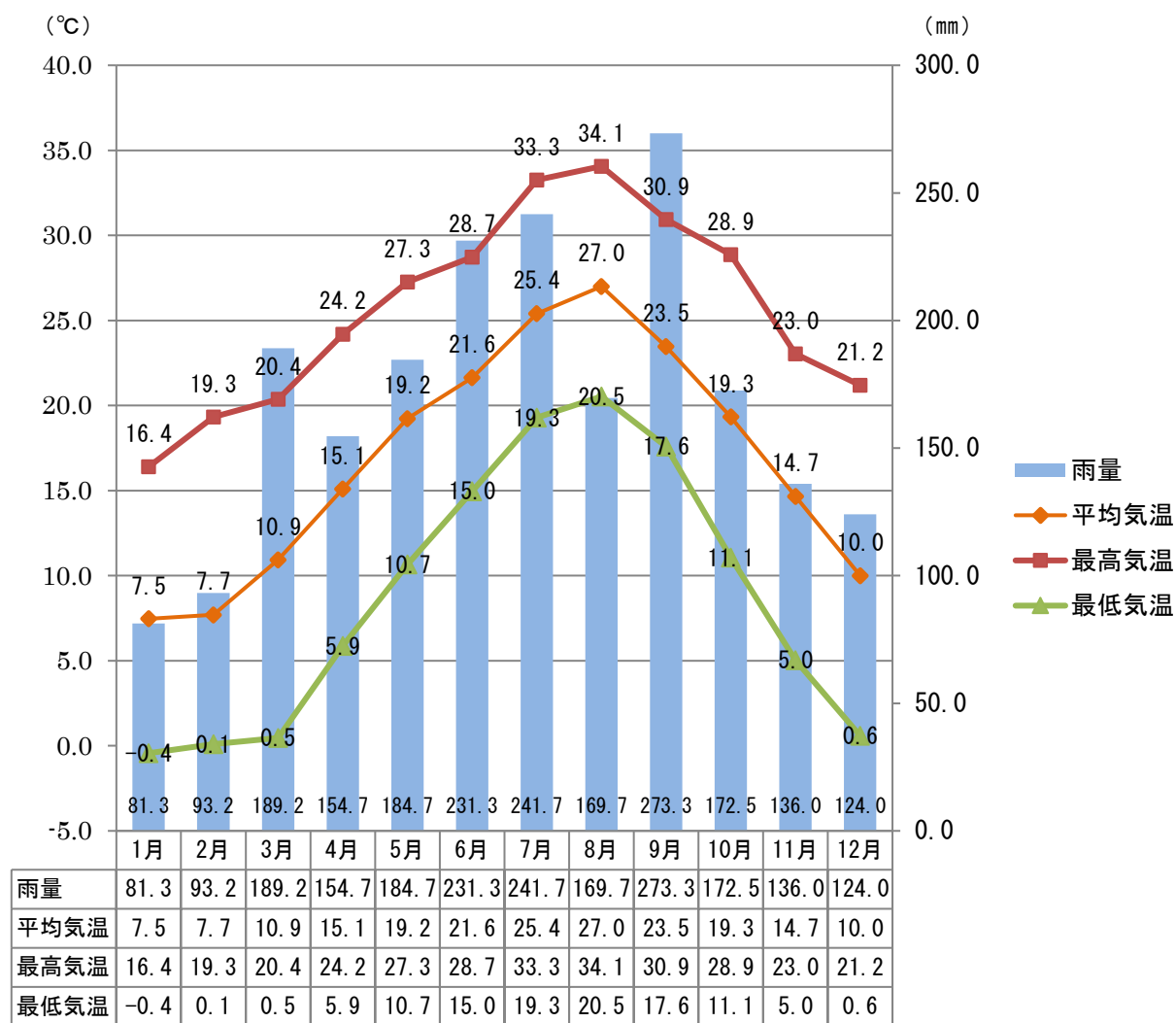


敷根の石丁場跡

### (3) 気象

下田市は、黒潮が流れる太平洋に面しているため、年平均気温は約 17℃と比較的温暖的な気候で、真冬でも降雪はほとんどない。最も乾燥した月は1月で 81.3mm、最も降水量が高いのが9月で 273.3mm、年間降水量は 2,051.5mmと豊富である。

このような気候と地形条件により、様々な草花や果樹が生育している。

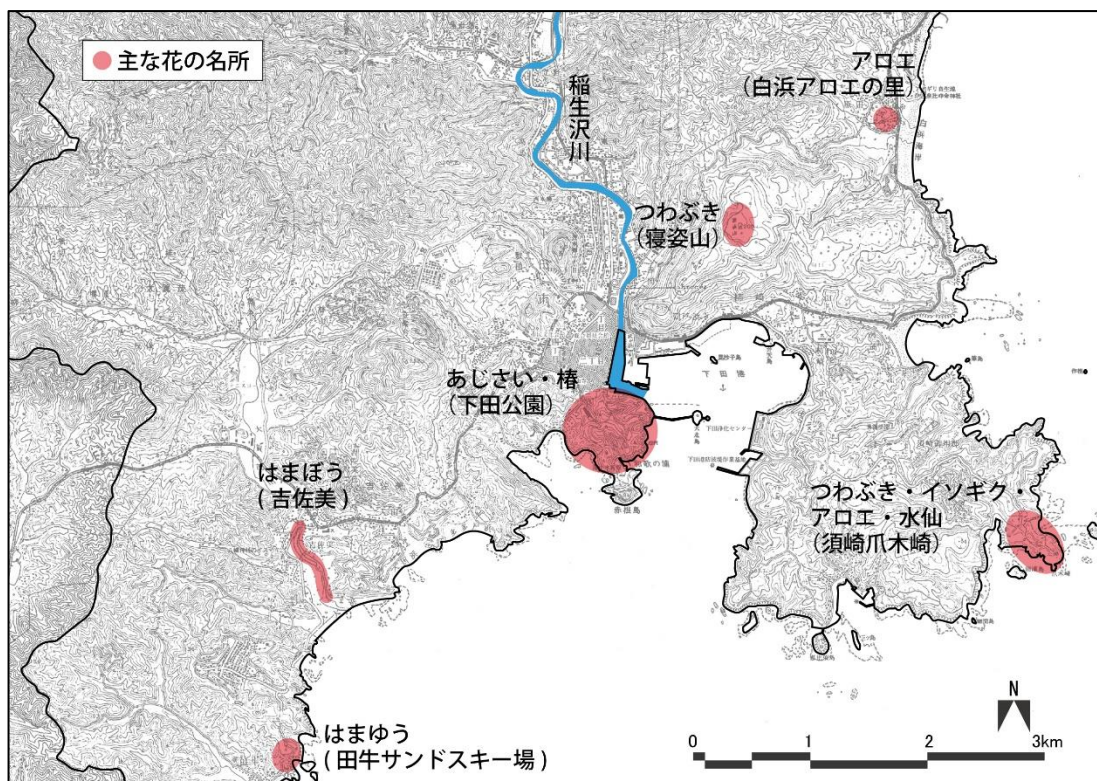


月別気象状況

(平成 26 年 (2014) ~平成 28 年 (2016) の過去 3 年間の平均)

### <コラム3 下田市の花>

下田市には、多様な草花がみられ、須崎半島先端の景勝地、爪木崎には、野水仙の一大群生地があり、毎年12月から2月にかけて「水仙まつり」が行われている。下田公園には、約15万株のあじさいが植えられ、6月に約300万輪が咲き乱れる「あじさい祭」が開催されるとともに、下田公園の椿園では12月から2月末にかけて、161種5,000本の椿の花々が咲き誇る。



主な花の名所



あじさい (下田公園)



椿 (下田公園)



はまぼう (吉佐美)



はまゆう (田牛サンドスキー場等)



つわぶき (寝姿山、須崎爪木崎他)



イソギク (須崎爪木崎)



アロエ (白浜アロエの里、須崎爪木崎)



水仙 (須崎爪木崎)

## 2 社会的環境

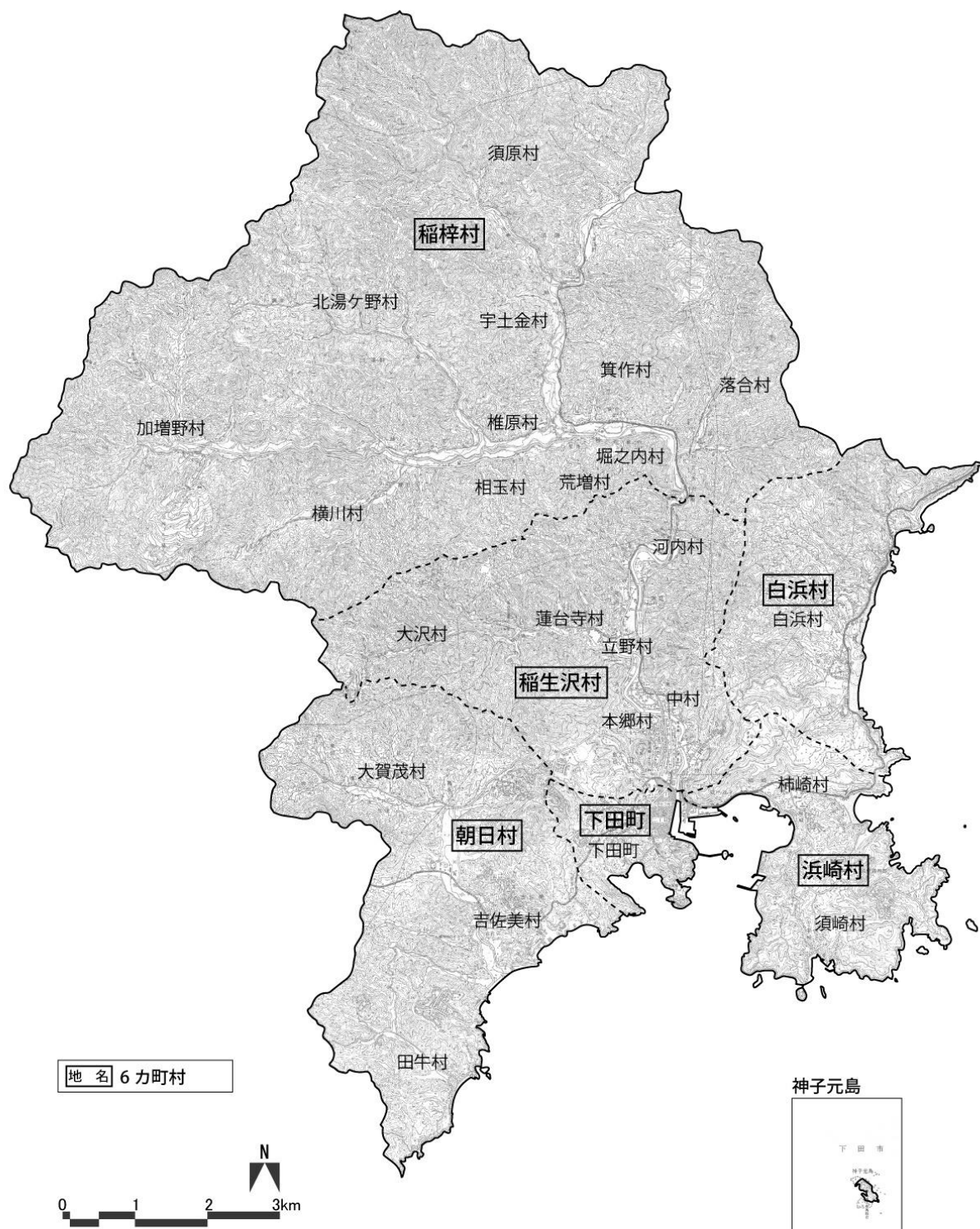
### (1) 下田市の変遷

下田市は、昭和30年(1955)に賀茂郡<sup>かも</sup>下田町、稲梓村<sup>いなずさ</sup>、稲生沢村<sup>いのうざわ</sup>、白浜村、浜崎村、朝日村の6カ町村が合併して下田町となり、昭和46年(1971)に市制を施行して、現在に至っている。

明治以降町村合併変遷表

明治4年 町村名	合併	明治22年町村名		その後合併等
		合併前	合併後	
下田町	明治8年合併 下田町	下田町	下田町	明治29年 白浜村分離
岡方村		柿崎村		
柿崎村	須崎村	浜崎村		
須崎村	白浜村			
白浜村	吉佐美村	朝日村		
吉佐美村	大賀茂村			
上大賀茂村	明治7年合併 大賀茂村	田牛村	朝日村	
下大賀茂村		箕作村		
田牛村	明治10年合併 須原村	箕作村	稲梓村	
箕作村		須原村		
北野沢村		落合村		
茅原野村				
新須郷村		宇土金村		
本須郷村		椎原村		
落合村		加増野村		
宇土金村		横川村		
椎原村		相玉村		
加増野村		北湯ヶ野村		
横川村	堀ノ内村	稲生沢村		
相玉村	荒増村			
北湯ヶ野村	立野村			
堀ノ内村	明治8年合併 大沢村	大沢村		
荒増村		蓮台寺村		
立野村	河内村	稲生沢村		
上大沢村	中村			
下大沢村	本郷村			
蓮台寺村				
河内村			下田町 昭和30 年合併 下田市 昭和46 年成立	
中村				
本郷村				

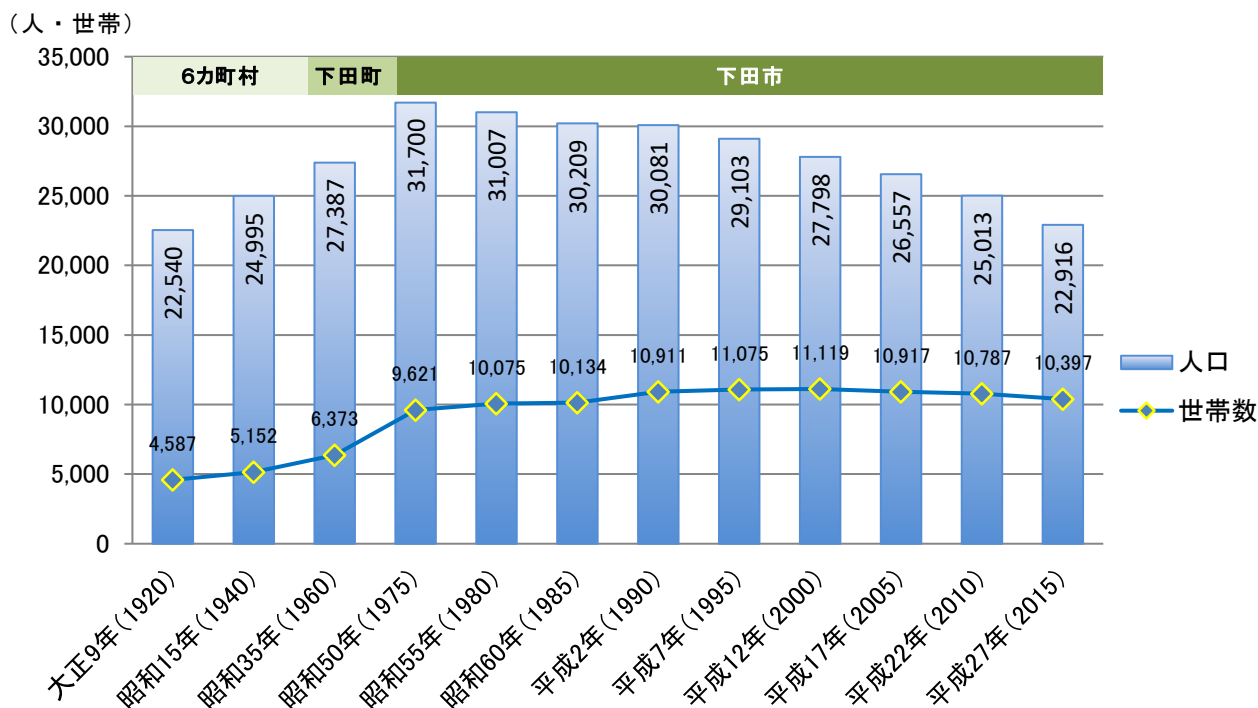




明治22年合併前の町村名と合併後の6カ町村

## (2) 人口動態

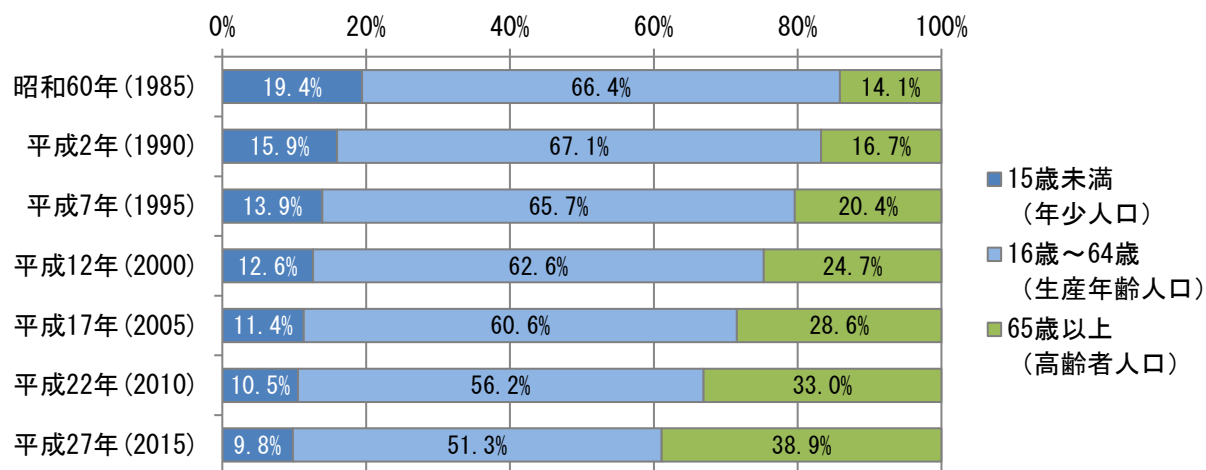
人口は、昭和50年(1975)の31,700人をピークに減少し、世帯数も平成12年(2000)以降減少に転じている。平成27年(2015)の人口は22,916人、世帯数は10,397世帯となっている。



総人口の推移

(資料：下田市将来人口ビジョン、平成27年度は国勢調査)

平成27年(2015)の年齢別人口は、年少人口が2,234人(9.8%)、生産年齢人口が11,658人(51.3%)、高齢者人口が8,848人(38.9%)であり、少子高齢化が急速に進展している。

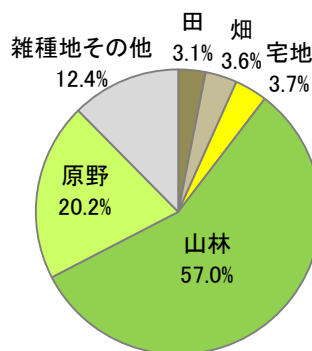


人口構成比の推移

(資料：各年国勢調査)

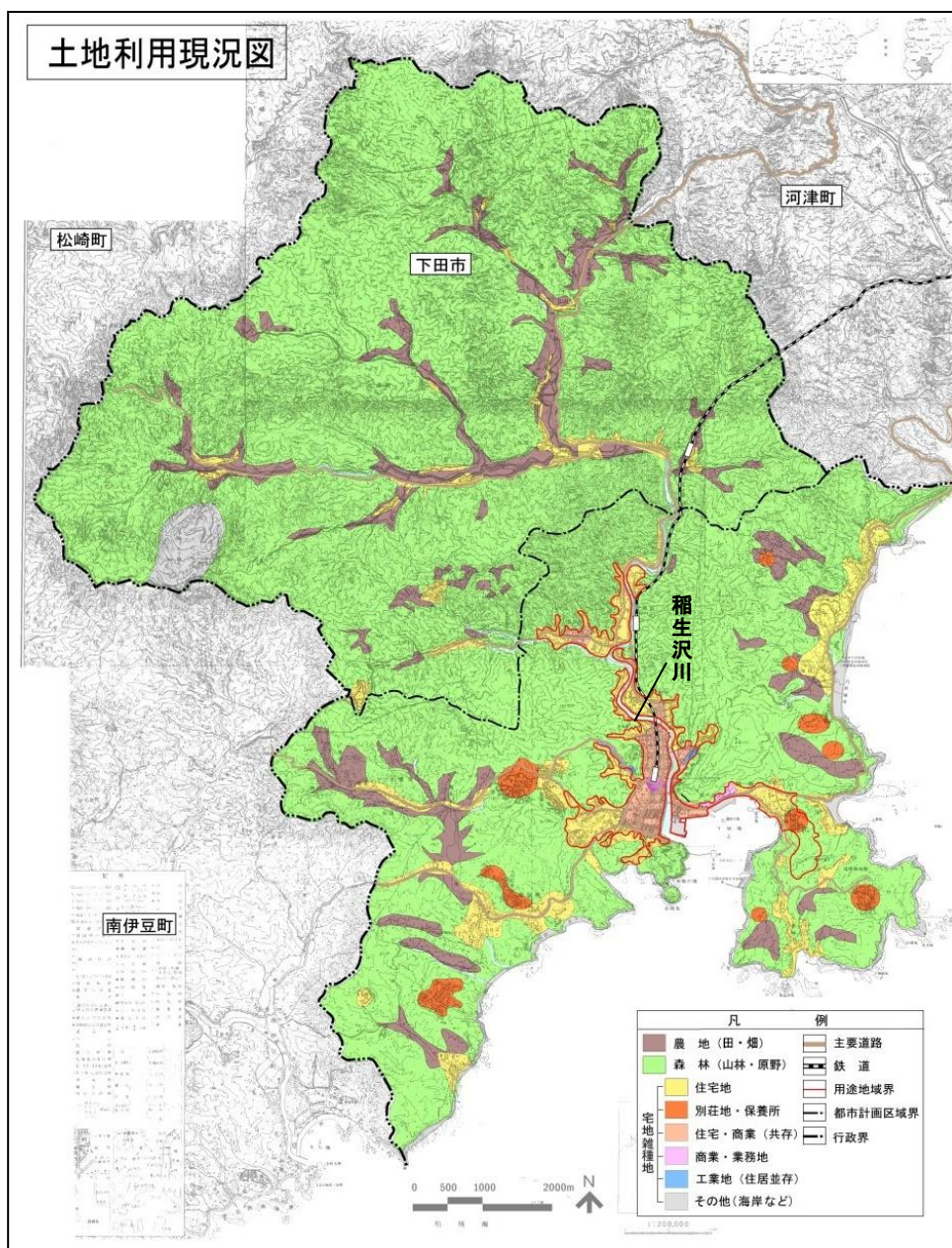
### (3) 土地利用

下田市の面積は、104.38 km<sup>2</sup>で、総面積の約 8 割を森林（山林・原野）が占めている。農地や宅地は河川沿いの平坦地や丘陵地に分布しており、稲生沢川の下流の平坦地には、市街地が形成されている。



平成 28 年度地目別土地利用状況

(資料：平成 28 年度下田市統計書)



土地利用現況図

(資料：下田市都市計画マスタープラン)

#### (4) 交通機関

下田市は伊豆半島のほぼ先端部にある良港として、古くから東西海上交通の要衝であり、幕末期は西洋に開かれた開港場として幕末開港史にその名を留めている。

近代に至り、東京方面と南伊豆地方を結ぶ物流拠点として発展したが、やがて船舶装備の近代化等によって港としての優位性は薄れ、昭和初年の経済恐慌によって町の経済は低迷した。

しかし、昭和36年(1961)には伊豆急行線が開通し、伊豆急下田駅は伊豆半島の終着駅となった。鉄道によって首都圏と結ばれ、自動車の普及による道路整備とがあいまって観光客数は急増し、観光産業が発展した。

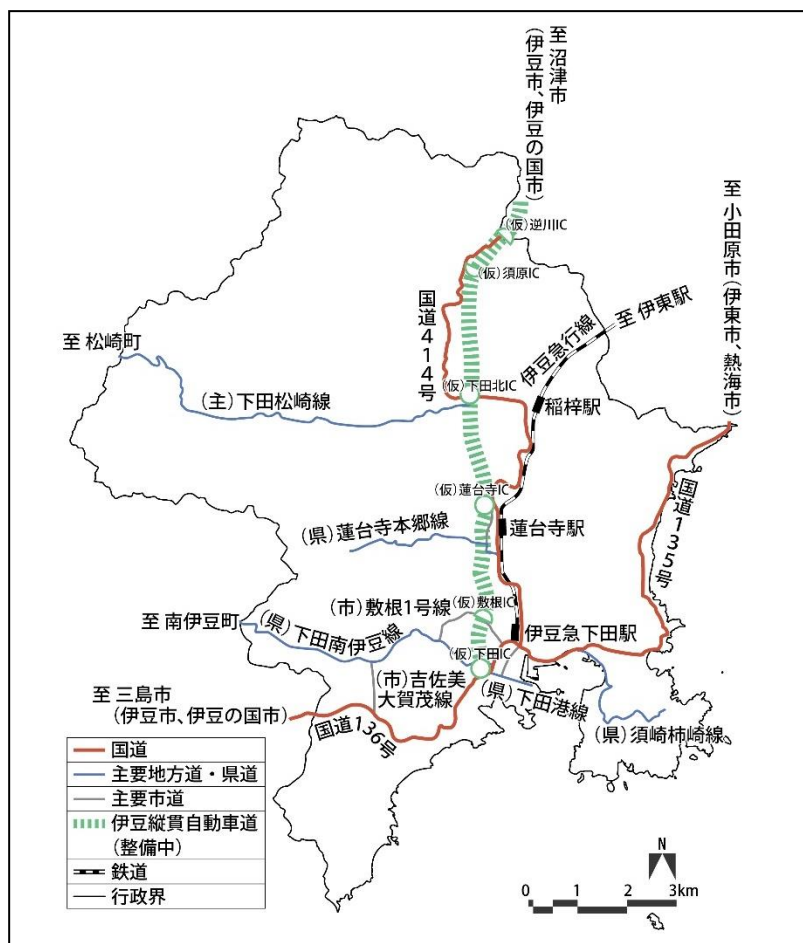
本市には、伊豆急行線の伊豆急下田駅、蓮台寺駅、稲梓駅の3駅が設置されている。



伊豆急行 リゾート21  
(黒船電車)

道路は、東海岸を通る国道135号、半島の中心を貫く国道414号、西海岸を通る国道136号の3本の国道が整備されている。

現在、東名高速道路沼津ICと下田を60分で結ぶ高規格幹線道路「伊豆縦貫自動車道」の整備が進められており、下田市内の混雑の緩和を図ることにより、観光産業の活性化と、日常生活を快適にすることを目的としている。



下田市内の主な道路網・鉄道

また、下田港からは、伊豆七島（新島、式根島、神津島、利島）を結ぶ定期航路が運航されている。

各島の距離と時間			
下田	— 利島	37km	約1時間35分
利島	— 新島	16km	約1時間
新島	— 式根島	8km	約20分
式根島	— 神津島	17km	約50分
神津島	— 下田	55km	約2時間20分



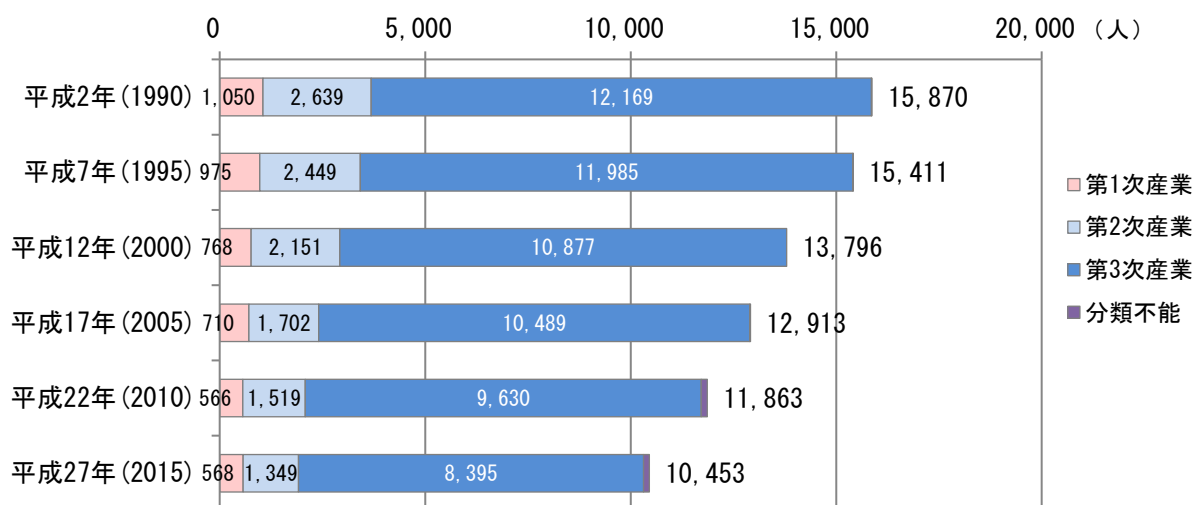
定期航路図

### (5) 産業

平成27年（2015）における就業者数は10,453人であり、平成2年（1990）の15,870人から34%減少している。

平成27年（2015）における産業3分類別は、農林水産業を主とした第1次産業は568人（5.4%）、製造業、建設業を主とした第2次産業は1,349人（12.9%）、商業・サービス業を主とした第3次産業就業者は8,395人（80.3%）となっている。（カッコ内は全就業者数に対する比率を表す。）

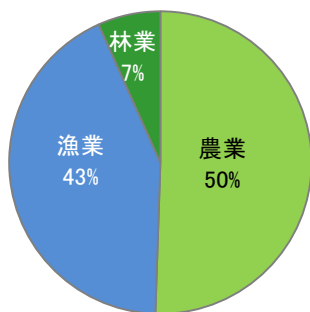
3分類とも減少傾向となっている中で、元々高い水準である第3次産業の比率が更に高くなる傾向にある。



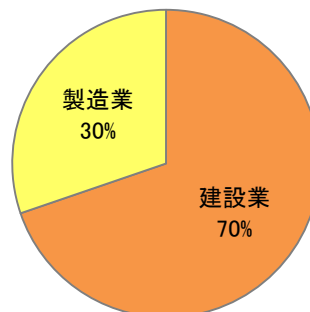
産業別就業割合の推移

（資料：各年国勢調査）

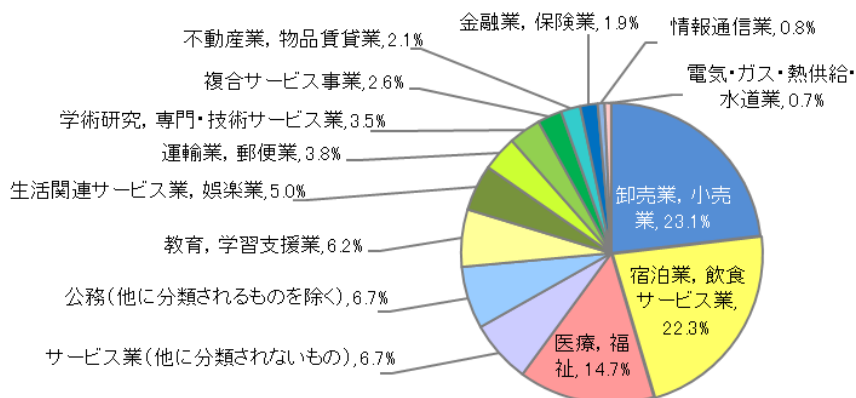
平成27年（2015）における第1次産業就業者、2次産業就業者、第3次産業就業者の内訳は次の通りである。



平成27年第1次産業の内訳



平成27年第2次産業の内訳



平成27年第3次産業の内訳

（資料：平成28年度下田市統計書）

### ①漁業

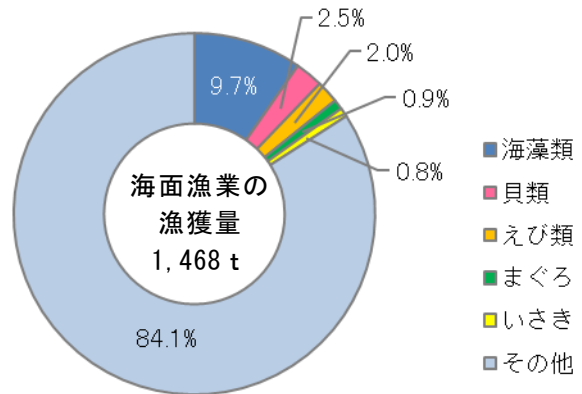
下田市は、せんかいいそね浅海磯根漁業<sup>※6</sup>が盛んであり、特に海藻類は収穫量が多く、静岡県内においても24.4%のシェアを誇っている。この海藻類の中には、下田の特産品である天草が含まれている。天草の水揚量は、後継者不足等により減少傾向にあり、現在、水揚げがあるのは、白浜漁港、須崎漁港、外浦漁港である。

魚類は、キンメダイが下田の特産品である。キンメダイは、主に一都四県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、高知県）で漁獲されることから、農林水産省による漁獲量調査の対象外となっているが、平成29年度魚種別系群資源評価（水産庁）による各都県のキンメダイ漁獲量や漁業協同組合所有のデータによると、下田港の漁獲量は1,000トン以上と、全国シェアの約2割を占め、日本一を誇っている。

※6 アワビ、トコブシ、サザエなどの貝類、イセエビ、ウニ類、天草、岩海苔などの採藻により収入を得る浅い海での魚類以外の漁業。

平成28年(2016)海面漁業※7の魚種別漁獲量(うち上位10種)と静岡県内シェア

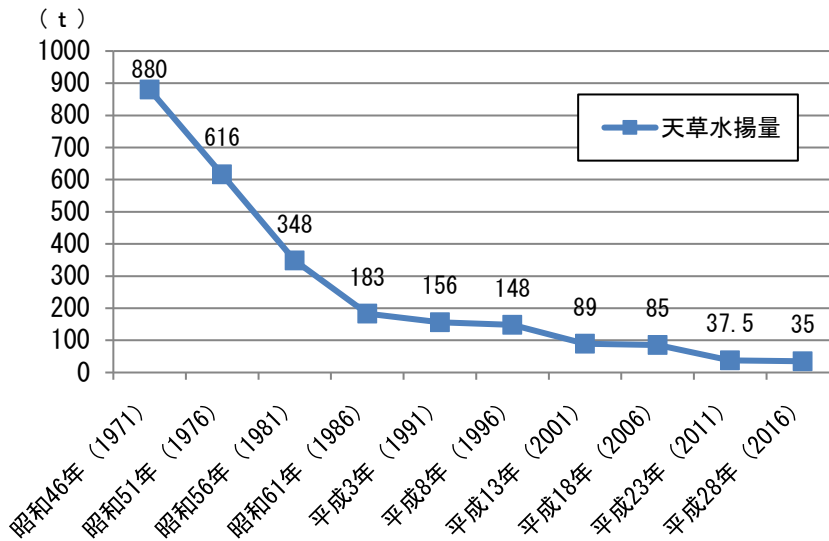
	魚種	漁獲量	静岡県内シェア
1	海藻類	142 t	(24.4%)
2	貝類	37 t	(1.7%)
3	えび類	30 t	(2.1%)
4	まぐろ類	13 t	(0.0%)
5	いさき	12 t	(9.4%)
6	かつお類	4 t	(0.0%)
7	かじき類	3 t	(0.5%)
8	ぶり類	2 t	(0.2%)
9	あじ類	1 t	(0.1%)
10	さば類	1 t	(0.0%)
漁獲量総計		1,468 t	(0.8%)



平成28年(2016)海面漁業の魚種別漁獲量の内訳割合

(資料: 農林水産省 海面漁業生産統計調査 平成28年市町村別データ)

※7 河川や湖などで行う漁業(内水面漁業)に対して、海洋で行う漁業。



天草水揚量の推移



漁港位置

各漁港の天草水揚量の推移

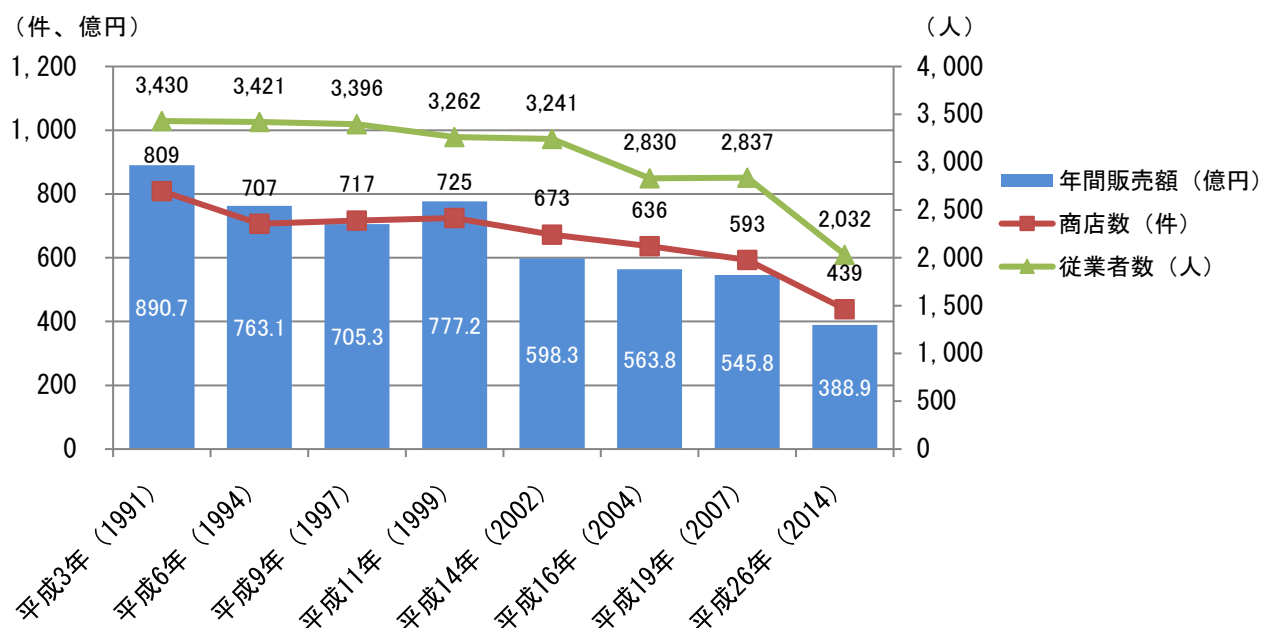
(単位: t)

	昭和46年 (1971)	昭和51年 (1976)	昭和56年 (1981)	昭和61年 (1986)	平成3年 (1991)	平成8年 (1996)	平成13年 (2001)	平成18年 (2006)	平成23年 (2011)	平成28年 (2016)
白浜港	502	110	108	51	53	56	14	16	8	10
外浦港	74	110	93	47	33	24	19	12	3	6
須崎港	254	348	118	71	57	60	55	55	26	19
吉佐美港	2	3	3	1	0.2	0	0	0	0	0
田牛港	17	5	1	1	0.8	4	1	1	0.5	0
下田港	31	40	25	12	12	4	0	1	0	0
合計	880	616	348	183	156	148	89	85	37.5	35

(資料: 伊豆漁業協同組合統計書)

## ②商業

平成26年(2014)の卸売・小売業の商店数は439件、従業者数は2,032人、年間販売額は388億9千万円であり、従業者数については平成16年(2004)から平成19年(2007)にかけて横ばいであったが、全体的には減少傾向が続いている。



卸売・小売業の推移

(資料：各年度下田市統計書)

## ③観光

下田市の観光は、昭和初期に川端康成の『伊豆の踊子』などの小説の舞台となり注目され、その後、現東海汽船の客船就航や伊豆循環道路東海岸線の開通などにより多くの観光客が訪れるようになり、昭和36年(1961)の伊豆急行開通以降、観光客が急増し観光産業が盛んになった。

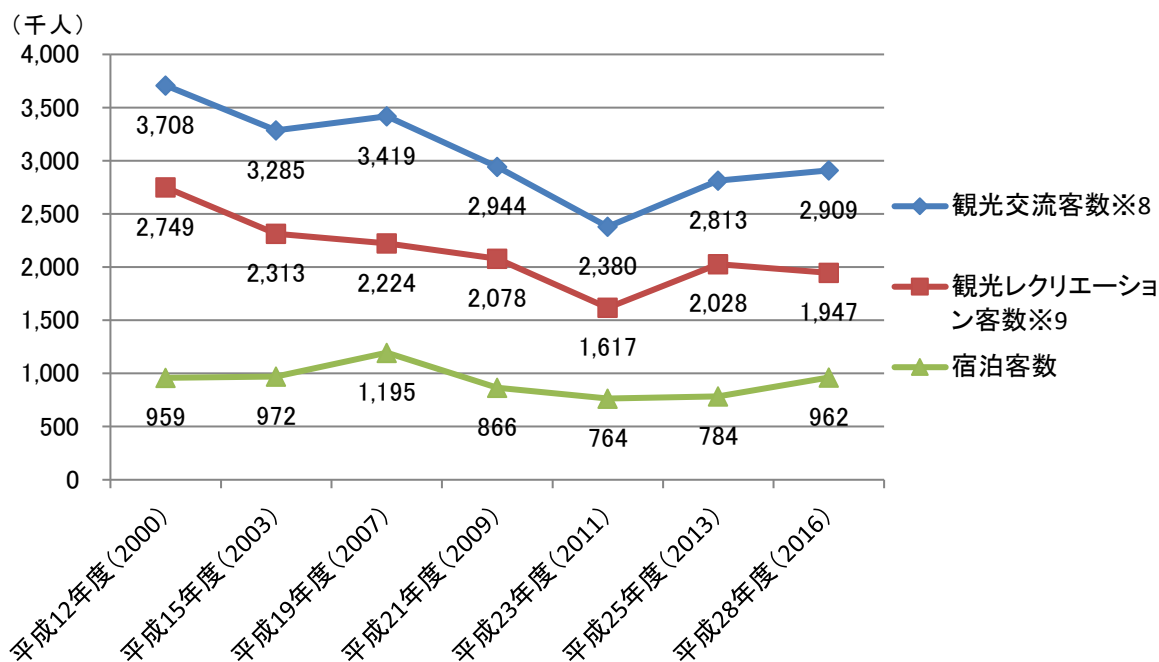
昭和49年(1974)以降、群発地震の多発や、台風や火山の噴火の影響などもあり、観光客が減少している。

そのような状況の中で、平成29年(2017)7月には、東急電鉄と伊豆急行による新観光列車「THE ROYAL EXPRESS」が横浜～伊豆急下田で運行を開始している。

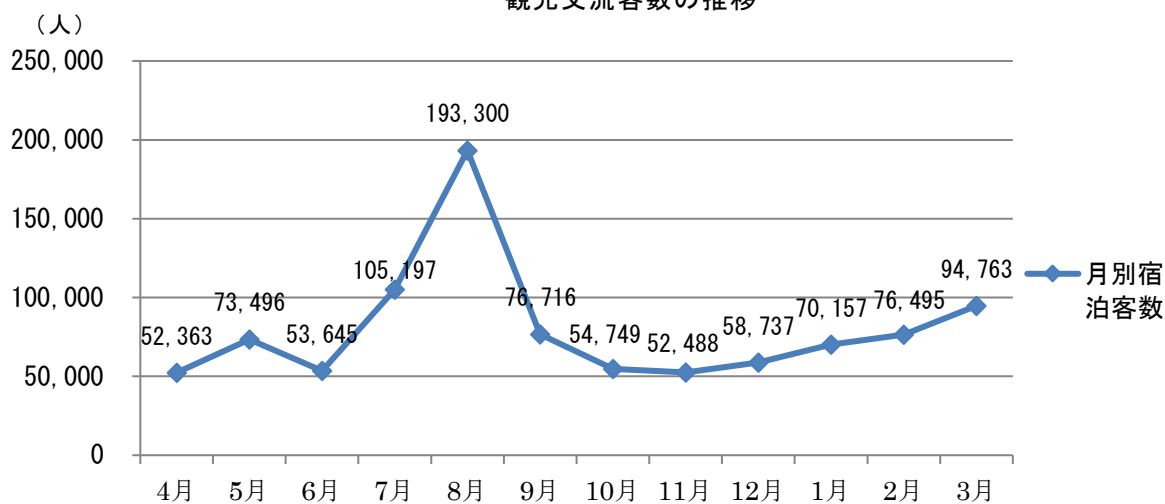


平成28年度(2016)の観光交流客数<sup>※8</sup>は290万9千人であり、うち宿泊客数は96万2千人(33%)となっている。平成23年度(2011)は、東日本大震災による影響により、観光交流客数は238万人まで減少した。

宿泊客数は夏季が多く、7～8月の2か月間で全体の1/3を占めている。



観光交流客数の推移



平成28年度(2016)月別宿泊客数

(資料:平成28年度静岡県観光交流の動向)

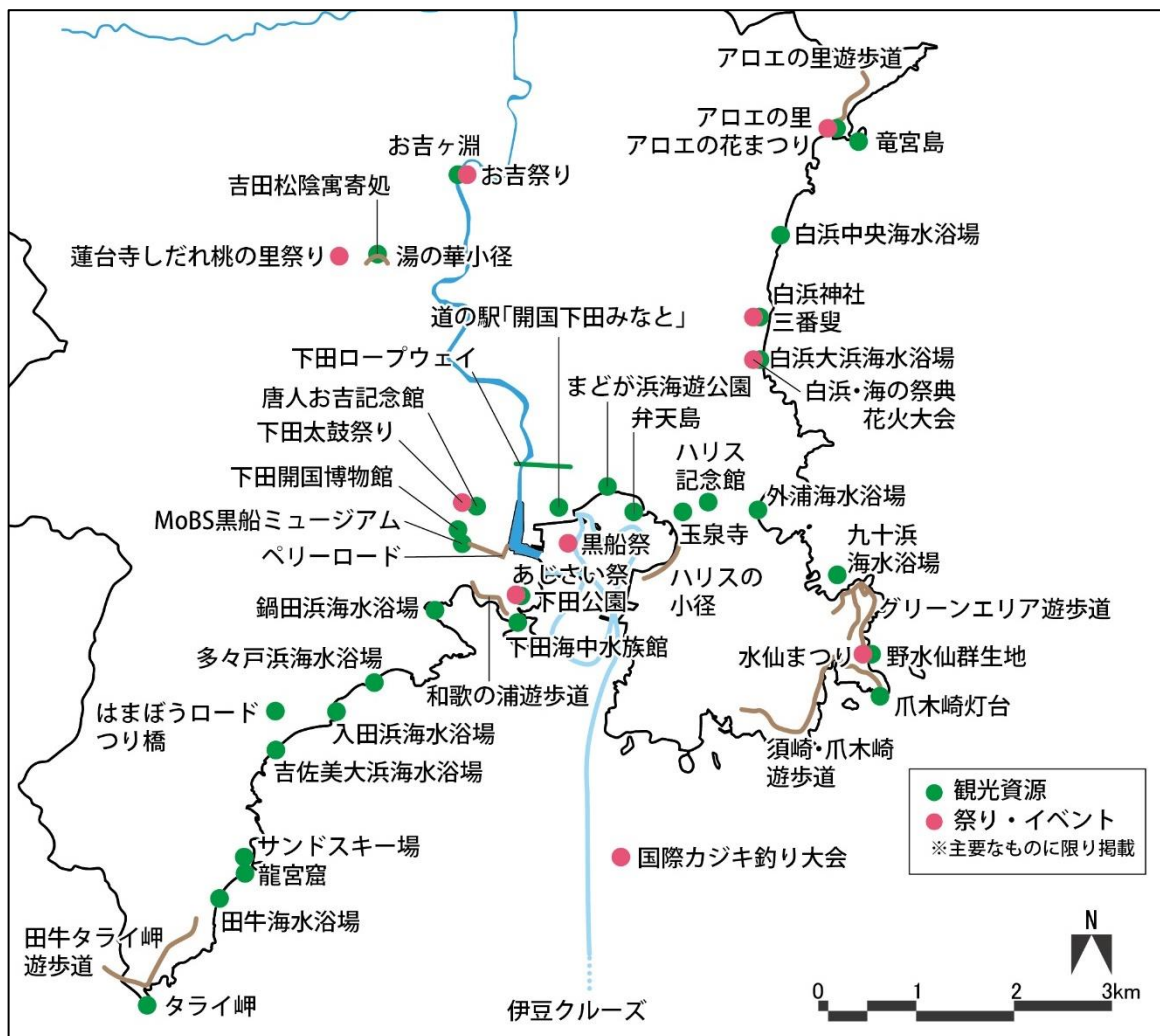
※8 観光交流客数は、市内の各地域を訪れた人の延べ人数とし、宿泊客数及び観光レクリエーション客数を合計したもの。

※9 観光レクリエーション客数は、観光施設(地点)、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベント等への入場者・参加者等を集計したものであり、年間の入込客数が1千人以上のものが対象となる。

下田市は年間を通して多様な祭事・イベントがあり、特に水仙まつり、黒船くろふね祭、あじさい祭さい、下田太鼓祭りは、市内外から多くの人を訪れている。

下田市の祭事・イベント行事と来訪者数

開催期間		行事名	開催場所	平成28年度 来訪者数(人)
1月	12月～2月10日	水仙まつり	爪木崎	200,000
2月	11日	鬼射祭	高根白山神社	未集計
3月	中旬～4月上旬	蓮台寺しだれ桃の里祭り	蓮台寺地区	未集計
	27日	お吉祭り	お吉ヶ淵と 宝福寺	400
5月	第3土曜日を含む 金～日	黒船祭	下田港周辺	201,000
6月	1日～30日	あじさい祭	下田公園	136,300
	1日～30日	下田きんめ祭り	市内各所	未集計
7月	中旬	海開き	下田市内の 海水浴場	826,138 ※平成28年度の 海水浴客
	中旬	国際カジキ釣り大会	下田港を基地 とする近海	1,800
	中旬	白浜海の祭典・花火大会	白浜大浜海岸	15,000
8月	14、15日	下田太鼓祭	旧下田町	150,000
10月	9月20日～ 12月20日	伊勢えびまつり	市内各所	未集計
	29日	三番叟	白濱神社	未集計
	20日～ 11月末日	柿・みかん狩り	大賀茂地区	300
12月	中旬～1月中旬	アロエの花まつり	白浜	1,859



下田市の観光資源



ペリーロード



下田公園 あじさい祭



白浜大浜海水浴場



伊豆クルーズ



蓮台寺しだれ桃の里祭り



爪木崎灯台

### 3 歴史的環境

#### (1) 歴史

##### ①下田のあけぼの

##### ア 縄文・弥生時代

下田市で現在発見されている最も古い遺跡は、須崎の爪木崎遺跡や、田牛の上の原遺跡で代表される、縄文時代早期の土器を出土する遺跡で、いまからおおよそ7,000年前のものである。この時期の遺跡は海岸沿いにある階段状の台地に存在する例が多く、おそらく当時の人々の生活は、山地で狩猟を行う一方、それを補うため、海の魚介類を食糧として採取していたと考えられる。

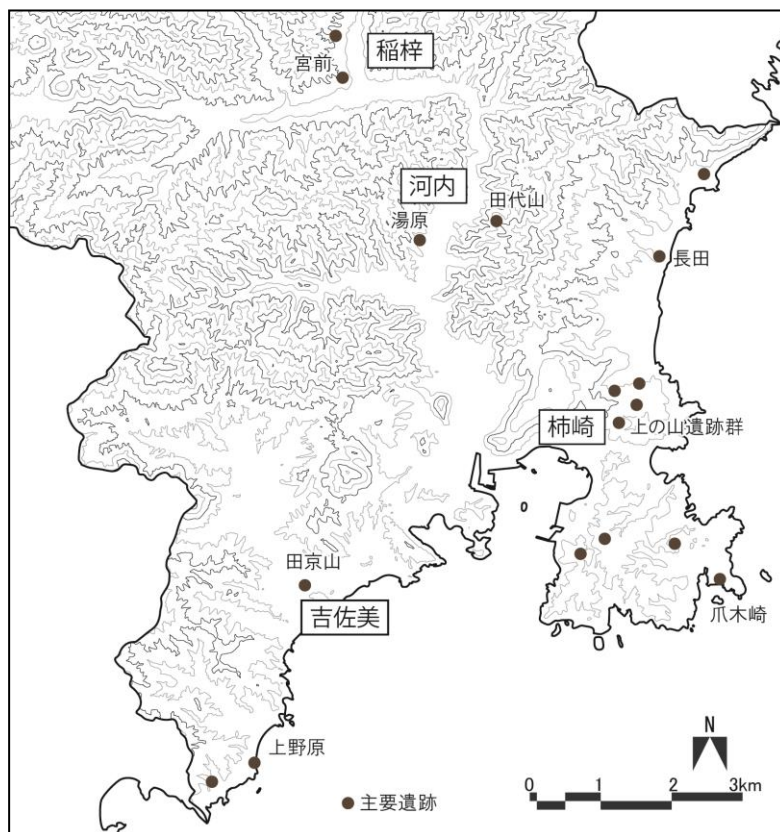


爪木崎遺跡出土の土器（縄文早期）

縄文時代の前期から中期（おおよそ5,000年前）になると、気候の温暖化によって海水面が上昇し、海岸線は現在よりもっと陸地の奥に入り込み、人々の住む集落もこれに伴い山側に移動したと考えられる。遺跡数は増え、吉佐美の田京山台地、柿崎の上の山台地、河内の湯原や稲梓の宮前のような山麓に、大きな集落が存在していたものと考えられる。

狩猟や漁撈の道具が発達し、落葉広葉樹林が広がったことで食物資源が増大し、人々の生活が次第に安定したことから、中期は人口も集落規模も拡大した。

中期を過ぎて、後期から晩期の時期になると気候が寒冷化しはじめ、貴重な食物資源である木の実など



縄文時代主要遺跡分布図

の不作が続き、人口の増加に伴って食糧が不足した。縄文社会は停滞し、人口の減少と遺跡数の減少をもたらした。下田においても、この期の土器を出土する遺跡は激減している。

紀元前3世紀頃、この縄文社会の停滞を打ち破る新しい生活様式である農耕が大陸から伝わり、日本各地に水稻耕作が広まっていった。これが弥生時代のはじまりである。しかし、下田には弥生時代の遺跡がほとんど発見されない。その原因として、稲をつくるのに都合のよい広い平らな土地がなかったことが考えられている。

### イ 古墳時代

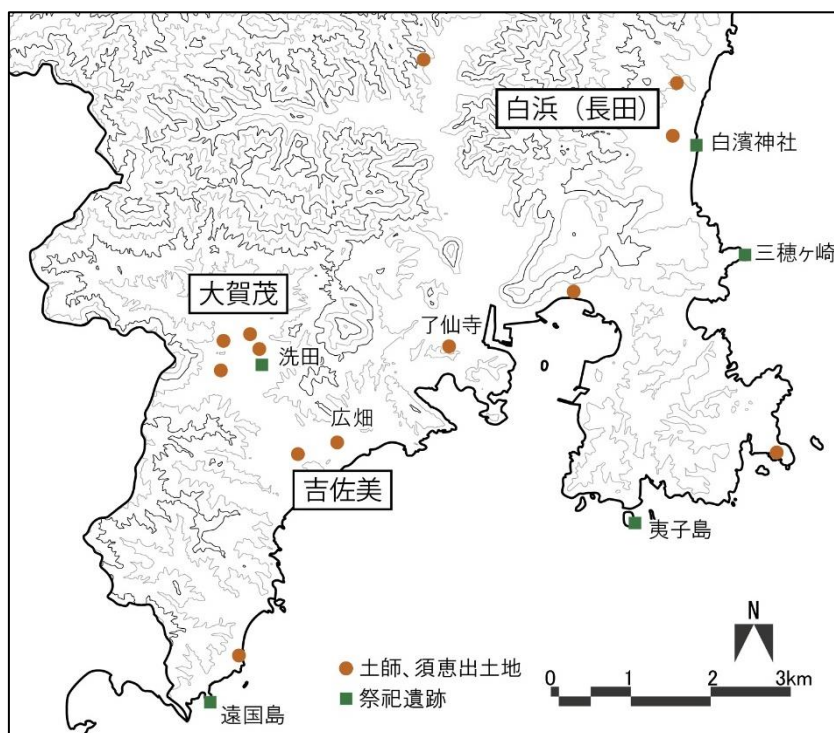
やがて4世紀以降、土木技術や鉄製農耕具が発達した。それにより古墳時代に入ると、耕せる土地が広がり、下田でも再び人々の生活が活性化した。

この時代の人々が使用した、土師器はじきや須恵器すえきとよばれる土器が、各所で発見されており、この時代の代表的な集落遺跡が、吉佐美ひろはたの広畑遺跡である。昭和33年（1958）に実施された発掘



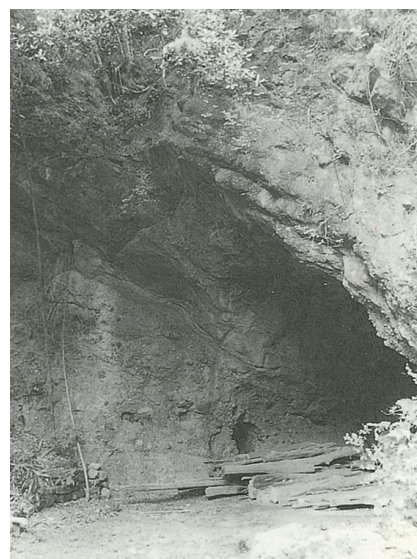
広畑遺跡出土の土師器

によって、壺・甕かめ・坏つき・高坏たかつき等多数の土器が発見され、当時この周辺に大きな集落が営まれていたことがわかっている。その他、大賀茂おおがも周辺や白浜の長田ながた一帯にも遺跡が集中しており、当時これらの地域が生活の中心であったことがうかがえる。



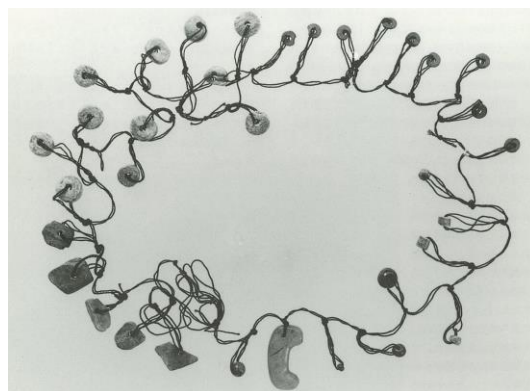
土師器・須恵器出土遺跡分布図

一方、古墳時代といえ、全国各地で大きな塚をもった古墳がつくられたことが特色であるが、下田市を含め南伊豆<sup>りょうせんじ</sup>一帯ではいまだ発見されていない。しかし、了仙寺<sup>りょうせんじ</sup>本堂裏に洞窟遺跡のような墓が存在し、他の地域とは異なった様子が見られる。そこからは人骨に加え<sup>まがたま</sup>勾玉、ガラス玉、金銅製の腕輪や耳飾り、土師器や須恵器など多数の遺物が出土しており、下田湾沿岸地域を支配していた船人<sup>ふなびとしゅうだん</sup>集団の首長の墓と考えられている。



了仙寺洞窟遺跡

また、古墳時代から奈良・平安期にかけての伊豆では、神を祭る<sup>さいし</sup>祭祀が盛んであったらしく、神々を祭った跡（祭祀遺跡）がたくさんある。市内には5つの遺跡があり、岬や小島、丘陵など、集落や人々の生活の場とは異なる特殊な場所に立地していることも大きな特色である。三穂ヶ崎<sup>みほさき</sup>と呼ばれる小さな岬の先端付近の岩場からは、勾玉・丸玉・白玉等石製の玉類が多数発見された。



三穂ヶ崎遺跡出土の石製玉類

この時代の人々は、立派な建物のあるお宮ではなく、小さな<sup>ほこら</sup>祠や、石や岩などを積み上げたものを、神のやしろ（神が天からおりてくるところ）として祭っていたようである。下田市には白濱<sup>しらはま</sup>神社など、島からやってきた神を祭った古い神社がある。白濱神社の社寺内、火達山と呼ばれる付近から、平安期と推定される祭祀用の土師器が多数発見されている。現在でも、毎年火達祭といって海岸で火を焚き、海島に鎮座する神を招く神事が行われている。古代の祭祀場がそのまま後世の神社へと発展した典型的な例といえるであろう。



白濱神社の火達祭

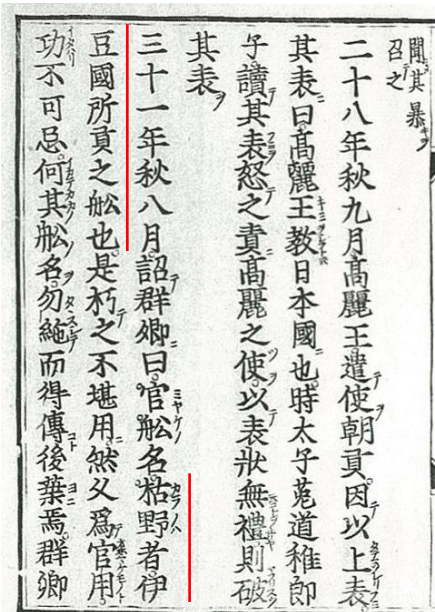
②古代 <sup>いずのくに</sup> ー伊豆国のはじまりー

歴史上、伊豆の名が最初に現れるのは『日本書紀』応神天皇5年(274)10月、同31年(300)8月条に記された<sup>からの</sup>枯野伝説である。伊豆国に命じて船を造らせたところ、その船は軽く浮かび速く走ったので「<sup>かるの</sup>軽野」といい、のちに転じて「<sup>かの</sup>枯野」となり、狩野川や狩野山(天城山<sup>あまぎさん</sup>)の語源となったという伝承がある。おそらく、倭の五王の時代に、伊豆は東国への海上交通の要地として、またその優れた航海術と造船技術によって王権と深く結びついていたと考えられる。

伊豆が一国として独立するのは、天武天皇9年(680)のことで、『扶桑略記』に「天武天皇九年庚申七月…駿河の二郡を別けて伊豆国と為す」とある。それまでは、大化改新以降に成立した<sup>するがのくにみやつこ</sup>珠流河国造の支配下に属していた。

伊豆国が、<sup>とおとうみ</sup>遠江・駿河両国の3分の1以下の小国でありながら一国とされたのは、『日本書紀』に伊豆島へ罪人が流されたという記述が見られるように、流刑の国に定められたことによると考えられる。

大宝元年(701)大宝律令が完成すると、伊豆国には田方・那賀・賀茂の3郡が置かれた。奈良時代の賀茂郡内には、賀茂<sup>つきま</sup>・月間・川津・三島(伊豆七島)・大社<sup>おおやしろ</sup>の5郷に分かれていた。下田市域は、賀茂・月間の一部と、大社郷にあたる。大社郷は、下田白浜を中心に、稲梓・稲生沢・浜崎・下田地区を含む、下田市域の大半を占めていたと考えられる。



日本書紀応神天皇31年8月条



伊豆国の古代郡郷図 (10世紀頃)

郡には郡家が置かれ、賀茂郡の郡家は、南伊豆町下賀茂にあったといわれ、市内大賀茂から下賀茂にかけてが、当時の政治的中心であったと推定される。

伊豆はまた火の国でもあった。富士火山帯の活動で噴火が多く、人々はこれを神のたたりと考えていた。なかでも、三嶋大明神は伊豆の主神と考えられ、後の神・伊古奈比咩命とともに崇められた。この二神は、元は三宅島に鎮座していたといわれ、奈良時代には既に白浜の地に移されていた。賀茂郡大社郷の名は三嶋大明神とその後の神を祭る社の所在に由来するものであった。

古代の伊豆を特徴づけるものに伊豆の卜部がある。卜部は、卜占（占い）によって神祇官に仕えたもので、律令制下の三国の卜部とは、伊豆、壱岐、対馬の卜部をいう。伊豆の卜部は亀卜※10に長けており、その技術は彼らの航海術と結びついて発達したものと考えられている。

古代南伊豆の特産品には堅魚があり、堅魚節や煎汁（煮汁）が調（朝廷への貢物）として納められていたことが、平城宮跡から出土した荷札の木簡から明らかにされている。

平安中期になると、海浜の砂鉄を原料とする製鉄が盛んに行われるようになり、下田市内の製鉄遺跡は、金山遺跡のほか、田牛の金草原遺跡、白浜の原田遺跡、同長田タタラド遺跡が知られている。

さらに、この頃には仏教文化も花開き、田牛の長谷寺阿弥陀如来坐像はその代表的な作例である。

※10 亀の甲を焼き、その生じた割れ目の模様で吉凶を判断した古代の占い。

### ③中世 一下田村の誕生と戦国時代一

治承4年（1180）の源頼朝の挙兵から、天正18年（1590）の下田城の開城・後北条氏の滅亡までのおよそ400年間が伊豆の中世となる。源頼政が伊豆を知行国として支配し、その子仲綱が伊豆国司に任命されていることから、南伊豆の地と源氏との縁も生まれた。頼政の側室である菖蒲御前の墓の存在や数々の頼朝伝説もその縁を語っている。

挙兵後、頼朝の出した最初の下田が蒲谷御厨（田牛周辺）の住民に宛てられたことや、源平の争乱の最中に鯉名や妻良（南伊豆町内）の港が登場することなど南伊豆の地の重さがうかがわれる。

しかし、幾重にも連なる山脈にさえぎられた南伊豆の地では優良な武士団の形成が進まなかった。鎌倉時代を通じて、執権となった北条氏一族が守護となり、伊豆はその支配下に入った。



南北朝動乱期、伊豆は北朝方が優勢を占め、室町期は鎌倉府の支配下に入った。この時期から次第に市内の地名や土豪（その土地の豪族）の存在が明らかになってくる。建武元年（1334）の河内重福院宝篋印塔に刻まれた大檀那沙弥智道をはじめとして、田牛・下田・横川・相玉・落合・白浜等ほとんどの村落の名が小土豪とともに文献上に現れてくる。集落の形成がもっとも進んだ時期である。

下田村の集落の成立期については、南北朝・室町初期の14世紀が下田村の成立時期と推定される。「下田村若宮」と刻まれた鰐口が下田八幡神社に保存されており、応永6年（1399）との年号の刻銘もあることから、八幡神社を祭祀する集落の発展がようやくこの時期にみられるようになったと考えられる。



鰐口（下田八幡神社保存）

伊豆の戦国時代は、延徳3年（1491）、北条早雲が伊豆国に攻め込み、深根城（堀之内）を取り囲んだことにはじまり、これ以後およそ100年間後北条氏の支配下に置かれた。



足利茶々丸の墓

深根城は関戸播磨守信吉の城である。北条早雲が足利茶々丸を討伐した際に、関戸播磨守信吉は茶々丸を伴って深根城に籠ったが、城の中にいた人は一人残らず殺されたと言われている。

こうして、伊豆国は戦国大名後北条氏の領地になり、南伊豆の小世界に勢力を張っていた小土豪たちは後北条氏の軍事組織に組み込まれていった。

やがて、後北条氏は、清水康英を下田城の城将にして、天正18年（1590）、豊臣の水軍が小田原に攻め込むのを防ごうとした。15,000人を超える豊臣方に対し、清水氏はわずか500人ほどの軍勢であったが、50日間も城を守り続け、最後は話し合いにより豊臣方に城を明け渡した。下田開城・後北条氏の滅亡をもって伊豆の戦国時代は終わる。



下田城（模型）

#### ④近世 一町方・村方・浦方の形成一

下田市域の近世支配は、戦国大名後北条氏が滅亡し、徳川家康が江戸に入部した天正18年（1590）より始まる。下田の大部分が徳川家康の家来の戸田忠次<sup>ただつぐ</sup>によって治められることになり、後に幕府直轄領三島代官所支配地となり、一部下田奉行所支配もあった。近世中期になると、次第に旗本領や大名領（小田原藩大久保氏、掛川藩太田氏、沼津藩水野氏）が増加し、中には相給<sup>あいきゅう</sup>とって複数の領主によって支配されることも珍しくはなかった。

そのようななかで下田市域は、それぞれの特徴をもつ町方・村方・浦方の三つの地域が形成されていく。

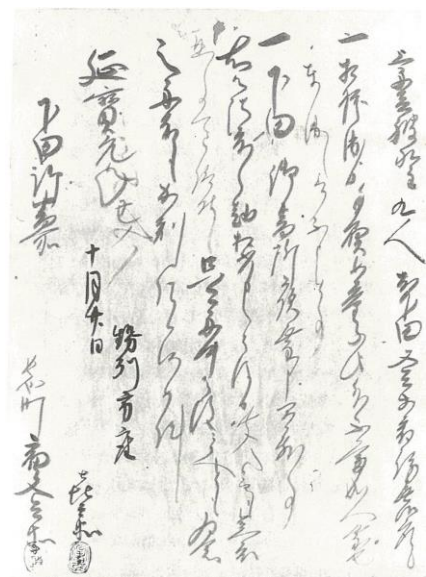
#### 町方

まちとしての下田町は、天正18年（1590）領主となった戸田忠次によりその原形がつくられるが、戸田氏は間もなく三河<sup>みかわ</sup>に移封されたため、下田町の発展の基礎は、下田奉行と御番所の設置にあると考えられる。

江戸時代の船は帆船（風を受けて推進力とする船）であったため、風向きが悪いと途中の港に入って風待ちをしなくてはならなかった。下田港は江戸に出入りする船にとって大変よい風待港であった。やがて、年貢米<sup>ねんぐ</sup>や特産品を運ぶために、江戸と大阪の間を廻船<sup>かいせん</sup>（旅客や貨物を運ぶ船）が通うようになった。下田港は、江戸の政治的経済的発展に伴い、盛んになってきた海上交通の要地として注目され、下田奉行が設置された。

元和2年（1616）、今村彦兵衛<sup>いまむらひこべえ</sup>が下田奉行に任命され、須崎<sup>とのみ</sup>に遠見番所を置いて、下田港に出入りする船の見張りをした。元和9年（1623）になると、名前も船改番所<sup>ふなあらため</sup>（御番所）に変わり、江戸に出入りする船は、必ず下田港に入り、御番所の調べを受けるようになった。日本各地の経済の発達につれて、下田港に出入りする船は、1年間に3,000艘<sup>そう</sup>ぐらいまで増え、町は大変にぎわった。

下田町は下田奉行と、奉行の下で船改めを行う廻船問屋、町政を担当する町役人などによって運営された。なかでも二代目奉行今村伝四郎正長の武ガ浜浪除けの築造や町役人の平井平次郎<sup>ひらいへいじろう</sup>による『下田年中行事（1974年）』（江戸時代後期の町政伝承を記録した史料）の編纂などが功績として大きい。



下田番所宛通船手形

享保6年(1721)、下田港の入り口が狭く、風や波が強いときは船の出入りが危険であるとして、御番所は浦賀(神奈川県)に移されることになった。

御番所が置かれてから、およそ100年間栄えてきた下田町は、御番所が移されてから、かつての勢いがなくなり平穏な風待ち港となった。しかし、なお、風待ちのために出入りする船があったため、浦方御用所が置かれ、海の交通安全の仕事は続けられた。

### 村方

村方は、稲作農業を中心として、麦・粟・稗・いも類などの畑作、そして現金収入を得るための「農間渡世」(農民が耕作の合間に行う賃稼ぎや営業)が必要であった。それらは専ら山稼ぎに依存しており、木炭を中之瀬(稻生沢立野)に運び出して換金したり、薪を下田に運搬して塩や魚と交換したりした。元治元年(1864)下田港から積み出された木炭はおよそ8,000俵、堅木薪1,860把、雑木薪3,100把であった。このように重要な役割を担う山であるから、共同の権利が錯綜する入会地(村や部落などの村落共同体で所有した土地で、薪炭・用材・肥料用の落葉を採取した山林)では、しばしば村落間で利害の対立による争いが発生した。

また、木炭や薪を運び出すのに当時の村道は通行が困難であったため、艀(内水面を航行する船)の運搬が非常に便利だった。稻生沢川と大沢川の合流する地点にある立野村の中之瀬は、稻生沢川上流の山間部と下田港を結ぶ中継地として絶好の場所にあったため、もとは川岸寄りの洲に過ぎなかった所に小さな商店街が形成されるなど発展した。

### 浦方

浦方は、漁業を生業としていたが、天草漁や鮑漁なども盛んになり特産物となっていた。また、海岸近くを中心に伊豆石が切り出され、江戸に運ばれていった。

村方の入会争論に対して浦方では漁場争いや海岸の境界争いがしばしば発生した。江戸と大阪を結ぶ海上交通の要衝である伊豆の海岸には、しばしば難破船が漂着し、その人命救助や積荷の陸揚げなどの処理に報奨金が支払われたことから、村や漁民の利益となっていた。そのため、海岸の領有は磯物等の権利とも絡んで重要な問題であり、下田湾に打ち上げられた難破船の処理をめぐる下田町・柿崎村と須崎村が争ったこともあった。

町方・村方・浦方の三つの地域は、時代とともに相互につながりを深めながら、地域外との交流も盛んになっていった。

### ⑤近代の夜明け ―日本開国の舞台となった下田―

江戸時代の後半になると、海外に進出したヨーロッパの強国やアメリカ合衆国の勢力がアジアまで延び、日本の近海にも外国船がたびたび現れるようになった。寛政5年（1793）の老中松平定信まつだいらさだのぶの海防見分かいぼうけんぶん（外国軍の侵攻に対する海岸防備の視察）から、御台場の築造、そしてペリー来航により下田が開港場となり、横浜開港によって閉鎖されるまでの間が下田の幕末である。

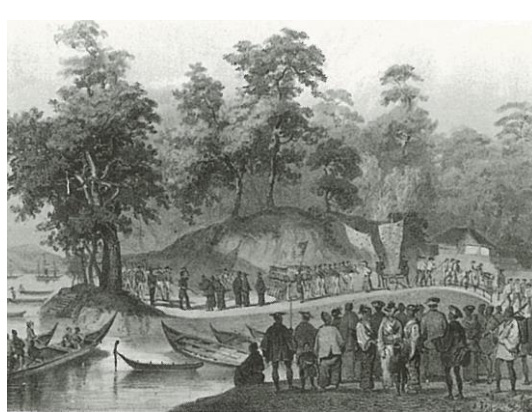
松平定信は海防強化のため伊豆を巡視し、これを受けて御台場の設置の計画がされたが完成しなかった。天保13年（1842）下田奉行が復活し、翌年州佐里崎さざり（須崎）・狼煙崎のろし（鍋田浜と吉佐美の間にある岬）にようやく大砲が設置され、御台場が完成したが、一年で廃止となった。同じ年、沼津藩は伊豆東海岸4か所（白浜みほ三穂ヶ崎ほか）に御台場を完成させ、ペリー来航時まで異国船接近の度に警備を強化した。

嘉永7年（1854）のペリーの再来航、そして日米和親条約の締結により下田開港が決まると、ペリー艦隊が次々と下田に入港してきた。下田が日本外交の中心舞台として、もともと脚光を浴びた時代となる。

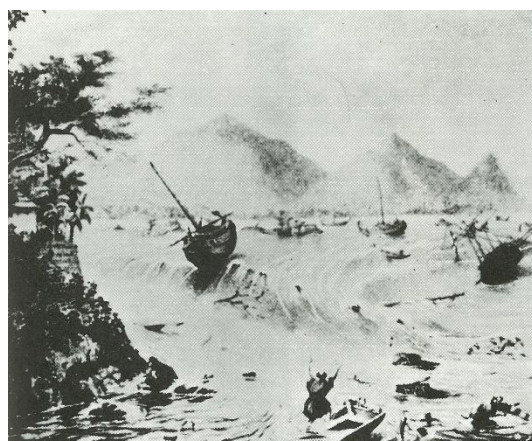
開港場となった下田の町では入港してくる外国船に薪・水・食料・石炭など欠乏品を供給するための拠点（欠乏所）や異人のための休息所さらには洗濯場などが設けられ、開港場の体制が整えられていった。ペリーは了仙寺で日米和親条約付録下田条約を結ぶと帰国するが、この間、下田奉行が再度設置され、異人との応接、欠乏品の供給など多忙を極めた。

ペリーが下田を去った4か月後、ロシア使節プチャーチンの乗ったディアナ号が来航した。

第1回目の日露交渉が福泉寺で開かれ、第2回目の日露交渉を約束して別れた翌日、突如大地震と津波が下田を襲った。下田の町は壊滅状態となり、停泊していたディアナ号も大破した。ロシア側は自国の船員が死亡するなどの惨状のなか、見舞いに医師を同行さ



ペリー一行の上陸



津波に荒れ狂う下田港  
（モイジャイスキー画）

せ、傷病者の手当での協力を申し出たことから、応接係をしていた<sup>むらがきのりまさ</sup>村垣範正（幕末期の外交官）は、その厚意にいたく感服したと伝えられている。

ディアナ号は修理港となった<sup>へだ</sup>戸田（沼津市内）へ向かったが、激しい波風に押し流されて沈没した。そのような不運にもかかわらず、安政元年（1854）に<sup>ちようらくじ</sup>長楽寺で日露和親条約の調印を実現した。この条約の中で、初めて日本とロシアの国境についての取り決めもされた。昭和56年（1981）に、日露和親条約の歴史的な意義を確認し、領土の返還を求める日として、条約の結ばれた2月7日を「北方領土の日」とすることが政府により定められた。

安政3年（1856）ハリスがアメリカの日本総領事として下田に着任し、柿崎玉泉寺を領事館とした。その間にハリスと通訳ヒュースケンの<sup>しじよ</sup>仕女としてお吉やお福が<sup>ぎよくせんじ</sup>玉泉寺へ通うことになった。安政4年（1857）、天城を越えて江戸へ出たハリスは通商条約の締結を迫り、同5年（1858）条約の締結調印にこぎつけた。この時期から日本の歴史は激動の時代へと突入していくが、横浜開港に伴い下田開港場は閉鎖、下田奉行所も廃止となり、下田の町はもとの港町へと戻っていった。

## ⑥近代 ー近代産業の波と町の発展ー

明治になると、大名や幕府が治めていた土地や人は、全て国が治めることになり、これまでの藩をなくし県がつくられた。伊豆国は、明治元年（1868）<sup>にらやま</sup>韮山県となり、明治4年（1871）の廃藩置県により<sup>さがみ</sup>相模国の一部とともに<sup>あしがら</sup>足柄県となり、明治9年（1876）に相模と分離して静岡県となった。明治22年（1889）の町村制施行により下田町、稲梓村、稲生沢村、浜崎村、朝日村が成立したが、明治29年（1896）浜崎村から白浜村が分離し、6カ町村となった。

農村部では稲作や麦作の間に薪を切り、炭を焼くという形が続いていた。海岸部では天草や魚貝類の採取を中心とした<sup>ぎよろう</sup>漁撈作業と田畑耕作を組み合わせる形態が保たれていた。さらに現金収入を求めて、<sup>ようさん</sup>養蚕に従事し、酪農を取り入れるなど、時々の経済に柔軟に対応していった。市街地は周辺との密接な結びつきの中で、物資の集散地として、商工業機能を担っていった。また、官公署の出先機関も集中し、南伊豆の行政・商業・交通の要衝としての役割を高めていった。

明治20年代以降、近代産業が展開し、明治21年（1888）下田銀行の開業、明治31年（1898）<sup>せんきよ</sup>下田船渠（通称下田ドック）の設立、明治41年（1908）河津水力発電の創立などがみられた。交通面では明治28年（1895）天城トンネルが開通、大正5年（1916）下田自動車営業を開始した。

また、明治の末から大正初期にかけて、当時の好況を背景に、<sup>れんだいじ</sup>蓮台寺、<sup>こうち</sup>河内の温泉場は大変にぎわっていた。下田町にも温泉が自噴していたが、熱い温泉が欲しいという願望を込めて、町の有力者たちにより稲生沢村から下田町に引湯する計画がたてられ、昭和10年（1935）に初めて念願の温泉が下田町に到着した。

昭和2年（1927）の金融恐慌、昭和4年（1929）の世界恐慌の中、不況脱出に下田の人たちが活路を見出したのが観光であった。美しく変化に富んだ自然、豊富な温泉、幕末開港の歴史を秘めた港町、素朴な人情などを観光の資源として活用し、観光地化を推し進めた。昭和8年（1933）に伊豆循環道路東海岸線（伊東—下田線）が開通し、この時期東京湾汽船による東京—大島—下田航路も始まった。

昭和9年（1934）に第1回<sup>くろふね</sup>黒船<sup>さい</sup>祭が始まり、順調に進むかに見えたが、第二次世界大戦（1939～1945）によりこの歩みは中断された。



黒船祭・弁天に上陸する米水兵

### ⑦現代 —伊豆急行線開通による観光都市への発展—

第二次世界大戦後は、日本国憲法のもとで地方分権の強化と地方行政の民主化が推進された。昭和28年（1953）10月に施行された町村合併促進法により、全国的な町村合併の気運が高まっていき、昭和30年（1955）に6か町村が合併し、新しい下田町が成立した。昭和32年（1957）には新しい町役場も東本郷の地に完成した。

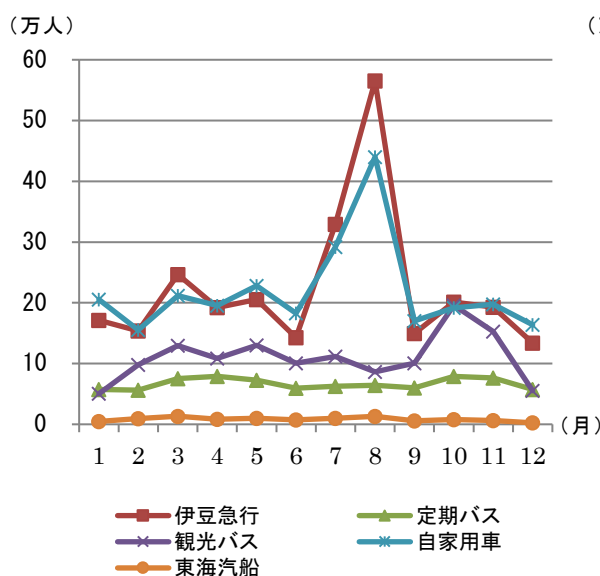
下田が観光を中心とする都市へと大きく転換するのは、昭和36年（1961）の伊豆急行線開通によってである。伊豆急下田駅周辺は、初めての電車を見ようとする人々であふれ、祝賀パレード・花火大会・提灯行列等で祝い喜んだ。



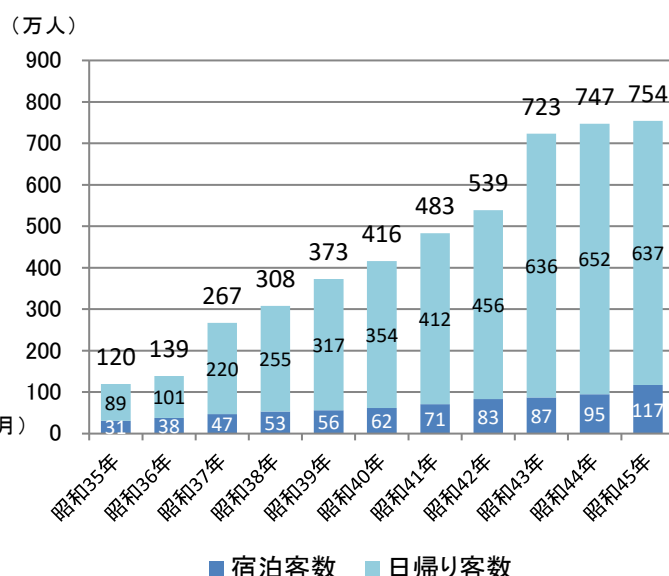
伊豆急行線の開通でにぎわう駅周辺

また、鉄道とあいまって、<sup>なわじ</sup>縄地

有料道路（国道 135 号）の開通もモータリゼーションの進行に合致し、大量の自動車の流入をもたらし、観光客の激増を呼んだ。観光客は、昭和 36 年（1961）の 139 万人から昭和 37 年（1962）は 267 万人と急増し、さらに増え続け、昭和 42 年（1967）の 539 万人から昭和 43 年（1968）は 700 万人を超えた。観光施設が整備され、海岸部では民宿が主産業になり、伝統的な産業形態は一変した。



昭和 45 年交通機関別利用客数



来遊客数の推移

昭和 45 年（1970）地方自治法の改正に伴い市制成立の要件が緩和され、昭和 46 年（1971）に下田市が誕生した。同年 11 月 5 日には須崎に御用邸が完成し、下田市民にとって昭和 46 年（1971）は画期的な年であった。

昭和 49 年（1974）5 月 9 日の伊豆半島沖地震で被害を受け、これ以後も南伊豆は地震や水害などの自然災害に見舞われ、南伊豆の観光産業は大打撃を受けた。こうした南伊豆の暗いイメージを払拭したのが、昭和 54 年（1979）のアメリカ大統領ジミー・カーターの下田訪問であった。東京サミット（先進国首脳会議）に出席する際に下田に立ち寄るというものであって、短い滞在であったが、下田にとっては黒船来航以来の歴史的一日となった。

昭和 62 年（1987）には下田船渠<sup>※11</sup>（通称下田ドック）が解散した。同年、観光客は 626 万人をピークに、再び減少傾向に転じ、平成 10 年（1998）に 500 万人を切り、その後も減少傾向が続き、金融危機や東日本大震災などの影響もあり、平成 21 年（2009）以降は、300 万人を下回っている。

※11 下田船渠は下田を代表する造船会社。創業 90 年以上の地域の中核企業の解散は第 111 回国会の参議院運輸委員会でも取り上げられた。

### ⑧現代 ー歴史まちづくりへの取組ー

観光地としての下田は、自然資源を中心とした取組が盛んに行われ、それによって近代化が進み市街地が発展する一方で、歴史的なまちなみが急速に失われていった。

そうしたなか、昭和60年代に入ると、地方文化及び地域的遺産を象徴する歴史的建造物、その他なまこ壁の保存を目的に、なまこ壁と伊豆石の現存状況に関する調査が実施され、歴史的建造物保存条例が制定されると、12件が歴史的建造物として選定された。

また、<sup>ひらなめがわ</sup>平滑川沿いのかつての<sup>かりゅうかい</sup>花柳界があった地区を核に「平滑川を良くする会」が発足し、地域空間の質的見直しが始まった。修景整備が進められ、「平滑川通り」から「ペリーロード」に名称変更し、平成6年（1994）に第7回静岡県都市景観賞で最優秀賞（静岡県知事賞）を受賞した。

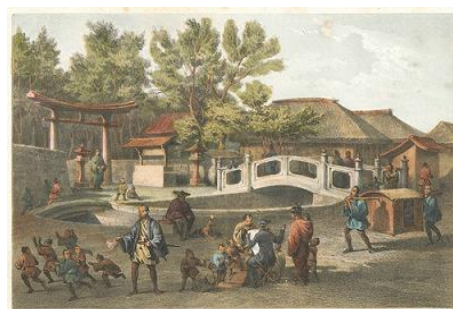
平成21年（2009）には、下田市景観計画の策定に併せて下田市景観まちづくり条例が制定され、景観や地域文化などを対象に地域を象徴するものを市民から募集し、下田まち遺産として認定を行っている。



#### ＜コラム4 なまこ壁のまちなみの成立＞

なまこ壁や伊豆石は、下田らしさを象徴する景観となっている。下田市域には、なまこ壁を用いた歴史的建造物が多く残っており、特に旧下田町内に集積している。なまこ壁は、建物の壁面に平瓦を並べて貼り、目地と呼ばれる継ぎ目に、漆喰をかまぼこ型に盛り上げて塗る左官工法であり、その形が海にいる「なまこ」に似ていることから、その名が付けられたという。風雨に強く、防火、保温にも優れ、江戸時代以降普及し、かつては伊豆各地で多く見られた。

下田のまちなみについて、『ペリー艦隊日本遠征記』では「店舗と住居の建築はそま<sup>くさぶき</sup>つなもので大部分は草葺の小屋にすぎない。」と評されており、上流階級の家屋の一部においてなまこ壁と思われる漆喰の利用が見られるものの、下田全体としては草葺屋根が多かったとされる。



下田八幡神社の図  
(ペリー艦隊日本遠征記)

下田は文化年間（1804～1818）に4度の火災、安政元年（1854）に安政東海地震と津波に見舞われ、市街地のほとんどが壊滅した。開港した直後の11月に大津波の被害を受けたため、幕府による復興資金貸付を用いて、短期間で復興がなされ、安政2年（1855）には一通りの再建を終えた。

災害からの復興を契機に、なまこ壁が防災特性に優れた外壁材として認知され、一般家屋にも利用されるようになり、なまこ壁建造物が連なるまちなみが形成されたと言われている。また、地場産業として石材・石造りの技術があったことも、なまこ壁のまちなみが形成された理由として挙げられる。



伊豆石の塀となまこ壁の建物



左側「鈴木邸」、右側「雑忠」<sup>さいちゆう</sup>

下田の歴史年表

年代	西暦	事項
天武 天皇9	680	駿河、遠江、伊豆の三国ができる。(現在の静岡県)
大宝1	701	伊豆に田方・那賀・賀茂の3郡が置かれる。
嘉禄1	1225	白濱神社に若宮御正体が奉納される。
応永6	1399	下田八幡神社に、鰐口奉納される。(下田村の初見)
延徳3	1491	北条早雲が深根城を取り囲んだ。
天正16	1588	後北条氏、豊臣方水軍の東征に備えて下田城を築く。
天正18	1590	3月上旬豊臣方水軍、下田城へ押し寄せる。
		4月下旬下田開城、城将清水康英は河津林際寺へ身を寄せる。
		7月 小田原開城、後北条氏滅亡、秀吉の天下になる。
		8月 家康旗下、戸田忠次、下田五千石の領主となる。
慶長11	1606	大久保石見守長安が伊豆の金山奉行となる。
元和元	1615	家康、大坂夏の陣に備え今村伝四郎に下田警備を命ずる。
元和2	1616	初代下田奉行今村彦兵衛、須崎に遠見番所を置く。
元和9	1623	大浦に遠見番所が移る。
寛永12	1635	今村伝四郎正長、了仙寺創建。
寛永13	1636	大浦の御番所を改築し船改番所とし、上下の廻船を検問する。
正保2	1645	今村伝四郎正長、武ガ浜浪除けを普請。
享保6	1721	2月 御番所が浦賀に移り、下田奉行が廃止。
寛政5	1793	3月 松平定信、伊豆海防見分、谷文晁『公余探勝図』。
天保13	1842	12月 下田奉行復活、初代小笠原加賀守。
天保14	1843	4月 幕府は州佐里崎・狼煙崎、沼津藩は三穂ヶ崎に御台場築造。
		9月 下田町書役、平井平次郎『下田年中行事』87巻完成。
弘化元	1844	2月 下田奉行は、二代土岐丹波守をもって廃止。
嘉永6	1853	6月3日 ペリー、浦賀に来航。
		7月18日 プチャーチン、長崎に来航。
嘉永7	1854	1月12日 ペリー、軍艦9隻で浦賀へ再来航。
		3月3日 日米和親条約12ヶ条、神奈川で締結、下田開港。
		3月18日からペリー艦隊7隻、順次下田来航。
		3月22日 下田奉行再々置、初代奉行に都築駿河守、井上信濃守。(宝福寺、稲田寺が仮奉行所となる。)
		3月24日 ペリー、上陸して了仙寺で饗応を受ける。
		3月27日 吉田松陰「踏海の企て」、柿崎弁天島より漕ぎ出すも失敗。
		5月22日 日米和親条約付録下田条約13ヶ条を了仙寺で調印、欠乏品の供給。
		6月1日 ペリー、目的を達して下田を去る。

年代	西暦	事項
		10月15日 プチャーチン、ディアナ号で下田に入港。
		11月3日 第1回日露交渉、福泉寺で行う。
		11月4日 大地震・大津波で下田は壊滅状態、ディアナ号大破。
安政元	1854	11月27日 「嘉永」から「安政」へと改元。
		12月21日 日露和親条約9ヶ条と付録4ヶ条を長楽寺で締結。
安政2	1855	3月 プチャーチン、ヘダ号で帰国。
		12月 下田奉行所、中村に完成。
安政3	1856	7月21日 ハリス、駐日総領事として下田来航。
		7月25日 ハリス、御用所で饗応を受ける。日米双方11人ずつ列席。
		8月5日 ハリス、玉泉寺入り、玉泉寺は日本最初の米国総領事館となる。
安政4	1857	5月22日 お吉、玉泉寺へ支度金25両で出仕。
		5月26日 下田協約が締結される。(日米貨幣交換比率改定)
		10月7日 ハリス、下田を発ち天城・箱根を越えて江戸へ。
安政5	1858	6月19日 日米修好通商条約、ポーハタン号艦上で締結。
安政6	1859	5月2日 横浜開港、ハリス下田を去り、玉泉寺領事館閉鎖。
		12月 下田開港場と奉行所が閉鎖。
文久2	1862	下岡蓮杖、横浜野毛に写真館を開く。
明治1	1868	伊豆は韭山県と一部菊間藩などの支配となる。
明治3	1870	11月 神子元島灯台点灯。
明治4	1871	伊豆は全て足柄県の管轄となる。
明治9	1876	足柄県が廃止され、伊豆は静岡県に編入される。
明治22	1889	市町村制施行により下田町、稲梓村、稲生沢村、浜崎村、朝日村となる。
昭和9	1934	4月 開港80周年記念、第1回黒船祭。
昭和30	1955	6か町村が合併し、下田町となる。
昭和36	1961	12月 伊豆急行、伊東一下田間開通。
昭和46	1971	1月 下田市制施行。
		11月 須崎御用邸完成。
昭和49	1974	5月9日 伊豆半島沖地震で被害を受ける。
昭和54	1979	6月 カーター米国大統領、下田でタウンミーティング。
昭和56	1981	北方領土返還第1回下田集会が開かれる。
昭和62	1987	下田船渠(下田ドック)の解散。
平成3	1991	集中豪雨で稲梓の落合などに大きな被害がでる。
平成6	1994	第7回静岡県都市景観賞で最優秀賞(静岡県知事賞)を受賞。
平成11	1999	ベイ・ステージ下田ができる。
平成15	2003	ベイ・ステージ下田が「道の駅」に登録され、道の駅「開国下田みなと」としてオープンする。

## (2) 関わりのある人物

下田奉行・今村伝四郎正長<sup>いまむらでん しろうまさなが</sup>

天正16年(1588)～承応2年(1653)

今村伝四郎正長は三河以来の徳川家の旗本であり、寛文12年(1672)に三代将軍徳川家光の命によって第二代下田奉行となった。正長は下田港に自費で防波堤を造って入港する船の安全を確保し、荒れた山に植林することで下田湾に入る河の水を浄化し、また了仙寺と八幡神社を創建するなど下田の繁栄の土台を築いた。その功績は下田の歴史の中でも並ぶものがなく、下田の小学校の校歌にも歌われている。

中根東里<sup>なかねとうり</sup>

元禄7年(1694)～明和2年(1765)

江戸中期の儒学者。名は若思<sup>じゃくし</sup>、字は敬夫<sup>あぎな</sup>、通称は貞右衛門<sup>さだ えもん</sup>、東里は号。父は下田村の農民で医者兼ねていたが、中根東里は13歳で父の死にあい、禅宗の僧となる。数年後、浄土宗に移り、19歳で荻生徂徠<sup>おぎゅう そらい</sup>(江戸中期の儒学者)に入門し、その後還俗<sup>げんぞく</sup>※12。しだいに朱子学に傾倒し、23歳で室鳩<sup>むろきゅう</sup>(江戸中期の儒学者)に師事。さらに陽明学に転向した。著書に『学則』<sup>しんが</sup>『東里遺稿』<sup>とうり いこう</sup>などがある。

※12 一度出家した者がもとの俗人に戻ることに。

平井平次郎<sup>ひらいへいじろう</sup>

安永3年(1773)～天保14年(1843)

勤続40年にも及んだ町役人平井平次郎は、津波で町の古記録が消失したのを嘆いて、苦心の末、天保14年(1843)に下田年中行事87巻を完成させた。これにより、往昔の下田の地勢、風俗をはじめとした寺社縁起、役所への報告、訴訟など詳細に伺い知ることができるので、町はその功績に報いるため、没後51年間にわたり供養料を送り、明治26年(1893)にはその称徳碑<sup>しょうとくひ</sup>を八幡神社境内に建立した。



平井平次郎

## マシュー・カルブレイス・ペリー

寛政6年（1794）～安政5年（1858）

嘉永7年（1854）3月3日、横浜で日米和親条約を結んで下田と箱館（現、函館）を開港させたペリーは、嘉永7年（1854）3月から4月までの間に黒船7隻を下田に集結させた。そして約1か月箱館の調査に行き、箱館から戻ると条約の交渉を始めた。嘉永7年（1854）5月22日、了仙寺で日米和親条約付録下田条約13か条を結んで目的を果たし、6月には下田港を出港した。



ペリー艦隊来航記念碑

## エフィム・プチャーチン

享和3年（1803）～明治16年（1883）

ペリー艦隊が嘉永7年（1854）6月に帰国して4か月後に、プチャーチンは新鋭船ディアナ号に乗って下田に来航した。第1回日露交渉が嘉永7年（1854）11月3日福泉寺にて開かれたが、その翌日、突然大地震とともに大津波が下田湾を襲い、下田は壊滅状態になった。ディアナ号は大破し、修理のため戸田港へ曳航中に富士沖に流され戸田に引き返す途中で沈没した。船を失ったプチャーチンは幕府に代船建造を願い出て「ヘダ号」の建造を始めると、下田に戻り長楽寺で同年（1854）12月21日、日露和親条約を結んだ。

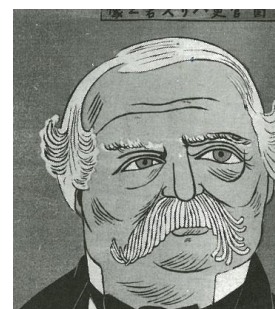


エフィム・プチャーチン  
（東洋文庫蔵）

## タウンゼント・ハリス

文化元年（1804）～明治7年（1874）

安政3年（1856）タウンゼント・ハリスは、玉泉寺に日本最初のアメリカ領事館を開き、本堂の前の庭に星条旗を掲げた。安政5年（1858）日米修好通商条約を結び、横浜を開港させると、安政6年（1859）東京麻布の善福寺に公使館を設け移ったので、ハリスが下田にいたのは3年あまりだった。



タウンゼント・ハリス

しもおかれんじょう  
下岡蓮杖

文政6年(1823)～大正3年(1914)

下岡蓮杖は、下田中原町(現在二丁目)に生まれ、13歳で江戸へ出て画伯狩野董川かのうとうせんの門に入り、旗本の家で初めて銀板写真を見て、写真術を志した。安政3年(1856)ハリス来日の際、通訳ヒュースケンより山中に隠れて写真術を学び、後横浜で米写真師ウンシンの門に入って研究をしたが、兩人などが去った後は、山積する困難と戦いながら、ついに独力で薬液化合に成功した。文久元年(1861)に横浜に写真館を開業して多くの門弟を導き、我が国の写真術の元祖となった。また、明治9年(1876)浅草でパノラマ展を催し、我が国のパノラマ開祖となった。



下田公園内下岡蓮杖の碑

よしだしょういん  
吉田松陰

天保元年(1830)～安政6年(1859)

天保元年(1830)長州藩士の次男として生まれた。海外密航を決意し、嘉永7年(1854)日米和親条約の締結により即時開港された下田に、米国ペリー艦隊を追ってたどり着く。蓮台寺の蘭医村山行馬郎むらやまぎょうまろうの邸に身を寄せ、金子重輔かねこしげのすけとともに柿崎弁天島より小舟でペリーの旗艦ポーハタン号きかんに乗り付け、「万国の実情を勉強したい」と嘆願したが拒否された。海外渡航の罪を自首し、江戸伝馬町の獄に送られた。その後、長州へ戻ることを許され、松下村塾を開いた。



柿崎弁天島の吉田松陰と金子重輔の銅像

とうじん きち  
唐人お吉

天保12年(1841)～明治23年(1890)

唐人お吉は本名を斎藤きちといい、14歳で芸妓になり、評判の美人であった。それが奉行所の目に留まることとなり、17歳の時、玉泉寺駐在のハリスに看護の名目で下田奉行から派遣された。病気もちの理由でまもなく帰されたが、当時の世相のもとでは好奇の目をもって見られ、お吉は料理屋、髪結いなどをして生計を立てたものの世間に入れられず、自害した。お吉は身寄

りがなかったため、宝福寺の住職が慈愛の心で境内に手厚く葬った。

なかむらがくりょう  
中村岳陵

明治23年(1890)～昭和44年(1969)

中村岳陵は旧岡方村<sup>おかがた</sup>で生まれ、幼少の頃より絵画にひいで、明治33年(1905)上京し、同41年(1913)東京美術学校日本画科に入学し、卒業後法隆寺壁画模写主任の重責を全うし、大阪四天王寺壁画制作に当たるなど、日本画壇<sup>がだん</sup>に大きな足跡を残した。日本芸術院会員、院展審査員等を経て、昭和37年(1962)文化勲章を受けるに至った。こうした偉大な功績に対し、町は翌38年(1963)下田町名誉町民の称号を贈った。



中村岳陵

もりはじめ ふすい  
森一(斧水)

明治34年(1901)～昭和36年(1961)

森一(斧水)は、大正から昭和にかけて郷土誌『黒船』を主宰した人物である。大正13年(1924)10月、黒船社によって雑誌『黒船』が創刊された。黒船社のメンバーは、第一次大戦後の大正期の自由な雰囲気の中で近代教育を受けて育った豆陽<sup>とうよう</sup>中学校の同期生が中心であった。幕末に開港地として外国文化との接触の機会をもった下田の文化的土壌の中から、異国情緒を漂わせる名称の雑誌が誕生した。



森一(斧水)

## 4 文化財等の分布状況

下田市には数多くの文化財が残っている。国指定文化財は7件あり、彫刻2件、史跡3件、天然記念物2件となっている。

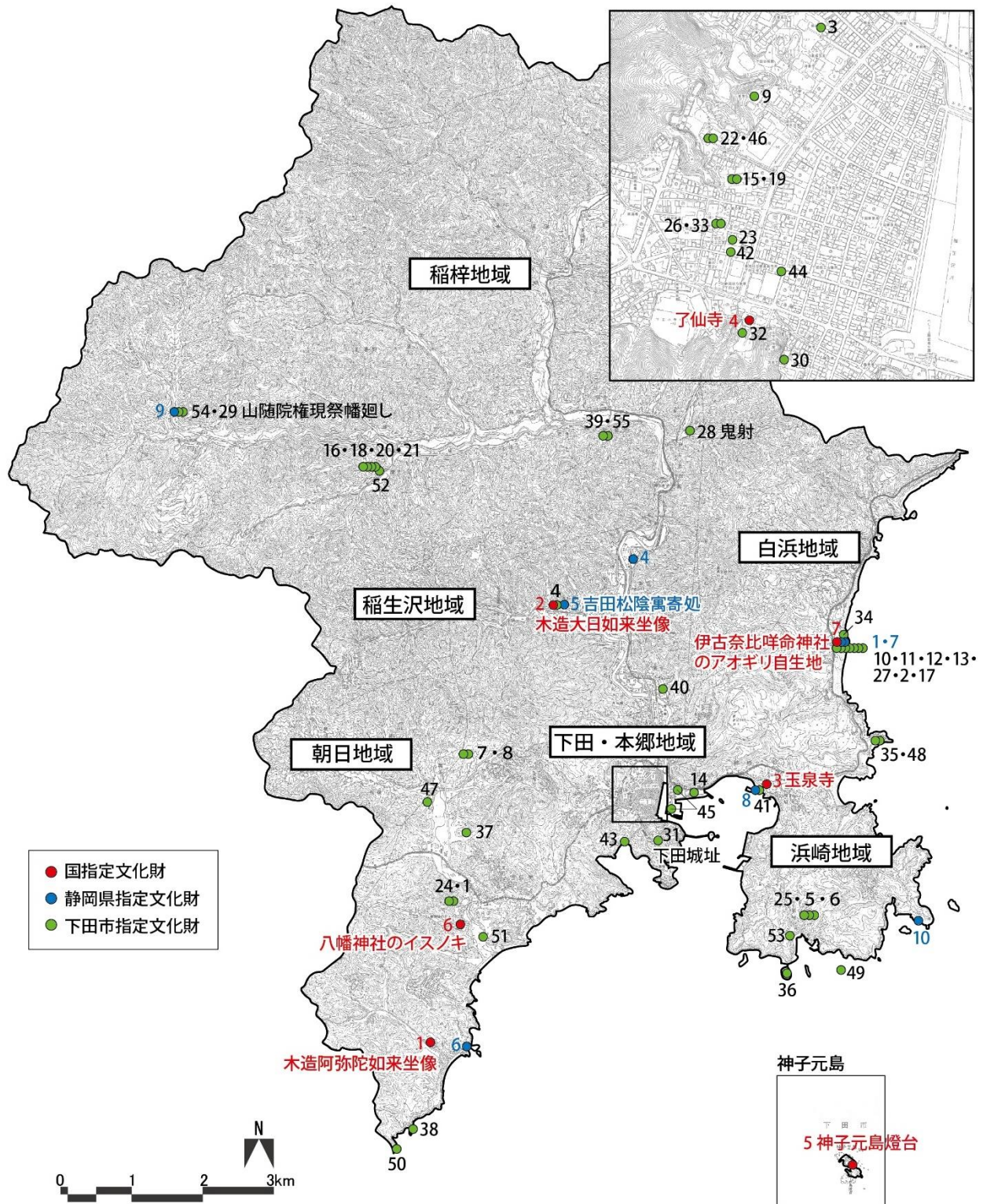
県指定文化財は10件あり、工芸品3件、建造物1件、史跡1件、天然記念物5件を指定している。

市指定文化財は56件あり、彫刻8件、工芸品5件、書籍1件、古文書7件、歴史資料2件、有形民俗文化財3件、無形民俗文化財3件、史跡19件、名勝2件、天然記念物6件を指定している。(平成30年4月3日時点)

指定文化財件数

類型		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	彫刻	2		8	10
	工芸品		3	5	8
	書籍			1	1
	古文書			7	7
	歴史資料			2	2
	建造物		1		1
民俗文化財	有形民俗文化財			3	3
	無形民俗文化財			3	3
記念物	史跡	3	1	19	23
	名勝			2	2
	天然記念物	2	5	6	13
合計		7	10	56	73





文化財位置図

(図中の番号は次頁以降の文化財一覧の番号に対応している。)

## (1) 国指定文化財

### 国指定文化財一覧

	種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
1	重要文化財・彫刻	木造阿弥陀如来坐像	長谷寺	大正8年4月12日	下田市田牛(長谷寺)
2	重要文化財・彫刻	木造大日如来坐像	天神神社	大正9年4月15日	下田市蓮台寺(天神神社)
3	史跡	玉泉寺	玉泉寺	昭和26年6月9日	下田市柿崎(玉泉寺)
4	史跡	了仙寺	了仙寺	昭和26年6月9日	下田市三丁目(了仙寺)
5	史跡	神子元島燈台	国土交通省	昭和44年7月25日	下田市神子元島
6	天然記念物	八幡神社のイスノキ	八幡神社	昭和16年2月28日	下田市吉佐美(八幡神社)
7	天然記念物	伊古奈比咩命神社の アオギリ自生地	白濱神社	昭和20年2月22日	下田市白濱(白濱神社)

#### 木造阿弥陀如来坐像 (重要文化財・彫刻)

像高 86.5cm。像に眼をじかに彫った彫眼、現状は古色仕上げの像。材は桧ひのき又は榿かや。技法は寄木造説いちぼくわりはぎと一木割いちぼくわりはぎ造説いちぼくわりはぎ※13がある。小ぶりで浅い彫りの目鼻立ちが生む穏やかな面貌などに定朝様じょうちょうよう※14の影響が見られる。平安後期の作。治承4年(1180)に近くの遠国島に漂着したと伝えられ、伊豆各地に残る漂着伝説を持つ。



木造阿弥陀如来坐像

※13 寄木造が頭体幹部の根幹をなす材を同等の2材以上で作るものに対して、一木割造は、頭体幹部を1材で作り、一旦2つに割り離し、内割り(内部をくり抜く)を施した後、くっつける技法。

※14 平安時代の仏師・定朝にはじまる和様の仏像彫刻様式。

#### 木造大日如来坐像 (重要文化財・彫刻)

像高 114.0cm。金剛界大日如来特有の智拳印ちけんいん※15を結ぶ密教像。現在は地名に名を残すのみの廃寺である蓮台寺の本尊であったと考えられる。桧の寄木造。彫眼で、像の表面には漆箔を施す。面の幅と長さがほぼ同じとなる穏やかな丸顔や優美な表現など、平安時代後期の様式を残した鎌倉初期の像とされている優作であり、伊豆半島を代表する仏像の一つである。



木造大日如来坐像

※15 胸の前で、左手をこぶしに握って人さし指だけ立て、それを右手で握る印。

### 了仙寺（史跡）

了仙寺は、寛永12年(1635)、三代将軍徳川家光公の命を受け、第二代下田奉行今村いまむら伝四郎正長でんしろうまさながによって創建された。ペリーをはじめとする米国使節の接待所兼徳川幕府との交渉場所となり、嘉永7年(1854)5月、日米和親条約付録下田条約が締結された場である。



了仙寺

### 玉泉寺（史跡）

嘉永7(1854)、下田条約が締結されると、玉泉寺は米人の休息所、埋葬所に指定された。安政3年(1856)、初代アメリカ総領事となったハリスは下田に入港し、我が国最初の領事館として玉泉寺が使われ、通訳ヒュースケンも居住した。境内には、アメリカ人、ロシア人、ヒュースケンに仕えたお福の墓、米国領事館となり日本で最初に星条旗が掲揚された場所を記念する碑等、その他多数の開港史跡が見られる。



玉泉寺

### 神子元島燈台（史跡）

下田港から南へ約10kmの海上にある。慶応2年(1866)英・仏・米・蘭と調印した改税約書により、かんのんざき観音崎(三浦半島東端)・つるぎざき剣崎(三浦半島南端)など8か所のうちのひとつとして建設が義務づけられた。英国人技師ブラントンの監督のもとに明治2年(1869)2月、工事に着工し、下田エビス崎(現在の下田公園内)より切出した石を用い、翌3年11月完成した。現役では我が国最古の洋式灯台である。



神子元島燈台

## (2) 県指定文化財

### 県指定文化財一覧

	種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
1	工芸品	鰐口	白濱神社	昭和31年10月17日	下田市白浜 (白濱神社)
2	工芸品	鰐口(応永三十年の陰刻銘あり)	個人	平成30年4月3日	下田市
3	工芸品	鰐口(応永二十八年の陰刻銘あり)	地区自治会	平成30年4月3日	下田市
4	建造物	河内の宝篋印塔	重福院	昭和63年3月18日	下田市河内 (重福院)
5	史跡	吉田松陰寓寄処	下田市・私有地	昭和16年10月27日	下田市蓮台寺
6	天然記念物	田牛ハマオモト自生地	私有地	平成27年4月1日	田牛海後ノ浜
7	天然記念物	白濱神社のビャクシン樹林	白濱神社	昭和44年5月30日	下田市白浜 (白濱神社)
8	天然記念物	偽層理	三島神社・鷺島神社	昭和54年11月19日	下田市柿崎 弁天島
9	天然記念物	報本寺のオガタマノキ	報本寺	昭和57年11月26日	下田市加増野 (報本寺)
10	天然記念物	爪木崎の柱状節理	須崎区	昭和57年11月26日	下田市須崎

#### 河内の宝篋印塔 (建造物)

建武元年(1334)建立の格調高い宝篋印塔で、元々重福院の北西側対岸の高台、塔の平にあったものが、時代の移り変わりとともに何度か移動し、現在の場所に安置されたと伝えられている。総高247cm。妙忍が施主となり、覚円や大壇那沙弥智道の協力によって建立された旨の刻銘がある。



河内の宝篋印塔

#### 報本寺のオガタマノキ (天然記念物)

モクレン科の常緑高木。西南日本など温暖な地方に多く自生しているが、それ以外でこれほどの大木は珍しい。近年、相次いで枝が折れ心配されたが、その後樹勢も回復し、3月頃になると白く香気のある可憐な花を咲かせる。樹高25m、周囲4m、樹齢推定300年。



報本寺のオガタマノキ

## (3) 市指定文化財

## 市指定文化財一覧

	種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
1	彫刻	不動明王坐像	宝徳院	昭和56年8月7日	下田市吉佐美(宝徳院)
2	彫刻	薬師如来坐像	白濱神社	昭和56年8月7日	下田市白浜(白濱神社)
3	彫刻	阿弥陀如来坐像	稲田寺	昭和56年8月7日	下田市一丁目(稲田寺)
4	彫刻	四天王像	天神神社	昭和56年8月7日	下田市蓮台寺(天神社)
5	彫刻	観音菩薩立像	観音寺	昭和56年8月7日	下田市須崎(観音寺)
6	彫刻	薬師如来坐像	観音寺	昭和56年8月7日	下田市須崎(観音寺)
7	彫刻	薬師如来坐像	曹洞院	平成12年8月30日	下田市大賀茂(曹洞院)
8	彫刻	二天立像	曹洞院	平成13年9月4日	下田市大賀茂(曹洞院)
9	工芸品	鰐口	八幡神社	昭和44年4月25日	下田市一丁目(八幡神社)
10	工芸品	御正躰(懸仏)	白濱神社	昭和56年8月7日	下田市白浜(白濱神社)
11	工芸品	水草双鳥鏡	白濱神社	昭和56年8月7日	下田市白浜(白濱神社)
12	工芸品	亀甲地双雀鏡	白濱神社	昭和56年8月7日	下田市白浜(白濱神社)
13	工芸品	山吹双鳥鏡	白濱神社	昭和56年8月7日	下田市白浜(白濱神社)
14	書籍	下田年中行事	下田市	昭和44年4月25日	下田市四丁目
15	古文書	北条家寺中安堵朱印状	本覚寺	昭和60年12月23日	下田市四丁目(本覚寺)
16	古文書	北条家寺中安堵朱印状	太梅寺	昭和60年12月23日	下田市横川(太梅寺)
17	古文書	佐野北条氏忠朱印状	白濱神社	昭和60年12月23日	下田市白浜(白濱神社)
18	古文書	吉田泰盛寺領朱印状	太梅寺	昭和60年12月23日	下田市横川(太梅寺)
19	古文書	北条家寺中安堵朱印状	本覚寺	昭和60年12月23日	下田市四丁目(本覚寺)
20	古文書	安国寺恵瓊奉制札	太梅寺	昭和60年12月23日	下田市横川(太梅寺)
21	古文書	寂用禅師語録	太梅寺	昭和60年12月23日	下田市横川(太梅寺)
22	歴史資料	第三代下田奉行石野八兵衛位牌	大安寺	平成18年3月28日	下田市四丁目(大安寺)
23	歴史資料	豆州下田港之図	下田市	平成18年3月28日	下田市四丁目
24	有形民俗文化財	仏谷の十六羅漢三十三観音	宝徳院	昭和51年5月27日	下田市吉佐美(宝徳院)
25	有形民俗文化財	小白浜三十三観音・エンマ	観音寺	昭和51年5月27日	下田市須崎
26	有形民俗文化財	元理源寺三十三観音	泰平寺	昭和51年5月27日	下田市五丁目
27	無形民俗文化財 (民俗芸能)	三番叟	白濱神社三番叟保存会	昭和48年6月12日	下田市白浜(白濱神社)

第1章 下田市の歴史的風致形成の背景

	種別	名称	所有者、管理者	指定年月日	所在地
28	無形民俗文化財 (風俗習慣)	鬼射	落合鬼射保存会	昭和51年5月27日	下田市落合(高根神社)
29	無形民俗文化財 (風俗習慣)	山随院権現祭幡廻し	加増野ハタマワシ保存会	昭和51年5月27日	下田市加増野(報本寺)
30	史跡	長楽寺	長楽寺	昭和46年9月6日	下田市三丁目
31	史跡	下田城址	下田市	昭和48年6月12日	下田市三丁目
32	史跡	今村伝四郎等三代の墓	了仙寺	昭和48年6月12日	下田市三丁目(了仙寺)
33	史跡	戸田忠次の墓	泰平寺	昭和48年6月12日	下田市四丁目(泰平寺)
34	史跡	火達山遺跡	白濱神社	昭和49年3月20日	下田市白浜
35	史跡	三穂ヶ崎遺跡	下田市	昭和49年3月20日	下田市白浜
36	史跡	夷子島遺跡	須崎財産区	昭和49年3月20日	下田市須崎
37	史跡	洗田遺跡	私有地	昭和49年3月20日	下田市吉佐美
38	史跡	遠国島遺跡	—	昭和49年3月20日	下田市田牛
39	史跡	深根城址	私有地	昭和51年5月27日	下田市堀之内
40	史跡	下田奉行所跡	下田市	昭和51年5月27日	下田市東中
41	史跡	吉田松陰踏海の企跡	下田市	昭和51年5月27日	下田市柿崎弁天島
42	史跡	吉田松陰拘禁之跡 (長命寺跡)	下田市	昭和51年5月27日	下田市四丁目
43	史跡	下田御番所跡	下田市	昭和51年5月27日	下田市三丁目
44	史跡	欠乏所跡	私有地	昭和51年5月27日	下田市三丁目
45	史跡	武ガ浜波除けと今村公勤功碑	国有地	昭和51年5月27日	下田市武ガ浜
46	史跡	薩摩十六烈士の墓	大安寺	昭和51年5月27日	下田市四丁目(大安寺)
47	史跡	カナヤマ古代製鉄遺跡	私有地	昭和51年5月27日	下田市大賀茂
48	史跡	三穂ヶ崎台場遺跡	下田市	平成23年12月1日	下田市白浜
49	名勝	爪木崎一俵磯海岸	須崎財産区	昭和51年5月27日	下田市須崎
50	名勝	タライ崎一釜の浦海岸	国有地	昭和51年5月27日	下田市田牛
51	天然記念物	はまぼう樹林	国有地	昭和44年4月25日	下田市吉佐美
52	天然記念物	大公孫樹	諏訪神社	昭和46年9月6日	下田市横川(諏訪神社)
53	天然記念物	ヒカリモ	旭洞院	昭和48年10月6日	下田市須崎(旭洞院)
54	天然記念物	枝垂れ桜	報本寺	昭和51年5月27日	下田市加増野(報本寺)
55	天然記念物	山ざくら	私有地	昭和51年5月27日	下田市堀之内
56	天然記念物	しもだまいまい	—	昭和51年5月27日	下田市内全域

### ちょうらくじ 長楽寺（史跡）

長楽寺の創建は弘治3年（1557）、尊有が開山したのが始まりと伝えられている。幕末の外交の舞台でもあり、安政元年（1854）には筒井政憲・川路聖謨つついまさのり かわじとしあきらとプチャーチン（ロシア使節海軍中將）との間で日露和親条約が締結され、安政2年（1855）には井戸覚弘いどさとひろ等と米国使節アダムス中佐との間に日米和親条約批准書の交換が行われた場である。



長楽寺

### 下田城址（史跡）

現在の下田公園全域が下田城址である。天正16年（1588）秀吉の小田原攻めに備えて築城された後北条方ごほうじょうの水軍拠点。天守台と呼ばれる中心部分くるわ からぼりの曲輪や空堀等がよく残されている。天正18年（1590）3月上旬、豊臣氏の水軍脇坂安治、長曾我部元親等総勢1万を超える軍政に攻められ、城将清水康英はおよそ50日に渡って籠城ろうじょうした後、開城した。



下田城址の深堀

### たけ はまなみよ ろっこひ 武ガ浜波除けと今村公勅功碑（史跡）

江戸時代初期、下田の町は大波の被害を直接受け、町民は度々危険に脅かされていた。第二代下田奉行今村伝四郎正長はこの危険から町民を守るため私財を投じて波除けの建設を行い、正保2年（1645）に完成した。勅功碑は、今村公の功績をたたえ、名主三名が同年に建立した記念碑である。



武ガ浜波除け

さんばそう  
**三番叟（無形民俗文化財）**

かつては伊豆を代表する民俗芸能として各地で奉納されていた三番叟であるが、現在ではその数が激減し、下田市においても白濱しらま神社の奉納三番叟のみとなった。白濱神社ではおよそ300年前から10月の秋祭りに奉納され、地元若衆によって傳承されている。



白濱神社の三番叟

おびしゃ  
**鬼射（無形民俗文化財）**

落合の高根白山神社に古くから伝えられている神事。行事は弓太郎ゆんだろう1名、役者2名、シャクトリ2名が中心となって行われる。複雑な儀式を経て射手である役者が、裏側に大きく「鬼」と書かれた的を射る。見事に的を射通せば、その年の災厄は退散し、五穀豊穡は疑いないといわれている。



落合・高根白山神社の鬼射

さんずいんごんげんさいはたまわ  
**山随院権現祭幡廻し（無形民俗文化財）**

加増野の報本寺かぞうのほうほんじで毎年8月11日に開催される行事で、元々は領主の霊を祭る行事に厄除けの祈願、五穀豊穡の祈願も加わって現在の形になったと考えられている。

長さ7m程の孟宗竹を、禰宜ねぎの指揮のもと八人組の若衆とアトヒキといわれる15人程の若衆が境内を9回引き回し9回とも竹を倒すことなく廻しければその年は豊作で厄病は退散すると伝えられている。



報本寺の山随院権現祭幡廻し



#### (4) 主な未指定文化財

##### ほうふくじ 宝福寺

嘉永7年(1854)、日米和親交渉に当たり、日本全権の本陣となり、下田奉行所が置かれた。慶応元年(1865)に葦山代官江川氏の農兵調練所、明治には初代賀茂郡役所が置かれた。

それ以前には、勝海舟が山内容堂と、坂本龍馬の脱藩をした罪の許しを乞う会談を行った場所でもある。唐人お吉の墓所があり、お吉ゆかりの寺としても知られている。



宝福寺

##### しもだ はちまんじんじゃ 下田八幡神社

下田八幡神社は、正応元年(1288)頃、既に鎮座していたと伝えられている。永正4年(1507)11月に再建された。

毎年8月14日・15日には、大坂夏の陣で勝利を収めた徳川の軍勢が、大坂城入城の際に打ち鳴らした陣太鼓を、後の下田奉行今村伝四郎正長公が伝えたといわれる下田太鼓祭りが行われている。



下田八幡神社(拝殿)

##### しらはまじんじゃ 白濱神社

伊豆の最古の社といわれる。主祭神は三嶋大明神のきさき後の神、伊古奈比咩命いこなひめのみこと。伝承によると、伊古奈比咩命は三嶋大明神とともに、三宅島に座していたが、白浜に移り伊豆諸島を治め、伊豆神族の宗社として崇敬を集めてきたという。後に三嶋大明神は国府の置かれた三島に移ったため、この地を古宮という。境内には国指定の天然記念物のアオギリ自生地や県指定の天然記念物ビャクシン樹林が見られる。



白濱神社(拝殿)

## (5) 下田まち遺産

下田市には、自然、歴史、文化、人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くあり、その中で、市民が誇りに思い、次代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるものを下田まち遺産として、下田市景観まちづくり条例で位置付けている。下田市景観まちづくり条例第7～9条における下田まち遺産認定・登録制度は、市民からの公募をもとに下田認定まち遺産を決め、認定されたまち遺産のうち、所有者等が、現状を維持し、積極的に保全・活用などに取り組んでいくことに同意したものを下田登録まち遺産としている。平成30年（2018）2月時点で、下田認定まち遺産は142件あり、下田登録まち遺産は12件ある。

きゅうさわむらてい

### 旧澤村邸（下田登録まち遺産）

旧澤村邸は、なまこ壁と伊豆石造りの建築様式を用いた建造物で、大正4年(1915)に建築された。その後外観のなまこ壁を修復しながら耐震改修を行い、現在は無料休憩施設として観光客を迎え入れている。



旧澤村邸

### ハリスのこみち小径（下田認定まち遺産）

タウンゼント・ハリスが日米通商条約締結交渉中に胃潰瘍を患い、望郷の思いにふけりながら歩いたといわれる海沿いの道。現在は玉泉寺のある柿崎かきさきから須崎すざきまで、石畳の遊歩道になっている。



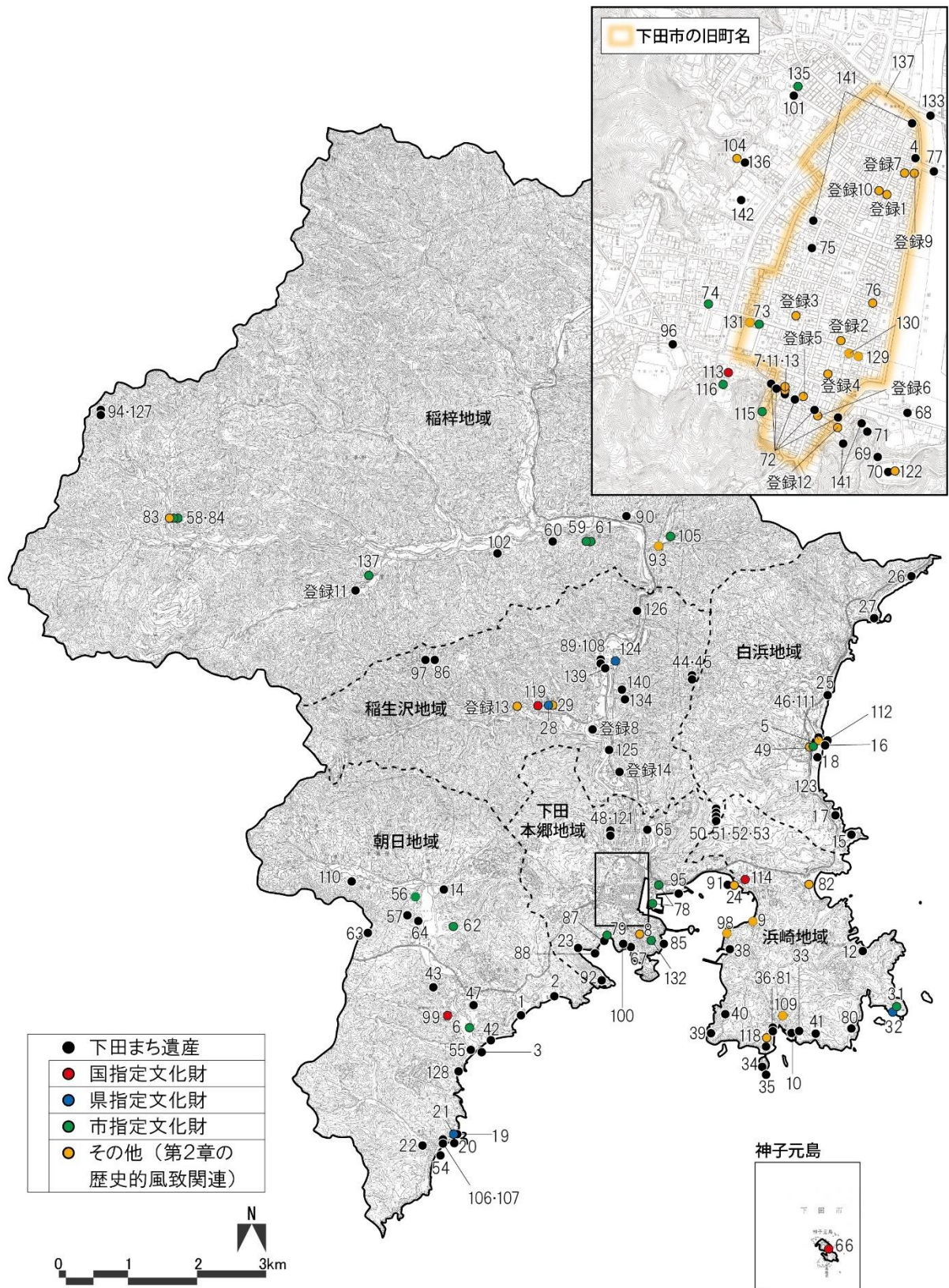
ハリスの小径

### 〔眺望点〕 下田公園開国ひろば（下田認定まち遺産）

下田公園内にある開国ひろばは、港と下田のまちなみを一望できる眺望点として、知られている。



〔眺望点〕 下田公園開国ひろば



下田まち遺産位置図

(図中の番号は次頁以降の下田まち遺産一覧の番号に対応している。)

下田まち遺産一覧

(下田まち遺産の番号は、認定番号及び登録番号)

登録1 雑忠	28 吉田松陰寓寄処	67 和歌の浦遊歩道	106 田牛八幡神社獅子舞
登録2 松本旅館	29 蓮台寺湯の華小径	68 ペリー上陸記念碑	107 田牛八幡神社おっぴいしゃり
登録3 櫛田蔵	登録13 蓮台寺温泉しだれ桃の里	69 下田公園ハナミズキと記念碑	108 お吉祭
登録4 安直楼	31 爪木崎	70 下田公園アジサイ	109 須崎津島神社例大祭
登録5 土佐屋	32 柱状節理	71 下岡蓮杖記念碑	110 大賀茂山神社神楽の舞
登録6 草画房	33 庚申堂と西国三十三観音	72 ペリーロード五橋梁	111 白濱神社火達祭
登録7 石原邸	34 恵比須島	73 欠乏所跡	112 白濱神社御幣流祭
登録8 高橋邸	35 若山牧水歌碑	74 吉田松陰拘禁之跡	113 了仙寺
登録9 加田邸	36 築城石	75 ハンギングバスケット通り	114 玉泉寺
登録10 鈴木邸	37 須崎御番所跡	76 ひもの横丁	115 長楽寺
登録11 渡邊蔵	38 吉田松陰上陸の碑	77 【眺望点】みなと橋	116 今村家三代の墓
登録12 旧澤村邸	39 須崎御台場跡	78 武ヶ浜波除と今村公勤功碑	117 下田節
1 入田浜	40 須崎遠見番所跡	79 下田御番所跡	118 天草ボン作り
2 多々戸浜	41 灯明場跡	80 須崎歩道	119 蓮台寺天神神社大日如来坐像
3 吉佐美大浜	42 舞磯浜	81 民宿発祥の地石碑	120 下田富士 溶岩節理
4 加田本家	43 佛谷山石仏群	82 外浦海岸	121 【眺望点】下田公園開国ひろば
5 白濱神社末社	44 高根山	83 娑婆羅山 報本寺	122 三番叟
6 はまぼう樹林	45 【眺望点】高根山	84 報本寺山随院権現祭幡廻し	123 宝篋印塔
7 平滑川	46 白濱神社	85 ベイサイドプロムナード	124 徳本上人名号塔
8 下田公園	47 多景山	86 辻の段	125 百地藏
9 【眺望点】ハリスの小径	48 下田富士	87 大浦・鍋田海岸	126 娑婆羅山 考子伝(伝説)
10 小白浜	49 天草倉庫	88 大浦海岸石灯籠	127 亜相浜
11 ペリーロードガス灯	50 寝姿山	89 お吉ヶ淵	128 土藤商店
12 九十浜海水浴場	51 【眺望点】寝姿山	90 いんぼ沢とお地藏様	129 土藤蔵ギャラリー
13 ペリーロード	52 寝姿山の寒桜	91 吉田松陰先生像	130 平野屋
14 大賀茂れんげ祭り	53 寝姿山のつわぶき	92 狼煙崎舳い石	131 下田城址 空堀
15 白浜三穂ヶ崎	54 田牛海岸	93 稲梓の鉄橋(通称)	132 新下田橋 人魚像
16 白濱神社御三釜	55 神子元島燈台石碑	94 娑婆羅山	133 河内諏訪神社 奉納相撲
17 獅子鼻岬	56 金山遺跡	95 下田漁港金目鯛	134 稲田寺 阿弥陀如来坐像
18 白浜大浜海岸	57 民話 荒井の長者	96 下田小学校校歌	135 下田八幡神社 仁王像
19 田牛サンドスキー場	58 報本寺枝垂桜	97 下大沢 庚申塔	136 下田市の旧町名
20 龍宮窟	59 深根城址	98 ハリスの小径	137 大公孫樹
21 ハマオモト自生地	60 茶々丸の墓	99 吉佐美八幡神社 イスノキ・楠・イチヨウ	138 お吉桜
22 青少年海の家	61 山桜	100 【眺望点】志太ヶ浦展望台	139 河内諏訪の河津桜
23 鍋田浜	62 洗田遺跡	101 稲田寺 津なみ塚	140 旧町内のお稻荷さん群
24 弁天島	63 三倉山	102 菖蒲の墓	141 下岡蓮杖翁肖像
25 白浜中央海岸	64 大賀茂遺跡	103 河内諏訪神社 手筒花火	登録14 田中邸
26 【眺望点】尾ヶ崎ウイング	65 本郷公園桜並木	104 下田太鼓祭り	
27 アロエの里	66 神子元島燈台	105 落合高根白山神社 鬼射	

■国指定文化財 ■県指定文化財 ■市指定文化財 ■その他(第2章の歴史的風致関連)

## (6) 特産品、工芸品、料理

### ①特産品

#### わさび

平成28年(2016) 特用林産物生産統計調査(林野庁)によると、静岡県はわさび(根茎)の生産量が全国一である。

豊富な湧水を活用し、自然生態系と共生しながら高品質なわさびを持続的に生産する栽培システムは、平成29年(2017)に「静岡水わさびの伝統栽培」として日本農業遺産に認定され、平成30年(2018)には世界農業遺産に認定された。下田市は認定された栽培地域のひとつであり、須原<sup>すはら</sup>などの豊かな山水の恵みを受けて育ったわさびは逸品で、土産として昔から人気がある。



下田わさび

#### 金目鯛

下田港は金目鯛の水揚げが日本一<sup>※16</sup>である。そこで揚がった新鮮な金目鯛は刺身、姿煮、鍋、粕漬、干物など色々な食べ方ができる。毎年6月1日から30日にかけて「きんめ祭り」が開催され、道の駅開国下田みや市内各所で多様なメニューの金目鯛を楽しむことができる。



金目鯛の姿煮

※16 平成29年度魚種別系群資源評価(水産庁)及び銚子市漁業協同組合資料、伊豆漁業協同組合資料

### ②工芸品

#### しもだやにまつざいく 下田脂松細工

江戸時代の末期から続く郷土工芸品であり、黒松の脂の多い部分を使って作る木工芸品で、木目や色合いの美しさが特徴である。皿、盆、茶具や箱などがあり、昭和55年(1980)に静岡県郷土工芸品に指定された。



下田脂松細工

### ③郷土料理・名物

#### ところてん

下田の海で採れる天草は、黒潮の流れにあたり太く、ねばりのある上質なものである。海女が手づかみで収穫し、干したあとに選別作業を丁寧に行うことで、高い品質を保つことができ、全国でも評価されている。その良質な天草を使ったところてんは逸品であり、下田の名物になっている。



ところてん

#### いけんだ煮味噌

漁師汁ともいい、場所や漁の獲れ具合によってその中身が変わる。この名前は、漁師鍋全般の総称としても使われ、「いけんだ」は須崎半島の先端に位置する爪木崎つめきざきの「池の段」という地名が訛ったものである。現在は須崎エリアの旅館や店、家庭でも食べられる。出汁は、フジツボ、カメノテなど、磯のものを入れてとり、具は伊勢エビ、サザエ、精進ガニ、磯魚などが入っている。



いけんだ煮味噌鍋

#### 白浜名物 さんま寿司

さんま寿司は、秋祭りや祝いの席で欠かすことのできない郷土料理である。その昔、凶作に苦しむ白浜の人々のために、白濱神社の神官が祈祷を行ったところ、次々にさんまが浜に打ち上げられ、それをご飯にのせて庶民に振る舞ったのがはじまりという。

毎年10月から12月にかけて、下田エリア全体でさんま寿司まつりが開催されている。各家庭で代々引き継がれた味があり、それぞれに微妙に味が違うのも白浜のさんま寿司の特徴である。



さんま寿司

## 第2章 下田市の維持向上すべき歴史的風致

歴史まちづくり法第1条で定義される歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」である。そのため、下記の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件といえる。

- ①: 地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること
- ②: ①の活動が、歴史的価値の高い建造物とその周辺で行われていること
- ③: ①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること

本市域では、下田港周辺の市街地や山間部、海岸部において、地域独自の歴史や文化、伝統行事や伝統産業を見ることができる。

江戸時代に町として発展した旧下田町は、御番所の設置によりまちなみが整備され、現在においても、伊豆石やなまこ壁が使われた歴史的建造物が多く見られる。下田八幡神社では、そうしたまちなみを背景に「下田八幡神社例大祭（愛称：下田太鼓祭り）」が行われ、良好な環境が形成されている。また、幕末の日本開国の舞台となった下田港周辺では、了仙寺や玉泉寺などの歴史上重要な史跡を核に「黒船祭」が開催されている。

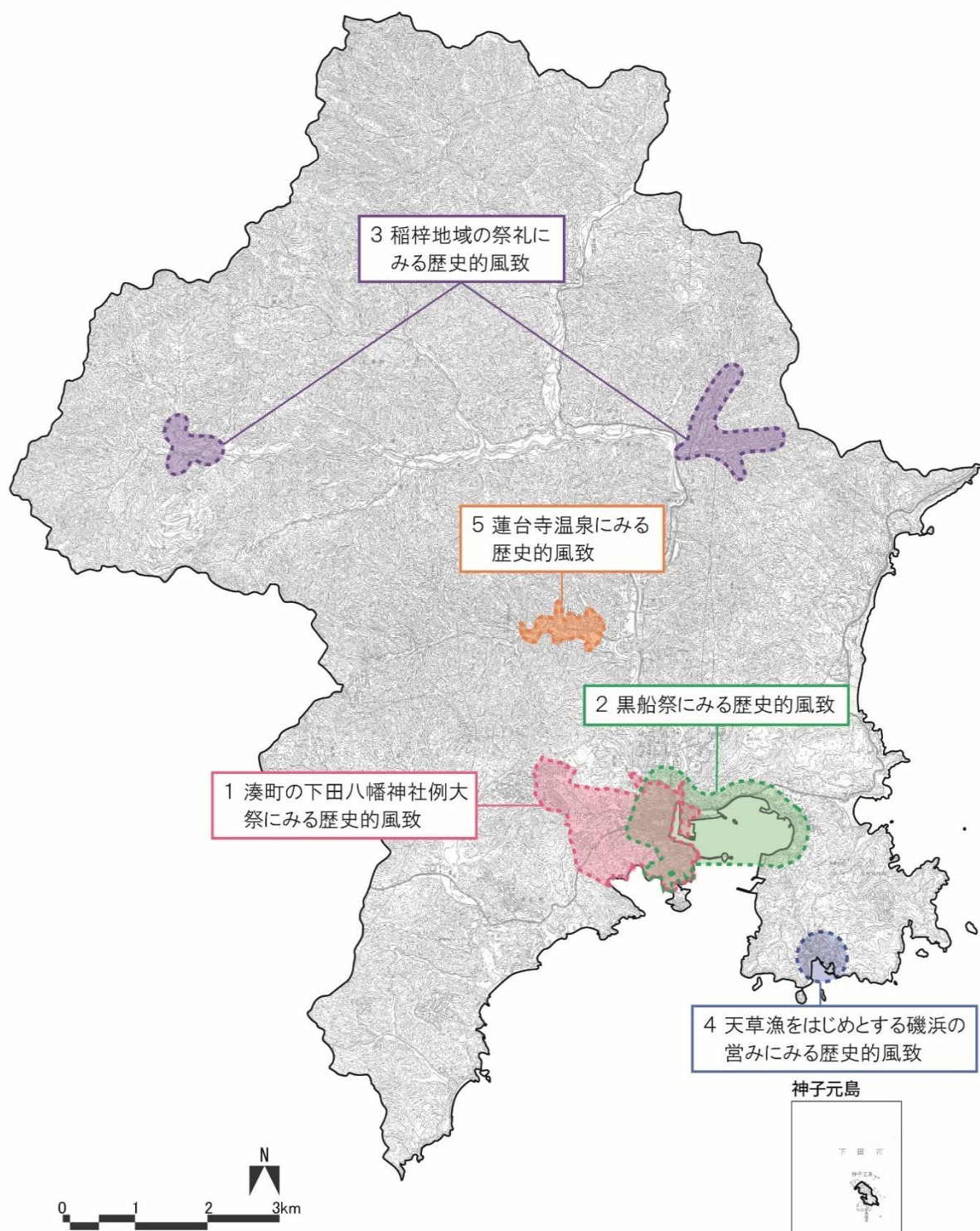
山間部の稲梓地域では、報本寺の山随院権現祭幡廻しや高根白山神社の鬼射といった伝統的な祭礼が継承され、各地区の氏神である神社を中心に良好な環境が形成されている。

海岸部の浜崎や白浜地域では、古くから天草漁の漁法や天草を乾燥させる技法などが産業として引き継がれ、特徴ある生業の風景を生み出している。

温泉地である蓮台寺地区では、「湯権現例祭」や「天神神社秋季例祭」といった神事や祭礼が行われ、良好な環境が形成されている。

以上のことから、本市が維持向上すべき歴史的風致は、次の5つに整理することとした。

- 1 湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致
- 2 黒船祭にみる歴史的風致
- 3 稲梓地域の祭礼にみる歴史的風致
- 4 天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致
- 5 蓮台寺温泉にみる歴史的風致



下田市の歴史的風致



## 1 湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致

### (1) はじめに

旧下田町（以下「旧町」という）は、古くから風待ちの港として数多くの船が寄港し、様々な人を受け入れながら、漁業や商業で発展を遂げ、東西海上交通の重要地点として様々な時代の舞台となった湊町である。

歴史の中で、下田が海の関所として着目され始めたのは、元和元年（1615）に、徳川家康と豊臣家との間で行われた合戦（大坂夏の陣）からである。今村伝四郎正長が十騎五十卒をもって下田港の警備を命ぜられたのに始まり、翌2年には正長の父である彦兵衛正勝が初代下田奉行に任命され、往来する船舶を監視するための遠見番所が須崎に置かれた。その後、遠見番所は元和9年（1623）に下田の大浦へ移転し、船改番所として整備された。

下田八幡神社で行われている下田八幡神社例大祭が始まったのがこの頃といわれている。寛永4年（1627）、第2代下田奉行となった今村伝四郎正長は、戦が続いたことによる殺伐とした雰囲気を持ち、30年間の地震・津波等により疲弊した下田町人の意気の高揚と町の活性化を目的として始まったと伝えられている。



下田八幡神社例大祭（太鼓台）

またその形式には、徳川家康が、大坂夏の陣により豊臣氏を下し、大坂城へ入城した際奏でた陣太鼓の調べを取り入れたと伝えられている。

下田八幡神社例大祭は、9つの区と町で行われる祭りで、14台もの太鼓台が地区内を巡幸（「巡行」ではなく本例祭ではこの文字を使用）し、要所で行う太鼓橋が特徴的であることから「下田太鼓祭り」の愛称で呼ばれている。今村伝四郎正長が考えていた町人を力づけたいという思いは今も生き続け、生活に根づいて町の人々をまとめる要素となっている。



下田八幡神社例大祭（太鼓橋）



列をなして巡幸する太鼓台

## (2) 下田八幡神社例大祭を構成する建造物

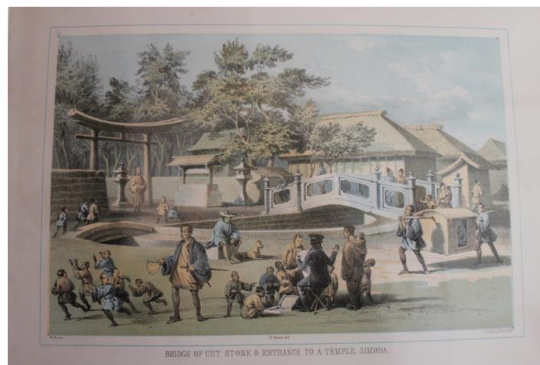
### ①下田八幡神社

#### ア 下田八幡神社の歴史

下田八幡神社は、祭神は菅田別命<sup>ほんだわけのみこと</sup>で、『下田年中行事（江戸時代後期の町政伝承を記録した史料）』には、下田八幡神社の創建は、正応年中（1288～1292）と記述されている。神社の裏山から元禄13年（1700）に鰐口<sup>わにぐち</sup>が発見され、そこには、「下田」の地名と応永6年（1399）の刻銘<sup>こくめい</sup>もあることから、少なくともこの年代には八幡神社の神を祭る集落が存在するようになったと思われる。その後神社は一旦衰退したが、永正4年（1508）11月に再建されたことが古文書『下田八幡神社（江戸中期）』に以下のように記載されている。

「永正4年（1508）11月に下田港内で漁夫が漁をしていたところ、木像1体が網にかかってきたが獲物が獲れない。漁夫は怒ってこれを海に捨てたが、このようなことが6回も繰り返された7度目のとき、数十の鯛と共にまた木像が網の中にあり、これは福神だといって持ち帰った。その夜、漁夫の夢の中にこの木像が現れて、『吾は正八幡大神である。久しく海底に沈んでいたが、いま時が来たのでここに現れた。この地は縁のある土地である。吾が像を安置すれば永久に当地の民を擁護しよう。』とおっしゃった。これを聞いた人々は、驚き喜んで、村を上げてお告げのとおり牛頭天王<sup>ごずてんのう</sup>（現在の副祭神）の傍らに小さな社を設けてお祀りした。ここでお参りする人が祈れば必ずそれに応えられた。」

現在の本殿は、昭和58年（1983）火災により全焼、昭和61年（1986）に再建されている。また、門については、文献に建立時期の記載はないものの、神社宮司によると、現在の建物は、大正中期の建築といわれている。



下田八幡神社の図  
（『ペリー艦隊日本遠征記』より）



下田八幡神社（本殿）



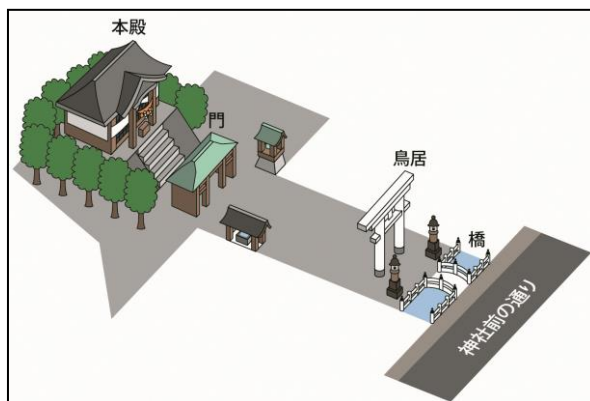
下田八幡神社（門）

### イ 下田八幡神社 石灯籠

鳥居の前には、町内安全を願った住民の寄進による石灯籠がある。石灯籠一対には、柱部分に「献燈」「万延年辛酉（万延2年（1861）春日□（揃力）之）」と刻まれ、八角形の台石には虎や人物像が浮き彫りされている。



下田八幡神社（石灯籠）



下田八幡神社（配置図）

## ② 了仙寺

### ア 了仙寺の歴史（創建）

了仙寺の創建については『下田年中行事』に記述がある。元和元年（1615）大坂夏の陣のとき、今村伝四郎正長は、徳川家康が眼病を患っていたことを受けて、当時眼病平癒の神として崇められていた身延山久遠寺第11世のみのぶさんくおんじ日朝上人にっちょうしょうにんへ祈願した。すると、あっという間に家康の眼病が治ったので、お礼として、日朝上人を開基とした寺を建立する約束をした。今村伝四郎正長が第2代下田



慰霊祭（今村家三代の墓）

奉行のとき、その寺院建立の約束に基づき寛永12年（1635）2月に創建したのが日朝上人を開山とした日蓮宗了仙寺である。了仙寺には、現在も今村伝四郎正長等3代の墓が置かれている。今村伝四郎正長の命日である9月1日には、墓前で、町の人が太鼓を演奏して弔っている。

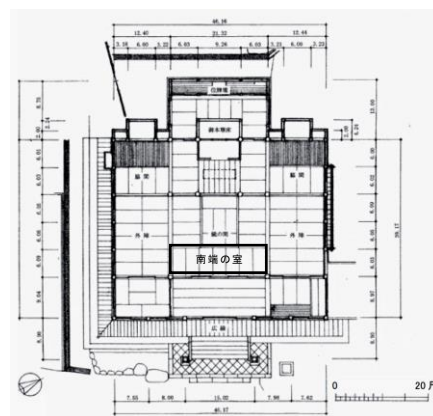
### イ 了仙寺 本堂

『国指定史跡了仙寺山門及び本堂保存修理工事報告書(平成21年(2009))』によると、文化10年（1813）8月、下田町のおよそ半分が焼失した大火災で類焼し、5年後の文政元年（1818）に再建されたものが現在の本堂である。<sup>よせ</sup>寄棟造、<sup>むねづくり</sup>棧瓦葺き、<sup>さんがわらぶ</sup>参拝者が礼拝するため本堂に向拝がついていて、東を正面としている。

正面から一間半を板間とし、南端の室は畳を敷いている。その背面中央に鏡の間と両外陣、さらに背面に一段床を上げて中央に内陣、両側に脇間を配する。内陣奥に<sup>しゅみだん</sup>須弥壇を備え、その背面に本尊を安置する。鏡の間は折上げ格天井、内陣は折上げ天井で貼り、そのほかは棹縁天井となっている。



了仙寺（本堂）



本堂 平面図

### ウ 了仙寺 山門

棟札によると、寛政11年（1799）に建立されている。江戸時代の大火や地震津波の被害を免れ、現在まで保たれてきたが、傷みが激しく、平成21年（2009）に修理している。四脚門で、<sup>きりづまづくり</sup>切妻造、棧瓦葺き、東を正面とする。



了仙寺（山門）

### ③大浦八幡宮

『南豆風土誌（大正3年（1914））』によると、祭神は下田八幡神社と同じ誉田別命で、元々は鍋田にあったが寛永年間に現在の場所に移ったとされている。棟札によると、天明9年（1789）に建立、昭和31年（1956）に再建されている。拝殿は、平入り形式の入母屋造で、向拝がついている。西を正面としている。神殿は、平入り形式の切妻造となっている。



大浦八幡宮（拝殿）



大浦八幡宮（神殿）

### （3）下田八幡神社例大祭の背景となる建造物等

#### ア 旧町のまちなみ

旧町は、東西南北に走る整然と区画された町割りで、海と並行する南北方向は場所により通りが交差点でずれている点などが特徴的である。

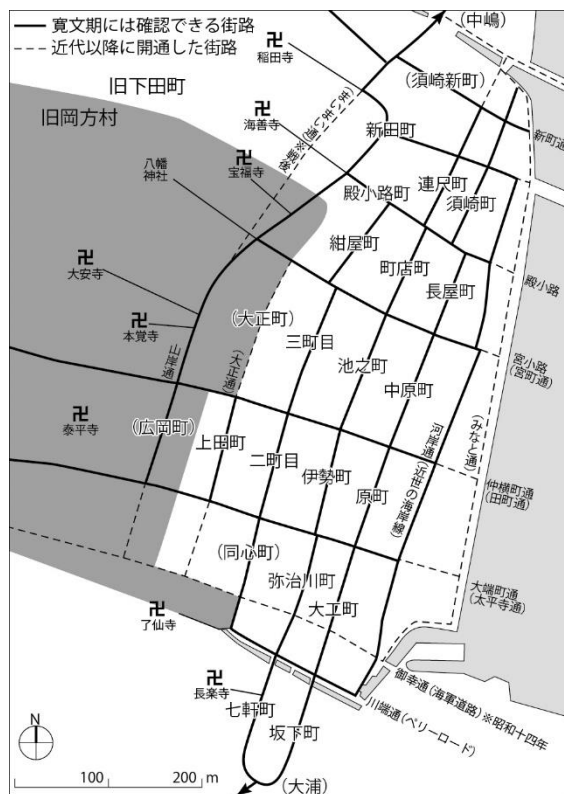
江戸幕府が開かれると、下田領主となった戸田忠次は、現在の海善寺辺りに居館を構え、殿小路を中心に紺屋町や町店町、長屋町、連尺町、須崎町などで構成される初期の下田町が形成された。やがて元和元年（1615）には縄地金山（河津町の鉾山で銀の産出が盛んだった）の繁栄を背景に、人口が増加し、池之町や原町、中原町、嶋之町（伊勢町の旧名）が出現した。そして、寛永13年（1636）に海の関所である船改番所（御番所）が設置されると、入港する船舶は増加し、町は碁盤の目状に整えられた。

第4代下田奉行今村伝三郎が在任中の寛文8年（1668）から延宝6年（1678）にかけて作製されたと考えられる絵図『豆州下田港之図』を見ると、現状に近い下田の町割りが江戸前期には形成されていたことがわかる。

住所が住居表示に変わった現在でも、住民の間では旧町名が使われるが、その多くが江戸時代から使われてきた町名である。



豆州下田港之図（江戸時代）



旧町と通りの名称

### イ 雑忠などの伊豆石やなまこ壁づくりの建造物

下田八幡神社例大祭の舞台となる市街地を構成する歴史的建造物として、雑忠、櫛田蔵、安直楼、鈴木邸、加田邸、土藤商店、土藤蔵ギャラリー、平野屋といった、江戸末期以降に建設された、なまこ壁や寄棟屋根、伊豆石を用いた重厚な建造物がある。



雑忠（安政元年(1854)頃建築）

嘉永7年（1854）に発生した安政東海地震によって、東海地方では全域にわたって大きな被害があり、建物の損傷もおびただしい数にのぼった。ここ下田においても例外ではなく、現在に残る下田のまちなみは、了仙寺本堂と山門などに代表される寺院関係のごく少数を除き、安政東海地震の後に再建された建物がほとんどである。

地震津波と火災の教訓もあり、湊町下田には伊豆石となまこ壁で造られた建物が多。伊豆石の切り出しと各地への輸送販売は、江戸時代後期から近代にかけて下田の主要産業のひとつであった。民家で使われる石単体の大きさは、高さが概ね7寸、幅は2尺7寸から2尺7寸5分、厚さはおよそ8寸

である。この寸法は近隣で使われている伊豆石の大きさとはほぼ同じであり、1人若しくは2人で抱えられる重さが基準になったものと考えられる。なまこ壁は、海風の強い地域では生命と財産を守る防風、防雨、防火壁として用いられていた。約9寸～9.5寸の平らな瓦をタイルのように外壁に張り、目地を漆喰で半円形に盛り上げたなまこ壁は、瓦の黒灰色と漆喰の白色が対照的なコントラストを見せ、独特な景観を形成している。



櫛田蔵 (明治40年(1907)頃建築)



安直楼 (安政元年(1854)以降建築)



鈴木邸 (明治末期建築)



加田邸 (大正12年(1923)頃建築)



土藤商店 (明治20年(1887)建築)



土藤ギャラリー (明治20年(1887)建築)



平野屋 (安政元年(1854)以降建築)

これら歴史的建造物における寄棟屋根などには、大棟両端の鬼瓦を載せる台座（エブリ台）の様々な文様が表現されており特徴となっている。描かれるモチーフは、火伏せを暗示する波（立浪）が多数を占め、そのほか吉祥を象徴する亀や植物紋、屋号などがみられる。形状は矩形を基本として、数は少ないが瑞雲紋形ずいうんもんがたや木瓜紋もっこうもんなどもある。



エブリ台（波）



エブリ台（亀）



歴史的建造物位置図



### ウ 下田港<sup>かしっばた</sup>河岸端（市道大川端通線周辺）

下田港の河岸端は、以前は石積み護岸となっていて、ガンゲと呼ばれる川に降りる石段や斜路が所々にあり、船が着いたり洗濯したりと、河岸は住民の生活の一部となっていた。昭和56年（1981）には物揚げ場棧橋が建設され、周辺では干物加工場前で干物を干す風景がみられる。下田八幡神社例大祭では、御旅所<sup>おたびしょ</sup>が置かれ、祭りの1日目の夜には、太鼓台の揃い打ち、花火見物が行われる。



河岸端のガンゲ（斜路）



下田港河岸端



干物を干す風景

## （4）下田八幡神社例大祭

### ①祭りの歴史

下田八幡神社例大祭は、今村伝四郎正長が、第2代下田奉行として赴任してきた寛永4年（1627）以降に始まったと考えられている。下田町人の意気の高揚などを目的として、徳川家康が大坂夏の陣により豊臣氏を下し、大坂城へ入城した際に奏でた陣太鼓の調べを取り入れ、始まったといわれている。



下田八幡神社例大祭  
（昭和36年（1961）広報しもだ）

『八幡神社誌（昭和初期）』によると、寛永年間に御神輿がつくられたとの記録が残っていることから御神輿と太鼓台が町中を巡幸する形の祭りは当時から執り行われていたと考えられている。『下田町の民俗（昭和63年（1988））』によると、明治30年代頃の太鼓台は、まだ素朴で、4人の人夫が担ぎ、人形などののせものも少なく、神輿かつぎ<sup>にくじゅばん</sup>の肉襦袢姿も、明治中期までは見られなかったという見解もあり、現在のよ

うな太鼓橋を積み上げる勇壮な形式は、明治末期以降の変化の中で出来上がったものと考えられる。開催日については、現在は毎年8月14、15日の2日間行われている。明治以前は旧暦の同じ月に行っていたため、9月に行い、台風の時期で暴風雨のあった年が多かったとされている。

## ②祭りを担う人々

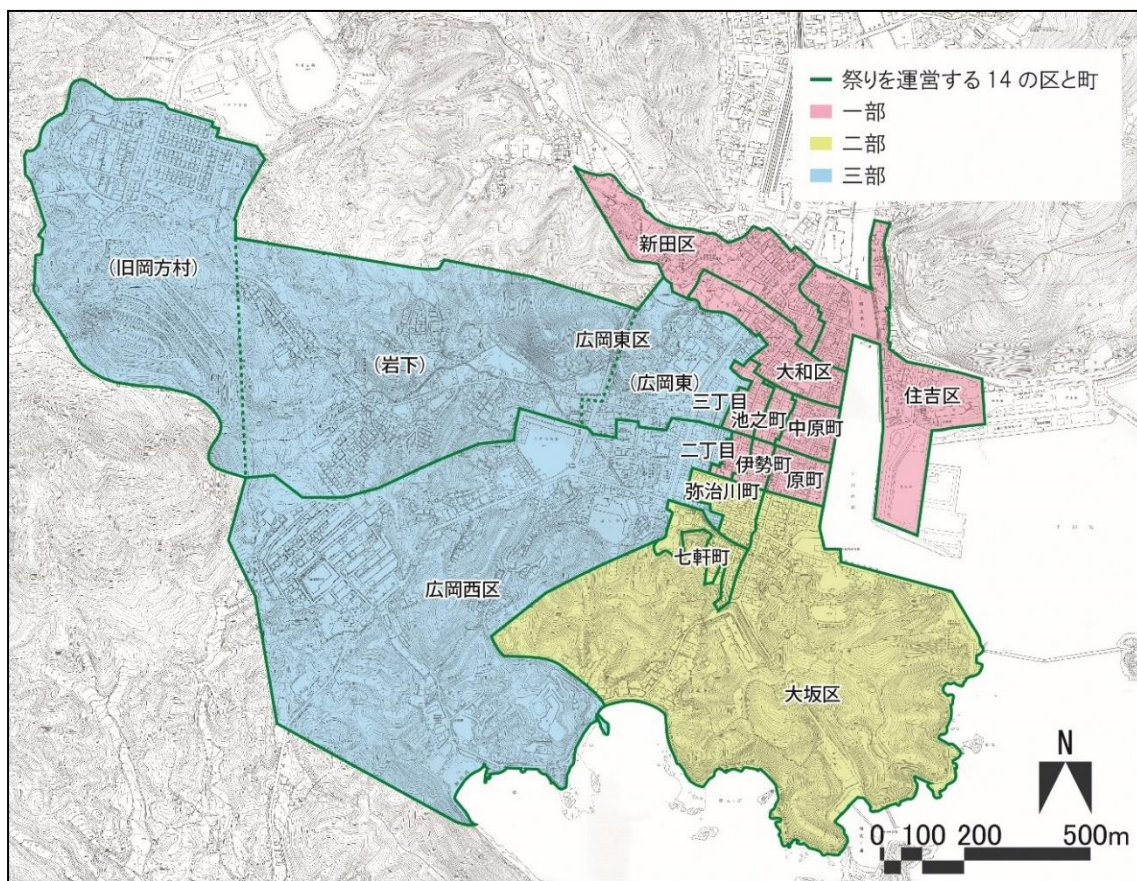
### ア 区分と当番

下田八幡神社例大祭の母体となっているのは旧町である。

旧町は、現在の下田市中心市街地に当たり、江戸時代に下田町として成立し、近接する岡方村と一体化しながら昭和30年(1955)に周辺村と合併するまで存続した町域である。町内はかつて23の町に区分けされていたが、現在は14の区と町となっている。

下田八幡神社例大祭の運営は、この区分けをもとに更に3つの区が一つの部として編成され、三部制で執り行われる。

運営は、毎年輪番制で一つの部が祭典執行部(当番区と呼ばれている)となり、準備と祭典執行の責を担っている。



運営体制区分図

## イ 年齢集団

下田八幡神社例大祭は、年齢階層組織によって運営、実施されている。祭りに参加する人々は、年齢に応じて、若衆（ワカシユウとも言われるが、ここではワカイシユウと表記する）、中老、区役員のいずれかの集団に属する。若衆は各町とも概ね高校卒業から40才前後までで構成されている。したがって40才以上の男性は中老となる。区役員は、中老よりも年齢が上というわけではないが、役がつくと行政的な立場に立ち、祭りでは執行委員として祭り全体の運営に携わる。

## ウ つきあい町

つきあい町は、三部制による祭り実行組織とは別に、個別の区、町の間で仲の良い区、町のあらわれを示す仕組みである。関係を結ぶきっかけは、祭りのとき、町同士がけんかをして、その後仲直りをして以来のつきあいであることが多い。若衆同士の関係であり、中老や区役員などはこの関係には関与していない。若衆は13日の夜、つきあい町まわりと称してお互いに訪問しあう。また、太鼓台にはつきあい町の提灯が上げられている。祭りの際、町と町を結びつけるためのものであり、祭りのとき以外には何ら実効力を持たないものである。

## ③準備

祭りの準備は当番区によって行われる。祭り終了直後に当番区の引継ぎが行われ、来年の祭りの準備が始まる。執行部は祭典執行本部、祭典運営委員、御神輿奉仕委員、若者執行部に大別され、巡路の調整と決定、巡路に基づいた警察や関係官庁への申請書類の提出、パンフレットの作成などを行う。若者執行部は11月には役職を決める。祭り1か月前には関係者100名程集めて「祭典協議全町会議」が開かれる。



祭典協議全町会議

#### ④練習

7月になると各町・区で太鼓台につく笛、三味線、太鼓の楽曲練習を始める。太鼓のたたき方は1番「岡崎」、2番「さん切り」、3番「若竹」、4番「たかどろ」まであり、これを順に練習していく。楽曲に譜面はないため、中老や若衆が小学生や中学生に教えている。



楽曲を教える

#### ⑤祭りの御神輿・金幣・供奉道具・太鼓台

##### ア 御神輿

御神輿は1トンほどあり、25名程で担ぎあげる。鳥居と神社本殿が配置され、金の装飾がきらびやかである。祭神（八幡大神）が移り、祭りの2日間、町内を巡幸する。



御神輿

##### イ きんべい 金幣

金幣とは、棒の先に金銀の紙垂しでを挟んだ道具である。祭神（八幡大神）の分身が移り、御神輿で巡幸できないような場所にある氏子の各家々、路地等をくまなく周り、そこを清めるとともに御神輿にかわり大神の神徳を広めるという役目がある。



金幣

##### ウ くぶどうぐ 供奉道具

供奉道具とは、木枠の台にさかき榊（2基）、2m程の棒の先にほこ鉾（5基）や四神の飾り物（各1基）を掲げた物に担ぎ棒を2本取り付けたもので、11基ある。

四神とは、古代中国において、東西南北の四方の星座をそれぞれ方位をつかさどる神としたものの総称である。東は青龍、西は白虎、南は朱雀、北は玄武（黒色の亀）という。守護神としての四神が東西南北に配置されていれば、祭りの御神輿の安全性が保護されるといわれている。



供奉道具（榎）



四神の飾り物



鉾

## エ 太鼓台

太鼓台の形態は、車輪のついた台の上に鳥居が載っていて、その鳥居に大太鼓が下げられ小太鼓が台にくくられている。また、鳥居の上には各町それぞれの人形が乗っていて、夜になると丸提灯を下げる屋根に取り換えられる。加えて前方には綱がついていて、この綱を各町の子どもたちや役員が引っ張る。町の道路は狭く、3 m程度のところもある。下田の太鼓台などはこの下田の町の道路の幅に合わせて作られている。

各町・区の太鼓台



原町



中原町



弥治川町



七軒町



大坂区



廣岡東



廣岡西



三丁目



二丁目



池之町



伊勢町



新田区



住吉区



大和区

## 下田八幡神社例大祭 太鼓台の人形

町名	人形	備考
原町	<small>にんとくてんのう</small> 仁徳天皇 	八幡神社祭神応神天皇の皇子（神宮皇后、応神天皇、仁徳天皇三代となる）。
中原町	鷹 	若衆に代々伝わる掛絵にある大名行列にちなんだ鷹とケンモク（毛槍）。
<small>やじがわ</small> 弥治川町	<small>おのどうふう</small> 小野道風 	弥治川べりに茂る柳から連想、明治24年（1891）にデザインされたもの。
七軒町	<small>じんぐうこうごう</small> 神功皇后 	<small>たけうちのすくね</small> 武内宿弥が抱いている御子は応神天皇で八幡神社の祭神。神社にゆかりの人形。
大坂区	猿 	火防の神、秋葉神社があるのにちなみ、火防の神としての猿を飾る。
廣岡東	<small>れんじし</small> 連獅子 	能楽「石橋」で豪快絢爛に牡丹の花に戯れる白獅子と赤獅子を連獅子といい、東区、西区が相前後して行列するにふさわしい。
廣岡西	連獅子 	

町名	人形	備考
三丁目	天の羽衣 	昔は金の <small>お</small> 鳩と竜。昭和28年(1953)に空を飛ぶ連想から天の羽衣となる。
二丁目	<small>おおくにぬしのみこと</small> 大国主命と 協和の文字 	昭和54年(1979)に大国主命の飾り物に新調。福德円満な理想神。
池之町	鶏 	鶏を神の使徒とする伝承もある。町内呉服店主の寄進で平成21年(2009)に修復。
伊勢町	和(唐) 藤内と虎 	<small>わとうない</small> 和藤内と猛虎の豪壮な飾り物で、弘化2年(1845)に虎頭を新調という記録。
新田区	<small>しょうじょう</small> 猩々 	能楽「猩々の舞」がもととなる。明治30年(1897)の発案。
住吉区	龍 	漁師町として大漁をもたらす龍を選択。
大和区	<small>すきのおのみこと</small> 素戔嗚尊 	<small>あまてらすおおかみ</small> 天照大神の弟であり、荒ぶる神の代表。下田太鼓台の力強さを表現している。



### ⑥御神輿の巡幸

御神輿担ぎは3部で構成されている。それぞれの部が自分たちの町を巡幸する。巡路にない通りに寄る「跳ね込み」を行い、全ての通りを巡幸する。下田八幡神社例大祭を制定した今村伝四郎正長のお墓がある了仙寺や大浦八幡宮は跳ね込みにより巡幸する場所となっている。

御旅所は一晩神様が泊まる場所であり、御旅所は下田八幡神社からまっすぐ伸びた先の大川端に設置される。夕方、御神輿は御旅所へ入る体制になる。しかし、宮司、氏子総代がなかなか御旅所には入れさせない。3部次々に御神輿が受け渡され、各部が御神輿を行ったり来たりさせる前後運動を繰り返す。御神輿が御旅所に置かれると、太鼓台を迎える準備をする。日も暮れて夜は、御旅所のある大川端沿いで太鼓台揃い打ちと花火大会が行われる。初日の巡幸を終えて快い興奮と疲れを残した町に太鼓の快音が響き渡る。



了仙寺を巡幸する御神輿



御旅所入り



御旅所



大川端に並ぶ太鼓台

### ⑦太鼓橋

太鼓橋をつくるときはまず、上げる場所の手前で道具が止まり、道具進行の掛け声で「櫛一番」などと呼ばれる順に1基ずつ上げる場所に走り込む。次の櫛二番が走り込んで一番に激突すると、2基が一緒になって足踏みを続ける。このようにして次々と道具が連なり、遂には11基が一行になる。11基の供奉道具を綱で結び、両端の若衆が中へ中へと供奉道具を押し込むと、中央部がゆっくりと持ち上がる。しかしながらそう簡単には上がるものではなく、力の勝負で、その場が怒声で満ちる。この時リズムをとるのが拍子木である。拍子木は少しずつテンポを早め、力を高めていく。それに合わせて、太鼓橋は少しずつ上げられていき、ついに半円状の太鼓橋は完成する。すると観客からの歓声と拍手が沸き起こる。



ぶつかり合う供奉道具



供奉道具を綱で結ぶ



一行になった11基の供奉道具



ぐっと力を入れる



持ち上がった太鼓橋

### ⑧祭りの衣装

肉襦袢にくじゅばん（肉色の下着）に紺の股引を身に着ける。肉襦袢は町の「相馬京染

店」でつくられていて、1枚1枚丁寧に手染めしている。柄は各町によって違い、龍や獅子など異なっている。肉襦袢の地の色は肌色で、柄は刺青を示している。役員などの役職のある人はこの姿に黒の羽織を着る。祭典執行本部員においては黒の羽織に袴を着る。若者執行部の委員長は赤と白と青のたすき、他の若者執行部役員は赤と白のたすきをしている。また、御神輿を担ぐ中老は、部によって赤、緑、黄色の三色それぞれのたすきをつける。笛や三味線を奏でる女性は、鯉ロシャツに股引をはいて、腹掛けを身に着ける。



肉襦袢



役員



色とりどりの衣装（お囃子）



### ◎8月13日の流れ（祭り前日）

13日は祭りの前日で日待ちといわれる。神社では旗上げが行われ、執行部役員は神社で潮浴び（ホンダワラという海藻で海水を浴びる御祓い）を行う。祭りの準備として、当日の休憩場所にもなる日待ち場の設営や各区・町に提灯を上げる。提灯にはそれぞれの町・区の名前が書いてあり、違う町に違う名前の提灯を上げることはない。夜には、つきあい町まわりをして頭取同士かしらで盃を交わす。また、各区、町では、全員で盃を交わし、日待ち明けをする。



日待ち場（三丁目）



提灯（新田町）

⑩ 8月14日の流れ（祭り1日目初日）

朝5時頃に金幣が下田八幡神社を出る。金幣の行く手をふさぐことはもちろん、金幣奉仕者以外が触れること、それを地につけることも許されないなか、約4時間かけて神社に戻ってくる。



巡幸する金幣

金幣が巡幸を終えて、各町の太鼓台も神社に集合すると神事が始まる。神事が終わると、<sup>さるたひこの</sup>猿田彦<sup>みこと</sup>命、神具、子供の手古舞、「ほーりゃ、ほーりゃ」

の掛け声で子供神輿、次に供奉道具11基、御神輿、14台の太鼓台が、歴史的建造物の雑忠や旧澤村邸、加田邸などがある町へ繰り出す。供奉道具は御神輿と同じ順路で、常に御神輿の前を巡幸し、神様を先導する役目を担っている。御神輿と供奉道具については建物の2階から見るといった見下ろすことをしてはならない。それには神様を上から見下ろしてはいけないという意味がある。

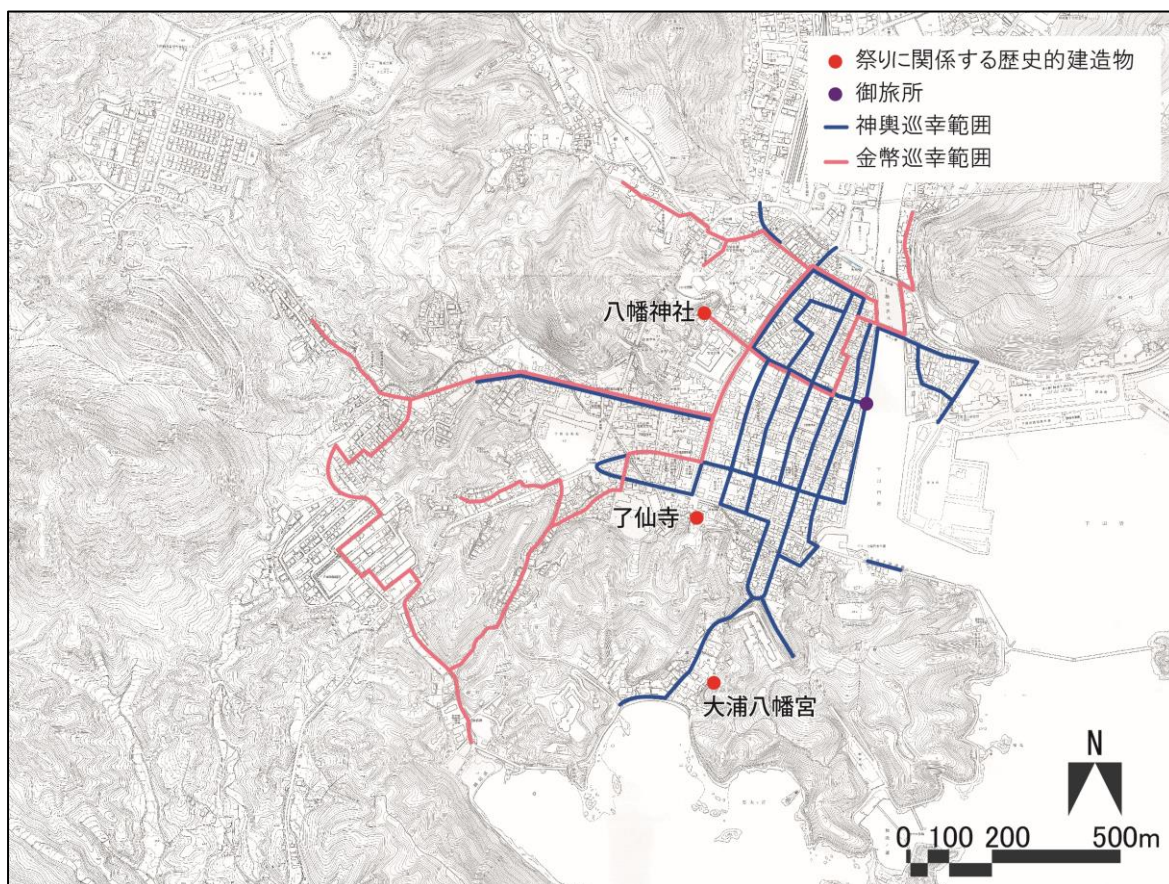


手古舞



子供神輿

供奉道具、御神輿、太鼓台とも巡路は決まっている。しかし、供奉道具が巡路を外れ、観客の方へ向かってくることは祭りの勢いである。巡路に決めごとはないが、太鼓橋を氏子総代の家の前で行うことが唯一の決まりごとである。



金幣と御神輿が巡幸する範囲

### ⑪ 8月15日の流れ（祭り2日目最終日）

#### ア 終日の巡幸

2日目は、朝から晩まで巡幸する。朝、御旅所から猿田彦命、神具、手古舞、子供神輿、供奉道具、御神輿、太鼓台が町に繰り出す。日差しの強い8月は、奉仕者自身の熱と日差しの熱で熱気が充満する。雨の日はずぶぬれになりながら巡幸を続ける。



雨の中巡幸する御神輿  
(大浦八幡宮にて)

#### イ 接待場所・休憩場所

御神輿の巡幸する経路には所々に接待場所、休憩場所が設けられて、奉仕者ののどを潤す。御神輿は氏子総代の家の前だけは下ろしてもよいとされているため、氏子総代の家の前では休憩のためのおもてなしがなされる。このほか、供奉道具が太鼓橋を作る場所や、御神輿の受け渡しが行われる場所な

ど合計 20 か所くらいの休憩場所がある。接待場所、休憩場所で働いているのはほとんどが女性である。その接待場所を出す家の夫人や親せき、近所の夫人などが集まって切り盛りする。2日間にも及ぶ巡幸の疲れをとるためのこの場所は、祭りにおいて重要な場所である。



接待場所

### ウ お囃子

各町・区の太鼓台にはそれぞれ笛、三味線がつき、お囃子を奏でる。三味線は通常屋内で用いる楽器であるが、以前は、芸者が参加して三味線を奏でていたところから、今では町の女性が三味線を奏でている。記憶に残りやすい軽快なメロディーは奉仕者だけでなく、観客の祭り気分をも高めてくれる。



皆でお囃子を奏でる

### エ 宮入

1日巡幸した下田八幡神社例大祭のクライマックスは宮入<sup>みやいり</sup>である。夜、供奉道具に続いて御神輿が神社に帰還することを宮入という。このときは当番区に御神輿が渡され、当番区が宮入をする。この前後から神社前の通りは大勢の観客で一杯になり騒然となる。神社には氏子総代や執行部役員がつめて宮入受入れの体制に入る。神社の橋の前に供奉道具がやって来る。橋の前まで一気に押し込み、しかしそのまま入れさせるのではなく引き返すといったやり取りを行う。供奉道具は境内に入ると後はとどまることなく神社の門の前まで一気に走る。「よーい、よーい、よーい」と威勢よく3回供奉道具を上げ下げすると、11基と一緒に地面に下ろされる。



宮入（供奉道具）

今度は御神輿の宮入である。やはり供奉道具と同じように、宮司、氏子総代がすぐに境内に入れてしまうのではなく、一気に橋のところまで進むが、制止されてそのまま戻ってしまう。それが繰り返されると興奮が高まっていく。境内に入ると直進して門まで一気に行ってしまふ。そして門の前まで来ると担ぎ手はひときわ高く御神輿を3回上下させ、「よーい、よーい、よーい」と叫んで台の上に御神輿を安置させる。



宮入（御神輿）

祭りのクライマックスを見事に締めくくった、という満足感が、奉仕者の表情を晴れやかなものにする。

最後に太鼓台がやって来る。しかし、太鼓台は神社の前までで境内には入らない。そして1台ずつ神社の前で左右に分かれ、自分の町へと戻っていく。宮入を見るために集まった観客も太鼓台について、若衆の奏でる太鼓の楽曲に祭りの余韻を楽しむのである。

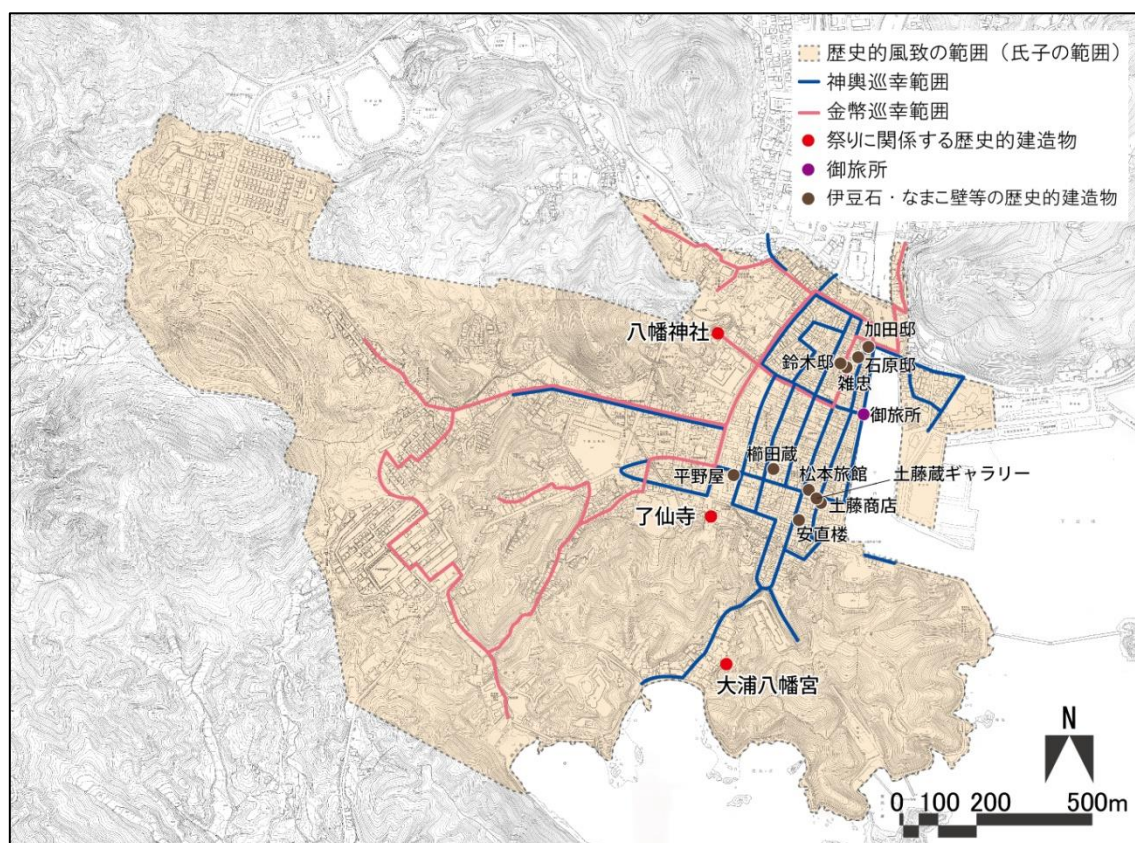


自分の町へ戻っていく太鼓台

### (5) まとめ

毎年8月14日、15日に行われる下田八幡神社例大祭は、江戸時代、第2代下田奉行の今村伝四郎正長が町の人々を元気づけることと町の活性化を目的に創設したもので、その思いは現在も引き継がれ、旧町の人々の活力となり、生活の一部となり、町を一つにする絆となっている。祭りが近くなると太鼓や笛の音が響き渡り、提灯が各所で上げられ、祭りが始まると、祭りの雰囲気町全体から感じることができる。

下田八幡神社例大祭が行われるこの地域は、江戸初期から変わらない町割りを基盤として、下田八幡神社例大祭を伝承してきた下田八幡神社や、この祭りを制定した今村伝四郎正長が建立した了仙寺、また、江戸末期から明治にかけて建てられた伊豆石やなまこ壁の建造物など、長い歴史を生きてきた証が混ざり合い、独特な景観を形成している貴重な町である。このような町は、下田市民にとって、維持、向上させるべき歴史的風致である。



湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致の範囲



## 2 黒船祭にみる歴史的風致

### (1) はじめに

下田は、海に開いた土地柄から、天正16年(1588)の後北条氏による水軍拠点としての下田城の築造、風待ち港で栄えた江戸時代、幕末開国の時代と、その歴史は「海」を外して語ることはできない。開国の歴史において下田開港の期間はわずか6年という短い期間であった。しかし、ペリー艦隊の来訪は、正に日本史上



第1回黒船祭(1934)

大きな出来事である黒船到来であり、その後の米国総領事ハリスの着任は、日本の開国の始まりであった。この開港の歴史と深く関わりがある了仙寺りょうせんじや玉泉寺ぎょくせんじといった史跡の数々は、下田市民にとっての誇りであり、黒船祭が始まったきっかけとなっている。黒船祭は、昭和9年(1934)に始まり、日米の文化や技能の披露や、地域レベルでの日米交流を成す祭事として下田市民全体に浸透し、多くの者が関わって運営され、継承されている。

### (2) 下田における日米交流の歴史

ペリー艦隊と下田の人の交流は、下田が開港場となる嘉永7年(1854)頃から始まる。『図説下田市史(平成16年(2004))』によると、日米和親条約の交渉が進められるなかで、開港が下田・箱館開港に絞られてくると、アメリカ人が調査のため下田港を訪れるようになる。アメリカ人は、所々に立ち寄って下田の人からタバコやお茶を呼ばれたりした。そのお礼にボタンを置いていったが、下田の人は、それを珍しがり、高価な贈り物をもらったように喜んだという。

下田が開港場となると、応接所となった了仙寺には見物の男女がすきまなく集まり、この時のもてなしとして、保命酒くねんぼ、九年母(ミカン科の常緑低木で黄橙色の甘い実を結ぶ。江戸時代までは国内の主流品種だった。)、菓子が出された。

また、日米和親条約第5条では、アメリカ人の下田周辺の遊歩権が保障されていたため、アメリカ人が毎日のようにボートで柿崎かきさきへ上陸し、須崎すざき・外浦うら・白浜たち・中村の・本郷の・立野の・下田を見物して帰っていった。『ペリー艦隊日

本遠征記（安政3年（1856））』には、下田の人は、町を歩くアメリカ人に群がり、衣服を調べ、子供のような熱心さと喜びとをもってボタンや剣や華やかな衣服をつまみ、その名を尋ねるのが常だったという。さらに、下田の自然と人の織りなす景観を褒めたたえる記述も随所にあり、「下田の町の街路幅は約20フィート（約6メートル）で一部には碎石が敷かれており、一部分は舗装されている。下田は進化した開化の様相を呈していて、この町の建設者が清潔と健康に留意した点は、われわれが誇りとする合衆国の進歩した清潔と健康さよりはるかに進んでいる。」と記している。

### （3）黒船祭を構成する建造物等

#### ①了仙寺

ほうじゅんざん  
法順山了仙寺は、宗派は日蓮宗で、嘉永12年（1635）の創建である。了仙寺は、国指定史跡であり、黒船祭で行われる「下田条約調印式再現」の舞台となる場所であり、文政元年（1818）再建の本堂、寛政11年（1799）建立の山門がある。（なお、建造物の詳細については、72ページに記載している。）



了仙寺

嘉永7年（1854）3月、日米和親条約が締結され、下田が日本最初の開港場となった。3月18日から21日にかけて、ペリー艦隊6隻が下田に入港した。24日、ペリーは了仙寺で、浦賀奉行支配組頭黒川嘉兵衛くろかわかへえのもてなしを受けた。了仙寺境内は見物人で溢れたと言われている。

同年4月、ペリー艦隊は箱館港調査のため1隻だけ下田に残して出港し、5月には下田に帰港した。そして了仙寺において日米和親条約の細目を協定するため、13日、日本全権林復斎はやしふくさい（大学頭だいがくのかみ）等と会見した。このときペリー提督は、上陸に礼砲をとどろかせ、先頭に大砲を曳く300余人の水兵を軍楽隊の奏楽とともに了仙寺まで行進させて、下田の人たちを驚かせたという。22日、下田条約が妥結され、了仙寺と玉泉寺を米人休息所とする等、幾つかの条項が決定した。こうして欠乏品供給の名目により事実上の貿易が下田港において始まった。

## ②玉泉寺

### ア 玉泉寺における日米交流の歴史

瑞龍山玉泉寺は、宗派は曹洞宗で、天正年中（1573～1591）の創建である。玉泉寺は、黒船祭の初日に米海軍主宰で「墓前祭」が行われる場所である。

嘉永7年（安政元年＝1854）3月、日米和親条約により下田が開港され、続いて5月、下田条約が結ばれると、玉泉寺は了仙寺とともに米人休息所に指定された。

安政3年（1856）7月になると、タウンゼント・ハリスが米国総領事として下田に来航した。しかし、幕府が着任を拒否しようとしたため数日間もめた。結局、条約の日本語訳に誤りがあったことがわかり、8月5日、日本最初の領事館が玉泉寺に開設され、本堂正面の庭には星条旗が掲揚された。



玉泉寺

安政5年（1858）6月19日、小柴沖停泊のポーハタン号艦上で、「日米通商修好条約」及び貿易章程が調印されると、ハリスは12月、公使に昇進した。その後、横浜が開港されると、安政6年（1859）5月に下田領事館は閉鎖され、ハリスはその使命を終え下田を去った。玉泉寺は、下田条約で埋葬所と位置付けられたため、アメリカ将兵の墓5基がある。

### イ 玉泉寺 本堂

現在の本堂は、嘉永元年（1848）に建てられたもので、棟札によると昭和元年（1926）に本堂を大修繕した記録がある。銅板葺き、寄棟造屋根平入りで、向拝がなく直線である。



玉泉寺 本堂

### ウ 玉泉寺 アメリカ将兵の墓

玉泉寺本堂、向かって左側にアメリカ将兵の墓5基がある。日本開港のため来航したペリー艦隊の乗組員と、その後下田港に来航したアメリカ将兵のものである。

下田条約第5条「柿崎玉泉寺境内に亜米利加人埋葬所を設け、そりやく 略ある事なし」という



玉泉寺 アメリカ将兵の墓

規定により埋葬されたもので、墓石には英文が刻まれている。

墓石は伊豆石で造られ、『ペリー艦隊乗員の墓地保存整備事業報告書（略）（平成 23 年（2011））』によると、墓石は、日米和親条約下田条約締結直後から建造されたことが、S・W ウィリアムスの『ペリー日本遠征随記（昭和 53 年（1978））』に記載されて



明治 41 年（1908）慰霊祭

いる。また、明治 27 年（1894）4 月、墓地と墓石の修繕が行われた経緯を記した石柱が残されている。なお、明治 41 年（1908）の慰霊祭の写真には、現在の墓石と同じものが残されている。

- ゼームス・ハミルトン（海軍医官）  
嘉永 7 年（1854）9 月 6 日、航海中サスケハナ号にて死亡
- G・W・パリッシュ（水兵 21 歳）  
嘉永 7 年（1854）5 月 5 日、旗艦ポーハタン号前橋より墜落死亡
- ロバート・ウィリアム（艦長給仕・21 歳）  
嘉永 7 年（1854）3 月 6 日、神奈川にて死亡、5 月 10 日改葬
- ジョン・D・ストーム（海軍火夫）  
安政 1 年（1855）2 月 2 日、ポーハタン号にて死亡
- アレキサンダー・ズーナン（水兵）  
安政 4 年（1858）7 月 31 日、ミシシッピー号にて死亡

### ③下田公園 下田開国記念碑

#### ア 下田公園の歴史

下田公園は、城山公園とも呼ばれ、戦国時代末期、天正 16 年（1588）、後北条氏が秀吉方の水軍との対決に備えて下田城を構築した場所である。江戸時代は、幕府の直轄林（御林）として管理された。

#### イ 下田開国記念碑

下田公園の開国記念広場には、昭和 28 年（1953）に開港 100 年を記念して建てられた開国記念碑がある。この記念碑の前で黒船祭の記念式典が開催される。この記念碑にはペリーとハリスのレリーフ像と二人の言葉が刻まれている。



下田開国記念碑

『余は平和の使節として此の地に來たれり』（ペリー）

(I have come here as a peace maker ) (Perry)

『私の使節はあらゆる点で友好的なものであった』（ハリス）

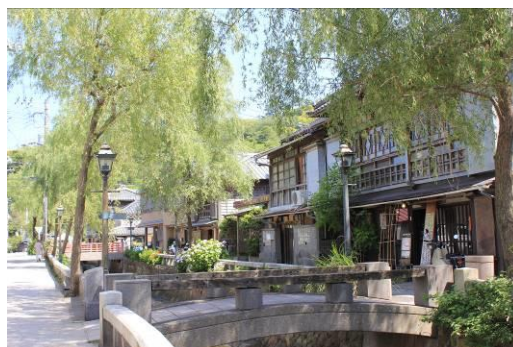
(My mission was a friendly one in every respect) (Townsend Harris)

ペリーの言葉を選んだのは、戦後アメリカ連合軍最高司令官だったマッカーサー元帥。ハリスの言葉はウィリアム・J・シーボルト。『開国記念の碑』の文字を書いたのは、戦後の日米時代を切り開いた吉田茂総理。碑の設計と、ペリー、ハリスのレリーフの制作者は、日本美術展覧会審査員を務めた西伊豆町仁科の彫刻家、堤達男氏である。

#### ④了仙寺周辺のまちなみ

了仙寺と繋がる通りは、ペリー提督が、上陸の際に、先頭に大砲を曳く 300 余人の水兵率い、軍楽隊の奏楽に合わせ、了仙寺まで行進した。この故事に倣い、通称「ペリーロード」と名付けられている。

ペリーロードは、かつては花街があり、平滑川に沿って街路がある通り沿いには、安政元年（1854）に建てられたという「土佐屋」、大正 3 年（1914）に建てられという「草画房」、休憩所として利用されている大正 4 年（1915）に建てられた「旧澤村邸」など、幕末から近代・現代の建物が混じり合い、調和した独特な景観を見ることができる。



ペリーロード



土佐屋（安政元年(1854)建築）



草画房（大正 3 年(1914)建築）

### ⑤玉泉寺周辺のまちなみ

玉泉寺のある柿崎地区は、須崎半島の付け根に位置し、下田港湾区域に面し、吉田松陰が金子重輔<sup>かね ことしげのすけ</sup>とともに、密航を企てた弁天島などの史跡がある。柿崎の主要道路である県道須崎柿崎線は、須崎にある御用邸へのアクセス道路でもあり、沿道は低層の建物が多く、落ち着いた雰囲気を呈している。海岸沿いには「ハリスの小径」<sup>こみち</sup>が整備され、憩いの空間が形成されている。



玉泉寺周辺のまちなみ

## (4) 黒船祭

### ①歴史

『静岡県の祭り・行事（平成12年（2000））』に、第1回黒船祭は、昭和9年（1934）に日米和親条約による下田港開港80周年を記念して開催されたと記載されている。

ここまでに至る経緯としては、大正13年（1924）に森一<sup>もりはじめ</sup>を主宰として創刊された雑誌『黒船』がある。この雑誌は、下田や南伊豆に関する文学、歴史、教育、政治、経済といった幅広い問題が扱われ、この誌上で「唐人お吉」<sup>とうじん きち</sup>が村松春水によって紹介された。これをきっかけに、お吉の物語の舞台として、下田の名が全国に知られ、観光客が訪れるようになった。



大正14年（1925）上陸したバンクロフト大使

大正14年（1925）には、開港70周年記念として、バンクロフト駐日アメリカ大使（写真右側花を贈られている人）を迎え、歓迎会、花火大会、提灯行列が行われた。

昭和8年（1933）には、東京湾汽船東京—大島—下田航路と伊豆循環道路東海岸線伊東—下田間が開通し、京浜地区からの交通条件が改善された。観光地としての更なる発展が期待されつつも、当時下田町内には温泉が湧出しておらず、見学施設や宿泊施設が未整備であったため、観光地としての将来に危機感を抱く者もあった。

『黒船：第10巻第12号（昭和8年（1933））』に、黒船祭の原案が「日本国運の進展を祝福し併せて遊覧者の祖国日本の回顧に資せんとする」ことを目的として提示された。これをもとに、昭和9年（1934）に、下田町民によって第1回黒船祭が開催され、米国大使グルー夫妻を迎えての式典や多くの行事などが行われた。

下田八幡神社例大祭が、江戸時代の下田町民を活気づけるために生まれたものであるならば、黒船祭は、昭和時代の下田町民を活気づけるものとして生まれたものである。昭和9年（1934）以降、昭和16年（1941）から昭和21年（1946）の日米関係の悪化により開催を中止した以外は、半世紀を超えて開催されている。米海軍等とともに行う黒船祭は、様々な行事を通じて地域レベルでの日米交流を成す祭事として、地域に浸透している。

## ②現在の黒船祭

### ア 核となる行事

現在の黒船祭は5月第3金曜日から日曜日までの3日間行われ、旧下田町内と下田港、玉泉寺を会場として、多くの方々が関わって、様々な行事が行われる。まず、黒船祭初日に、米海軍主催の「墓前祭」が玉泉寺で行われる。昭和29年（1954）から行われている。玉泉寺にある米軍艦隊（黒船）の乗組員5人の墓前で玉泉寺住職がお経を唱え、在日米海軍司令官らが献花して冥福を祈る。玉泉寺内では、米海軍音楽隊の演奏が披露される。

夜には、日米交流のきっかけとなった下田港全体を会場として花火大会が行われる。海上から打ち上げられる花火を見物するために下田港を取り囲むようにして多くの市民が集まる。鎮魂と日米交流を記念して、昭和9年（1934）の第1回から行われている。当時、5月開催の花火大会は珍しく、花火師が新作の花火を披露する場となっていた。



墓前祭 献花（玉泉寺）



米海軍音楽隊（玉泉寺）



海上花火大会（柿崎弁天島より）

また、「記念式典」は、黒船祭2日目の朝行われる。戦前は名称が異なっていたものの、第1回から固定した行事であり、昭和28年(1953)からは、開国記念碑のある下田公園の開国記念広場にて執り行われている。式典では、日米の代表者が座り、日米親善を誓い合い、その様子を多くの市民が見守る形式となっている。

そして、昭和42年(1967)から行われている「下田条約調印式再現」は、了仙寺住職らが中心となり、開国の史跡として指定されている了仙寺で、日米和親条約下田条約(付録13か条)が調印された出来事を再現している。これによりこの史実を来訪者や市民に伝えている。

そのほか、黒船祭の内容は、日米交流の祭事として、「日米の文化・技能を披露するもの」、「日米交流の場となるもの」の2つに分類される。

### イ 日米の文化・技能を披露するもの

アメリカの文化・技能を披露するものとして、昭和29年(1954)から米軍音楽隊の演奏会が行われている。現在では、米海軍第7艦隊音楽隊演奏会が中学校や玉泉寺、旧下田町内と様々な場所で披露されている。

一方、日本の文化を披露するものとして、黒船音頭は昭和9年(1934)の第1回から行われていて、現在は下田市女性の会が主体となり開催している。黒船音頭には、安政4年(1857)にハリスに仕えたお吉のことが歌われている。



記念式典



下田条約調印式再現(了仙寺)



下田条約調印式再現  
(昭和42年(1967))



米海軍第7艦隊音楽隊演奏会



## 「伊豆の下田 黒船音頭」

可愛いお吉のネ アリサヤ  
 可愛いお吉の涙もまじるヨ (ソイソイ)  
 波は四十五里 ナ ソリヤシヨ  
 相模灘 トサオサ ソヂヤナイカ  
 ハ ヨイヨイヨイヤサノサ ヤンレサ

そのほか、下田芸者による踊りの披露、着物のファッションショー、豆州白浜太鼓、朝日子供太鼓、開国よさこいの披露がある。

また、『黒船祭第50回記念誌（平成元年（1989））』によると、昭和40年（1965）には、海上自衛隊派遣艦の公開が行われた。海上自衛隊による艦艇披露はその後も行われている。

## ウ 日米交流の場となるもの

日米交流の場となるものとして、第1回からパレードが行われている。パレードは、米軍、下田市民とで行われるもので、日米の文化・技能を披露した人々らがパレードに参列し、旧下田町内を約1時間かけて巡る。

また、昭和39年（1964）に、日米親善ソフトボール大会が行われていて、平成29年（2017）では、日米親善アームレスリング大会、日米親善ビーチバレー大会、日米親善綱引き大会を行い、地域レベルの日米交流の場となっている。

そのほか、黒船祭を楽しむ来訪者をもてなすため、旧下田町内の商店街が中心となって、商店街通りを歩行者天国にして、開国市という広場を提供している。



黒船音頭



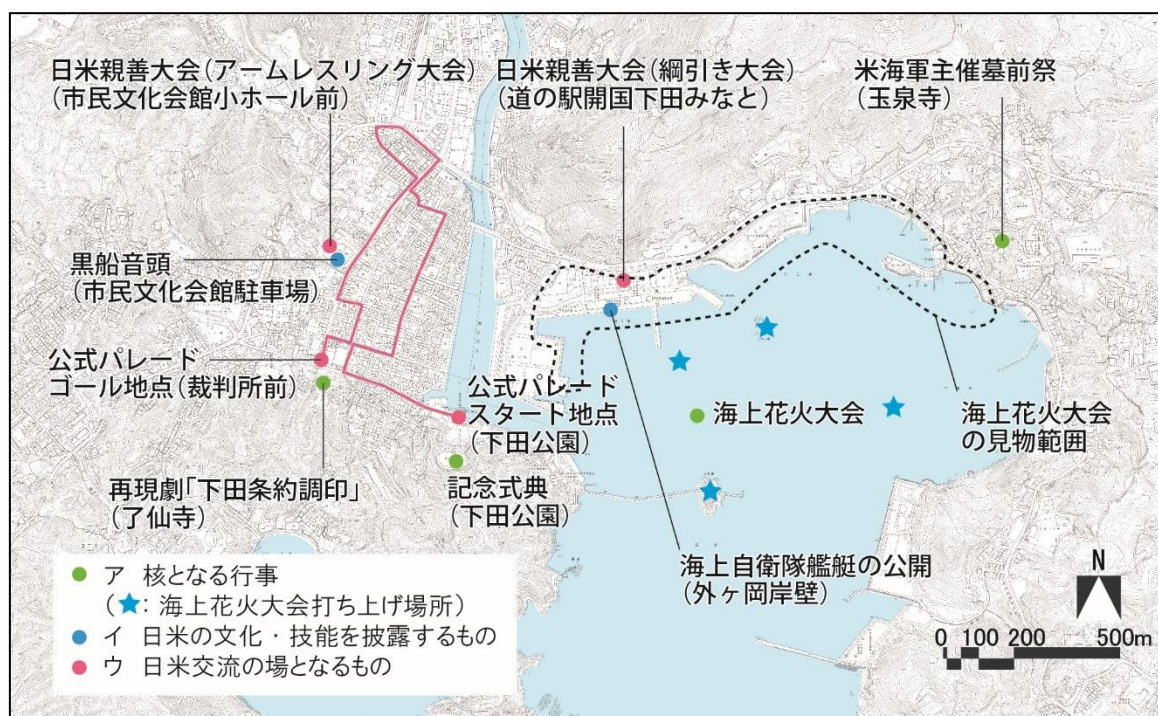
海上自衛隊掃海艇



公式パレード



サインを求める子ども（開国市）



黒船祭の開催場所と催し

### (5) まとめ

黒船祭は、昭和初期に地域を盛り上げるために始まった祭事である。現在では、日米の交流の祭事として市民に親しまれるとともに、多くの市民や市内の事業者が様々な形でこの黒船祭に関わり、黒船祭をきっかけとして下田開港の歴史を知ることができる、伝承の場ともなっている。昭和33年(1958)には、ペリー提督の出生地であるニューポート市と姉妹都市提携を結び、交流は、黒船祭の場以外でも広まっている。

黒船祭が行われる本地区は周囲を山々に囲まれ、下田港を中心として発展してきた。特に了仙寺周辺や玉泉寺周辺には、開国の歴史にまつわる史跡が点在し、江戸末期からの歴史的建造物も数多く残され、落ち着いたまちなみが形成されている。これら黒船祭と祭事が行われる下田港を中心とした了仙寺のある旧下田町地区や玉泉寺のある柿崎地区は、下田が大切にしている開国の歴史とともに、維持向上すべき歴史的風致である。



黒船祭にみる歴史的風致の範囲

### 3 稲梓地域の祭礼にみる歴史的風致

#### (1) はじめに

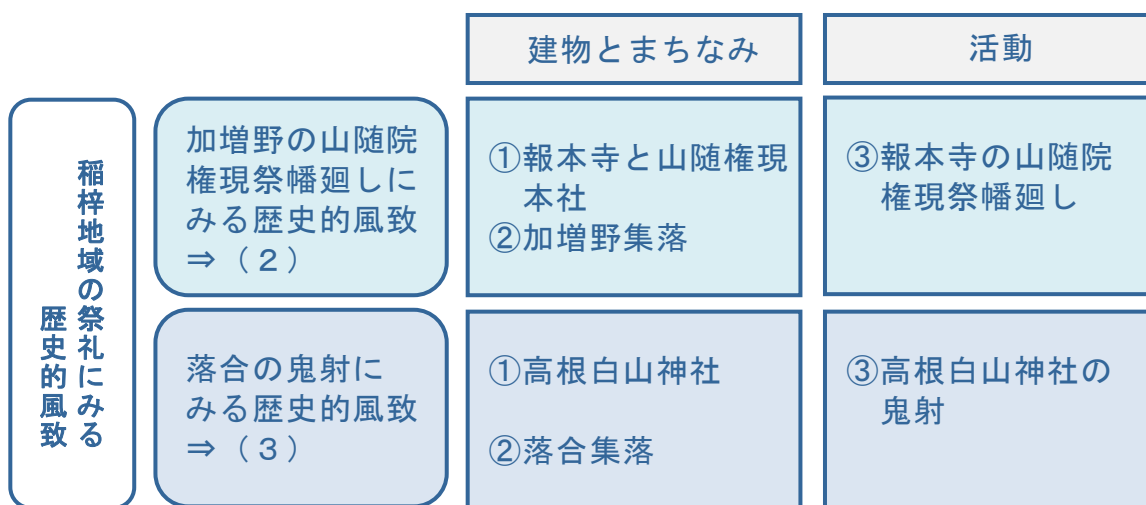
稲梓<sup>いなずさ</sup>の地名は古く、天平7年(735)の平城京跡出土木簡に、「賀茂郡稲梓郷稲梓里」とあるのが最初である。稲梓は11の大字からなり、明治22年(1889)の市町村制施行から下田町となる昭和30年(1955)まで稲梓村と呼ばれていた。周囲を山々に囲まれ、田畑の中に点々と民家が存在する、静かで、里山と田畑が織りなす緑のコントラストが美しい地域である。



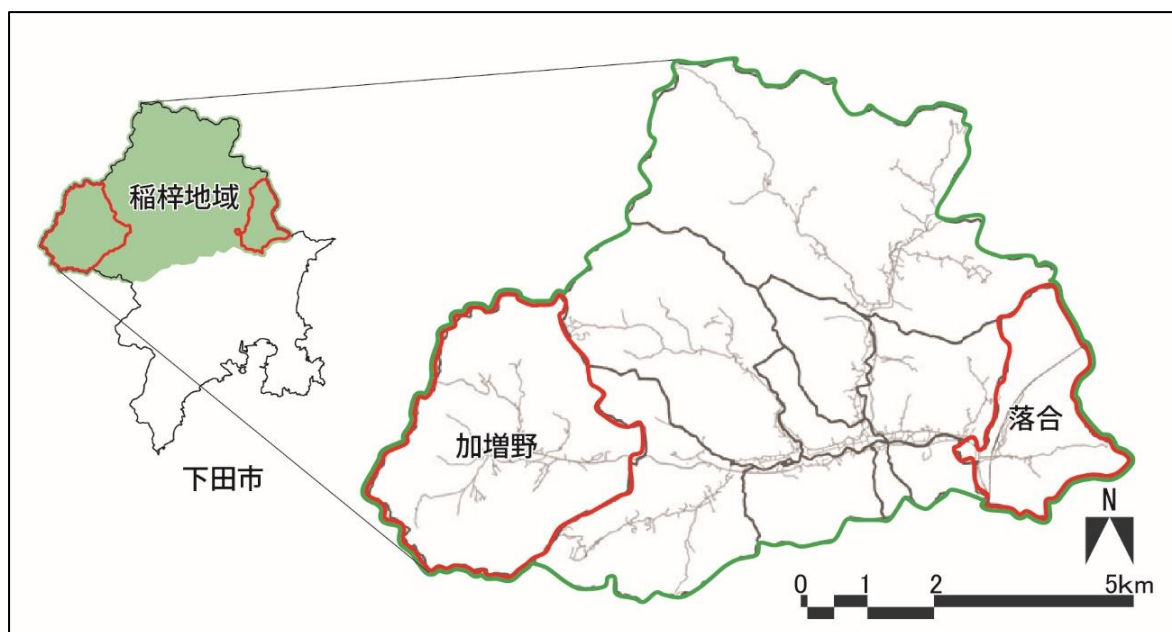
稲梓の山並み

加増野<sup>かぞうの</sup>にある報本寺<sup>ほうほんじ</sup>では、毎年8月11日に市指定無形民俗文化財である山随院権現祭<sup>さんずいいんごんげんさい</sup>祭幡廻し<sup>さいたまわ</sup>が執り行われる。祭事は、元禄2年(1689)から始まり、立派な竹を若衆が境内を引き廻すことで、加増野にゆかりのある富永三右衛門政重<sup>とみながさん</sup>の遺徳を偲ぶとともに、厄除けの祈願、さらには五穀豊穰を祈る意味も込められている。

また、落合<sup>はくさん</sup>にある高根白山神社<sup>たかねしらかや</sup>では、毎年2月11日に市指定無形民俗文化財である鬼射<sup>おびしゃ</sup>が執り行われる。計12本の矢を射ち、その矢が1本でも的を通せば、その年の災厄が退散、五穀豊穰の年になるといわれ、永正17年(1520)に原型が固まったといわれている。稲梓地域では、地域の人々が、独特の祭事を代々継承してきている。



稲梓地域の祭礼にみる歴史的風致の体系図



稲梓地域の祭礼が行われる地区

## (2) 加増野の山随院権現祭幡廻しにみる歴史的風致

### ① 建造物

#### ア 報本寺

『山随権現本開帳記念誌（平成23年（2011））』によると、報本寺は、応永19年（1412）に婆娑羅山ぼさらかの寺平てらだいらから現在地に移り、開山は哲叟てつそう友愚ゆうぐ禅師ぜんしで、本尊は聖観世音菩薩しょうかんぜおんぼさつとある。現在の本堂は、14世玉州和尚ぎよくしゅうおしょうのとき、宝暦12年（1762）から文化11年（1814）の間に建立されたと伝えられている。境内環境は、13世、14世の2代で整えられた。山門下の参道脇には、文久元年（1861）造立の石灯籠がある。境内参道は、山随権現本開帳を記念して平成22年（2010）に整備したものである。



報本寺 本堂



報本寺 石灯籠

### イ 山随権現本社

山随権現本社は、棟札によると、安永9年(1780)に造営したが、のちに修繕した痕跡がある。鳥居は、天保12年(1841)造立である。本社の横に大小2つの墓がある。大きい墓には「法光院殿嶺雲高徹大居士、神儀、慶長十二年七月十一日」とあり、明治20年(1887)3月に再建されたものである。もう一つの小さい墓には「大雄院和山亥英居士」と記してある。加増野の人は、大きい墓を山随さんの墓とし、小さい墓をその家来の墓と考えている。しかし一方でそれとは逆の、小さい方が山随さんの墓という説もある。



山随権現本社



山随権現本社 社



山随権現本社 墓

### ウ 神明神社

神明神社の創建は天文15年(1546)である。鳥居、石塔、庁屋、本殿が建つ。棟札によると、本殿は、昭和30年(1955)に屋根瓦の葺き替えが行われ、一間社いっけんしゃ流ながれ造づくりである。右の灯籠は、昭和7年(1932)に建立されたものである。本殿のなかには、神明神社の社のほか、日枝神社と6つの小さい社がある。



神明神社

## ②加増野の集落

加増野は、山々や丘陵に囲まれ、平地が少なく、集落は谷地に形成されている。周囲の農地や背後の斜面緑地とあいまって落ち着いた雰囲気醸し出している。農家住宅は、概ね棟方向か平入で、屋根形状は寄棟よせむねのものが多く、この谷地は、加増野ではホラと呼ばれる。



加増野のまちなみ

## ③活動（山随院権現祭幡廻し（市指定無形民俗文化財））

### ア 山随院権現祭幡廻しの歴史

山随院権現祭幡廻しは、加増野の報本寺で行われる祭事である。祭事には、土肥とひ（現在の伊豆市）の豪族富永氏とみながさんにまつわる伝説が深く関わっている。山随とは富永三右衛門政重とみながやましるのもり、もしくは富永山城守えもんまさしげのことでありと伝えられている。

一番古くからある説は、以下のとおりである。

富永三右衛門政重（富永山随軒弾正）は、文禄元年（1592）4月11日の前領主富永山城守政家とみながやましるのもりまさいえ（同族）の命日に、家臣8人を連れて加増野に来て、政家戦死の場所で3回



山随院権現祭（安政9年(1780)）

忌を営んだ。ちょうどその頃、打ち続く戦争に国を失った浪人共が伊豆へ乱入して各地を荒らした。その上、浪人共は疫病を流行らせたので、住民には二重の恐慌であった。浪人の集団は政重のいるところにも現れたので、政重は一撃の下に追い払ったところ、村には寄りつかなくなった。さらに政重は、疫病にかかった人々に持ち歩いていた薬を与えて治してあげたので、村人は重ね重ね感謝した。

その他の由来として、富永氏を弓で誤射して殺してしまったため、以後加増野では弓を使わなくなり、供養のために行っている説や、富永氏が戦いから逃れて加増野に身を隠していたとき、そばで鶏が鳴いたために敵に見つかり、殺されてしまい、以後加増野では鶏を飼わなくなり、供養のために行っている説などがある。

現在も続く形式での祭事は、富永三右衛門政重の遺徳を偲ぶ行事として、元禄2年（1689）から始まったといわれている。加増野区所有の文書『昭和6年（1931）青年団年中行事』には、8月7日山随祭典行燈張、10日山随祭典準備、11日山随祭典<sup>ほうじよ</sup>幫助、12日山随祭典後片付けの記載があり、少なくとも昭和初期には行われていたことがわかる。

### イ 現在の祭事

祭事の際には、報本寺の周辺の主要道路に行燈が取り付けられる。以前は、行燈に和紙を貼り、好きな絵や文字を書いていたが、現在、行燈の絵は、加増野在住の絵本作家鈴木まもる氏が描いていて、様々な絵柄の行燈が報本寺周辺で見ることができる。以前は石の灯籠が8基あり、それに火を灯してオムカエを行っていたが、現在は2基残っているだけで、灯籠の代わりに用いられたのが行燈である。



行燈

祭事の前日には本社へ山随権現をオムカエに行く儀式を行う。報本寺住職による般若経が唱えられ、それが終わると、本社に来た人全員が、竹の筒に入った御神酒をいただき、マクサ（カヤ）の葉に包まれたゴフ（白餅）を食べる。



オムカエの様子



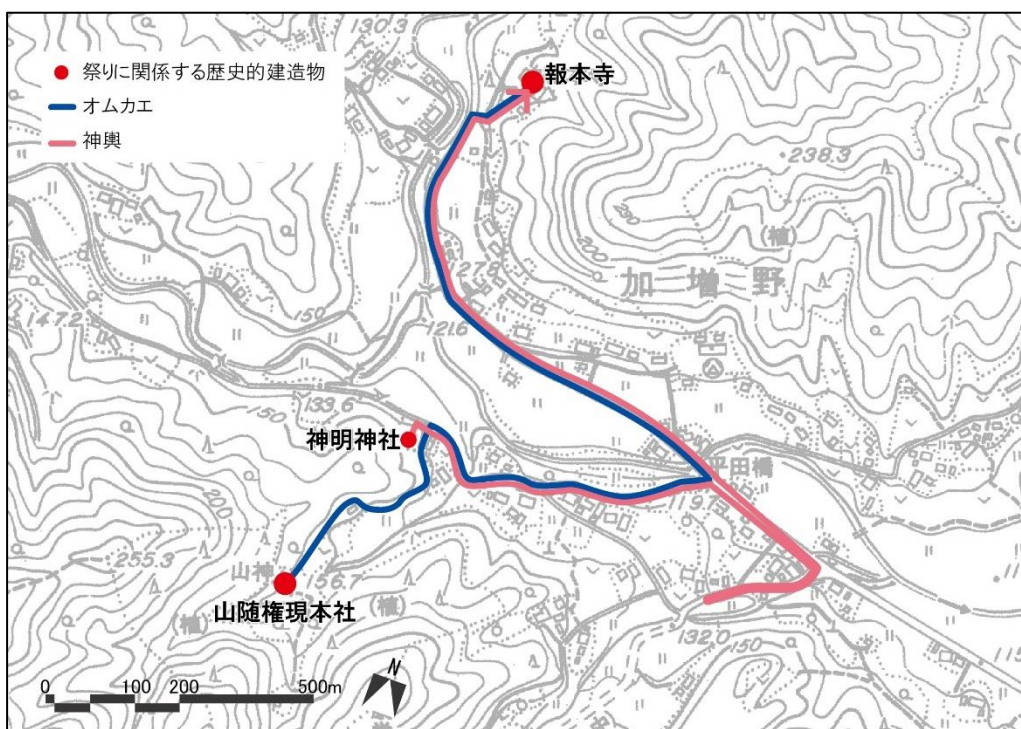
本社内での儀式

祭事当日の昼間は、山随権現と描かれたお神輿を加増野の子供たちが担ぎ、集落を巡行する。



子供神輿





山随権現オムカエと子供神輿巡行のルート

山随院権現祭幡廻しは、祭事当日の夕方から行われる。祭事の前には、報本寺前の川で身を清める。23節、長さ4間、周囲7寸程の葉ぶりの良い竹を準備し、頂上に山随大権現の旗をつけ、根もとには縄を1尺位の間に巻き付ける。祭事の分担は以下のとおりである。



体を清める役者

禰宜 (ねぎ)	この祭事の総指揮者ともいう役で、幡廻しの際、唱え言をするのでウタアゲともいう。
八人組	祭りの主役で、若い衆の中から選ばれ、虎の縞の着物をつけてこの役を務めるのでトラともいわれる。この8人の中からさらに、背の低い1人を竹の根を持つネモチとして選び、背の高い1人をハタガシラに選ぶ。
アトヒキ	八人組以外の小若い衆（約15人）のことで、お揃いの着物に3尺の帯をしめて、トラ達の腰につけた紐を引っ張る。

ネモチが竹の根もとに取り付き、他の7人が中腰でその上を支える。アトヒキ達は、八人組の腰につけた紐を引っ張る。この態勢で寺の庭を1回3周づつ、3回9周廻り、1回済む毎に竹を禰宜の前に持って行く。禰宜は笹竹数束を持っていて、竹が前へ来るとその笹竹を3回持ち上げて揺すり、禰宜は「垣根に住むか キリギリス 焼玉の家を力に 申せはやせ 子供（こんども）ら 榎木に住むは玉虫 申せはやせ 子供ら」と呪文を唱え、アトヒキ達はホイホイと掛け声をかける。

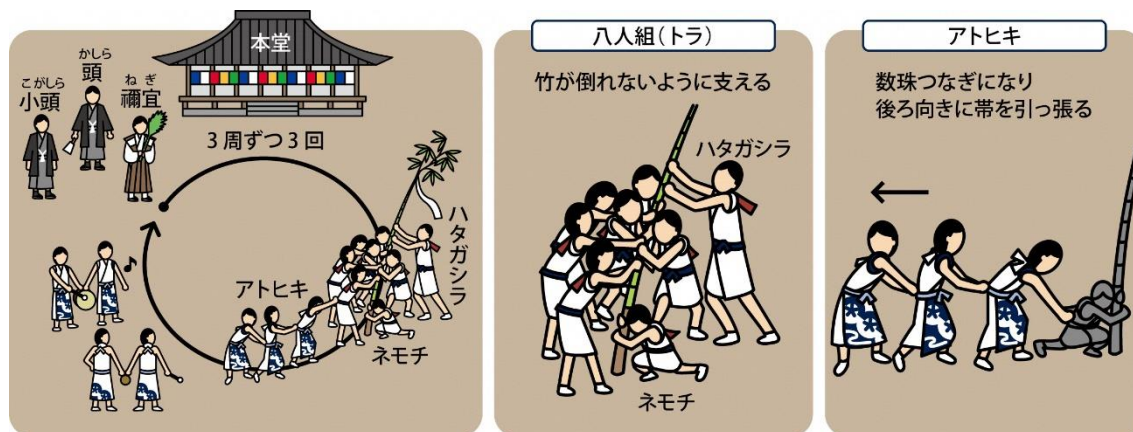
八人組は、いずれも不安定な体勢で竹に取り付き廻すため、幡廻しは非常に難航する。その点から来たものか、3回9

周無事に竹の先を地につけることなく廻り終えれば、その年は豊作、厄病退散、また1遍でも地につけば凶作、厄病流行という。呪文には、作物から虫を追い払うことを意味しているとも言われている。

八人組やアトヒキは、加増野地区の若衆が中心であるが、元気な年輩者も加わり、一致協力して太くて重い孟宗竹を境内のなかで所狭しと廻す。その力強さは見る者に力を与えてくれる。



山随権現祭幡廻し



山随院権現祭幡廻し

### (3) 落合の鬼射にみる歴史的風致

#### ①建造物

##### ア 高根白山神社（拝殿）

高根白山神社は、棟札によると、応永9年(1402)に建立されたことがわかる。その後、永正16年(1519)に拝殿を建設、文政3年(1820)には再建している。拝殿は、平入り、切妻造である。鳥居は、寛永14年(1637)に建立、明治4年(1871)に再建されている。拝殿の前にある石灯籠には、寛延の文字が刻まれている。



高根白山神社

#### ②落合の集落

山地斜面を背負い、河岸段丘上に家屋が立地して、家屋形式は、入母屋若しくは寄棟が多い。集落の導入部に架かる伊豆急行線の鉄橋は落合の集落の象徴となっている。



落合の集落と鉄橋

#### ③活動（鬼射（市指定無形民俗文化財））

##### ア 鬼射の歴史

鬼射は、落合の高根白山神社で行われる祭事である。通常、歩射・御歩射・御奉射と書いて「おびしゃ」と読むことが多いが、鬼射と書いて「おびしゃ」と読むのは珍しく、的の裏に「鬼」の字を書き、それを射るところからきていると考えられている。



鬼射（昭和29年（1954））

鬼射の起源や伝承の由来については定かではないが、土地の古老の話によると、落合の開祖は尾張出身、長田庄おさだしょうじたむね司忠致の三男で、源頼朝に追われてこの地に逃れ、遂にはこの地に定着することを決め、落合村を開き、その際、高根

白山神社を奉請して氏子守護神とした。

永正16年（1519）本殿の造営、鳥居拝殿の新造営とともに10月24日の祭典が盛大に行われた。その翌年、永正17年（1520）2月1日の祭典で初めて鬼射を行い、その年の災厄を払い、五穀豊穰を祈願したものだといわれている。

## イ 現在の祭事

鬼射の的は竹を使用して毎年手作りされている。まず、的の支柱となっている真竹から水分を出すために、3日ほど前に真竹を山から切って保管しておくことから始まる。その後、竹を割いて約1mの竹ひごを作り、その竹ひごを編んで的の骨組みを作る。竹を割くには熟練した技術が必要となる。鬼射の日が近づくと、的の表面に紙を貼り、裏側に鬼の字を書き完成となる。



鬼射の的の製作

現在の祭事は、弓太郎（祭事の見届け役）を中心に、役者（射手）2名、酌取（介添）2名の合計5名で行われる。奉納前日は、海辺へ行き、浜垢離<sup>はまごり</sup>で心身を清め奉納に備える。その際に、祭事のお清めで用いる海水と「もっこ」という海藻を採ってくる。

祭事当日は、午前10時より神社において神事が進められる。お参りした後、役者2名が、2本ずつ3回、的に向けて計12本の矢を射て、その矢が1本でも神社の境内15間（約27m）の矢場に設置してある四方1mの的を射通せば、その年の災厄（鬼）は退散し、五穀の豊穰は疑いないといわれている。12本には12か月の1年という意味がある。弓の儀式後は、三三九度の儀式を行い、的の裏にある鬼は、子供たちが石を投げつけて退治する。大人から子供まで、皆が参加しているお祭りである。



鬼射（弓を受け取る）



鬼射（弓を射る）



的の裏の鬼に石を投げつける

祭事終了後は、観覧者や氏子へお守りとして、和紙を円形に貼って中央に墨で丸を描いた直径15cm程の小的が配られ、それを家に飾る風習がある。20年程前までは約1年後の1月のどんと焼きのときに小的を焼いていたが、現在では各家庭で焼き、2月1日の祭事に再び小的をもらうのが習わしとなっている。



小的を家に持ち帰る



各家庭で焼く小的

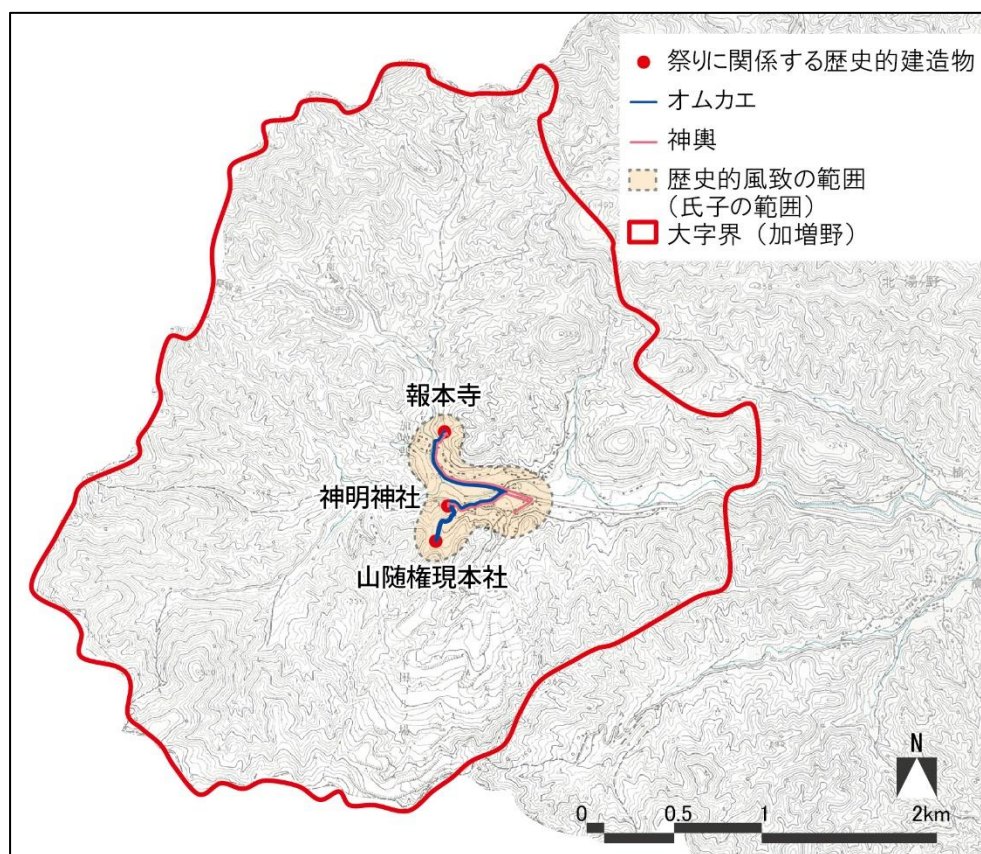
落合の鬼射は、長く伝承され、地元の人々にとって、生活の中に深く根ざしたものとなっている。

#### (4) まとめ

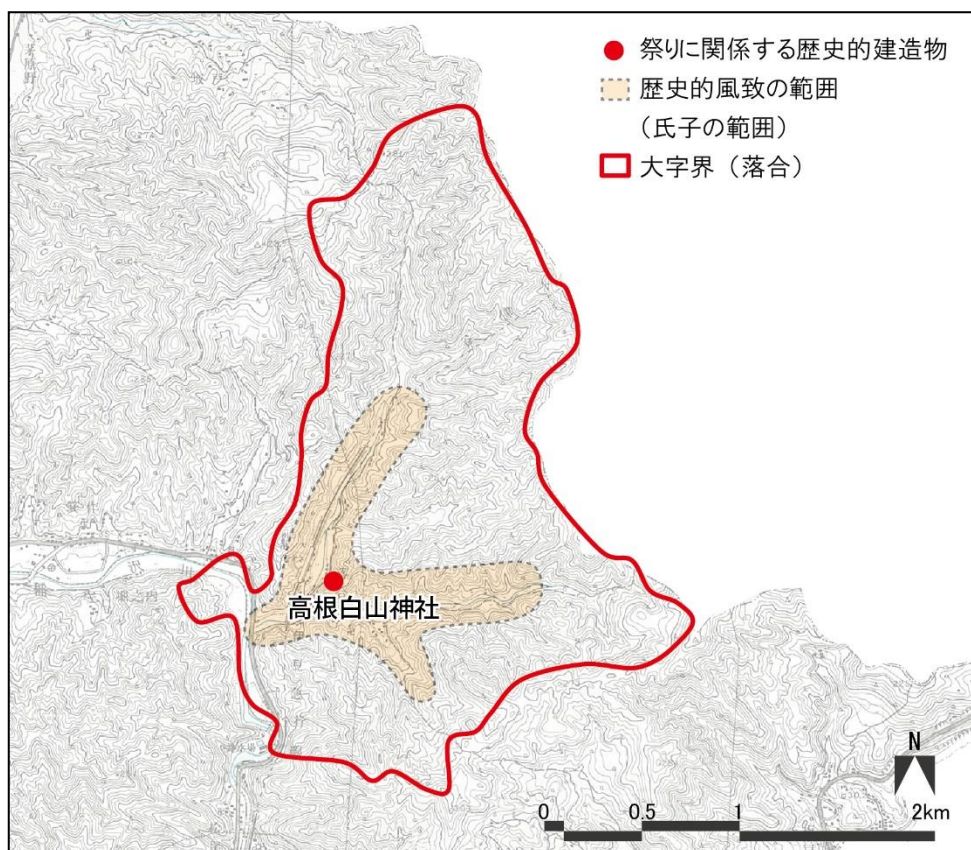
加増野の報本寺の山随院権現祭幡廻し、落合の高根白山神社の鬼射は、稲梓地域の里山で、地域の人が代々受け継ぎ、大切にしてきた祭事である。また、どちらも地域の資源である竹を用いる。山々に囲まれた集落のなかには田畑が広がり、春夏秋冬を境に色とりどりの異なった美しい景観を見ることが出来る。これらの祭事は、自然環境に恵まれ、安定した暮らしが維持されてきた地域だからこそ継続できてきた。下田市にとって自然環境とともに維持向上すべき歴史的風致である。



稲杵祭礼にみる歴史的風致の範囲



加増野の山随院権現祭幡廻しにみる歴史的風致の範囲



落合の鬼射にみる歴史的風致の範囲

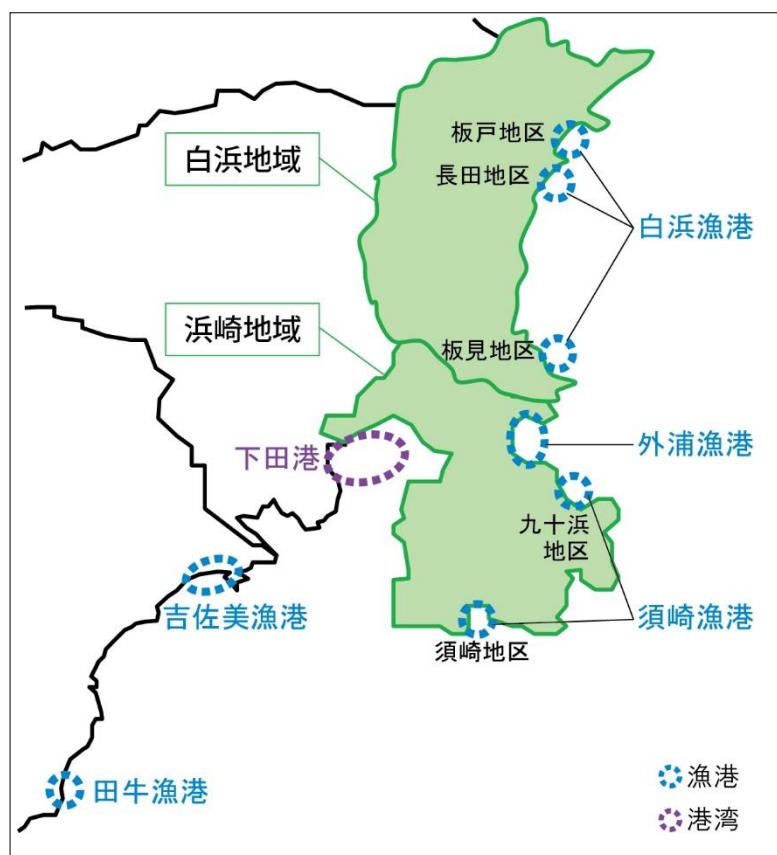
## 4 天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致

### (1) はじめに

下田市内には、港湾が1か所、漁港が5か所あり、水産業が営まれている。そのうち3つの漁港においては、昔ながらの漁法や風習が継承されている。現在、天草漁が行われているのは、浜崎地域の須崎漁港と外浦漁港、白浜地域の白浜漁港の3か所である。須崎の集落では、天草を採取してトラックで運び、天日干しする風景や、漁における安全祈願、津島神社例大祭において、海の恵みに感謝する祭礼が行われている。



天草の天日干し



漁港位置図



天草は、主に寒天の原藻として利用されている。寒天製法が発見される万治・明暦年代（1600年代半ば）以前には、<sup>ところてん</sup>心太、あるいは肥料として利用されていた。白浜地域では、既に慶長3年（1598）から天草漁が行われていた記録が残されており、寛文・延宝期に作成された『<sup>ずしゅうしもだみなとのず</sup>豆州下田港之図』には、浜崎地域に「ところてん役」が配置されたことが記されている。古くから、天草採集の漁法、天草を乾燥させる技法や風景は、天草の独特な香りとともに、地域で引き継がれてきている。

## （2）天草漁

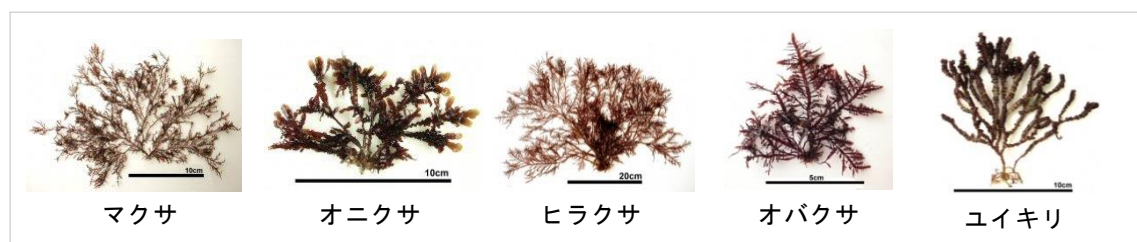
### ①天草漁の歴史

幕藩体制下の1770年代、須崎村を含む三村の間で漁業境界線を巡る出入りが行われていた。その出入の記録のなかに、天草は鮑サザエ同様、主たる年貢物であり、年間一定の料金をもって個人に売り渡す、いわゆる浦売りの形態が執られていたことが記されている。『伊豆の天草漁業(平成10年(1998))』によると、<sup>かいせん</sup>廻船業が盛んに営まれていた須崎では、江戸表（江戸をそれ以外の地方から指するという語）への鮑の販路が確立されていたこともあって、天草よりもむしろ鮑の方が主流であったが、廃藩置県という大きな時の流れのなかで、長年鮑の販売先であった諸藩の江戸屋敷への販路を断たれたこともあり、天草漁に力を入れることとなった。

須崎区では、直接その浦を経営する採取権を<sup>ししゅう</sup>志州（志摩国のことで現在の三重県志摩市）より多数の海女を雇い入れるなど、区自体の収益を高めるべく様々な工夫がなされていた。この浦売りの形態は昭和20年代まで続いた。

### ②天草の生態

天草類は、その多くが世界の暖海に分布する多年生の海藻で、80程の種類がある。このうち、伊豆沿岸での天草漁の対象となるものは、マクサ、オニクサ、ヒラクサ、オバクサ（ドラクサ）、ユイキリ（トリアシ）などである。



天草の種類（出典：千葉大学海洋バイオシステム研究センター銚子実験場 HP）

数種ある天草のなかで、生産量が最も多く、品質も最良であり、寒天原藻のうちで最も重要であるのがマクサである。マクサの繁殖には、孢子によるものと栄養繁殖（ちぎれた藻体が基盤に付着し、生長する性質）によるものがある。孢子が着生して海中で3週間位経過すると体長0.2～0.3mmになり石の上でも肉眼でかろうじて認められるくらいに生長する。天草類の体の大きさは、同じ種でも生育場所によって変化するものであり、かつて白浜で、8月にマクサの群落内にコンクリートブロックを投入し、着生したマクサの成長を調べたところ、8か月後では平均草長4.1cm、最大6.0cm。10か月後は平均草長6.6cm、最大10.7cm。1年後で9.1cmとなった。1年以上の生長については、16か月後平均草長12.0～14.0cm、24か月後15.0～17.0cm、36か月後18.0～20.0cmだったと報告されている。

### ③漁法

伊豆半島沿岸では水深5mから20m付近までが主漁場となっているが、生育適層であるとともに、潜水作業などの採取効率も関係していると思われる。

天草の漁法は、大きく4種類に分けられる。一つ目は、浅いところに着生した天草を磯で直接採取する方法である。この方法には、磯で潜らず採取する方法と、船を使用し、海女が潜って採取する方法がある。二つ目はマンガ（農具の馬<sup>ま</sup>鍬に似た道具で、海底を曳いて竹製の櫛の歯に天草を挟み採る）を用いて採取する方法、三つ目は基盤から離れて漂流する天草を採取する方法である。



須崎の天草採取風景  
(昭和20年(1945))

### ④浜処理

天草を採取してからの天日乾燥、梱包などを浜処理と呼び、その方法は、昔からほとんど変わらず、現在まで継承されている。この浜処理の風景を、天草漁を行う地域でみることができる。

潜水などによって採取された天草は、陸に揚げた後から雑草などを取り除き、淡水に恵まれている地域では河川水を利用して塩抜きを行い、そうでないところではそのま



昭和40年(1965)頃の天日干し

ま乾燥し、選別、梱包ののち製品として出荷している。天草の乾燥は、天草生産地での浜処理の中で最も大切なものの一つである。

### ⑤天草の利用

乾燥、選別を終えた天草は、栄養価に優れた食材で、コレステロールの低下、大腸がんの抑制、免疫力の上昇、血糖値低下作用があり、市内でも心太等に加工されている。寒天については、心太や羊羹の原料として使用されることは広く知られているが、寒天は、他にも工業用への利用、バイオテクノロジーへの利用、医薬用としての利用、化粧品などに利用されている。

## (3) 天草漁をはじめとする磯浜の営みに関係する建造物

### ①須崎の集落

須崎の集落は、岩礁に囲まれた小さな入江に面し、海に面する斜面地に民家が階段状に密集している。集落内の街路は細く、斜面が急なことから集落内の道路には階段も見られる。釣船を経営している家もあり、船の名前を掲げている建物も多い。天草漁の拠点となる港では、昭和27年(1952)建設の石張堤の護岸があり、港と集落一帯で磯浜の趣ある漁村風景を形成している。



須崎の集落



須崎漁港

### ②津島神社

津島神社は、海を見下ろすことができる集落の高台にあり、祭神は須佐之男<sup>すさのおの</sup>命<sup>みこと</sup>である。拝殿は、妻入り、入母屋造、銅板葺きである。鳥居の前には石灯籠が2基配置され、昭和10年(1935)建立と記されている。



津島神社



津島神社の石灯籠

## (4) 活動

### ①天草漁

須崎では、潜って天草を採取している。天草は多年草の草であるため周年みられるが、現在の採取時期は通常4月下旬から9月頃までとなっている。従事者は、漁に出る前に港にある海神社へ行き、漁の安全を祈願して漁に出ていく。暖かい時期は午前中漁に出て、午後梱包等の作業を行うが、秋口になると、乾燥、梱包作業が主となる。天候が良い日は、3時間ずつ裏表干され、倉庫に保管される。

天日乾燥したあと、根を取り除き、機械で束にする。この束のことを「ボン」と呼ぶ。束にする際は、等級別に、上草（マグサ）、鬼草（アカ）、鳥足草（アオ）、ドラ草の4種に選別される。



須崎の天草天日干し範囲



海神社での祈願（口開き）



天草乾燥後収集する



天草の運搬



天草の根っこ取り



天草のポン（束）作り

商業的に利用される天草は、須崎の天草倉庫の前の広場で天日乾燥を行うが、集落内で漁業権を持つ人は、個人で天草を採取し、自宅の庭先で天日乾燥を行う。なお、現在は機械詰めだが、2年ほど前までは、大きな樽の中に入れた天草を女性が向かい合って力いっぱい踏み固めて束を作っていた。その光景が、まるでダンスをしているように見えることから「樽ダンス」と呼ばれた。

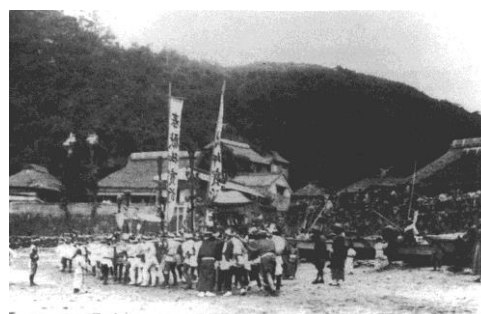


集落での天草天日干し

「樽ダンス」  
(平成 25 年 (2013))

## ②津島神社例大祭

津島神社例大祭の始まりには2つの言い伝えがあり、1つ目は明和6年(1769)に下田・柿崎・須崎<sup>かきさき</sup>で浜の境界争い(磯争い)があり、須崎が勝訴し、漁域拡大により村民の生活が向上したこと、2つ目は、磯争いの際に日本全国で疫病が蔓延したが、須崎では津島神社にお参りしたため亡くなる人がいなかったことといわれている。



津島神社例大祭(明治10年(1877))

この2つの事柄に対する神様への感謝と崇敬の念から、安永5年(1775)、津島神社例大祭は始まったといわれ、毎年旧暦の6月15日に行われている。

『写真で見る須崎の今昔(平成25年(2013))』に明治10年(1877)に行っ

た例大祭の様子が掲載されている。

祭典奉仕者は、早朝に海に入り禊をし、日ごろの海の恵みに感謝し、須崎の平和を祈り、神輿を巡行する。祭りの終盤には、海入りがあり、神輿が何度もぶつかり合い、練り歩く際には、住民も拍手や掛け声を出し、海入りをする。その後は、最後の力を振り絞り、長い坂を上って宮入をする。

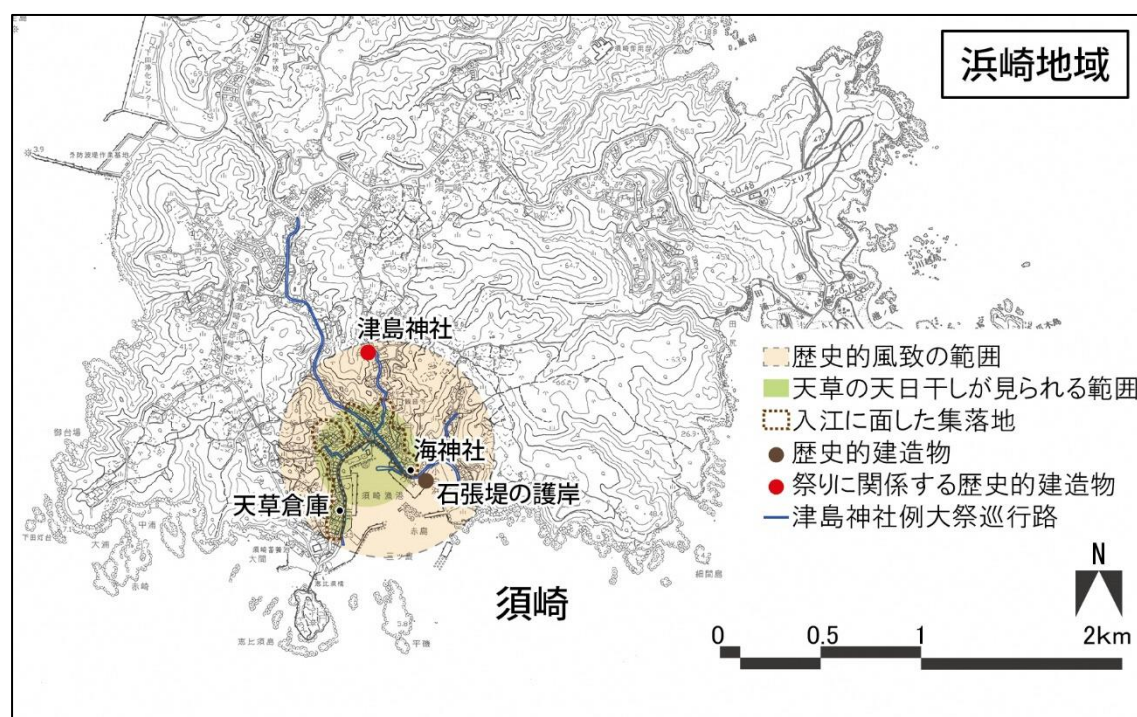


津島神社例大祭

### (5) まとめ

天草漁は代々受け継がれてきた産業であり、天草生産のための経験と知恵は、現在でも浜で継承され、その産業とともに大切にされてきた神社や天日干しの風景が残されている。

須崎では、海の恵みに感謝して津島神社例大祭が行われ、漁で採れた天草の天日干しの風景は、本地区ならではの美しい風景であり、維持向上すべき歴史的風致である。



天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致の範囲

## <コラム5 天草漁にまつわる活動>

### ■白濱神社の天草感謝祭

白濱神社で行われる白浜神社例大祭の天草感謝祭には、白浜地域の天草漁従事者や地域住民が出席する。天草感謝祭は、例大祭の初日の午前中に行われ、天草1本を奉納しつつ、今期の漁が無事終了したことを感謝して祭りに参列する。地元の学識者によると、昔は30kgの天草の束を4段10本並べ、祈祷を行っていた。祈祷後はその束を売り、白濱神社例大祭の費用に充てていたという。昭和12年(1937)には既に行っていたという。なお、漁期前には、浦はじめ祭といい、白濱神社で漁の安全と豊漁を願って祈祷を行う。

### ■龍宮神社の水産祭り

外浦では、9月から10月の十五夜の時期に、龍宮神社で水産祭りが行われる。須崎両神社の神主が御祓いを行い、漁の祈願を行っている。天草漁が外浦の主たる産業であった大正時代に始まったと言われている。



白濱神社 拝殿



龍宮神社

## 5 蓮台寺温泉にみる歴史的風致

### (1) はじめに

行基菩薩ぎょうき ぼさつにより開かれたと伝承されている蓮台寺温泉れんたいじは、温泉に関する決まり事を確認したとされる古文書『元文五年の温泉に関する定め』により、元文5年(1740)には湯宿を営む者がいたことがわかっている。明治後期には、温泉街が形成され、大正、昭和と時代の流れとともに有名温泉地に発展してきた。現在も趣ある温泉旅館があり、市内でも数少ない源泉を持つ地区である。

『増訂豆州志稿ずしゅうしこう(明治21年(1888))』には、蓮台寺という地名は、蓮台寺から起こった地名と記載されているが、現在寺はなく、蓮台寺にあったと言われている大日如来坐像だい にちによらい ざぞうと四天王像が天神神社の敷地内のお堂にある。



大日如来坐像

県道蓮台寺本郷線を中心として地区が形成されているが、県道が完成する前の主要道路であった湯の華小径沿道ゆ はな こみちは、古い家並みなどにより懐かしい景観を残している。

蓮台寺地区では、湯を授けた神様を、上の湯権現、下の湯権現として社に祭り、毎年1月11日には、湯権現例祭ゆ こんげんを開催して、蓮台寺の誇りである温泉を授けてくれたお湯の神様に毎年感謝を捧げている。また、10月の第2土曜日、日曜日には、豊年満作、蓮台寺温泉の発展を祈願して、天神神社秋季例祭が行われる。



湯権現例祭



天神神社秋季例祭

### (2) 蓮台寺の温泉に関する歴史

蓮台寺で温泉の開掘を行ったきっかけには、以下のような伝承がある。

旅の僧、行基菩薩(天智7年(668)～天平21年(749))が、諸国行脚あんぎゃの道すがら、天城を越え、険しい山道を歩いて、しばしまどろむうちに夢を見



た。天狗様が現れて「これより南に下れば、葦の茂みに温泉湧くところあり。これを開いて庶民を救うべし…」という。これに従ったところ、地区内数か所に温泉が湧出したという。

『賀茂郡史（平成7年（1995））（「南豆風土誌（大正3年（1914））」の複製）』には、行基が蓮台寺温泉を発見したことが記載されている。その後、さらに寛永元年（1624）に上の湯（下藤原温泉）が開削、寛永3年（1626）に下の湯（薬師温泉）が開削されたことが記載されている。

嘉永7年（1854）3月18日から27日には、ペリー艦隊を追って下田に急行した吉田松陰が、皮膚病の治療のため、蓮台寺温泉に行き、医師の村山行馬郎と知り合ったことで、10日間で4回蓮台寺を訪れ、村山邸に3泊したという記録があり、温泉は病に効果があったことがうかがえる。

### （3）湯権現例祭と天神神社秋季例祭を構成する建造物

#### ①上の湯権現

上の湯権現は、上の共同浴場の隣にあり、お湯の神様が祭られている。社の隣にある石灯籠は1体のみで、この灯籠の側面に「安政6年（1859）建立」と刻まれている。社は、一間社流造である。



上の湯権現

#### ②天神神社

天神神社は、『20世紀の蓮台寺（平成14年（2002））』によると、地名にもある温泉山蓮台寺が廃寺となった後、延宝6年（1678）に再建されたと言われている。現在の社殿は、棟札によると大正14年（1925）に神殿を建設した記録があり、大正14年（1925）頃の写真に今と同じ構造の神殿が写っている。神殿は、妻入り、入母屋造、瓦葺きである。神殿の左斜め後方には、蓮台寺に安置されていたといわれる大日如来坐像を収めた収蔵庫が建つ。



大正頃の天神神社



天神神社

#### (4) 湯権現例祭と天神神社秋季例祭の背景となる建造物等

##### ①吉田松陰<sup>ぐう きしよ</sup>寓寄<sup>かく</sup>処<sup>ところ</sup>（旧村山邸）

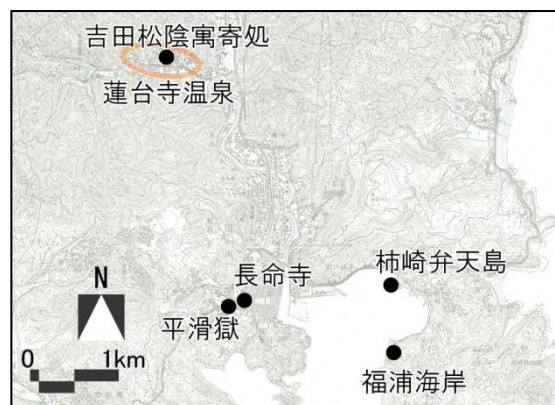
嘉永6年（1853）6月、神奈川の浦賀へのペリー艦隊の来港を機に、吉田松陰<sup>ぐう きしよ</sup>と金子重輔<sup>かね ちしげのすけ</sup>は、海外の事情を知ることこそ最も急務であるとして、嘉永7年（1854）3月18日、ペリー艦隊を追って下田に急行し、岡方村<sup>おかがた</sup>の岡村屋に投宿した。当時皮膚病を患っていた松陰は、入湯治療のため蓮台寺の共同湯へ行き、そこで夜を明かそうとしていた時、偶然村医者<sup>むら いしや</sup>の村山行馬郎<sup>むらやま ぎょうばらう</sup>と知り合い、その好意により数日間村山邸に宿泊した。

松陰らは毎夜海岸へ出ては、黒船への便乗の機をうかがい、下田と蓮台寺に交互に宿泊した。その後松陰らは、3月27日柿崎<sup>かきさき</sup>の弁天島付近から小舟を出し、ポーハタン号に漕ぎつけたが、柿崎<sup>かきさき</sup>の福浦海岸<sup>ふくaura</sup>に送り戻された。

この企ての発覚を覚悟した松陰らは自首し、一時長命寺（現在の中央公民館の所）に拘禁され、更に平滑獄<sup>ひらなめ</sup>（現在の下田メディカルセンター前の山際に）に投げられた。そして、4月11日唐丸籠<sup>とうまるかご</sup>で天城山を越え、江戸伝馬町の獄へ送られた。

『吉田松陰寓寄<sup>ぐう きしよ</sup>処<sup>ところ</sup>修理工事報告書（平成4年（1992））』によると、旧村山邸の詳細な建築年数は不明であるが、建物の土台がなく礎石建ち、一間引違内雨戸、土間・広間境に建具を入れず開放とする建築構造や、吉田松陰が訪れた時の文献から、嘉永7年（1854）以前に建てられたとしている。修理については、昭和16年（1941）、昭和51年（1976）には浸水被害修復、平成4年（1992）、平成26年（2014）に茅葺<sup>かやぶき</sup>屋根の葺き替えを行っている。

建築物は、一部2階建て、東入母屋造、西寄棟造、茅葺（一部棧瓦葺）



吉田松陰の立寄り場所



吉田松陰寓寄<sup>ぐう きしよ</sup>処<sup>ところ</sup>（旧村山邸）



吉田松陰と村山氏が出会った共同湯

<sup>よせむねづくり</sup> 西寄棟造、茅葺（一部<sup>さんがわらぶき</sup>棧瓦葺）

である。

## ②温泉旅館

蓮台寺温泉には和風旅館が点在している。石橋旅館は、明治終わりから大正の初めにかけて建てられたもので、<sup>からはふ</sup>唐破風御殿造の玄関、特注の屋根瓦には石橋の名が刻まれた重厚な造りが特徴の旅館である。



昭和初期の石橋旅館



石橋旅館

## ③蓮台寺のまちなみ

湯権現の社のある湯の華小径は、明治・大正時代より主要道路として利用され、趣ある石積みに昔ながらの家が建つ風景が見られる。沿道には、吉田松陰が訪れた村山邸や、蓮台寺のお湯に触れることができる手湯が設置されている。



大正期の湯の華小径



湯の華小径

## (5) 活動

### ①湯権現例祭

湯を授けた湯権現様に感謝するため、二つの社（上・下の湯権現様）を建てて祭ったのが始まりで、毎年1月11日に祭りが行われている。現在は、上の湯権現では天神神社宮司が、下の湯権現では広台寺住職がそれぞれの社前で地域の人と一緒に湯の神様に感謝を捧げる。広報しもだには、昭和39年（1964）には湯権現例祭が行われていた記事があるが、地元住民によると、昭和初期には行われていたといわれている。

はじめに下の湯権現で祭事が行われる。蓮台寺温泉のお座敷小唄等が流れるなか、住民が湯権現に集まる。先人の御努力に感謝し、蓮台寺温泉の発展を祈願して、住職の読経のなか住民が手を合わせる。続いて吉田松陰寓寄処がある湯の華小径を参加者みんなで歩き、上の湯権現へ行き、宮司の御祈<sup>きとう</sup>禱で住民が手を合わせ、お神酒が振る舞<sup>みき</sup>われる。



下の湯権現（例祭）



上の湯権現（例祭）



祭典巡行路図

## ②天神神社秋季例祭

蓮台寺では、10月第2土曜日と日曜日に天神神社の秋季例祭を行う。秋季例祭は、自然の恩恵に感謝し、豊年満作並びに、蓮台寺地区・蓮台寺温泉の振興を願い、地区の人々が神輿を担いで地区内を巡行する祭りである。

『20世紀の蓮台寺』には、昭和20年(1945)の祭礼の様子が掲載されている。また、昭和40年(1965)10月13日の伊豆新聞には、秋季例祭の開催記事が掲載されている。



天神神社秋季例祭の子供神輿  
(昭和20年(1945))

神輿は、男性、女性、子供が担ぐ3種類がある。男性や子供が担ぐ神輿は古くからあったが、この祭りの特徴である「蓮台寺女神輿」は、昭和57年(1982)に始まっている。

祭りが近くなると神社階段には提灯、地区内の家には紙で作られた色とりどりの花が飾られる。土曜日は昼ルートであり、12時に神輿が宮出をして半日かけて地区内の寓寄処前や温泉旅館前を巡行する。日曜日は、夜ルートで、18時に神輿が神社を出発して地区を回る。当日21時頃になると、神輿の宮入に備えて、天神神社の周辺には多くの住民が集まる。急な天神神社の階段を一気に神輿が駆け上がる様子は、この祭りの一番の見どころである。



巡行



宮入

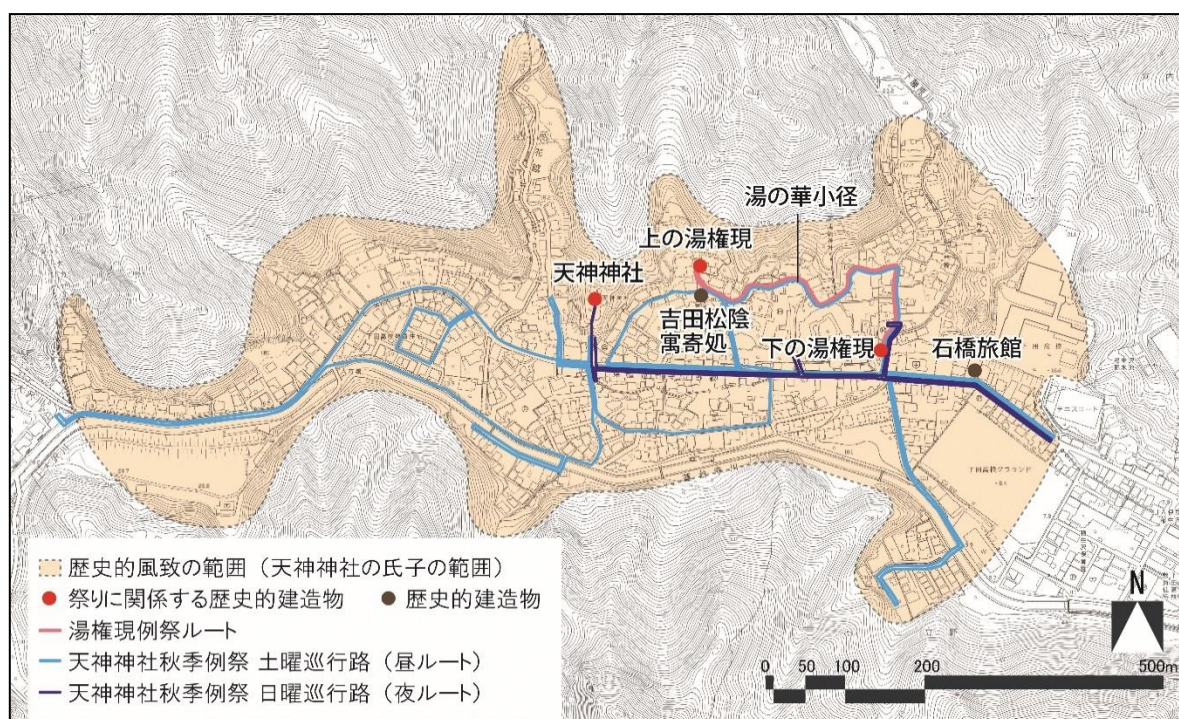


祭典巡行路図

### (6) まとめ

蓮台寺地区は、温泉とともにある地区である。地区の人々は、この温泉に感謝し誇りに思っている。湯権現例祭は、この蓮台寺源泉を授けてくれた湯権現に感謝するお祭りである。地区内の温泉旅館は減少しているものの、地区住民は、天神神社例大祭をはじめ、地区の団結力によりこの蓮台寺温泉を盛り立てる様々な活動を行っている。

また、温泉とともにつくられてきた蓮台寺温泉は、湯の華小径を中心に、吉田松陰が訪れた村山邸、石積み擁壁に建てられた民家など懐かしい景観が残っている、後世に残していきたい歴史的風致である。



蓮台寺温泉にみる歴史的風致の範囲

**<コラム6 枝垂れ桃の植栽>**

蓮台寺の所々で枝垂れ桃を見ることができ。この枝垂れ桃は、蓮台寺に住むある男性が、花好きな奥さんのために、今から 35 年前にもらった枝垂れ桃の種を庭先に蒔いたのがきっかけである。

芽が出て、花が咲き、実が成って、秋に実が落ち、現在の状態にまでなった。現在は、蓮台寺花の会が主体となって、地域の人々が枝垂れ桃のお世話をしている。

枝垂れ桃の里は、口コミで広がり、開花時期には地域による枝垂れ桃の里祭りが開催され、天神神社敷地内にある国指定文化財大日如来坐像の公開と併せて賑わいをみせている。



蓮台寺の枝垂れ桃

## 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

#### (1) 歴史的建造物に関する課題

本市には、建築物を伴う3件の国史跡をはじめ、歴史ある建造物が数多く残っており、旧下田町内<sup>きゅうしも だまち</sup>では、なまこ壁建造物や伊豆石の蔵など、歴史を感じさせるまちなみを見ることができる。

こうした中で、特に歴史上又は学術上の価値の高いものについては、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、下田市文化財保護条例等に基づき、保存や活用のための必要な措置が講じられてきた。

しかし、保護の対象となっているのはこれらの指定文化財にすぎない。多くの歴史的建造物は、景観や観光の観点からその重要性が認識されつつも、積極的な保存と活用に至らず、空き家となって放置されているものも見られる。

また、歴史的建造物の中には、老朽化による破損などの問題から修理が必要なものがあるが、その経費は所有者や管理者の大きな負担となっている。歴史的建造物の修理は、部材の調達や技術面で多くの工程や時間を要することが多く、これらの施工に多額の費用を要することが修理を遅滞させる大きな要因となっている。今後このような状況が継続すると、個々の歴史的建造物の消滅のみならず、歴史的景観の魅力そのものが半減し、失われることが危惧される。

さらに、歴史的建造物を活用する場合には、蔵や住居を店舗に活用するという用途変更に伴う改修や、耐震補強などが必要となり多額の費用を要する。



なまこ壁の劣化



玉泉寺(国指定史跡)石垣の崩落



## (2) 歴史的建造物の周辺環境に関する課題

本市では、平成 21 年(2009)12 月の「下田市景観計画」の策定及び平成 22 年(2010)7 月「下田市景観まちづくり条例」の施行を機に、市内全域の良好な景観形成を図っている。特に下田市景観まちづくり条例によって「下田市まち遺産制度」を創設し、市内の良好な景観資源や資産を市民に周知を図り、保全継承に繋げている。

特に、旧下田町内では、平成 28 年(2016)に「旧町内まちづくり整備構想」を策定し、旧下田町内のなまこ壁建造物や伊豆石の蔵等の建造物と調和するまちなみづくりのために、建築物の高さの誘導案や電線電柱の削減方策等を位置づけている。

しかし、市域全体において、歴史的建造物の周辺に景観を損ねる建築物や工作物などが多く見られるとともに、歴史的なまちなみと調和しない舗装や街灯などの公共施設も見られる。架空電線や電柱についても、良好なまちなみ景観を損なうことや、神輿等の引き回しなど伝統的な祭りを行う際に支障を来すこともある。また、歴史的建造物の周辺においても増加傾向にある空き地や、自動車が街なかを無闇に往来する様子が、歴史的なまちなみを阻害している。

蓮台寺地区<sup>れんだいじ</sup>においては、温泉街としての歴史は古いものの、近年は温泉宿の廃業による文化的な建築物の喪失が進んでいる。また、建て替えによる近代様式の住宅の増加、空き地や駐車場の増加、金網フェンス等の無機質な建設資材の使用過多等の影響により、歴史ある温泉街としての風情あるまちなみが失われつつある。

また、稲梓地区<sup>いなずさ</sup>においては、農業従事者の減少等による耕作放棄地の増加や、畦畔、水路の維持管理水準の低下が進み、豊かな田園風景が滅失することが懸念されている。



なまこ壁建造物を遮る電柱・電線



風情ある石垣と金網フェンス

### (3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する課題

本市には長い歴史のなかで培われてきた、伝統的な祭礼や行事、産業、地域振興のための取組などが数多く残っているが、これらは地域の誇りや魅力として、今後も引き継ぐべき重要な資産である。

しかし、近年の人口減少時代にあって、後継者不足は顕在化しつつあり、氏子総代等の伝統的な祭礼や行事に係る市民等の負担は増し、このままでは消滅しかねない価値ある活動も存在する。伝統的な祭礼や行事に欠かせない神輿等の維持においても同様の危機が見られ、神輿等を維持修繕できる市民や、下田太鼓祭りの太鼓台、肉襦袢にくじゅばんの染物屋、提灯などの用具等を製作・修繕する職人の後継者不足も顕著である。

黒船祭等くろふねさいで見られる国際交流の活動も、本市の歴史と伝統を反映し、古くから継続している特徴的な活動であるものの、その活動期間は年間を通じ限られている。

また、稲杵で行われている山随院権現祭幡廻しさんずいいんごんげんさいはたまわの祭礼は、五穀豊穡を祈る意味が含まれ、農業従事者との関連性が深いものの、本地域の農業従事者の減少及び高齢化は深刻となっており、本祭礼の継続や後世への継承が危ぶまれている。

さらに、天草漁において、須崎・白浜すざきで採れる天草は、伊豆の中では高値で取引されているものの、天草を採る海女の高齢化、後継者不足等、取り巻く環境は厳しく、維持継承が危惧される状況にある。



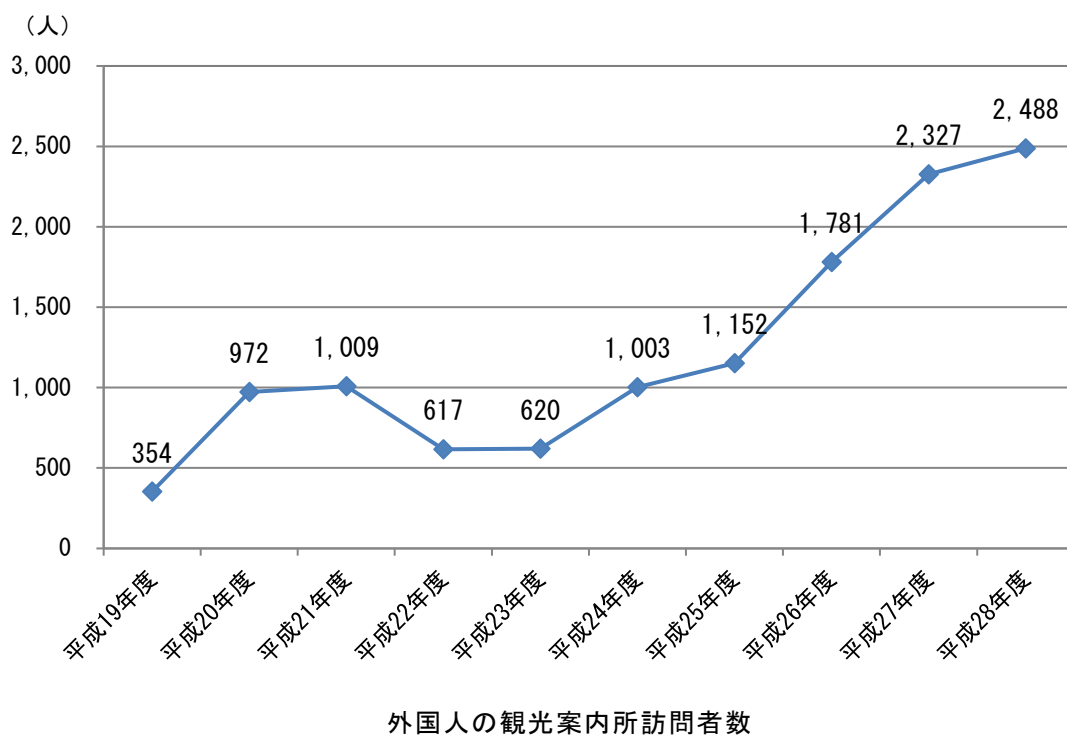
修繕が必要な用具（太鼓台の太鼓）

#### (4) 歴史的風致に関する情報発信や周遊性に関する課題

本市の歴史的風致は、固有の資源であるとともに、後世に確実に継承することで、維持され、まちづくりに活かされていく。この活動の主体となるべき市民への歴史や文化、伝統に関する情報は、これまで世代間で自然に伝達されてきたが、核家族化、少子高齢化により、情報を得ることができない状況である。また、近年は、本市の歴史的資源をターゲットとした観光客の増加に加え、外国人観光客も増加傾向にあるものの、観光客への歴史的風致に関する情報発信は不足している。

本市には、<sup>りょうせんじ</sup>了仙寺や<sup>ぎょくせんじ</sup>玉泉寺、多数のなまこ壁住宅や伊豆石の蔵等の歴史的資源、あるいは下田公園などの歴史にゆかりのある公共施設等が点在しており、これらの情報を発信する案内看板が市内各所に設置されている。しかし、個々の意匠に統一感がなく、老朽化しているものも見られ、本市の良好な景観に調和しないものがある。また、表示には外国語併記がなく、増加傾向にある外国人観光客の案内誘導が的確にできない案内板もある。

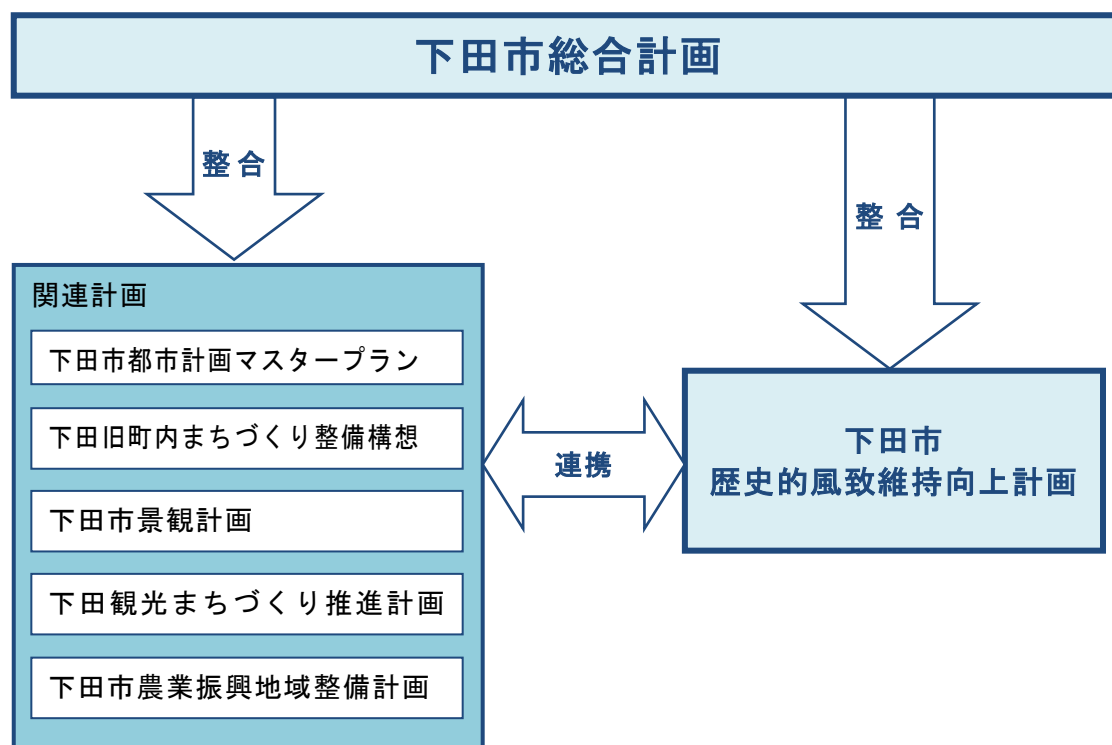
また、旧下田町内等においては、休憩施設が少ないために、市民や観光客の安全で快適な周遊に支障を来している。



## 2 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性

下田市歴史的風致維持向上計画は、上位計画である「下田市総合計画」に即し、「下田市都市計画マスタープラン」や「下田市景観計画」、「下田市観光まちづくり推進計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、当市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定計画として、本市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。



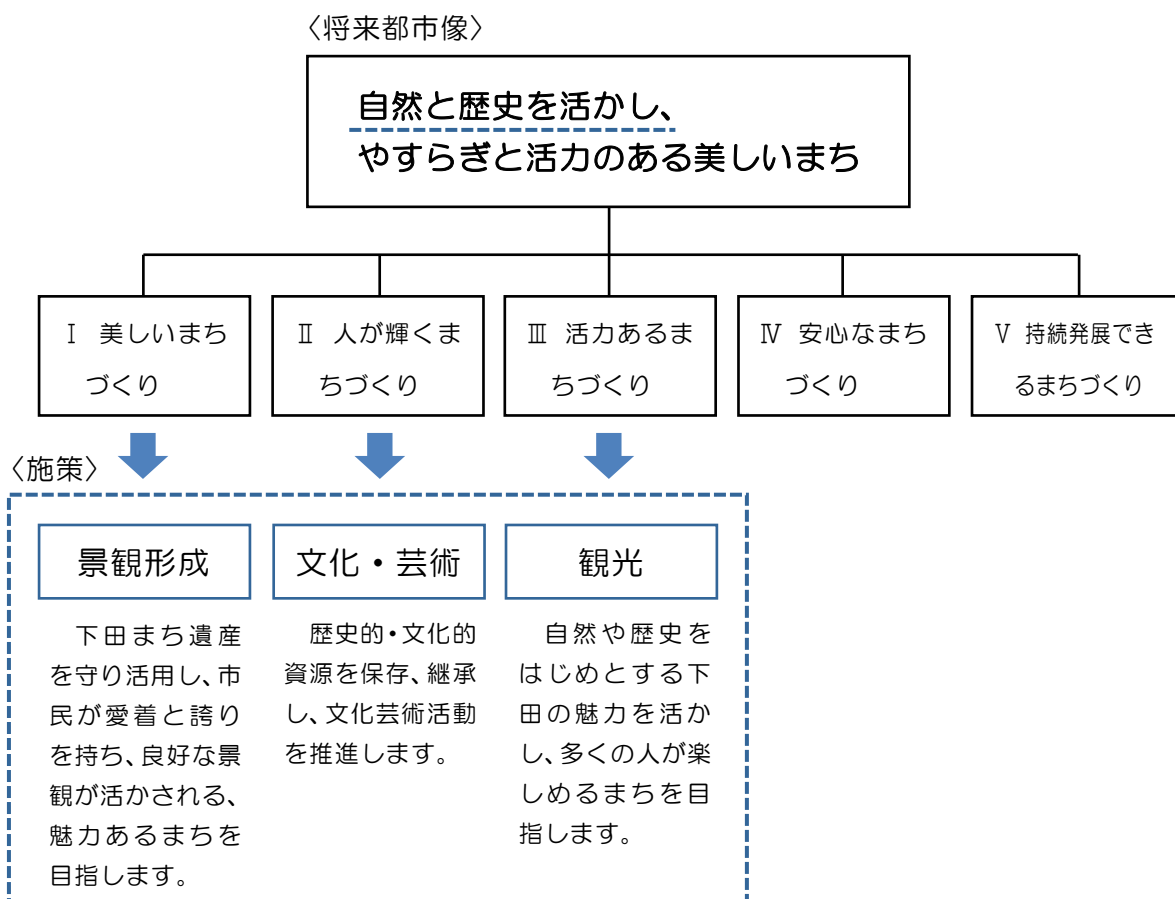
関連計画との相関

(1) 第4次下田市総合計画（2011～2020）

本市では、将来の都市像を「自然と歴史を生かし、やすらぎと活力のある美しいまち」として、平成23年（2011）4月に第4次下田市総合計画を策定し、平成28年（2016）3月に基本計画の見直しを行った。

この将来像の理念として、「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、市民一人ひとりが誇りを持って暮らすことのできるまちづくり」が掲げられている。

基本計画は、5つの基本方針からなり、基本計画の「景観形成」では、下田まち遺産を守り活用し、市民が愛着と誇りを持ち、良好な景観が活かされる、魅力あるまちを目指すこと、「文化・芸術」では、歴史的・文化的資源を保存、継承し、文化芸術活動を推進していくこと、「観光」で、自然や歴史を始めとする下田の魅力を活かし、多くの人を楽しめるまちを目指すことを定めている。



第4次下田市総合計画における関連施策

## (2) 下田市都市計画マスタープラン (2016~2030)

第4次下田市総合計画のまちづくりの基本理念に即し、下田市都市計画マスタープランでは「市民一人ひとりが誇りを持てる都市づくり」を基本的な考え方として、都市づくりのテーマを「下田の歴史、自然、文化に親しみ、住んでいなくなる、また来たくなる都市をつくる」と設定し、4つの基本方針を定めている。

基本方針の一つである「市民が誇れる、交流人口が増えるまち」では「壮大な歴史・文化が感じられるまちづくり」に取り組むことを定めている。

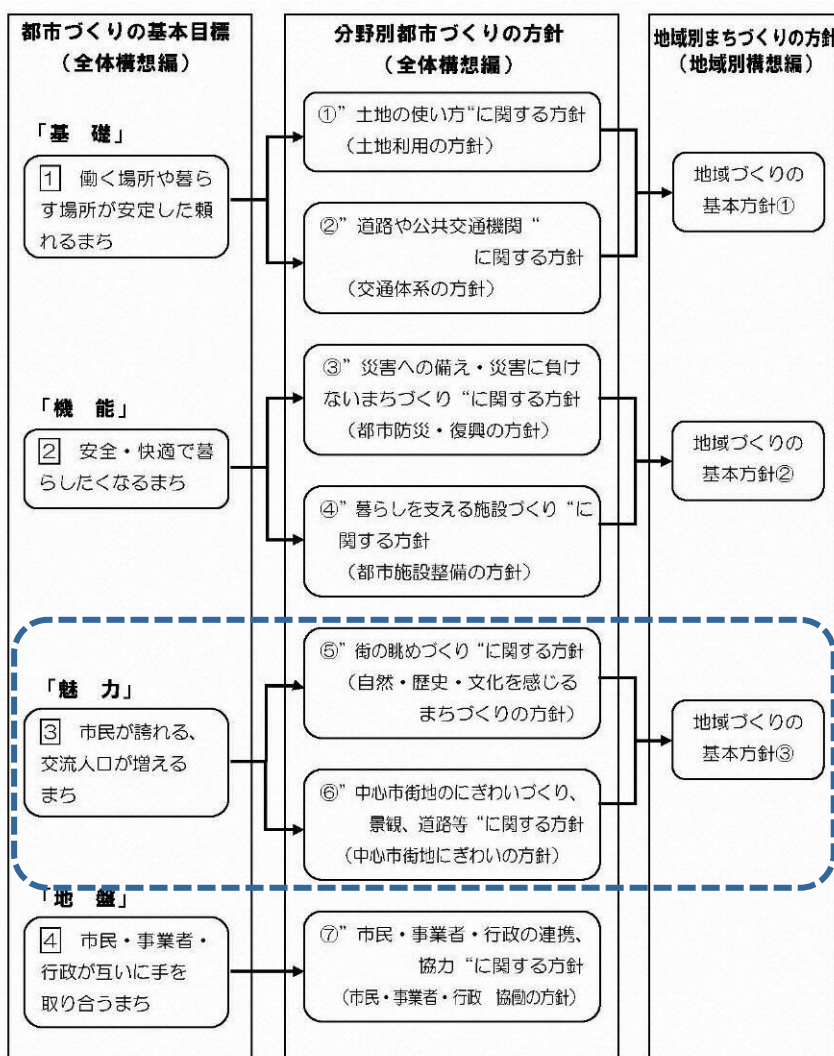
分野別都市づくりの方針では「“街の眺めづくりに関する方針”（自然・歴史・文化を感じるまちづくりの方針）」と「“中心市街地にぎわいづくり、景観、道路等”に関する方針（中心市街地にぎわいの方針）」を設定している。

また、地域別構想においても、地域づくりの基本方針として「自然、歴史文化、賑わい」をテーマに各地域で個々に設定している。

**3** 市民が誇れる、交流人口が増えるまち
「魅力」

国際的な都市間競争に勝ち抜くためにも、各地域の特色ある環境や、身近にある大自然、壮大な歴史・文化が感じられるまちづくりに取り組み、若者から高齢者まで、誰もが誇れる、世界中から来訪者が訪れるまちを創出する。

都市づくりの基本目標（抜粋）



分野別都市づくりの方針（抜粋）

### (3) 下田市旧町内まちづくり整備構想（2016年～）

下田市都市計画マスタープランに基づき、将来都市像を具体化するため、下田市旧町内まちづくり整備構想が平成28年（2016）に策定された。本計画は3つの基本方針を設定しており、基本方針3では、「歴史・文化を感じ、楽しんで歩けるまち並みづくり」を進めていくことを定めており、歴史的建造物の保全や、これらと調和するまちなみづくり、観光客が歴史・文化を感じ、楽しみながら歩き、休めるまちなみづくりに取り組むことを位置づけている。

具体的な施策としては、段階的に景観計画に基づく景観重点地区の指定を進めていくことや、下田市景観計画で定められた景観誘導ゾーン全域を対象とした建築物の高さ規制、電線電柱の削減のほか、案内サイン・外灯（防犯灯）の意匠の統一化、ポケットパークの設置などを進めていくこととしている。

#### 〈基本方針〉

方針1 地震や津波、風水害に負けない地域づくり

方針2 住民や観光客が安全に地区内を歩くことができる空間づくり

方針3 歴史・文化を感じ、楽しんで歩けるまち並みづくり

#### 〈具体的な施策の考え方〉

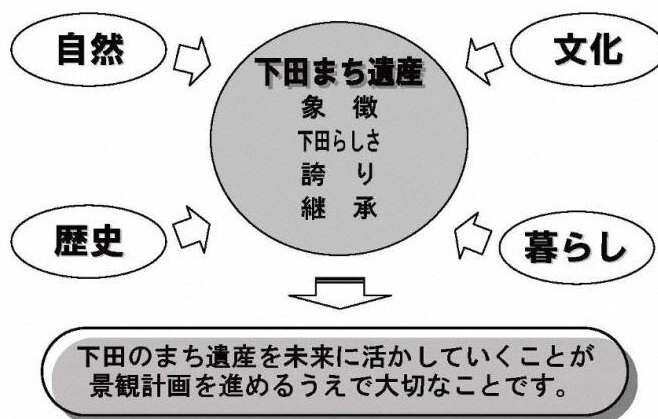
- ①段階的に景観重点地区の指定
- ②建築物の高さの誘導
- ③電線電柱の削減
- ④案内サイン・外灯（防犯灯）の意匠の統一化
- ⑤ポケットパークの設置

下田市旧町内まちづくり整備構想の基本方針と関連施策

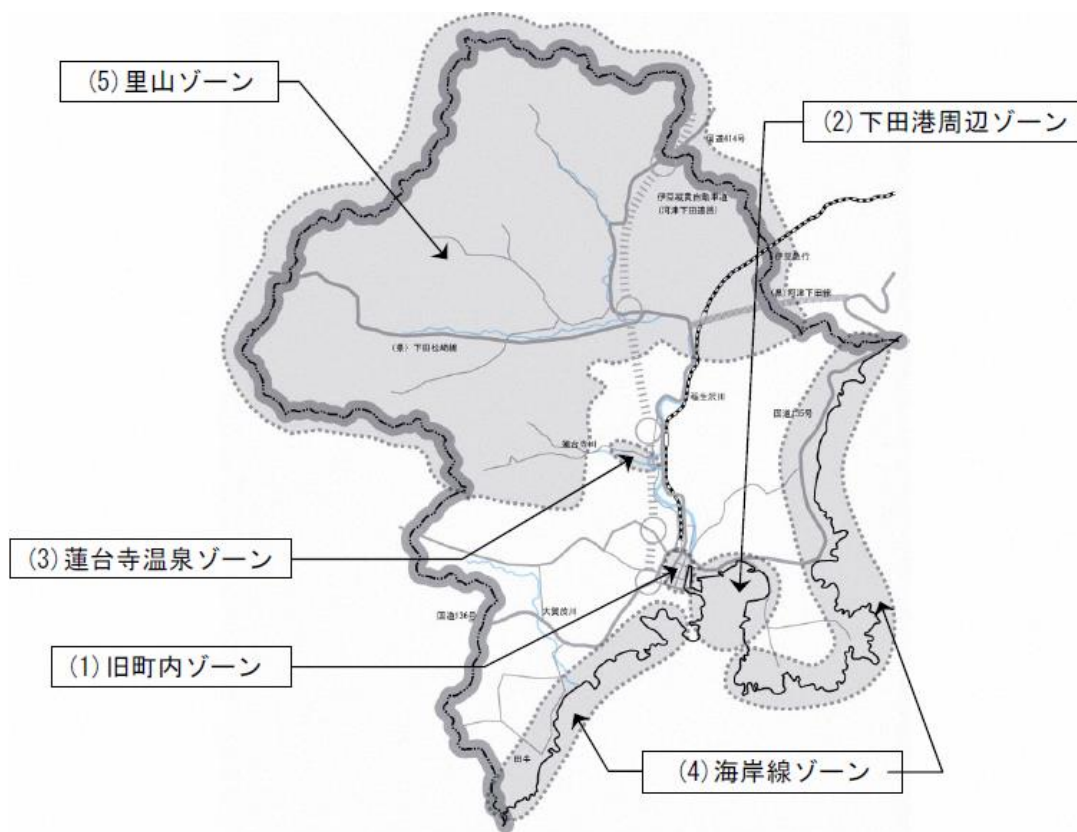
#### (4) 下田市景観計画 (2009～)

本市には、「自然・歴史・文化・人の暮らし」に関連する貴重な資源が数多くあることから、平成21年(2009)に策定した「下田市景観計画」では、これらの資源の中で、「下田の象徴」、「下田らしさ」、「下田の人々の誇り」、「次代への継承」に値するものを“下田まち遺産”と定義している。また、基本理念に「下田まち遺産を未来へ」を掲げ、今ある“まち遺産”を絶やすことなく、新たな“まち遺産”を創り出し、未来に活かすことを目標としている。

景観計画では、市域全域を景観計画の対象とし、下田まち遺産が多く、下田の特徴を醸し出している地域を景観誘導ゾーンとして市域に5つのゾーンを設定し、地域特性に合わせた景観形成を推進している。



景観形成を進めるために大切なこと (抜粋)



景観誘導ゾーン位置図



### (5) 下田市観光まちづくり推進計画（2013～2020）

第4次下田市総合計画のまちづくりの基本理念を踏まえ、将来都市像を具体化するため、下田市観光まちづくり推進計画を平成25年（2013）に策定し、「暮らす人も、訪れる人も快適なまち『快国』下田」を目標に、市民の日々の営みが価値ある交流を産み、新しい次元でこのまちの豊かさを実感できる観光まちづくりを推進している。

本計画は、3つの基本方針を設定しており、方針1のなかで、「地域の特色を活かした魅力ある観光まちづくり」を進めていくことを定めており、豊かな自然や美しい景観、歴史的資源などを活かしたまちづくりに取り組むことを位置付けている。

また、この基本方針に沿ったアクションプランでは、なまこ壁や伊豆石造りのまちなみ景観や下田まち遺産の保全・活用のほか、開港の歴史を活かした開国のまちづくりの推進のほか、ボランティアガイドの育成、下田太鼓祭りや芸妓文化などの下田独自の伝統文化の継承と魅力発信など、歴史と文化を活かした観光を展開していくこととしている。

#### 〈基本方針〉

方針1 下田らしい観光まちづくりを推進します

方針2 すべての市民が連携して観光まちづくりを進めます

方針3 まちのブランド化を進め、情報発信機能を強化します。



#### 〈アクションプラン〉

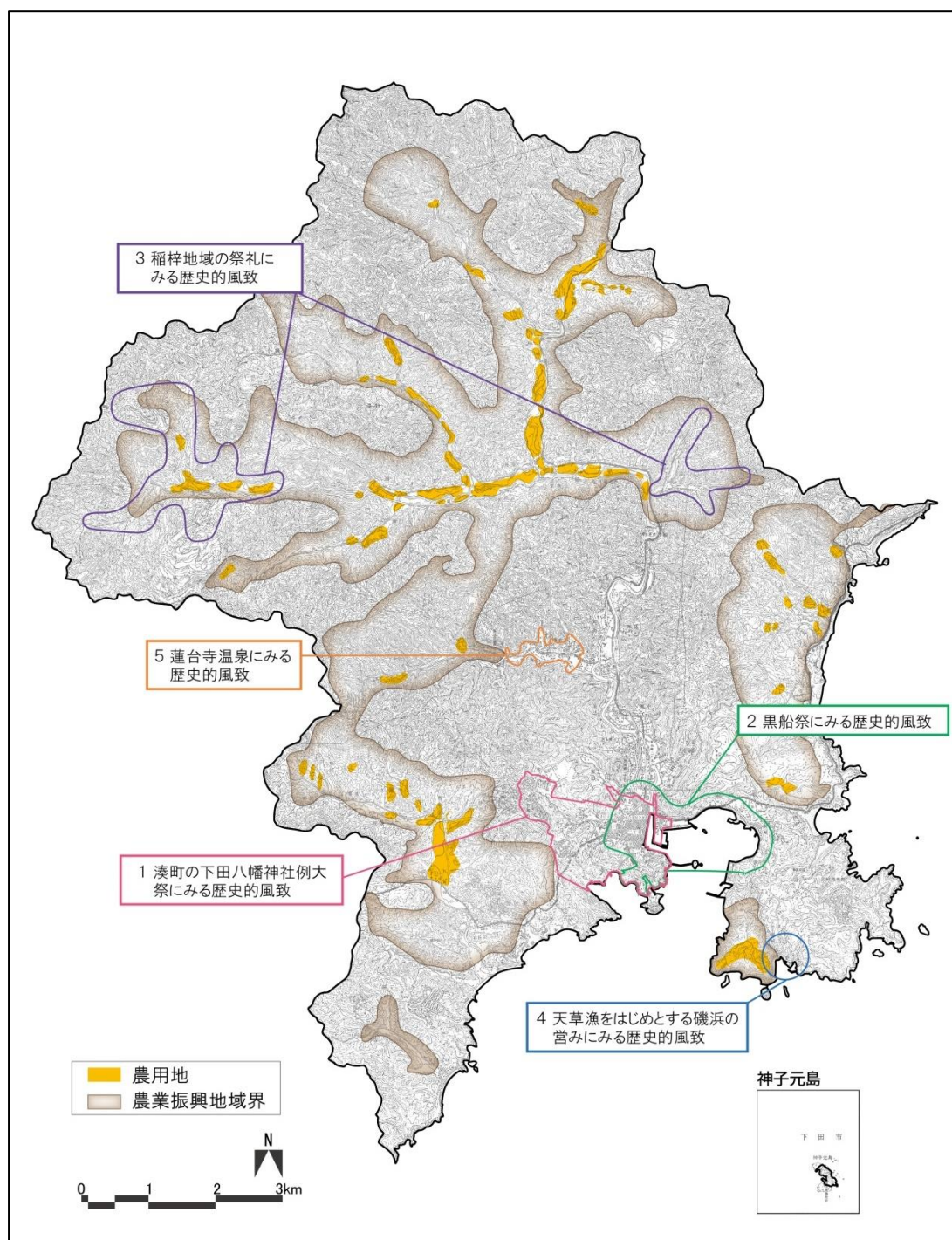
1-（1）地域の特色を生かした魅力ある観光まちづくりを進めます

- 豊かな自然を活かす
- 美しい景観を活かす
- 歴史文化的資源を活かす
- 豊富な食材を活かす
- 着地型・周遊観光を実践する

下田市観光まちづくり推進計画の基本方針とアクションプランにおける関連項目

(6) 下田市農業振興地域整備計画（2016）

本市の歴史的風致の範囲には、水田や畑地といった農業振興地域整備計画の対象となっている農用地が含まれており、豊かな田園風景の維持といった面からも、耕作放棄地の解消や未然の発生防止、生活環境施設の整備等で連携を図っていくこととする。



農用地区域図

### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

下田市の維持向上すべき歴史的風致及びその課題などを踏まえ、方針を以下のとおり定める。

#### (1) 歴史的建造物に関する方針

歴史的建造物のうち、国、県、市の指定文化財に指定され、登録有形文化財に登録されているものは、引き続き文化財保護法などにに基づき適切に維持管理を図る。

指定文化財以外の建造物については、建築様式や建築時期などの実態調査を行い、歴史的建造物保存の重要性を評価し、所有者、管理者、市民及び建築技術者が認識する。そして、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物に随時指定することにより保全・活用を図るとともに、指定文化財及び下田市景観計画に基づく景観重要建造物、あるいは下田市景観まちづくり条例に基づく下田市まち遺産制度の登録まち遺産にして適切な保存と活用を図る。

歴史的建造物の維持管理や活用が所有者や管理者だけの課題とならないよう、所有者や管理者と行政の協働により、建造物の維持管理や活用の方策について検討、建造物ごとの維持管理活用計画を策定していく。

また、所有の官民を問わず、歴史的建造物が適切に保存され、安心して利活用するための施設に改修・改築できるよう、重要文化財や下田市景観まちづくり条例に基づく助成制度などの既存の支援制度の活用、ふるさと納税を活用した資金調達など、所有者や管理者の負担軽減に努める。

#### (2) 歴史的建造物の周辺環境に関する方針

市全域において、引き続き景観計画などにより、建築物や屋外広告物などの規制誘導を進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、歴史的建造物周辺の建造物などの外観修景や除却を実施し、歴史的建造物と一体となった歴史的なまちなみの保全形成を図る。

旧下田町内きゅうしもだまちや玉泉寺ぎょくせんじの周辺においては、良好な市街地を実現するために、舗装の美装化、街灯の修景、無電柱化などを実施し、歴史的なまちなみに調和した公共空間の整備を図る。また、市街地周辺に駐車場を整備することにより、歴史的なまちなみへの自動車流入を減少させて市街地環境の向上を図る。

蓮台寺地区においては、道路の美装化、街灯の修景、公園整備などを実施し、温泉場と調和した公共空間の整備を図る。

稲梓地区においては、耕作放棄地の解消や発生予防に関する取組、里山の保全活用等の取組を進めており、優良な農地と豊かな田園風景を次世代に継承していく事業を今後も継続していく。

### (3) 歴史や伝統を反映した活動に関する方針

祭りなどの伝統芸能を後世に継承するため、市民や活動に関わる地域住民が、活動を維持することの重要性を学ぶ必要がある。また、神輿等の適切な維持管理や後継者の指導養成研修などの地域の活動団体への支援等を進めるとともに、マスメディアを活用した祭事のPR活動の積極的な推進、講演会やイベント等の開催により、人材確保と財源の確保に繋げていく。

現在まで継承されている国際交流の活動は、開港の歴史と開港によってもたらされた史跡を生み出すきっかけとなった貴重な歴史的風致であることから、今後も継承に努めるとともに、この活動が周年を通して展開され、さらに多様な世代が関わる活動になるよう拡充する。

稲梓祭礼については、農林業などの一次産業との関連性が深く、確実な保全継承のためには農業従事者の確保が必要であり、現在も進められている各種事業による農林業の担い手育成方策等を今後も継続して続けていく。

天草漁は、本市の貴重な伝統産業であり、天草漁に係る活動の風景は今後も維持向上を図るべきであることから、市民が下田産の天草と漁法について学ぶ機会の充実を図り、ブランド向上方策を展開し、天草漁従事者の育成に努める。

### (4) 歴史的風致に係る情報発信や周遊性に関する方針

市民に対して、歴史まちづくりや歴史的風致の認識を高めるための取組として、市民を対象とした歴史的風致に関する学習会の開催や、情報誌や情報媒体を通じて歴史的風致の魅力をわかりやすく伝えていく。

旧下田町中心部においては、周遊を高め、観光客に対して本市の魅力を発信するために、歴史的建造物付近や交通結節点等での説明板や誘導サイン、案内サイン等の設置を進めるとともに、観光マップ等の作成を行い、観光振興に繋げる。また、効果的に情報を発信するため、最寄りの伊豆急行線駅や道の駅等の人が集まる場所において情報発信を行う。サイン等については、外国人が認識できるよう外国語表記を進めるとともに、歴史的風致を醸し出す景観に配慮しつつ、周遊路としての一体感を生み出すため、デザイン方針

について関連機関とともに協議を進める。

また、休憩施設整備などを実施し、歴史的なまちなみと調和した公共空間の整備を図る。

歴史的建造物については、来訪者に向けた文化財の展示や情報発信、建造物の一般公開など、積極的な活用を図るとともに、観光ガイドボランティアをはじめとする各種団体との協働によるイベント等の開催など、歴史文化遺産の保全・活用に係るまちづくり団体と連携した情報発信を行うことにより、市内外の人々に歴史的風致の認識を積極的に高めていく。

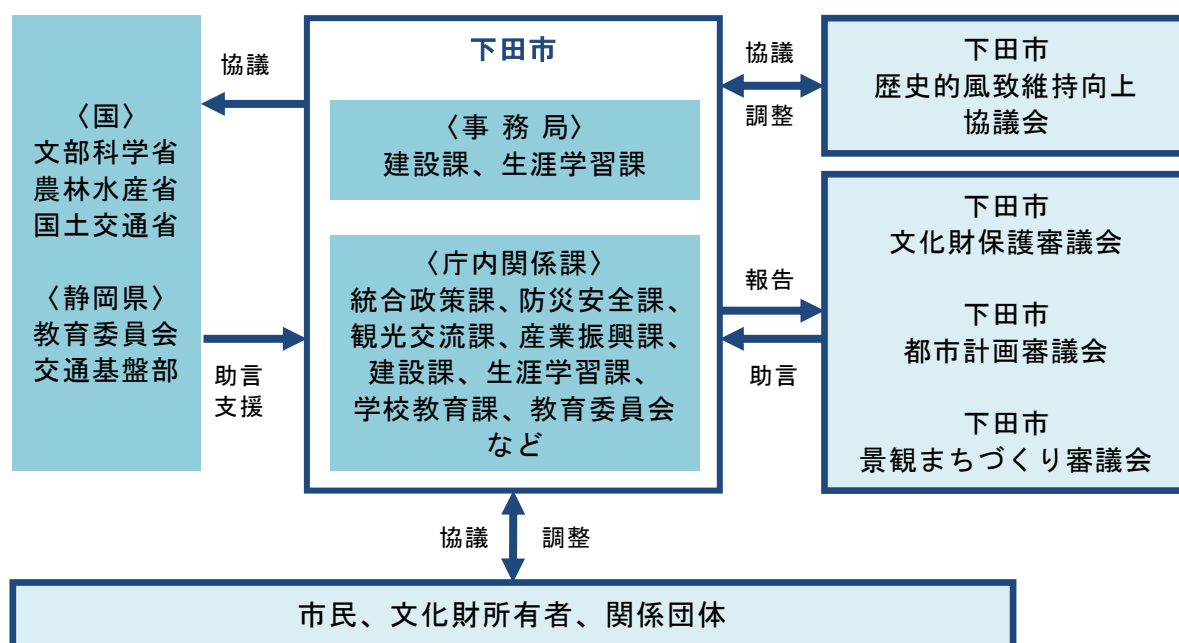
## 4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、さまざまな分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。

このようなことから、本計画の推進体制は、本計画策定に主体的に関わる建設課と生涯学習課を中心とし、各事業担当課との連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な進行を図る。

また、国や静岡県と協議し、助言や支援を得るとともに、下田市歴史的風致維持向上協議会（計画認定後に名称変更予定）と協議し、計画の円滑な実施や計画変更を推進していく。

さらに、文化財所有者や関係団体と協議や調整を図りつつ、下田市文化財保護審議会などへ報告し、助言を得ていく。



下田市歴史的風致維持向上計画の実施体制

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1 重点区域設定の考え方

本市には、豊かな自然や長い歴史によって育まれた地域固有の歴史的風致が数多く形成されている。特に下田港周辺一帯は、古来より東西海上交通の要所として、江戸時代には風待ち港や物資の補給基地に利用された。海の関所である御番所が設置された時代は、「出船入船 三千艘」と称される繁栄を迎え、その御番所の設置をきっかけに旧下田町のまちなみが整備され、津波の被害に遭いながらも現在のような伊豆石やなまこ壁が使われた歴史的建造物が多く残されている。

旧下田町には下田八幡神社があり、今村伝四郎正長により、下田町人の高揚と町の活性化を目的に始まった下田八幡神社例大祭は、太鼓台が地区内を巡幸し、要所で特徴的な太鼓橋も見られることから「下田太鼓祭り」と呼ばれ、多くの市民から愛されるとともに、地域の絆を深めている。

また、下田港周辺には了仙寺や玉泉寺など、幕末の日本開国の舞台となった歴史上重要な史跡が残されており、米海軍等とともに、市民の多くが参加する黒船祭によって、国際交流の息吹が現在まで脈々と受け継がれている。

山間部の稲梓地域では地域信仰が継承されており、加増野にある報本寺の山随院権現祭幡廻しや、落合にある高根白山神社の鬼射は、市指定無形民俗文化財に指定されるなど、独特の祭事を代々継承してきている。

海岸部の浜崎では、古くから天草漁の漁法、天草を乾燥させる技法や風景が、天草の独特な香りとともに、地域の産業として引き継がれており、津島神社の例大祭における海の恵みに感謝する祭礼が引き継がれている。

温泉地である蓮台寺地区では、蓮台寺源泉を授けてくれた湯権現様に感謝する祭り「湯権現例祭」や蓮台寺温泉の発展を祈願する「天神神社秋季例祭」が行われており、これらの祭礼が地区住民の郷土愛の醸成と強いコミュニティの形成に繋がり、蓮台寺温泉を盛り立てる様々な地区活動へと発展している。

このように、建造物と活動と市街地環境が一体をなす歴史的風致は、市内に広くみられるものの、人口減少や少子高齢化の進展によって、祭礼や維持管理活動の担い手不足、活動を支える組織の弱体化等が引き起こされ、歴史や伝統に支障をきたす恐れがあり、多様な施策の推進により、保存継承や観光客の増加に繋げていくことが求められる。

このような状況を踏まえ、本市の歴史的風致の維持及び向上のための施策の効果が、より重点的かつ効率的に発揮されるよう、重点区域を設定する。

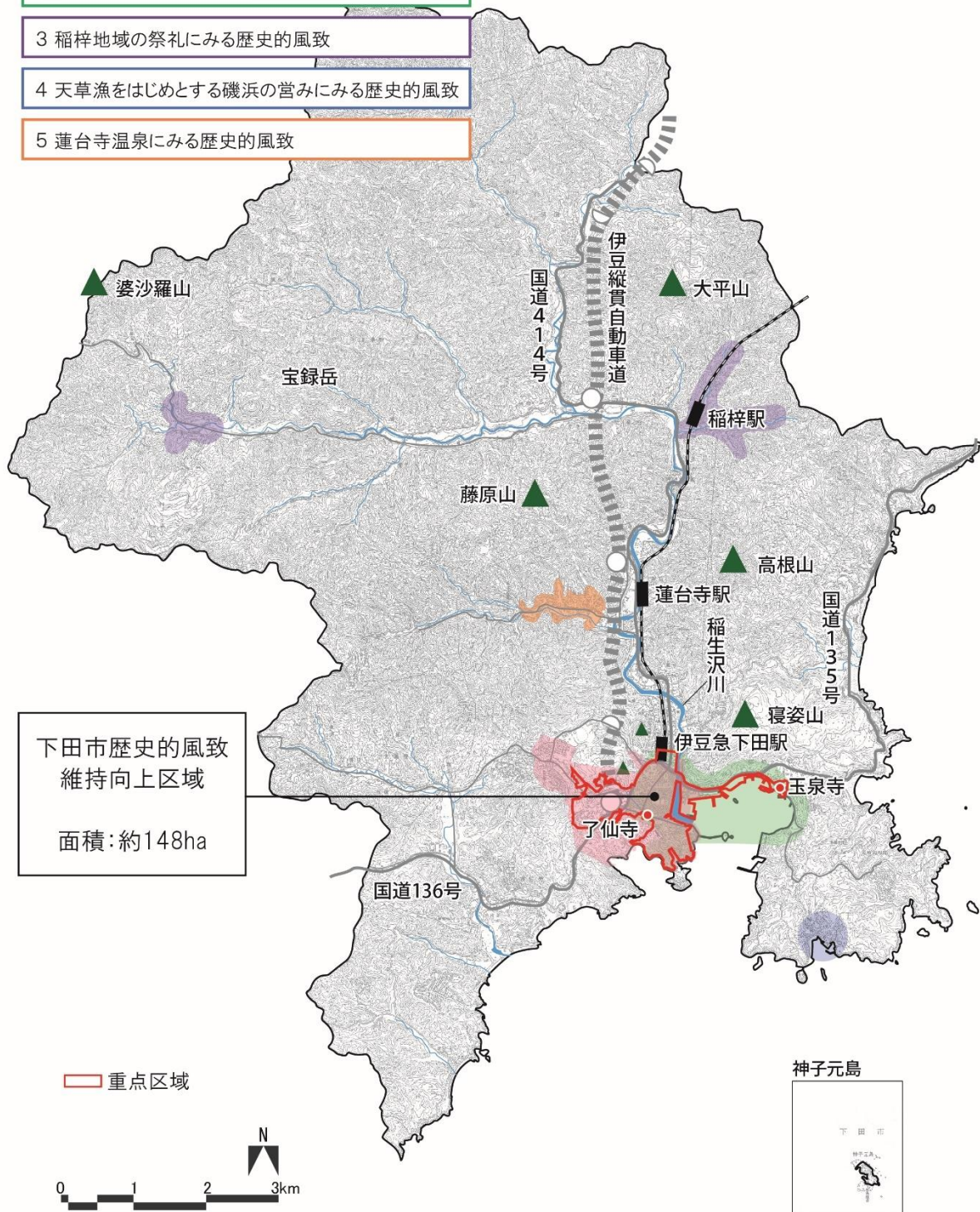
本計画における重点区域は、国指定文化財である了仙寺や玉泉寺を核として、そのほかの文化財や歴史上価値の高い建造物が集積し、かつ歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって下田市の風情を醸し出す良好な環境を形成している範囲とし、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に展開していくものとする。

名 称：下田市歴史的風致維持向上区域
面 積：約 148 ヘクタール



下田市の歴史的風致

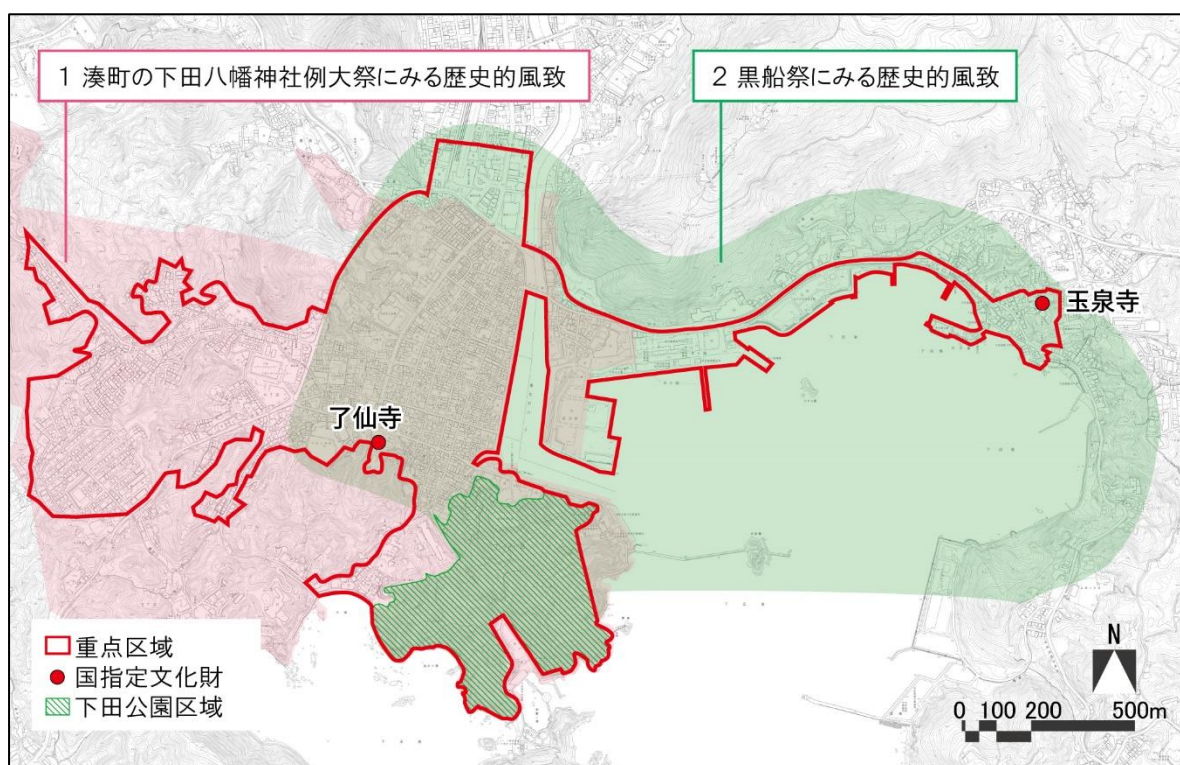
- 1 湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致
- 2 黒船祭にみる歴史的風致
- 3 稲梓地域の祭礼にみる歴史的風致
- 4 天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致
- 5 蓮台寺温泉にみる歴史的風致



下田市歴史的風致  
維持向上区域  
面積：約148ha

重点区域

重点区域と歴史的風致

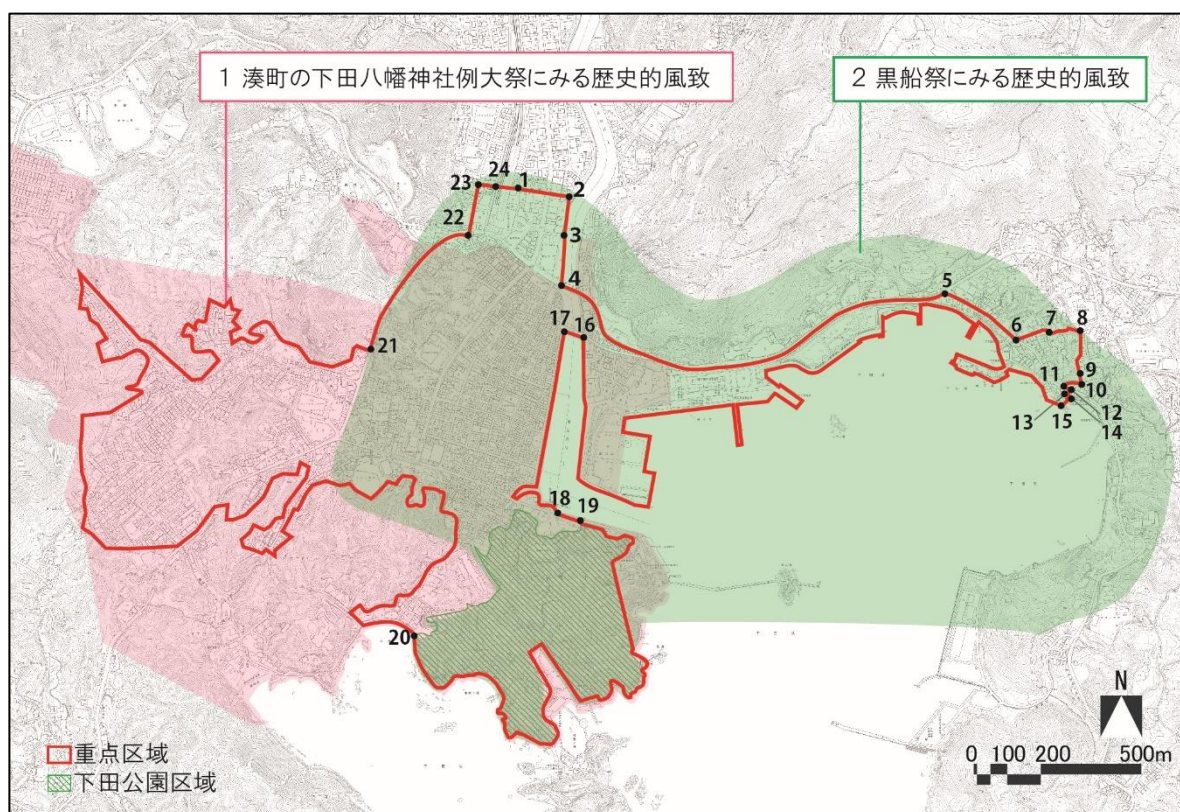


重点区域と歴史的風致



重点区域と文化財及び自然環境





重点区域（境界）

重点区域（境界）の位置

区間	区域（境界）の位置	区間	区域（境界）の位置
1-2	市道補助幹線街路2号の2線	13-14	下田港湾管理用道路
2-3	市道区画街路1号線	14-15	水際線
3-4	稲生沢川水際線	15-16	水際線
4-5	国道135号	16-17	市道連尺町武ガ浜通線
5-6	県道須崎柿崎線	17-18	水際線
6-7	市道浜条大坪線	18-19	県道下田港線
7-8	市道浜条田代線	19-20	都市計画公園下田公園
8-9	玉泉寺敷地界	20-21	用途地域界
9-10	玉泉寺敷地界	21-22	景観計画旧町内ゾーン区域界 (国道136号)
10-11	玉泉寺敷地界	22-23	市道土浜高馬線
11-12	県道須崎柿崎線	23-24	市道補助幹線街路2号の1線
12-13	市道腰越浜条線	24-1	市道補助幹線街路2号の2線終点と 市道補助幹線街路2号の1線起点を 結ぶ線

### 3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

本重点区域では、江戸時代から続く下田八幡神社例大祭、日米交流の歴史と文化を継承する黒船祭くろふねさいが開催されるとともに、それらと関連する歴史的建造物や史跡が残されている。

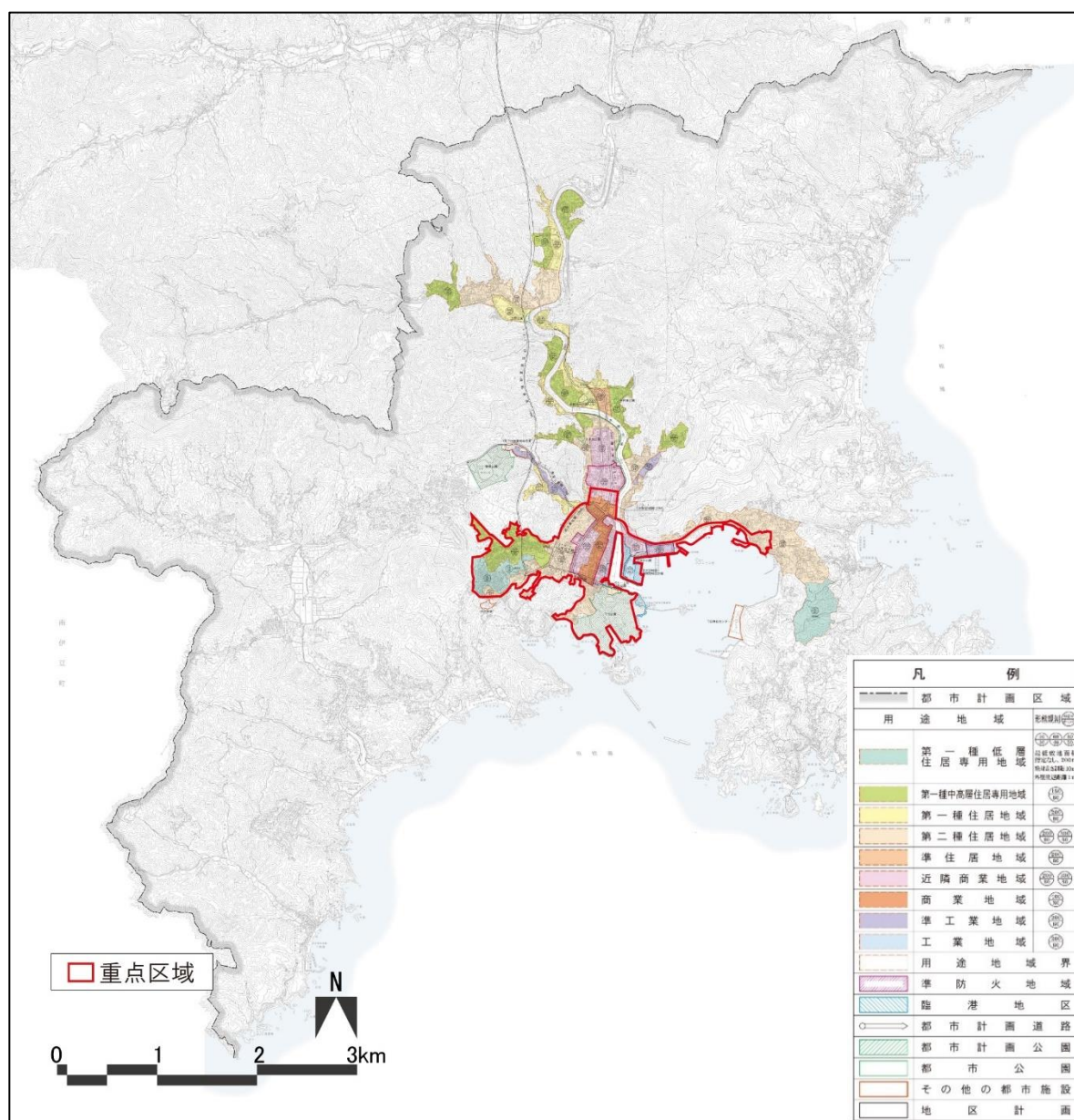
本市の重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上を重点的かつ一体的に推進することで、本市の貴重な歴史的建造物等を確実に後世に継承することが可能になるとともに、歴史、文化、伝統の価値を市内外に示し、観光等の魅力を増大させることができる。

また、歴史的風致の維持及び向上の取組により、市民の歴史、文化、伝統に対する理解を一層深めることができるとともに、市域全体に広がる歴史的風致を生かしたまちづくりの展開が期待できる。

## 4 良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1) 都市計画法との連携

本市の都市計画は、行政区域である 10,438ha のうち、北部の山間部を除く 4,444ha が「下田都市計画区域」に指定されており、区域区分は定めず、稲生沢川沿いを中心に 315.9ha が用途地域に指定されている。

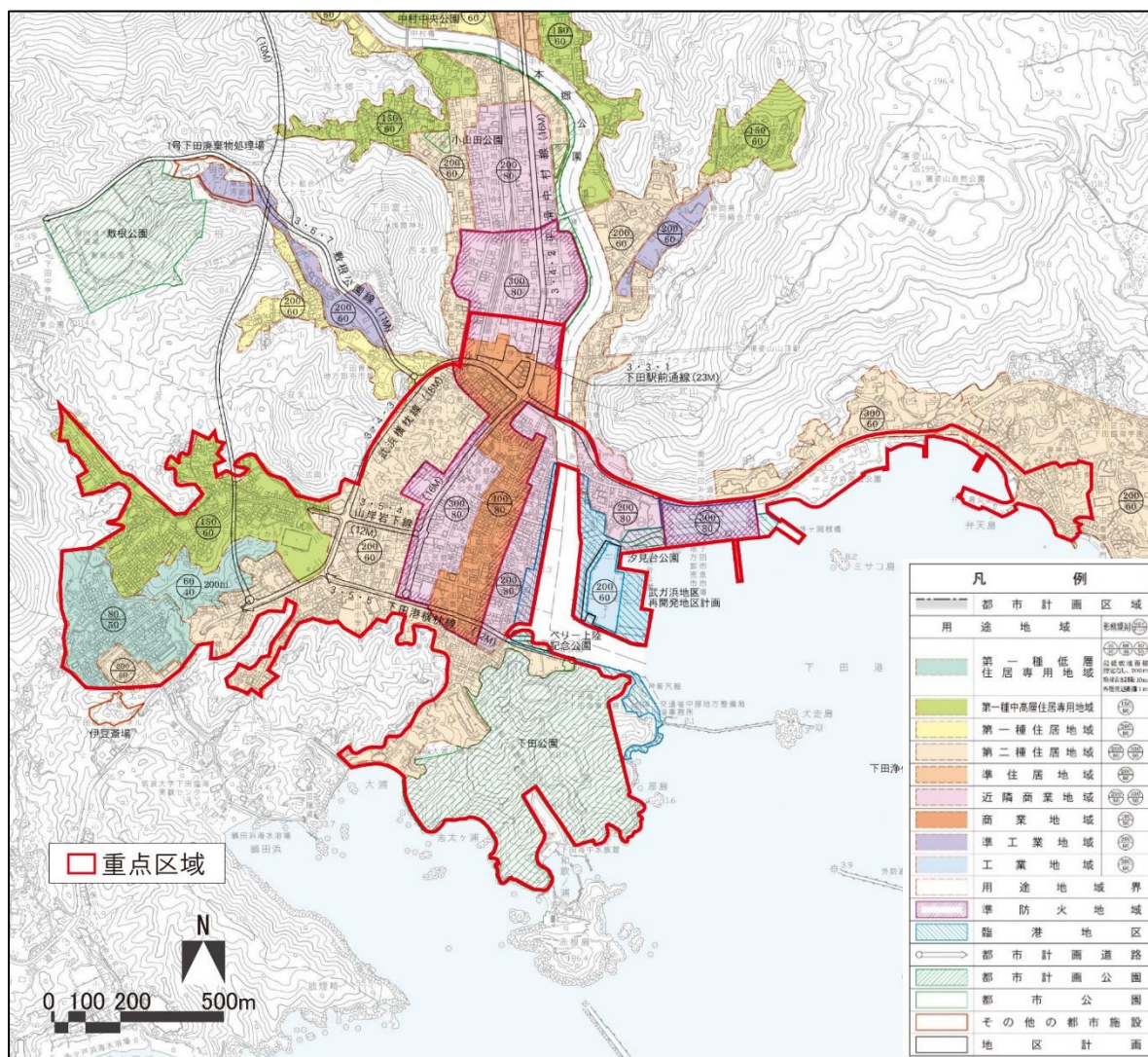


用途地域と重点区域

用途地域の内訳は、伊豆急下田駅や市庁舎付近を中心とし、旧下田町から西本郷一丁目付近、あるいは開国下田みなと道の駅付近までに商業地域、近隣商業地域の商業系用途地域が広がり、旧下田町や伊豆急下田駅付近に中心市街地が形成されている。商業系用途地域の周囲には住居系用途地域が広がり、特に中地区等に、低密度で落ち着きのある住宅市街地が形成されている。

また、旧下田町の南部に、下田公園が総合公園として配置されており、本市の都市施設として、維持管理を行っている。

本重点区域は、まどが浜海遊公園や柿崎弁天島などの一部を除き、<sup>かきさきべんてんじま</sup>ほぼ全てが用途地域内であり、このような現行の用途地域区分に基づき、適切な土地利用を誘導することにより、中心市街地としての都市機能の集積と良好な居住環境の形成との両立を図っている。

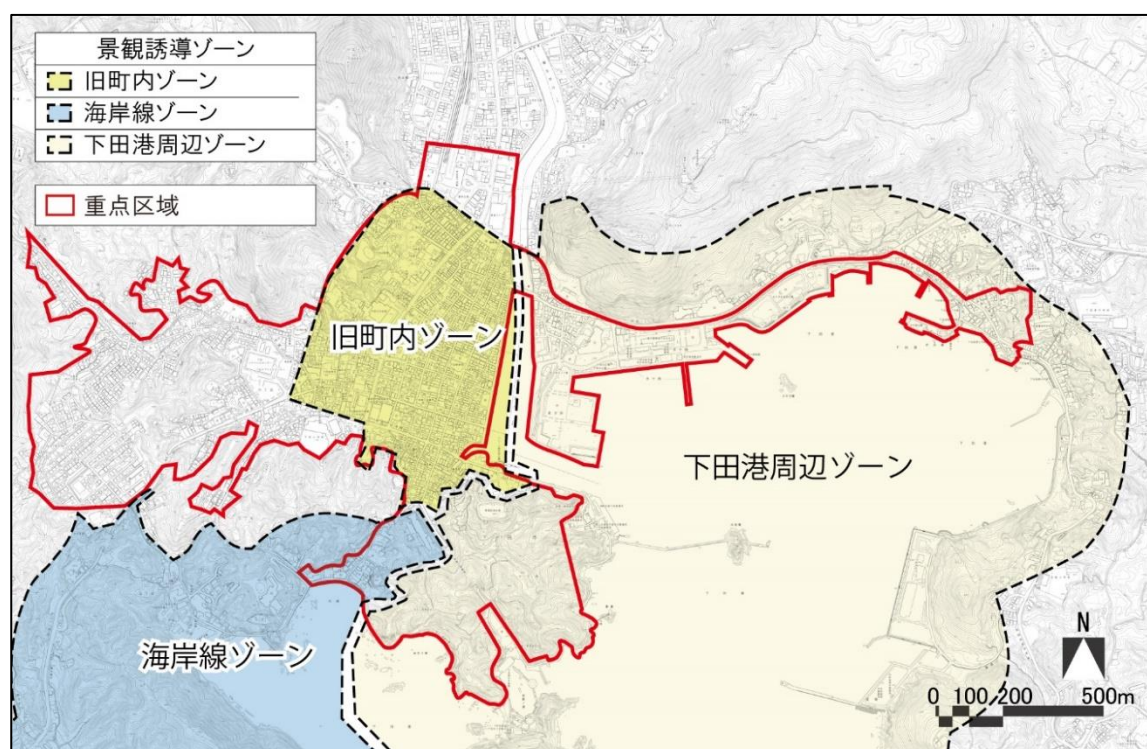


用途地域と重点区域（拡大）

## (2) 下田市景観計画等との連携

下田市景観計画では、景観誘導ゾーンごとに景観形成の方針、届出対象行為及び景観形成基準を定めている。

本重点区域は、旧町内ゾーンと下田港周辺ゾーン、一部に海岸線ゾーンが設定されている。今後は、景観形成施策と歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する事業推進の両輪で歴史的風致の維持向上を進めることを基本とし、下田市景観まちづくり条例に基づく景観重点地区の指定を進めていくとともに、歴史的風致と調和した良好な住環境の形成と美しく品格のあるまちづくりを進めていくため、旧下田町内においては、建築物の高さ制限などについて検討していく。



景観誘導ゾーンと重点区域（拡大）



■重点区域内における景観誘導ゾーンの方針内容

旧町内ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下田太鼓祭り・黒船祭などの伝統的な祭り・行事を後世に引き継いでいく。</li> <li>・下田の歴史を伝えるなまこ壁・伊豆石造りの建造物や神社・仏閣等を大切にすする。</li> <li>・下田太鼓祭りの舞台にふさわしいまちなみを形成する。</li> </ul>
下田港周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開国にまつわる資源を大切にし、開国の港としての演出を図る。</li> <li>・港の借景となっている自然や緑を守り、大切にすする。</li> <li>・歴史性を重視し、落ち着いたきのある海辺のまちなみを形成する。</li> </ul>
海岸線ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白い砂浜、美しい海岸をきれいに保つ。</li> <li>・海岸線のハマユウ、野水仙、ハマボウなどの自生地等を守る。</li> <li>・特長的な漁村の風景を維持する。</li> <li>・海辺の景観や周囲の自然景観を阻害することなく、海辺のまちなみにぎわいを感じられるまちなみを形成する。</li> </ul>

■重点区域内における行為の制限に関する事項

《届出対象行為》

行為の種類		届出を要する規模
建築物	建築物（沿道型商業施設を除く）	高さ10m超又は延床面積300㎡超
	沿道型商業施設	敷地面積300㎡超又は延床面積150㎡超
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ15m超
	・送電鉄塔類	高さ15m超
	・煙突類	高さ6m超
	・記念塔類	高さ4m超
	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ8m超
	・エレベーター類、遊戯施設（コースター等）、製造施設、貯蔵施設類	高さ10m超又は築造面積300㎡超
	・擁壁	高さ2m超
	・法面、垣、柵、塀類	高さ2m超
	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員10m超又は高さ3m超
	・索道施設（ロープウェイ等）	高さ13m超
・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ10m超又は設置面積300㎡超	
開発行為（宅地造成）		面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の合計1,000㎡超又は堆積の高さ3m超

《景観形成基準》

【建築物の景観形成基準－旧町内ゾーン】

項目	景観形成基準
配置	・道路から見た時に、両隣の建築物と壁面の位置がそろうように配慮してください。
高さ	・昔ながらのまちの形態を守るため、周囲の建築物より突出する高さは避けてください。
形態・意匠	・歴史性を意識した形態・意匠としてください。 ・屋上を設ける場合には、スカイラインを乱さない形状としてください。 ・室外に設ける設備など(太陽光発電設備・風力発電設備類を含む)は、道路等の公共空間から目立たないように工夫してください。
色彩	・通りから外観が見える部分(看板類を含む)は、歴史的建造物等と調和した落ち着いた配色としてください。
素材	・通りから外観が見える部分は、周辺のまちなみと調和した違和感のない素材としてください。
外構	・通りに面して垣又は柵を設置する場合は、閉鎖感のあるものは避けてください。

【建築物の景観形成基準－下田港周辺ゾーン】

項目	景観形成基準
高さ	・背景の山並みとの調和に配慮し、突出する高さは避けてください。
形態・意匠	・背景の山並みとの調和や開国の歴史ある港のイメージを尊重した形態・意匠としてください。 ・室外に設ける設備など(太陽光発電設備・風力発電設備類を含む)は、通りや港等から目立たないように工夫してください。
色彩	・通りや港から外観が見える部分(看板類を含む)は、港の風景との調和に配慮した配色としてください。
外構	・敷地内の空地は、緑化に努めてください。 ・国道 135 号に面する部分は、港にふさわしい中高木・花等による緑化に努めてください。

【建築物の景観形成基準－海岸線ゾーン】

項目	景観形成基準
高さ	・背景の山並みや周囲のまちなみとの調和に配慮し、突出する高さは避けてください。
形態・意匠	・背景の山並みや海辺の風景との調和に配慮した意匠・形態としてください。 ・室外に設ける設備など(太陽光発電設備・風力発電設備類を含む)は、通りや海辺等から目立たないように工夫してください。
色彩	・通りから外観が見える部分(看板類を含む)は、海辺の風景との調和に配慮した配色としてください。
外構	・敷地内の空地は、緑化に努めてください。 ・国道 135 号に面する部分は、海岸線にふさわしい中高木・花等による緑化に努めてください。

## 【建築物以外の景観形成基準－共通】

項 目	景観形成基準
工作物 (太陽光発電設備・風力 発電設備類は除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り周辺への圧迫感や威圧感を与えず、周辺の景観と調和したものとしてください。</li> <li>・下田まち遺産が周辺若しくは背景にある場合は、まち遺産を阻害しないよう配慮してください。</li> <li>・周辺との調和に配慮した配色としてください。</li> <li>・鉄塔は、海岸や山並みなどの背景に調和した色彩としてください。</li> </ul>
開発行為 (宅地造成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木がある場合には、その保全及び活用又は代替緑化に努めてください。</li> <li>・周囲から目立たないように植栽を施してください。</li> <li>・現状の形状を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮してください。</li> <li>・国道 135 号など主要な道路から見える位置に擁壁を設置する際は、擁壁面への植栽や法面への緑化などの工夫により、無機質にならないよう配慮してください。また、伊豆石や自然石の使用に努めるとともに、自然石調等の仕上げの工夫により、周辺景観との調和に配慮してください。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘削、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び採取方法を工夫するとともに、敷地内の既存樹木の保全や緑化などの措置に努めてください。</li> <li>・採取後及び採取中の景観が、周囲の景観と不調和にならないよう配慮してください。</li> <li>・採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努めてください。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源、 その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さないよう配置し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方法等の工夫により、整然となるよう配慮してください。</li> <li>・周辺から目立たないように植栽を施すなどの工夫を行ってください。</li> </ul>
工作物 (太陽光発電設備・風力 発電設備類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を阻害する場所(尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等)での設置は避けてください。</li> <li>・公共の場所(公道・公園・浜辺・眺望点等)から、配置の工夫や植栽などにより見えない措置を講じてください。</li> <li>・下田まち遺産が周辺若しくは背景にある場合は、まち遺産を阻害しないような措置を講じてください。</li> <li>・色彩は、低明度かつ低彩度などといった落ち着いたものを使用し、低反射でできるだけ模様が目立たないものにしてください。</li> </ul>

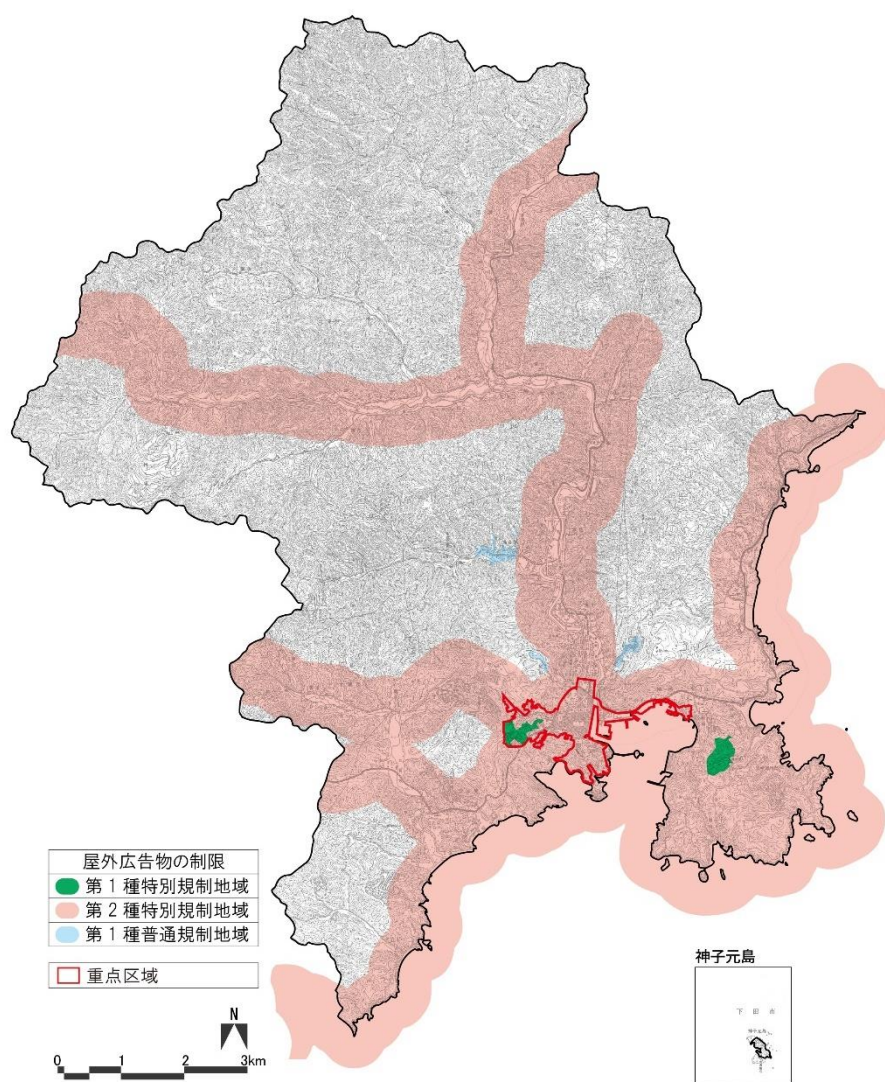
### (3) 屋外広告物の制限

本市における屋外広告物の表示及び掲出については、屋外広告物法に基づく静岡県屋外広告物条例により規制誘導されている。

原則として、広告物を表示できない「特別規制地域」と、広告物表示の許可が必要な「普通規制地域」の2つがあり、特別規制地域のうち第1種特別規制地域には文化財保護法、静岡県文化財保護条例により指定された地域が含まれている。

なお、道標、案内図板などの公衆の利便に供する広告物は、高さや面積などの基準を満たし、許可を受ければ特別規制地域でも表示することができる。

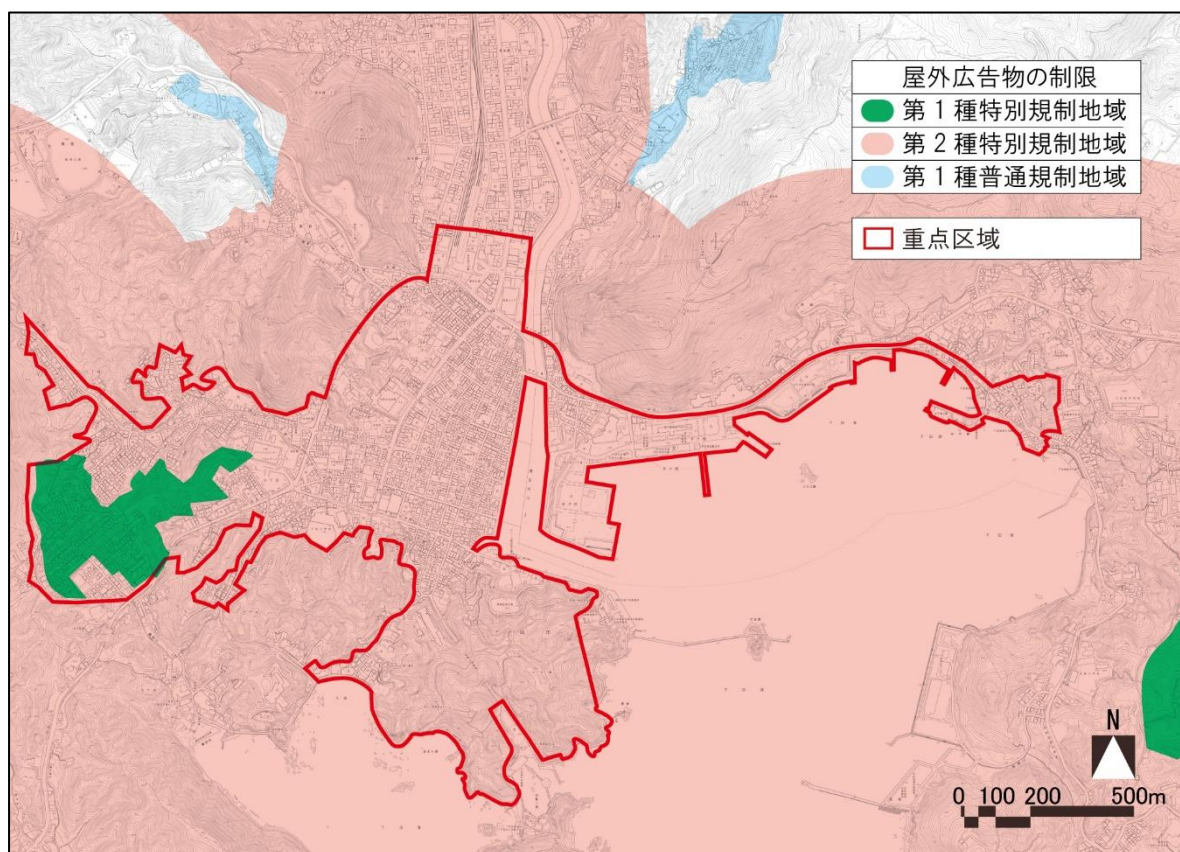
引き続き、屋外広告物条例の周知や屋外広告物の指導に努めるとともに、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るため、下田市独自の屋外広告物条例の制定に向けて検討を進める。



屋外広告物規制図と重点区域

<屋外広告物規制区分>

規制地域		広告の種類		自家広告物	案内広告物	一般広告物
特別規制地域（原則、屋外広告物の表示等を禁止している地域）	第1種特別規制地域	特に良好な住環境の形成や自然環境、歴史景観の保全が望まれる地域	第1種低層住居専用地域  文化財から周囲50m以内の地域（河内の宝篋印塔）  史跡、名勝、天然記念物の地域（了仙寺、玉泉寺、神子元鳥灯台、八幡神社のイスノキ、伊古奈比咩命神社のアオギリ自生地、吉田松陰寓寄処、田牛ハマオモト自生地、白浜神社のビャクシン樹林、偽層理、報本寺のオガタマノキ、爪木崎の柱状節理）	表示面積の合計が5㎡を超える場合、許可申請が必要です。	（野立てのもの、電柱や街路灯その他これらに類するものを利用するもの以外への広告物設置は不可）	設置不可
	第2種特別規制地域	国道の沿線など広告物が集中する恐れの高い地域や都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地	伊豆急行鉄道線（トンネル区間を除く全区間）  国道135号線（市境界から国道136号まで）  国道136号線（トンネル区間を除く市境界から国道135号まで）  国道414号線（トンネル区間を除く全区間）  県道須崎柿崎線（全区間）  県道下田松崎線（トンネル区間を除く全区間）  県道下田南伊豆線（トンネル区間を除く全区間）  海岸線 海岸線から500mの等距離線の範囲内  都市公園の区域（下田公園、敷根公園、本郷公園、小山田公園、中村中央公園、中村東公園、立野公園、ペリー上陸記念公園、汐見台公園）  官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所の敷地内			
等普通規制地域（原則、屋外広告物の表示に際し、事前許可を受けなければならない地域）	第1種普通規制地域	上記区間にかからない用途地域に供される区域は第1種普通規制区域となります				

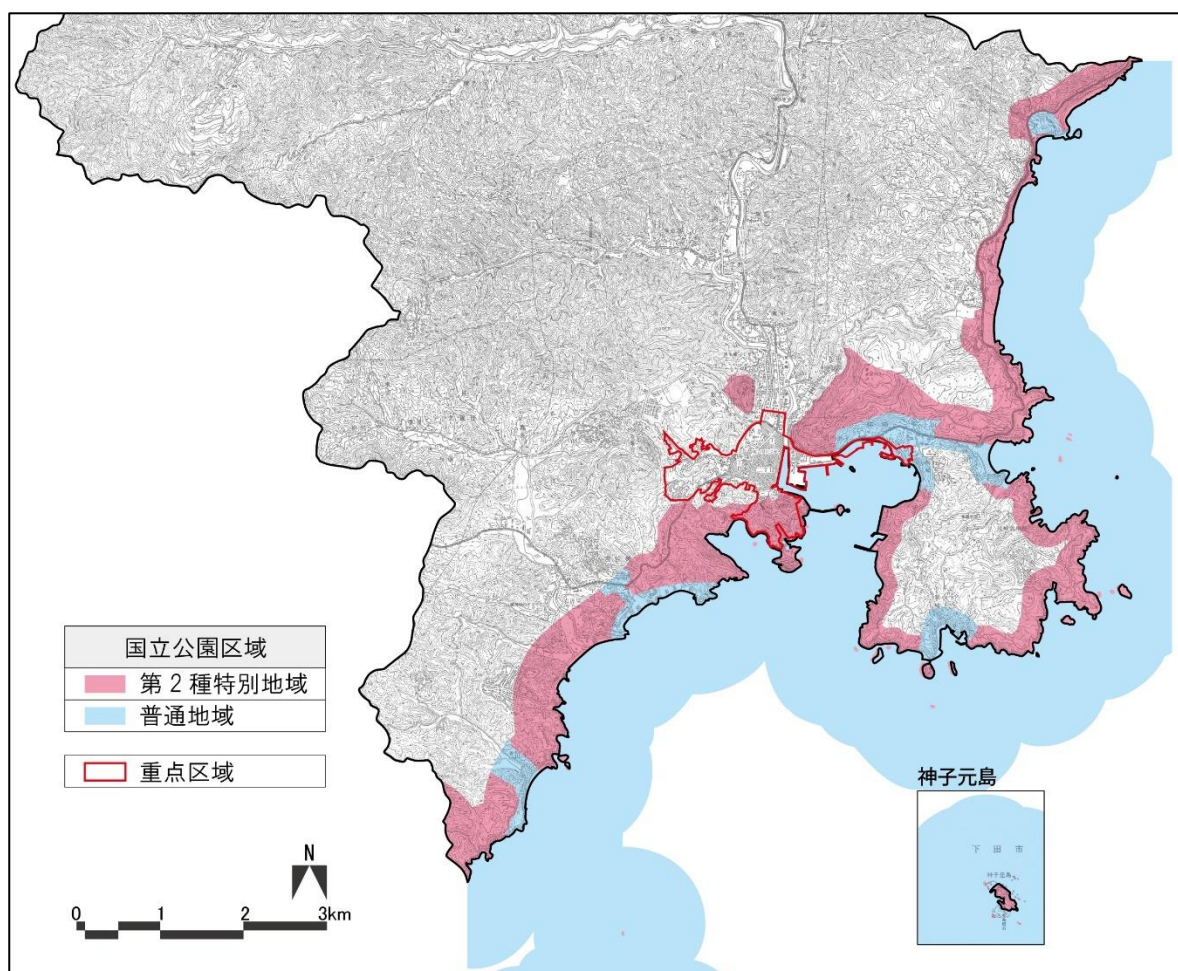


屋外広告物規制図と重点区域（拡大）

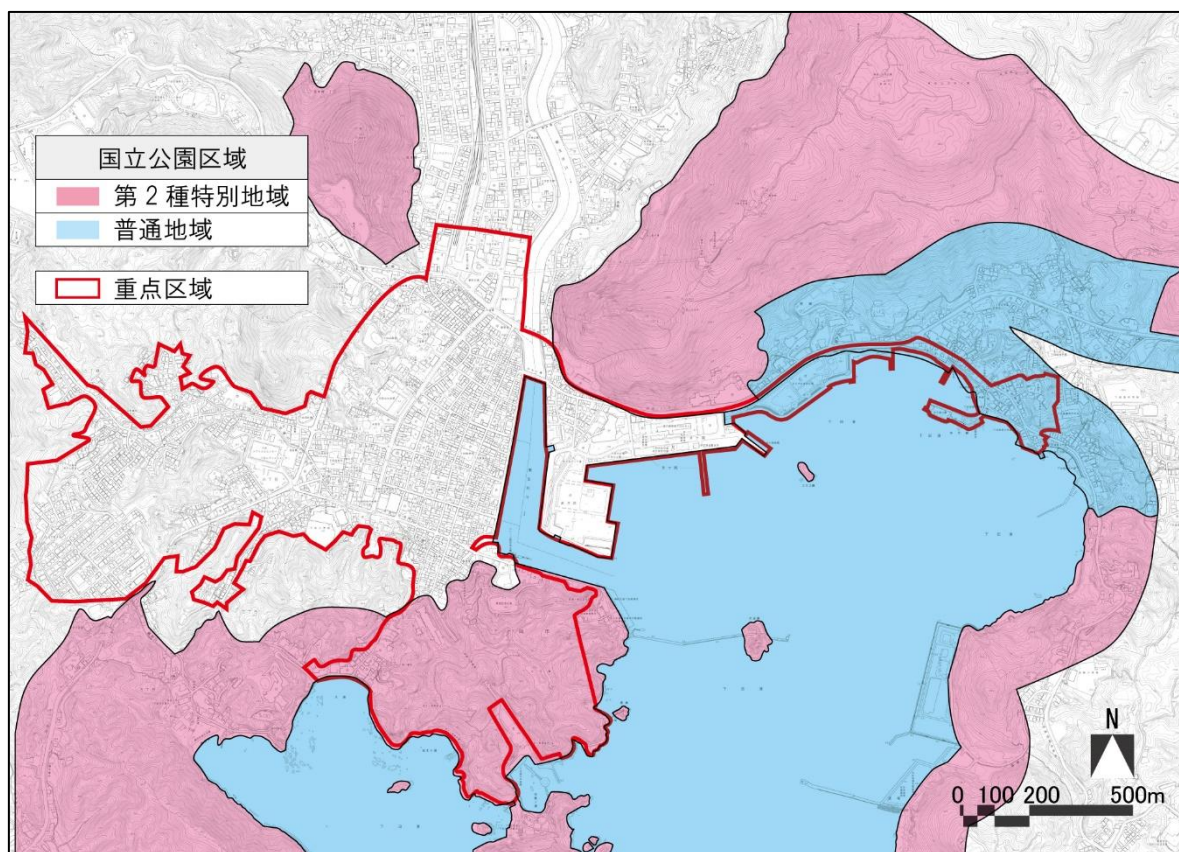
#### (4) 自然公園法との連携

自然公園法に基づく国立公園として、本市の海岸一帯が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、その区域内は、第2種特別地域と普通地域に区分されている。当国立公園は、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣により指定されており、その環境は、対象区域内における工作物の新築や木材の伐採などの行為を行う場合、許認可の対象とすることで保全が図られている。

本重点区域は、下田公園と、まどが浜海遊公園から玉泉寺周辺の範囲が国立公園の区域と重複している。これにより、重点区域の風景地が保全され、歴史的風致を構成する環境の保全が図られる。



国立公園区域と重点区域



国立公園区域と重点区域（拡大）



## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

### 1 全市に関する基本方針

下田市には、国指定文化財7件、県指定文化財10件、市指定文化財56件、合計73件の有形・無形の指定文化財が存在している。これら文化財は、国民の財産であるという基本理念のもと、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として教育普及や観光振興の重要な資源となっている。また、指定の有無にかかわらず、本市に残る文化財を確実に後世に伝えていくためには、文化財個々の保存だけでなく、その文化財が置かれている周辺環境や実際に保存、活用する組織を含めた一体的な保存及び活用の運営を図る必要がある。

#### (1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

本市における国・県・市指定文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、下田市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき保存、活用されている。こうした取組を継続していく上でも、所有者や管理者に対する適切な指導・助言を行い続け、適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

また、未指定の文化財については、専門家による学術調査・研究を実施し、必要に応じて保存及び活用に向けた取組を検討していく。

有形文化財（建造物）・史跡の保護に当たっては、国指定文化財の場合、指定後の適切な保存及び活用されるよう、指定物件ごとに保存活用計画を策定、同計画に基づいた保護保存、修理や整備、防災対策などを行う。県及び市指定文化財、又は未指定文化財は、所有者や管理者等と適切な保存及び活用について協議し、その上で修理や整備、防災対策などを行う。

無形文化財・無形民俗文化財の保護に当たっては、その活動を記録し、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

#### (2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損し、毀損の進行による滅失を招く恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者や管理者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上

のための適切な指導・助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理や整備については、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、下田市文化財保護条例のほか、関連法令に基づくとともに、文化庁や静岡県教育委員会、静岡県文化財保護審議会、下田市文化財保護審議会等の指導を仰ぎ、連携しながら実施する。また、所有者や管理者等の費用負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

### **(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針**

本市は指定・未指定を含め、多数の文化財を有している。それぞれが歴史的、文化的価値を有していることから、その価値を説明する案内看板を設置している。しかし、経年劣化による老朽化や案内看板が未設置の指定物件も見受けられる。今後はそれらの整備を推進するとともに、案内看板の表示の統一化と多言語化等、より充実した情報発信を実施できるよう整備を進めていく。

### **(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針**

文化財の周辺環境は、その文化財の魅力に強い影響力を持つ。よって、文化財の保存及び活用を図る上で、その文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じ、文化財の魅力を高めることが重要である。

そのため都市計画法や下田市景観まちづくり条例、静岡県屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。また、文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善や除去をするとともに、整備・再整備をする際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

### **(5) 文化財の防災に関する方針**

有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個々に防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

自然災害の中で、特に火災は文化財が滅失する危険性が高く、日頃から防火対策を徹底しなければならない。また、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保や対応力を高めるため、平素から防火教育や訓練に取り組むことで、文化財の滅失する危険性を除外・低下させていく。

防火対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置に努めるとともに、防災教育や訓練を所有者や管理者等と実施する。訓練に関しては、文化財防火デー等の期間に、所有者や管理者等及び消防組織と協力して実施することで、所有者や管理者のみにとどまらず、こうした消防組織においても文化財の防災についての意識の醸成を図れるよう努める。

地震対策として、各指定物件の種別や性質に応じた地震対策を実施するとともに、必要に応じて耐震補強等を実施し、毀損・滅失のリスク軽減を図る。

また、美術工芸品などの有形文化財は、盗難対策として防犯設備の設置を推奨するとともに、所有者の防犯意識の向上を図る。

#### **(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針**

市民一人一人が下田の歴史的風致への認識を深めるため、文化財を保護保存する意識を醸成していく。それには、継続的な文化財の有効活用を通して、普及・啓発を図る取組が重要である。

市内外の人々を対象として実施する普及・啓発としては、文化財の価値や貴重さを伝えるために、各指定文化財の統一的な案内看板の設置や、文化財パンフレット等を作成し配布するとともに、ボランティア等によるガイド活動やイベントの開催を行っていく。

活用に向けた普及・啓発は、文化財の所在する地域やテーマごとに周遊するコースを設定するなど、個々の文化財を関連付けたストーリー性のある事業を展開していく。また、GPS等の位置情報を活用した歴史案内システムの作成を検討していく。

#### **(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針**

本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、61ヶ所を数える。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際は、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を静岡県教育委員会に指導・助言を仰ぎながら実施する。

#### **(8) 文化財の保存・活用に係る下田市教育委員会の体制に関する方針**

本市では、文化財に関わる業務は、下田市教育委員会生涯学習課社会教育係が担当している。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として下田市文化財保護

条例に基づき、下田市文化財保護審議会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を市指定文化財にする際には、従来通り同委員会に諮り指定をしていくこととする。

### (9)文化財の保存・活用に関わる住民等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存及び活用していくためには、下田市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存及び活用に取り組んでいる団体との連携が不可欠である。

本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体が存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存及び活用、文化財の調査や発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体も存在しており、これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。

以下に下田市の代表的な市民団体等を列記する。

#### 下田市の文化財の保存・活用に関わる代表的な団体一覧

名称	活動エリア	活動概要
くらしまち継承機構	市内全域	景観保全に向けた取組
下田城の保存を推進する会	下田城址	(市)史跡下田城址の保護保存に向けた取組
下田太鼓伝統保存会	旧町内	下田八幡神社例大祭での太鼓技術の保存、継承
河内歴史の会	河内	河内地区の歴史研究
蓮台寺街づくり協議会	蓮台寺	蓮台寺地区の街づくりの検討、実践
下田古文書同好会	市内全域	古文書の研究、調査
白浜神社三番叟保存会	白浜	白浜神社奉納三番叟の保存、継承
加増野ハタマワシ保存会	加増野	山随院権現祭幡廻しの保存、継承
落合鬼射保存会	落合	鬼射の保存、継承

## 2 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、<sup>りょうせんじ</sup>了仙寺、<sup>ぎょくせんじ</sup>玉泉寺をはじめとする多くの指定文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、下田市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。

国指定史跡の了仙寺と玉泉寺は、引き続き、所有者管理者と協力しながら計画的な保存に努め、より積極的な活用を図ることとする。

未登録・未指定の文化財について、特に下田のまちなみを特徴づける「なまこ壁」や「伊豆石」を使用した商家・民家・石蔵等の有形文化財は、経年劣化が進行しており、また、所有者の高齢化や継承者不足から存続が困難となっている。

これらの建造物については、国登録有形文化財の登録や歴史的風致形成建造物への指定、下田市景観まちづくり条例に基づく「登録まち遺産」として幅広い視野で保護、保存、活用を推進していく。

併せて、地域に根付く伝統行事である祭典等の無形民俗文化財等は、特に担い手育成を重視し、活動団体への支援を継続する。

### (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内における指定文化財は、国指定史跡の了仙寺や玉泉寺、市指定史跡の長楽寺などがある。

これらの史跡においては、所有者によって継続的に修理や補修が実施されており、また、補助事業による修理も実施されていることから、現状で大規模修理が必要とされる箇所は把握されていない。しかし、自然災害等による被害や、部材の経年による毀損も想定されるため、引き続き所有者や関係者とともに劣化箇所の把握や、防災に努めていくこととし、必要に応じて早期に修理事業に着手できるよう関係者と連携していくこととする。

修理事業を実施する際には、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、下田市文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ、修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者や管理者と協議を行い、登録有形文化財制度や、歴史的風致形成建造物としての指定、下田市景観まちづくり条例等を活用しながら、修理や整備を進める。

**(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画**

重点区域内において、文化財の価値を説明する案内看板についても老朽化や未設置など、情報発信が十分でない状況にある。

こうしたことから、案内看板や誘導サイン等の設置を急ぐとともに、より効果的な発信を行うための統一ルール の 制定や、今後の外国人観光客の増加を鑑み、外国語対応をした説明媒体を用いた案内看板、パンフレット等の作成を検討し、情報発信体制の強化を図る。

**(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画**

重点区域には、国史跡了仙寺や玉泉寺などが所在し、その周辺に所在する「なまこ壁」や「伊豆石」を用いた歴史的建造物、工作物に彩られ、歴史的風致が形成されている。一方でまちなみの近代化も進んでおり、歴史的風致にそぐわない建築物や工作物も散見される。

そこで、景観計画では、旧町内ゾーンと位置づけ、歴史的まちなみに配慮した高さ規制を行っていく。併せて、道路舗装の美装化や街灯のデザインの統一化、電柱の移設や削減についても検討することで、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成を実施していく。

**(5) 文化財の防災に関する具体的な計画**

重点区域内に位置する国指定史跡の了仙寺・玉泉寺、市指定文化財の長楽寺などの主要な文化財においては、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備が設置されている。その維持管理を指導支援するとともに、防災教育や訓練を所有者や管理者等と実施する。訓練に関しては、文化財防火デー等の期間に、所有者や管理者等及び消防組織と協力して実施することで、所有者や管理者のみにとどまらず、こうした消防組織においても文化財の防災に関しての意識の醸成を図れるよう努める。

また、歴史的建造物の多くが木造であることから、消防組織による文化財の予防的な査察と啓発を実施するとともに、所有者、管理者と消防組織と行政の三者による協力体制を構築し、事前に発生を防ぐ予防的措置と、発生後の被害を最小限に抑える初期対応が迅速に行われるよう、平素より連携していく。

**(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画**

文化財のパンフレット作成や市ホームページの充実化を図る。また、発掘

調査や保存修理工事の実施時には現場説明会や見学会などを開催し、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出することで、歴史的風致の維持向上につなげていく。

無形民俗文化財は、担い手の育成や技術の伝承などで多くの人の関与が重要であることから、過去から現在までの記録作成の作業を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されていくよう努めるものとする。加えて、伝統芸能の継承等や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対しては、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統文化等の普及啓発を図る。

### **(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画**

重点区域内において、現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」は3か所あり、これらの該当箇所では歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。また、開発等で埋蔵文化財が破壊されることがないように、地権者への周知を図るとともに、実際の開発に際しては十分な事前協議を行い、できるかぎり現状保存を図るものとする。開発による破壊を免れえない場合は、静岡県教育委員会の指示通知に基づき発掘調査等を実施して、記録保存を行う。

### **(8) 文化財の保存・活用に関わる住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画**

重点区域内における文化財の保存及び活用に取り組む団体として、各地区の民俗芸能の伝承を行う団体などが活発に活動している。これらの団体が、文化財の保存及び活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の補助支援を行い、こうした文化財の保存及び活用を継続可能な体制へと整備することが重要である。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を、行政だけで担うことには限界があり、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、下田市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### 1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、本市における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設などであり、これを整備し、適切な管理を行うことにより、本市固有の歴史的風致の維持向上を図る。

整備に当たっては、歴史的風致を構成する建造物の保全や整備、歴史的風致に係るまちなみなどの環境の整備、歴史と伝統を反映する活動を保全継承する事業、歴史的風致の認識と理解を向上させる事業などによって実施する。整備を行った施設は、積極的な公開や活用を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

管理に当たっては、国、県及び市の関係部局が連携し、文化財保護法のほか、道路法、都市公園法、市条例などに基づいた日常的な維持管理を確実に実施するとともに、防災や防犯の対策にも取り組む。さらに、地域住民、関連団体等の協力のもと、官民一体となった維持管理を進める。

なお、事業実施に当たっては、施設やその周辺の歴史的背景、地域住民の活動状況などを十分に把握した上で、周辺の景観に配慮し、地域住民や関係機関との十分な協議を踏まえて行う。また、国や県からの支援が得られるよう検討を進めるとともに、民間企業などとの連携を図っていくものとする。

上記の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおり。

#### (1) 歴史的建造物に関する事業

1. 下田市歴史的風致形成建造物保存整備事業
2. 下田市景観まちづくり条例助成事業

#### (2) 歴史的建造物の周辺環境に関する事業

3. 玉泉寺周辺整備事業
4. 市道大川端通線周辺整備事業
5. 旧下田町道路美装化事業
6. 蓮台寺温泉環境整備事業
7. 下田公園環境整備事業

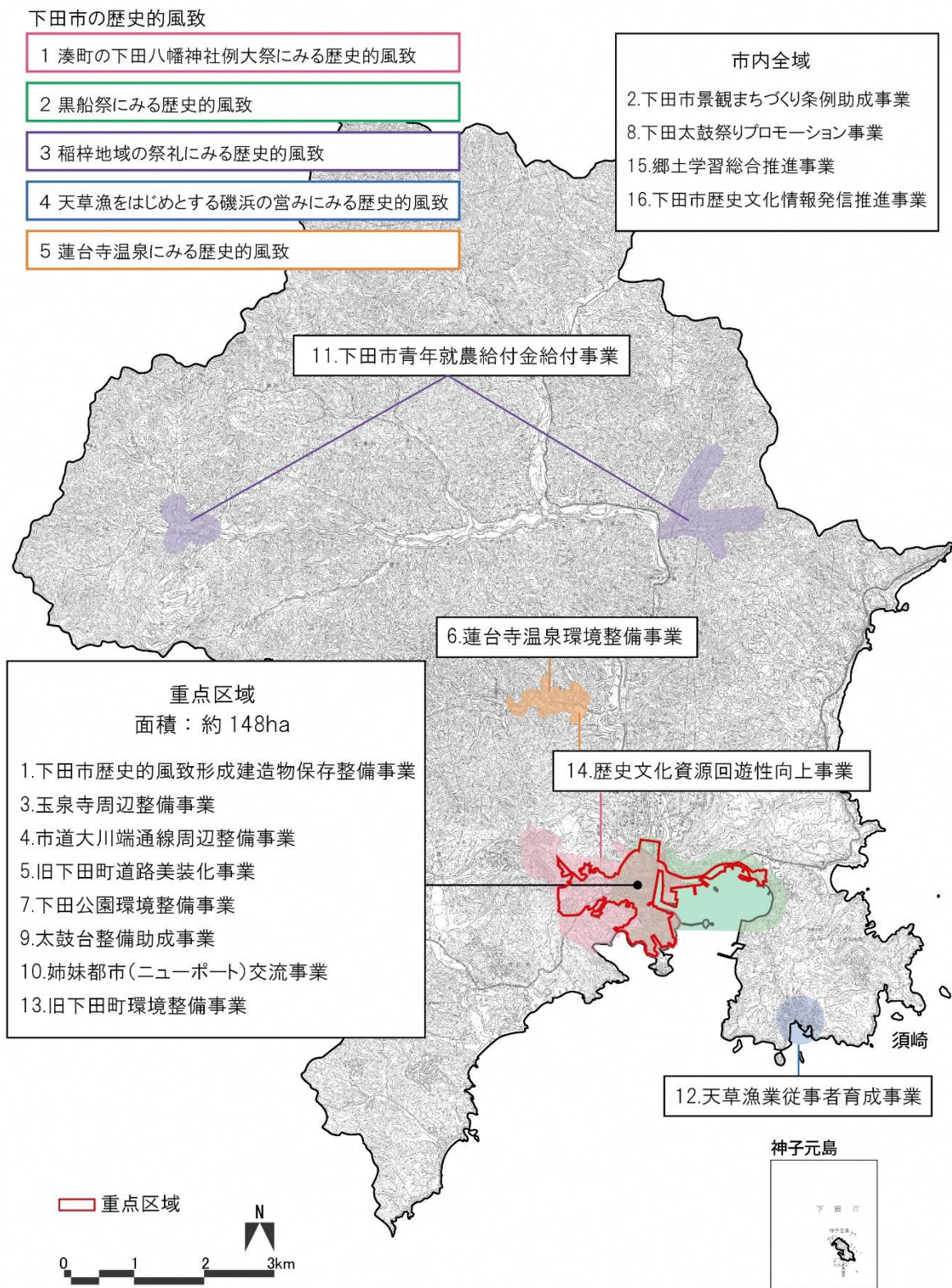


**(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動に関する事業**

8. 下田太鼓祭りプロモーション事業
9. 太鼓台整備助成事業
10. 姉妹都市（ニューポート）交流事業
11. 下田市青年就農給付金給付事業
12. 天草漁業従事者育成事業

**(4) 歴史的風致に関する情報発信や周遊性に関する事業**

13. 旧下田町環境整備事業
14. 歴史文化資源回遊性向上事業
15. 郷土学習総合推進事業
16. 下田市歴史文化情報発信推進事業



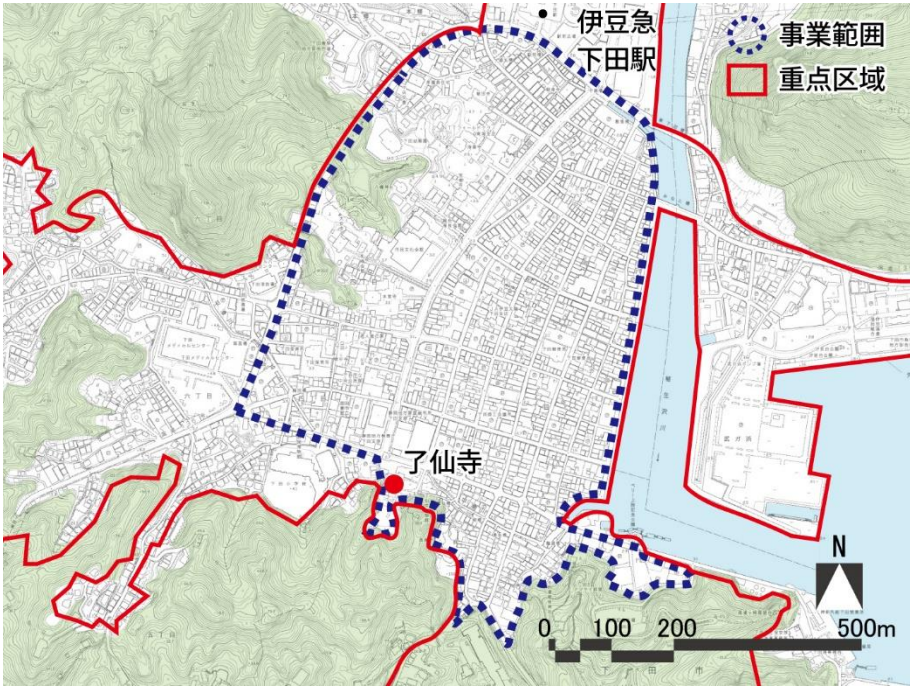
事業位置図



重点区域内事業位置図

## 2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

### (1) 歴史的建造物に関する事業

事業名	1. 下田市歴史的風致形成建造物保存整備事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	重点区域内に所在する歴史的建造物のうち、歴史的風致形成建造物の指定方針に基づき指定した建造物を後世に残すため、必要に応じて現況調査、維持管理や活用についての検討、補修などを行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的に価値の高い建造物の保存は、下田八幡神社例大祭や黒船祭の舞台背景の維持に結びつくことから、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致及び黒船祭にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	2. 下田市景観まちづくり条例助成事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成21年度～平成39年度
事業位置	<p>市内全域</p>
事業概要	<p>市内に所在する歴史的建造物のうち、下田市景観まちづくり条例に基づく登録まち遺産である建造物を後世に残すため、必要とされる修繕、活用に向けた費用を助成する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的に価値の高い建造物の保存は、下田八幡神社例大祭や黒船祭の舞台背景の維持に結びつくことから、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致及び黒船祭にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(2) 歴史的建造物の周辺環境に関する事業

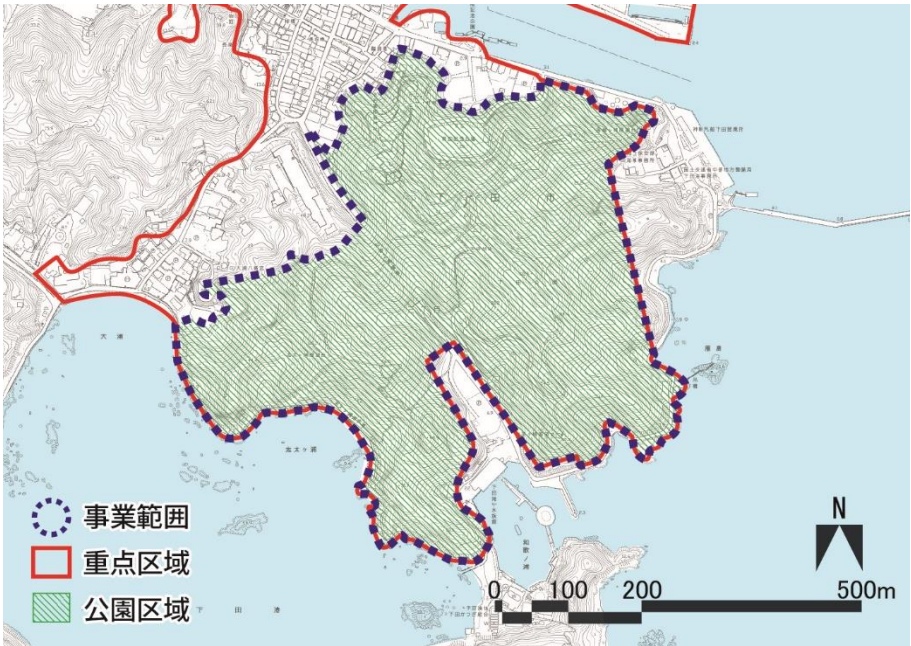
事業名	3. 玉泉寺周辺整備事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	玉泉寺周辺（重点区域内） 
事業概要	<p>玉泉寺周辺において、道路修景といった歴史あるまちなみと調和した空間の整備や、駐車場整備といった環境整備を行うことにより、玉泉寺周辺の賑わいを取り戻し、良好なまちなみ環境の形成を図る。</p>  <p>柿崎弁天島(回遊拠点)</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>玉泉寺周辺の歴史的景観に見合った市街地環境整備は、黒船祭を盛り立て、玉泉寺周辺周遊の快適性が向上することから、黒船祭にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	4. 市道大川端通線周辺整備事業
事業主体	下田市
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～平成34年度）
事業期間	平成30年度～平成34年度
事業位置	市道大川端通線位置図（重点区域内） 
事業概要	<p>市道大川端通線周辺において、歴史あるまちなみ及び稲生沢川と調和した空間の整備を図るため、道路東側の物揚場の修景舗装、休憩施設の設置等の再整備を行い、良好な景観形成を図る。</p>  <p>市道大川端通線（現況）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>下田八幡神社例大祭や黒船祭のきっかけとなった水辺空間の再整備は、活動を引き立て、人々が集まる憩いの場として昔の賑わいを取り戻すきっかけとなり、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



事業名	5. 旧下田町道路美装化事業
事業主体	下田市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成30年度～平成34年度）
事業期間	平成30年度～平成34年度
事業位置	<p>旧下田町道路美装化位置図（重点区域内）</p>
事業概要	<p>旧下田町内において、歴史あるまちなみに調和した空間の整備を図るため、道路修景舗装や街灯整備、無電柱化を実施することにより、住民が誇りに持てる空間の形成を図る。</p> <p>土藤商店前（現況）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>舗装美装化及び街灯修景等は、下田八幡神社例大祭や黒船祭の活動や歴史的に価値のある建造物を引き立て、住民や観光客が散歩したくなる空間となり、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致及び黒船祭にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



事業名	6. 蓮台寺温泉環境整備事業
事業主体	下田市
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成28年度～平成32年度）、市単独事業
事業期間	平成28年度～平成32年度
事業位置	蓮台寺温泉地区 
事業概要	<p>蓮台寺温泉地区において、歴史あるまちなみに調和した空間の整備を図るため、道路修景舗装及び沿道への公園整備等を実施することにより、蓮台寺温泉地区の賑わいを取り戻し、温泉場らしい景観形成を図る。</p>  <p>天神神社下広場（公園整備予定地）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	道路修景舗装及び沿道への公園整備等の環境整備事業は、建造物とその周辺におけるまちなみ景観形成の促進と、観光客の快適性の向上に繋がるため、蓮台寺温泉にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	7. 下田公園環境整備事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	下田公園（重点区域内）  <p>The map shows the Shimada Park area with a legend: a blue dashed circle for '事業範囲' (Project Scope), a red solid line for '重点区域' (Focus Area), and a green hatched area for '公園区域' (Park Area). A scale bar indicates 0, 100, 200, and 500 meters, and a north arrow is present.</p>
事業概要	下田公園の地形的条件や自然環境などの特質を活かして、下田公園からまちなみを一望できる施設や散策路などの整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	下田公園の環境整備を行うことにより、旧下田町のまちなみを一望し、確認することで、町の成り立ちや歴史を知ることができるため、黒船祭にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

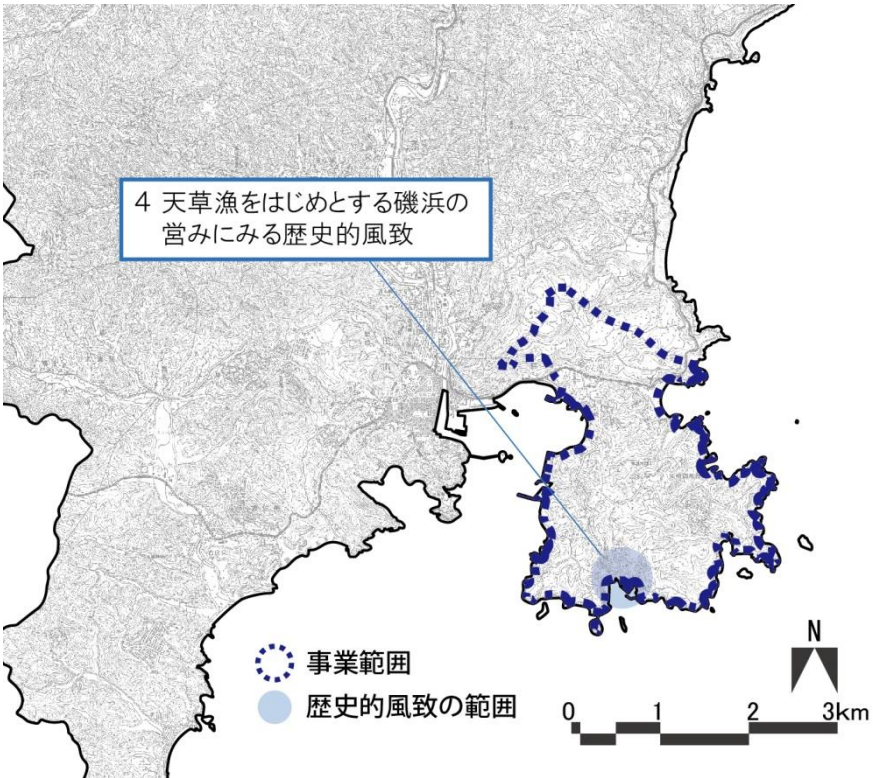
(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動に関する事業

事業名	8. 下田太鼓祭りプロモーション事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	重点区域旧下田町内
事業概要	<p>首都圏等市外の都市において、下田太鼓祭りを様々な媒体を活用して魅力を発信、認知度をあげるプロモーションを行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">下田太鼓祭りの様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>下田太鼓祭りの魅力を市外にアピールすることにより、外部からの開催協力や開催支援を得て、下田太鼓祭りの継続的な開催に結び付けるとともに、伝統祭礼、行事に対する市民の意識の向上、祭りを支える職人の認知、歴史、伝統を活かした地域づくりの推進に繋がることから、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	9. 太鼓台整備助成事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	重点区域旧下田町内
事業概要	<p>下田太鼓祭りの保全継承のために、祭りで使用する太鼓台の修理費等の一部を補助する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>下田太鼓台の整備に関して支援することにより、下田太鼓祭りの継続的な開催に繋がり、伝統祭礼、行事に対する市民の意識の向上、歴史、伝統を活かした地域づくりを推進し、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

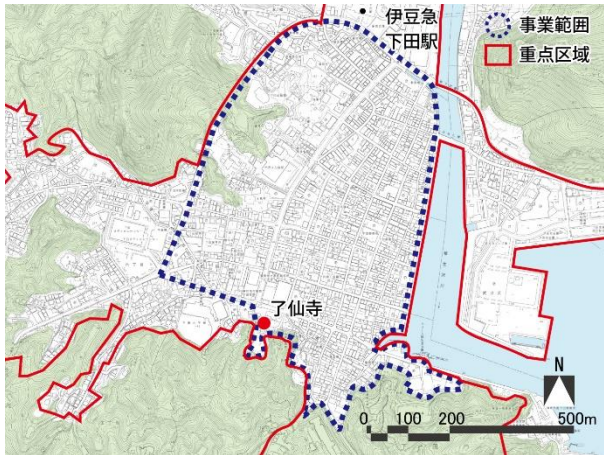
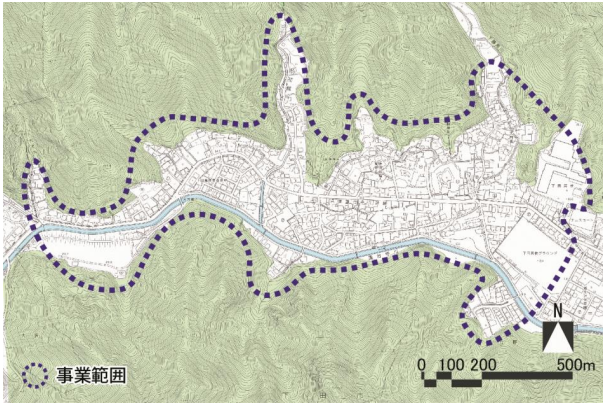
事業名	10. 姉妹都市（ニューポート）交流事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	重点区域 旧下田町地区・玉泉寺周辺地区一帯
事業概要	<p>下田市との姉妹都市であるアメリカニューポート市との交流事業費の一部を補助する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>表敬訪問</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>黒船祭</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>ニューポート市との交流を支援することは、国際色豊かな黒船祭の継続的な開催に結び付くとともに、開国の歴史、行事に対する市民の意識の向上、歴史、伝統を活かした地域づくりの推進に繋がることから、黒船祭にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	11. 下田市青年就農給付金給付事業
事業主体	下田市
事業手法	静岡県農業次世代人材投資事業、市単独事業
事業期間	平成24年度～平成39年度
事業位置	<p>稲梓地域</p>
事業概要	新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで、生活費などの費用の一部を補助する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	稲梓地域での就農支援は、定住者が増えるきっかけとなり、産業が活性化するとともに、受け継がれてきた祭礼の継続と里山風景の保全も図れることから、稲梓の祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。


事業名	12. 天草漁業従事者育成事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	<p>浜崎地域</p> 
事業概要	<p>伝統産業である天草漁業従事者の育成を図るため、後継者育成・確保のための事業費の一部を補助する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>天草漁業の従業者育成は、伝統産業の担い手の確保に繋がっており、天草漁業の価値を向上させ、後世への保存伝承が図れることから、天草漁をはじめとする磯浜の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(4) 歴史的風致に関する情報発信や周遊性に関する事業

事業名	13. 旧下田町環境整備事業
事業主体	下田市
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～平成34年度）、市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	旧下田町環境整備位置図（重点区域内） 
事業概要	<p>旧下田町において、市民や観光客の快適性を図るため、伊豆急下田駅周辺の再整備や散策エリアにおけるポケットパークといった休憩施設の設置等を進めることにより、賑わいを取り戻し、観光振興を図る。</p>  <p>ポケットパーク整備予定地</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧下田町内の環境整備事業は、市民の市街地環境に対する満足度を向上させ、観光客の増加に繋がることから、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致及び黒船祭にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	14. 歴史文化資源回遊性向上事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	<p>旧下田町地区(重点区域内)</p>  <p>蓮台寺温泉地区</p> 
事業概要	<p>旧下田町地区や蓮台寺温泉地区に残されている歴史・文化資源を活かすため、散策コースの設定やマップ作成、あるいは外国人にも対応する案内サインなどの整備やウォーキングイベント等の開催により、地区内で回遊を生み出し、賑わい創出に繋げ、観光振興を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化を活用した事業は、歴史文化が再認識されるとともに価値と魅力の向上が図られ、住民が地域に対する誇りを持ち、来訪者の回遊性の向上に繋がることから、湊町の下田八幡神社例大祭にみる歴史的風致及び黒船祭にみる歴史的風致、蓮台寺温泉にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



事業名	15. 郷土学習総合推進事業
事業主体	下田市・民間団体等
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>地域の素晴らしさを伝えるため、市民の生涯学習や市内小中学生の総合学習において、郷土の歴史・文化に関する学習機会を提供する。また、歴史的建造物や活動を支える職人に対して、有識者を招いて、歴史文化資源の貴重性などについての講義等を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">下田まち遺産 子どもシンポジウム</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	郷土学習は、下田市民として、本市が持つ歴史文化資源に対して誇りを持つことができ、伝統行事などの活動への参加が図られることから、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	16. 下田市歴史文化情報発信推進事業
事業主体	下田市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業位置	市内全域
事業概要	市内外へ、歴史的風致に関する情報の周知を図るために、歴史的風致維持向上計画の公表と併せ、下田市広報、ホームページ、下田まち遺産手帖等で、歴史文化の情報発信を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化の情報発信は、観光客の増加と、伝統行事などの活動への参加が図れるため、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 1 歴史的風致形成建造物の指定の考え方

下田市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして静岡県及び下田市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存及び活用に努めてきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められている。

本計画では、下田市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

### 2 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、また次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

#### <指定対象>

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
- ② 文化財保護法第69条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物内の建造物
- ③ 静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 下田市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ⑤ 景観法に基づく景観重要建造物及び下田市景観まちづくり条例に基づく登録まち遺産
- ⑥ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもので、概ね築50年を経過しているもの。

#### <指定基準>

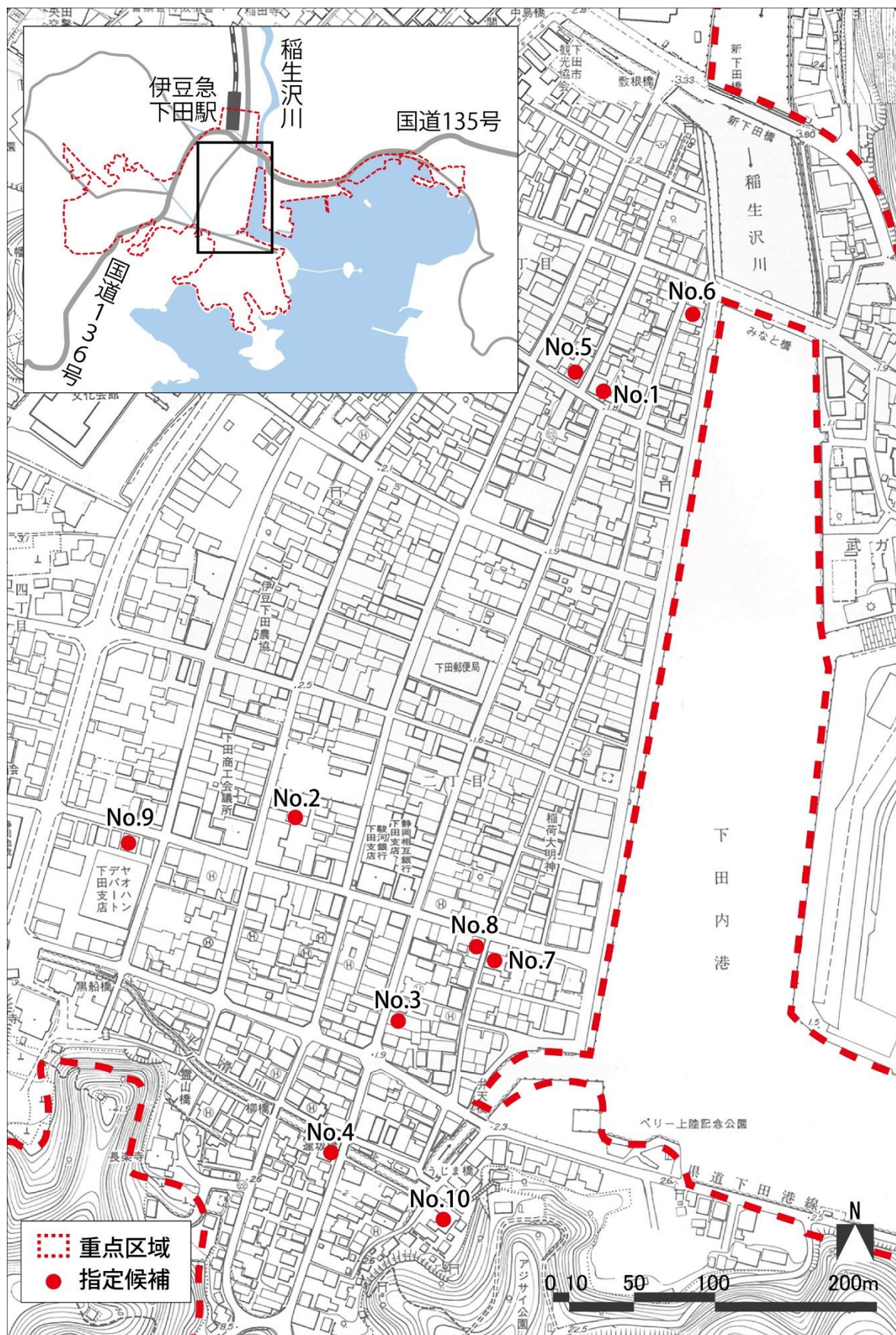
- ① 建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物

### 3 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

No.	名称	指定区分	写真	所有者	所在地
1	さいちゅう 雑忠	登録 まち 遺産		個人	下田市 一丁目
2	くしだ 櫛田蔵	登録 まち 遺産		個人	下田市 二丁目
3	あんちよくろう 安直楼	登録 まち 遺産		個人	下田市 三丁目
4	そうがぼう 草画房	登録 まち 遺産		個人	下田市 三丁目
5	鈴木邸	登録 まち 遺産		個人	下田市 一丁目

No.	名称	指定区分	写真	所有者	所在地
6	加田邸	登録 まち 遺産		個人	下田市 一丁目
7	つちとう 土藤商店			個人	下田市 三丁目
8	土藤蔵 ギャラリー			個人	下田市 三丁目
9	平野屋			個人	下田市 三丁目
10	旧澤村邸	登録 まち 遺産		下田市	下田市 三丁目



歴史的風致形成建造物の指定候補分布図

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、県及び市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき、適正に維持管理を行い、それ以外の建造物は、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持管理は、所有者等による維持管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持管理を図る。また、維持管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復、復原することを基本とする。また、歴史的風致形成建造物の公開活用についても積極的に推進し、所有者等への配慮、毀損の防止に留意しつつ、市民や観光客への周知に努める。

### 2 個別の事項

#### (1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復、復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

#### (2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持管理を行う。これらの建造物の届け出等の手続は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復、復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度<sup>\*</sup>等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

<sup>\*</sup>設計監理費の50%が補助対象。固定資産税、相続財産評価額などについては軽減の措置がある。

### (3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保存を図るため、市指定文化財や登録有形文化財等として指定、登録するよう努めるものとする。これらの建造物の維持管理は、内部の保全に努めつつ、建造物の外観を主対象に、可能な限り現状の維持及び保存を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

## 3 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

### <届出が不要な行為>

- ① 静岡県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第13条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ② 下田市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第12条1項に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第13条1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

## 4 改修に伴う建築基準法の適用除外

歴史的風致形成建造物の適切な維持管理を進める上で、建築物の修理・修復が必要となる場合がある。このような場合、軽微なものは別として、一般には建築基準法の適用を受けることとなる。建築基準法の規定を適用すると建築物が有している歴史的文化的特性が損なわれる可能性がある。そのため歴史的風致形成建造物については、建築基準法第3条第1項第3号に基づく、適用除外制度を活用することが考えられる。

県及び市の指定文化財や登録有形文化財は、文化財保護法第182条第2項の規定による条例によって、現状変更の規制及び保存のための措置が講じら

れている建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定されたものは、建築基準法の適用除外となる。

一方、指定文化財等でない建築物は、「その他の条例」によって現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定されたものであれば、建築基準法の適用除外が可能となる。